

(ハ) 特定契約又は電力受給契約の内容

物件 番号	物件名称	発電事業者 (注1)	買取価格 (注1) (注2)	受給期間満了日 (注1)	買取電気事業者 (注1)
S-01	CS志布志市 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	40円 / kWh	2014年9月17日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	九州電力 株式会社
S-02	CS伊佐市 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	40円 / kWh	2015年6月9日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	九州電力 株式会社
S-03	CS笠間市 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	40円 / kWh	2015年6月26日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	東京電力 エナジー パートナー 株式会社
S-04	CS伊佐市 第二発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	36円 / kWh	2015年6月29日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	九州電力 株式会社
S-05	CS湧水町 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	36円 / kWh	2015年8月21日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	九州電力 株式会社
S-06	CS伊佐市 第三発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	40円 / kWh	2015年9月16日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	九州電力 株式会社
S-07	CS笠間市 第二発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	40円 / kWh	2015年9月24日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	東京電力 エナジー パートナー 株式会社
S-08	CS日出町 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	36円 / kWh	2015年10月13日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	九州電力 株式会社
S-09	CS芦北町 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	40円 / kWh	2015年12月11日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	九州電力 株式会社
S-10	CS南島原市 発電所(東)、 同発電所(西) (注3)	ティーダ・パワー 01合同会社	40円 / kWh	2015年12月25日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日 (東) 2016年1月29日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日 (西)	九州電力 株式会社
S-11	CS皆野町 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	32円 / kWh	2016年12月7日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	東京電力 エナジー パートナー 株式会社
S-12	CS函南町 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	36円 / kWh	2017年3月3日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	東京電力 エナジー パートナー 株式会社
S-13	CS益城町 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	36円 / kWh	2017年6月2日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	九州電力 送配電 株式会社
S-14	CS郡山市 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	32円 / kWh	2016年9月16日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	東北電力 株式会社
S-15	CS津山市 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	32円 / kWh	2017年6月30日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	中国電力 株式会社
S-16	CS恵那市 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	32円 / kWh	2017年9月13日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	中部電力 ミライズ 株式会社 (注4)
S-17	CS大山町 発電所(A)、 同発電所(B) (注3)	ティーダ・パワー 01合同会社	40円 / kWh	2017年8月10日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	中国電力 ネットワーク 株式会社
S-18	CS高山市 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	32円 / kWh	2017年10月10日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	中部電力 ミライズ 株式会社 (注4)
S-19	CS美里町 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	32円 / kWh	2017年3月27日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	東京電力 エナジー パートナー 株式会社

物件番号	物件名称	発電事業者 (注1)	買取価格 (注1) (注2)	受給期間満了日 (注1)	買取電気事業者 (注1)
S-20	CS丸森町 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	36円 / kWh	2018年7月13日以降、最初の検針日が 属する月の翌月から起算して240月目 の検針日の前日(注5)	東北電力 ネットワーク 株式会社 (注4)
S-21	CS伊豆市 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	36円 / kWh	2038年11月29日以降最初の計量日の前 日	東京電力 パワーグリッド 株式会社
S-22	CS石狩 新篠津村 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	24円 / kWh	2019年7月16日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	北海道電力 ネットワーク 株式会社 (注4)
S-23	CS大崎市 化女沼 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	21円 / kWh	2019年7月22日以降、最初の検針日が 属する月の翌月から起算して240月目 の検針日の前日(注5)	東北電力 ネットワーク 株式会社 (注4)
S-24	CS日出町 第二発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	40円 / kWh	2019年10月31日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	九州電力 送配電 株式会社
S-25	CS大河原町 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	32円 / kWh	2020年3月20日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	東北電力 ネットワーク 株式会社 (注4)
S-26	CS福山市 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	40円 / kWh	2020年10月16日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	中国電力 株式会社
S-27	CS七ヶ宿町 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	36円 / kWh	2020年11月6日(同日を含みます。) から232月経過後最初の検針日の前日	東北電力 ネットワーク 株式会社
S-28	CS嘉麻市 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	36円 / kWh	2017年3月31日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	九州電力 株式会社
S-29	CSみやこ町犀川 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	36円 / kWh	再エネ特措法に基づき経済産業大臣が 定める調達期間が満了する日(2040年 3月30日)	九州電力 株式会社
S-30	CS笠間市第三 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	32円 / kWh	再エネ特措法に基づき経済産業大臣が 定める調達期間が満了する日(2040年 9月29日)	東京電力 エナジー パートナー 株式会社
S-31	CS山口市 発電所	ティーダ・パワー01 合同会社(注9)	18円 / kWh	2022年2月3日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	中国電力 ネットワーク 株式会社
S-32	CS佐倉市 発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	21円 / kWh	2021年2月12日(同日を含みます。) から240月経過後最初の検針日の前日	東京電力 パワーグリッド 株式会社
S-33	CS広島市 鈴張発電所	ティーダ・パワー 01合同会社	17.97円 / kWh	再エネ特措法に基づき経済産業大臣が 定める調達期間が満了する日(2041年 3月12日)	中国電力 ネットワーク 株式会社
S-34	CSさくら市 喜連川発電所	ティーダ・パワー01 合同会社(注10)	32円 / kWh	2021年10月25日(同日を含みます。) から240月経過後最初の計量日の前日	東京電力 パワーグリッド 株式会社
S-35	CSつくば市 高見原発電所	ティーダ・パワー01 合同会社(注11)	非開示 (注6)	2044年3月9日(注7)	非開示(注8)

(注1) 「発電事業者」、「買取価格」、「受給期間満了日」及び「買取電気事業者」は、各保有資産の2026年6月30日現在効力を有する特定契約又は電力受給契約の内容を記載しています。なお、「買取価格」は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額を記載しています。

(注2) 「買取価格」による特定契約又は電力受給契約上の発電事業者の収入自体が本投資法人の収入となるわけではありません。

(注3) 「CS南島原市発電所(東)、同発電所(西)」及び「CS大山町発電所(A)、同発電所(B)」は、独立して平成28年改正前再エネ特措法第6条第1項に基づく設備認定を受けた「CS南島原市発電所(東)」及び「CS南島原市発電所(西)」又は「CS大山町発電所(A)」及び「CS大山町発電所(B)」により構成され、それぞれ一体として管理されている太陽光発電設備です。「CS南島原市発電所(東)、同発電所(西)」及び「CS大山町発電所(A)、同発電所(B)」の「受給期間満了日」は、「CS南島原市発電所(東)」及び「CS南島原市発電所(西)」又は「CS大山町発電所(A)」及び「CS大山町発電所(B)」について、それぞれ記載しています。

(注4) 2015年6月に成立した「電気事業法等の一部の法律等を改正する法律(平成27年法律第47号)」において、送配電部門の中立性を一層確保するため、2020年4月1日に一般送配電事業者と送電事業者の法的分離を実施することが規定されました。これにより、2020年4月1日に電気事業者9社において、電気事業法の規定に基づき、会社分割が行われたため、投資法人が所有する特定の発電所において、売電先の電力会社名が変更、又は、売電契約先が電力会社(発電・小売会社)から送配電会社に変更になっています。

(注5) 供給開始日が検針日にあたる場合は、供給開始日が最初の検針日となります。

(注6) 買取電気事業者より開示の承諾が得られていないため、非開示とします。なお、買取価格は、基準価格に一定のプレミアムを加えた金額であり、基準価格に照らしても妥当といえる水準です。

（注7）FIP制度における交付期間の終了日と同日です。

（注8）買取電気事業者より開示の承諾が得られていないため、非開示とします。本投資法人と取引関係・人的関係・資本関係がない一般事業法人であり、電気事業法に基づく登録を受けた小売電気事業者です。なお、旧一般電気事業者又はその関係会社ではありません。

（注9）2026年2月1日付で、CS山口秋穂二島2合同会社を消滅法人、ティーダ・パワー01合同会社を存続法人とする合併を行っています。以下同じです。

（注10）2026年2月1日付で、ユニバージー02合同会社を消滅法人、ティーダ・パワー01合同会社を存続法人とする合併を行っています。以下同じです。

（注11）2026年4月1日付で、CS茨城高見原合同会社を消滅法人、ティーダ・パワー01合同会社を存続法人とする合併を行っています。以下同じです。

(二) オペレーターの概要

保有資産のオペレーターの概要は以下のとおりです。

(本書の日付現在)

オペレーターの 名称	本店所在地	代表者	設立年月	資本金
カナディアン・ ソーラー・ プロジェクト 株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目 4番7号 T-LITE 13階	代表取締役 山田 亮太	2014年5月	1,100百万円

(ホ) 担保提供の状況

本投資法人は保有資産の取得のため借入れを行いました。当該借入れに関し担保提供は行っていません。

(ヘ) バリュエーションレポート及び土地に関する不動産鑑定評価書の概要

本投資法人は、各保有資産について、2026年6月30日を価格時点とするバリュエーションレポートをPwCサステナビリティ合同会社、クロール株式会社又は一般財団法人日本不動産研究所（以下、個別に又は併せて「評価機関」ということがあります。）より取得しており、また、2026年6月30日を価格時点とする土地に関する不動産鑑定評価書を大和不動産鑑定株式会社又は一般財団法人日本不動産研究所より取得しています。バリュエーションレポート及び不動産鑑定評価書における評価は、一定時点における評価者の判断と意見にとどまり、その内容の妥当性、正確性及び当該評価額での取引可能性等を保証するものではありません。

評価機関の評価業務は、保証業務に該当せず、当該評価額について何ら保証するものではありません。評価額は評価機関から入手したバリュエーションレポートに基づき、本投資法人の責任により投資家に向けて開示されるものであり、評価機関は投資家に対していかなる義務・責任も負いません。評価の前提となる情報及び資料については、本資産運用会社から提供を受けたものを利用し、評価機関はその内容の真実性・正確性・網羅性について検証等の義務を負っていません。

なお、評価を行ったPwCサステナビリティ合同会社、クロール株式会社、大和不動産鑑定株式会社及び一般財団法人日本不動産研究所と本投資法人及び本資産運用会社との間には、特別の利害関係はありません。

		バリュエーションレポートの概要					
物件 番号	物件名称	評価 機関 (注1)	評価 価値 (百万円) (注2)	インカム・アプローチ			マーケット・ アプローチ
				割引率 (%) 非課税期間 (注2)(注3)	割引率 (%) 課税期間 (注2)(注3)	評価価値 (百万円)	評価価値 (百万円)
S-01	CS志布志市 発電所	PwC	368～383	3.2～4.0 (4.2～5.0)	- (4.2～5.0)	368～383	237～455
S-02	CS伊佐市 発電所	PwC	233～244	2.8～4.0	-	233～244	150～275
S-03	CS笠間市 発電所	PwC	651～679	3.2～4.0 (4.2～5.0)	- (4.2～5.0)	651～679	436～811
S-04	CS伊佐市 第二発電所	PwC	480～504	2.8～4.0	-	480～504	310～566
S-05	CS湧水町 発電所	PwC	403～423	2.8～4.0	-	403～423	270～477
S-06	CS伊佐市 第三発電所	PwC	577～606	2.8～4.0	-	577～606	381～684
S-07	CS笠間市 第二発電所	PwC	549～576	2.9～4.0 (3.9～5.0)	- (3.9～5.0)	549～576	406～658
S-08	CS日出町 発電所	PwC	622～653	2.8～4.0	-	622～653	413～738
S-09	CS芦北町 発電所	PwC	619～650	2.8～4.0	-	619～650	404～737
S-10	CS南島原市 発電所 (東)、 同発電所(西)	PwC	1,145～1,201	3.0～4.0 (4.0～5.0)	- (3.9～5.0)	1,145～1,201	816～1,386
S-11	CS皆野町 発電所	PwC	715～743	3.4～4.0 (4.4～5.0)	- (4.4～5.0)	715～743	512～929
S-12	CS函南町 発電所	PwC	361～379	3.0～4.0	- (4.0～5.0)	361～379	271～446
S-13	CS益城町 発電所	PwC	14,419～15,057	3.2～4.0	- (4.3～5.0)	14,419～15,057	10,002～18,516
S-14	CS郡山市 発電所	PwC	167～174	3.3～4.0 (4.3～5.0)	- (4.5～5.0)	167～174	117～217
S-15	CS津山市 発電所	PwC	503～523	3.4～4.0	- (4.5～5.0)	503～523	358～657
S-16	CS恵那市 発電所	PwC	544～571	3.1～4.0	3.1～4.0 (4.1～5.0)	544～571	384～686

		バリュエーションレポートの概要					
物件 番号	物件名称	評価 機関 (注1)	評価 価値 (百万円) (注2)	インカム・アプローチ			マーケット・ アプローチ
				割引率 (%) 非課税期間 (注2)(注3)	割引率 (%) 課税期間 (注2)(注3)	評価価値 (百万円)	評価価値 (百万円)
S-17	CS大山町 発電所 (A)、 同発電所(B)	PwC	6,926～7,279	3.0～4.0	2.9～4.0 (3.9～5.0)	6,926～7,279	4,697～8,507
S-18	CS高山市 発電所	PwC	226～235	3.4～4.0	3.5～4.0 (4.5～5.0)	226～235	167～299
S-19	CS美里町 発電所	Kroll	300～313	3.9～4.6	2.6～3.1	300～313	-
S-20	CS丸森町 発電所	Kroll	525～545	3.9～4.6	2.6～3.1	525～545	-
S-21	CS伊豆市 発電所	Kroll	3,180～3,310	3.9～4.6	2.6～3.1	3,180～3,310	-
S-22	CS石狩 新篠津村 発電所	Kroll	350～366	3.9～4.6	2.6～3.1	350～366	-
S-23	CS大崎市 化女沼 発電所	Kroll	130～138	3.9～4.6	2.6～3.1	130～138	-
S-24	CS日出町 第二発電所	Kroll	20,892～21,879	3.9～4.6	2.6～3.1	20,892～21,879	-
S-25	CS大河原町 発電所	Kroll	1,995～2,083	3.9～4.6	2.6～3.1	1,995～2,083	-
S-26	CS福山市 発電所	Kroll	1,175～1,226	3.9～4.6	2.6～3.1	1,175～1,226	-
S-27	CS七ヶ宿町 発電所	Kroll	2,692～2,806	3.9～4.6	2.6～3.1	2,692～2,806	-
S-28	CS嘉麻市 発電所	Kroll	499～516	3.9～4.6	2.6～3.1	499～516	-
S-29	CSみやこ町犀川 発電所	Kroll	4,799～5,054	3.9～4.6	2.6～3.1	4,799～5,054	-
S-30	CS笠間市第三 発電所	Kroll	4,963～5,210	3.9～4.6	2.6～3.1	4,963～5,210	-
S-31	CS山口市 発電所	不動研	204～229	3.1～3.9	2.6～3.9	204～229	-
S-32	CS佐倉市 発電所	不動研	263～297	3.1～3.9	2.6～3.9	263～297	-
S-33	CS広島市 鈴張発電所	不動研	3,340～3,751	3.1～3.9	2.6～3.9	3,340～3,751	-
S-34	CSさくら市 喜連川発電所	不動研	408～448	3.1～3.9	2.6～3.9	408～448	-
S-35	CSつくば市 高見原発電所	不動研	233～267	3.1～3.9	2.6～3.9	233～267	-
合計		-	75,456～79,318	-	-	75,456～79,318	-

(注1)「評価機関」は、PwCサステナビリティ合同会社を「PwC」、クロール株式会社を「Kroll」、一般財団法人日本不動産研究所を「不動産研」と表示しています。

(注2) PwCサステナビリティ合同会社による評価は、インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（以下「DCF法」といいます。）による評価価値と、マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株主価値を算出する方法（類似取引法）等による評価価値を総合的に評価し、最終的な結論として算定した評価価値を記載しており、クロール株式会社による評価は、インカム・アプローチのうち、DCF法を用いて算定したそれぞれの評価価値を百万円未満の数値を切り捨てて記載しており、一般財団法人日本不動産研究所による評価は、インカム・アプローチのうち、DCF法を用いて算定した評価価値を百万円未満の数値を切り捨てて記載しています。PwCサステナビリティ合同会社によるDCF法は、本資産運用会社が作成したキャッシュ・フロー計画書に基づいて将来フリー・キャッシュ・フローを算定し、割引率につき、加重平均資本コスト（以下「WACC」といいます。）を利用した場合と、内部収益率（IRR）を利用した場合とでそれぞれの評価価値を算出しており、また、WACCは、政策及び事業の環境や組織形態の類似性等を考慮して、評価対象の類似法人のデータを利用しており、内部収益率（IRR）は公表済の「調達価格等に関する意見」、直近の入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して算定された数値を利用しています。なお、割引率については、非課税期間及び課税期間のそれぞれにおいてFIT期間とNon-FIT期間（FITによる固定価格での買取が終了した後の期間をいいます。以下同じです。）に対応する数値を適用しており、「割引率」の欄の上段にはFIT期間に係る割引率を、下段にはNon-FIT期間に係る割引率を括弧書きで、それぞれ記載しています。クロール株式会社によるDCF法は、本資産運用会社が作成した将来計画を所与として将来の事業キャッシュ・フローを算定し、割引率について、資本資産評価モデル(CAPM)に基づき推計されたWACCの下限値を利用した場合と、同じWACCの上限値を利用した場合のそれぞれの評価価値について百万円未満の数値を切り捨てて記載しており、また、WACCは、事業類似性、データの有用性を総合的に勘案した類似会社のデータを採用しています。一般財団法人日本不動産研究所によるDCF法は、本資産運用会社が作成した将来計画を所与として将来の事業キャッシュ・フローを算定し、割引率について、資本資産評価モデル(CAPM)に基づき推計されたWACCを利用した場合と、上場インフラファンドの公表事例から推定した割引率水準等に基づき推計された内部収益率を利用した場合のそれぞれの評価価値について百万円未満の数値を切り捨てて記載しており、また、WACCは、事業類似性、データの有用性を総合的に勘案した類似会社のデータを採用しています。

(注3)「非課税期間」は、本投資法人が租税特別措置法上の導管性要件を満たすことで、分配金の損金算入が可能な期間を意味し、「課税期間」は、本投資法人が租税特別措置法上の導管性要件を満たすことができない期間を意味します。「課税期間」は、2037年7月1日から開始します。

土地に関する不動産鑑定評価書の概要								
物件 番号	物件 名称	不動産 鑑定 評価 機関 (注４)	鑑定 評価額 (土地) (百万円) (注５) (注６)	積算価格 (設備及び 土地) (百万円) (注７)	土地積算 価格比 (％)	収益価格 (設備及び 土地) (百万円) (注７)	割引率 (％)	NOI (百万円) (注８)
S-01	CS志布志市 発電所	大和	126	221	34.1	369	2.8	45
S-02	CS伊佐市 発電所	大和	12	130	5.5	232	2.8	31
S-03	CS笠間市 発電所	大和	198	392	30.1	659	2.7	77
S-04	CS伊佐市 第二発電所	大和	22	281	4.4	520	2.8	67
S-05	CS湧水町 発電所	大和	18	246	4.4	429	2.8	55
S-06	CS伊佐市 第三発電所	大和	35	319	5.8	612	2.8	79
S-07	CS笠間市 第二発電所	大和	30	302	5.7	536	2.7	70
S-08	CS日出町 発電所	大和	23	366	3.7	641	2.8	81
S-09	CS芦北町 発電所	大和	22	335	3.4	653	2.8	82
S-10	CS南島原市 発電所 (東)、 同発電所 (西)	大和	51	572	4.6	1,110	2.9	143
S-11	CS皆野町 発電所	大和	228	510	30.3	751	2.7	75
S-12	CS函南町 発電所	大和	28	213	8.5	337	2.7	25
S-13	CS益城町 発電所	大和	3,260	9,230	21.3	15,300	2.8	1,526
S-14	CS郡山市 発電所	大和	48	130	29.9	162	2.7	17
S-15	CS津山市 発電所	大和	125	390	24.4	514	2.7	50
S-16	CS恵那市 発電所	大和	29	356	5.5	527	2.7	56
S-17	CS大山町 発電所 (A)、 同発電所 (B)	大和	244	4,440	3.3	7,400	2.7	799
S-18	CS高山市 発電所	大和	54	170	24.8	218	2.7	21
S-19	CS美里町 発電所	大和	108	243	34.1	316	2.7	30
S-20	CS丸森町 発電所	大和	12	377	2.1	578	2.7	60
S-21	CS伊豆市 発電所	大和	164	1,950	4.9	3,350	2.8	327
S-22	CS石狩 新篠津村 発電所	大和	54	476	10.6	510	2.7	44
S-23	CS大崎市 化女沼 発電所	大和	40	221	23.3	173	2.7	13
S-24	CS日出町 第二発電所	大和	4,660	12,100	20.1	23,200	2.8	2,008
S-25	CS大河原町 発電所	大和	30	1,430	1.3	2,330	2.7	214
S-26	CS福山市 発電所	大和	76	686	6.3	1,220	2.7	115
S-27	CS七ヶ宿町 発電所	大和	45	1,830	1.5	3,030	2.7	269
S-28	CS嘉麻市 発電所	大和	21	357	3.9	542	2.8	60
S-29	CSみやこ町犀川 発電所	大和	1,450	3,480	28.1	5,170	2.8	419
S-30	CS笠間市 第三発電所	大和	640	3,090	12.5	5,120	2.7	426
S-31	CS山口市 発電所	不動研	59	219	26.9	222	3.5	14
S-32	CS佐倉市 発電所	不動研	84	297	29.8	283	3.5	17
S-33	CS広島市 鈴張発電所	不動研	801	3,600	21.7	3,690	3.3	243

土地に関する不動産鑑定評価書の概要								
物件 番号	物件 名称	不動産 鑑定 評価 機関 (注４)	鑑定 評価額 (土地) (百万円) (注５) (注６)	積算価格 (設備及び 土地) (百万円) (注７)	土地積算 価格比 (％)	収益価格 (設備及び 土地) (百万円) (注７)	割引率 (％)	NOI (百万円) (注８)
S-34	CSさくら市 喜連川発電所	不動研	123	283	27.5	446	3.4	32
S-35	CSつくば市 高見原発電所	不動研	63	256	24.3	259	3.5	14
合計		-	12,992	49,498	-	81,409	-	7,619

（注４）「不動産鑑定評価機関」は、大和不動産鑑定株式会社を「大和」、一般財団法人日本不動産研究所を「不動研」と表示しています。

（注５）「鑑定評価額」は、「収益価格」に土地積算価格比を乗じて算出されています。

（注６）「鑑定評価額」は、各発電所については大和不動産鑑定株式会社又は一般財団法人日本不動産研究所より取得した2026年6月30日を価格時点とする不動産鑑定評価書に記載された評価額の百万円未満を切り捨てた数値で表示し、合計欄は各発電所に関する不動産鑑定評価書に記載された評価額を合計した数値の百万円未満を切り捨てて表示しています。したがって、各発電所の鑑定評価額の合計が合計欄記載の数値と一致しない場合があります。

（注７）「積算価格」及び「収益価格」は、太陽光発電設備等を構成する土地部分の価格と設備部分の価格とを合わせた価格を記載しています。また、「収益価格」は、DCF法に基づく収益価格を記載しています。

（注８）「NOI」は、DCF法に基づく収益価格を算定する際に用いられる初年度の運営純収益を記載しています。

(ト) テクニカルレポート及び発電量評価レポートの概要

本投資法人は、各保有資産について、太陽光発電設備のシステム、太陽光発電設備に係る各種契約の評価及び継続性（性能劣化・環境評価）の評価等（発電量評価レポートを別途取得しない場合は発電量評価を含みます。）に関するテクニカルレポートをイー・アンド・イー ソリューションズ株式会社又は株式会社C020Sより、また、CS福山市発電所、CS七ヶ宿町発電所、CSみやこ町犀川発電所、CS笠間市第三発電所、CS山口市発電所、CS佐倉市発電所、CS広島市鈴張発電所、CSさくら市喜連川発電所及びCSつくば市高見原発電所については更に、発電量評価に関する発電量評価レポートをテュフラインランドジャパン株式会社より取得しています。テクニカルレポート及び発電量評価レポートの記載は報告者の意見を示したものとどまり、本投資法人がその内容の妥当性及び正確性を保証するものではありません。なお、イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社、株式会社C020S及びテュフラインランドジャパン株式会社と本投資法人及び本資産運用会社との間には、特別の利害関係はありません。

物件番号	物件名称	レポート日付 (注1)	想定年間発電電力量 (MWh) (注2)		想定設備利用率(%) (注2)(注3)		修繕費(千円) (注4)
S-01	CS志布志市 発電所	2017年 8月	初年度	1,454.899	初年度	13.57	19,725
			10年度	1,389.429	10年度	12.96	
			20年度	1,316.684	20年度	12.28	
S-02	CS伊佐市 発電所	2017年 8月	初年度	1,090.370	初年度	13.36	13,701
			10年度	1,041.303	10年度	12.76	
			20年度	986.785	20年度	12.09	
S-03	CS笠間市 発電所	2017年 8月	初年度	2,477.183	初年度	13.29	26,568
			10年度	2,365.710	10年度	12.69	
			20年度	2,241.851	20年度	12.03	
S-04	CS伊佐市 第二 発電所	2017年 8月	初年度	2,499.758	初年度	14.17	32,091
			10年度	2,387.269	10年度	13.53	
			20年度	2,262.281	20年度	12.82	
S-05	CS湧水町 発電所	2017年 8月	初年度	2,137.336	初年度	13.95	26,550
			10年度	2,041.156	10年度	13.32	
			20年度	1,934.289	20年度	12.62	
S-06	CS伊佐市 第三 発電所	2017年 8月	初年度	2,696.692	初年度	13.84	27,351
			10年度	2,575.341	10年度	13.21	
			20年度	2,440.507	20年度	12.52	
S-07	CS笠間市 第二 発電所	2017年 8月	初年度	2,442.595	初年度	13.25	25,647
			10年度	2,332.678	10年度	12.66	
			20年度	2,210.549	20年度	12.00	
S-08	CS日出町 発電所	2017年 8月	初年度	3,202.273	初年度	14.20	31,653
			10年度	3,058.171	10年度	13.56	
			20年度	2,898.057	20年度	12.85	
S-09	CS芦北町 発電所	2017年 8月	初年度	2,781.800	初年度	13.53	35,002
			10年度	2,656.619	10年度	12.92	
			20年度	2,517.529	20年度	12.24	
S-10	CS南島原市 発電所 (東)、 同発電所 (西) (注5)	2017年 8月	初年度	2,801.534(東) 2,123.213(西)	初年度	14.30(東) 14.32(西)	47,468
			10年度	2,675.465(東) 2,027.669(西)	10年度	13.66(東) 13.68(西)	
			20年度	2,535.388(東) 1,921.508(西)	20年度	12.94(東) 12.96(西)	
S-11	CS皆野町 発電所	2017年 8月	初年度	3,143.897	初年度	14.66	31,697
			10年度	3,002.421	10年度	14.00	
			20年度	2,845.227	20年度	13.26	
S-12	CS函南町 発電所	2017年 8月	初年度	1,606.524	初年度	13.72	17,299
			10年度	1,534.230	10年度	13.11	
			20年度	1,453.904	20年度	12.42	
S-13	CS益城町 発電所	2017年 8月	初年度	56,077.959	初年度	13.42	769,163
			10年度	53,554.451	10年度	12.82	
			20年度	50,750.553	20年度	12.15	
S-14	CS郡山市 発電所	2017年 11月	初年度	736.998	初年度	13.23	8,232
			10年度	703.833	10年度	12.63	
			20年度	666.983	20年度	11.97	
S-15	CS津山市 発電所	2020年 3月	初年度	2,165.624	初年度	12.81	25,411
			10年度	2,068.171	10年度	12.23	
			20年度	1,959.890	20年度	11.53	

物件 番号	物件名称	レポート 日付 (注1)	想定年間発電電力量 (MWh) (注2)		想定設備利用率(%) (注2)(注3)		修繕費(千円) (注4)
S-16	CS恵那市 発電所	2018年 6月	初年度	2,433.335	初年度	13.08	27,495
			10年度	2,323.835	10年度	12.49	
			20年度	2,202.168	20年度	11.83	
S-17	CS大山町 発電所(A)、 同発電所(B) (注5)	2018年 6月	初年度	26,731.473	初年度	11.18	353,430
			10年度	25,528.557	10年度	10.67	
			20年度	24,191.983	20年度	10.12	
S-18	CS高山市 発電所 (注6)	2018年 6月	初年度	972.390	初年度	11.54	12,463
			10年度	928.632	10年度	11.02	
			20年度	880.013	20年度	10.44	
S-19	CS美里町 発電所	2018年 12月	初年度	1,332.161	初年度	14.04	14,018
			10年度	1,272.214	10年度	13.41	
			20年度	1,205.606	20年度	12.71	
S-20	CS丸森町 発電所	2019年 2月	初年度	2,522.601	初年度	13.12	28,408
			10年度	2,409.084	10年度	12.53	
			20年度	2,282.954	20年度	11.88	
S-21	CS伊豆市 発電所	2019年 8月	初年度	12,378.241	初年度	13.11	186,548
			10年度	11,821.220	10年度	12.52	
			20年度	11,202.308	20年度	11.87	
S-22	CS石狩 新篠津村 発電所	2020年 9月	初年度	2,633.626	初年度	12.61	31,890
			10年度	2,515.112	10年度	12.04	
			20年度	2,383.431	20年度	11.41	
S-23	CS大崎市 化女沼 発電所	2020年 9月	初年度	937.504	初年度	11.21	10,629
			10年度	895.317	10年度	10.70	
			20年度	848.441	20年度	10.14	
S-24	CS日出町 第二 発電所	2020年 12月	初年度	64,027.427	初年度	13.69	564,687
			10年度	61,146.192	10年度	13.07	
			20年度	57,944.821	20年度	12.39	
S-25	CS大河原町 発電所	2020年 12月	初年度	8,858.242	初年度	13.46	124,400
			10年度	8,579.208	10年度	13.03	
			20年度	8,269.169	20年度	12.56	
S-26	CS福山市 発電所	2020年 12月	初年度	4,126.000	初年度	-	170,020
			20年平均	4,008.000	10年度	-	
			-	-	20年度	-	
S-27	CS七ヶ宿町 発電所	2021年 2月	初年度	10,797.000	初年度	-	202,622
			20年平均	10,489.000	10年度	-	
			-	-	20年度	-	
S-28	CS嘉麻市 発電所	2023年 6月	初年度	2,392.249	初年度	12.18	44,599
			10年度	2,284.598	10年度	11.63	
			20年度	2,164.985	20年度	11.02	
S-29	CSみやこ町犀川 発電所	2022年 7月	初年度	15,013.000	初年度	-	225,492
			20年平均	14,585.000	10年度	-	
			-	-	20年度	-	
S-30	CS笠間市 第三 発電所	2023年 5月	初年度	16,538.000	初年度	-	269,883
			20年平均	16,067.000	10年度	-	
			-	-	20年度	-	
S-31	CS山口市 発電所	2023年 11月	初年度	1,446.000	初年度	-	32,560
			20年平均	1,405.000	10年度	-	
			30年平均	1,384.000	20年度	-	
S-32	CS佐倉市 発電所	2024年 3月	初年度	1,317.000	初年度	-	28,706
			20年平均	1,280.000	10年度	-	
			30年平均	1,260.000	20年度	-	

物件番号	物件名称	レポート日付 (注1)	想定年間発電電力量 (MWh) (注2)		想定設備利用率(%) (注2)(注3)		修繕費(千円) (注4)
S-33	CS広島市 鈴張発電所	2024年 12月	初年度	20,398.000	初年度	-	379,722
			20年平均	19,817.000	10年度	-	
			30年平均	19,511.000	20年度	-	
S-34	CSさくら市 喜連川発電所	2023年 12月	初年度	1,593.000	初年度	-	14,715
			20年平均	1,547.000	10年度	-	
			30年平均	1,524.000	20年度	-	
S-35	CSつくば市 高見原発電所	2025年 3月	初年度	1,733.000	初年度	-	16,750
			10年度	-	10年度	-	
			20年度	-	20年度	-	

(注1)「レポート日付」は、「想定年間発電電力量」と「想定設備利用率」の数値の根拠とした「テクニカルレポート」又は「発電量評価レポート」(詳細については(注2)をご参照ください。)の作成日を記載しています。「修繕費」の数値の根拠としたイー・アンド・イー ソリューションズ株式会社又は株式会社C020S作成の「テクニカルレポート」(詳細については(注4)をご参照ください。)の作成年月は、「CS福山市発電所」、「CS七ヶ宿町発電所」、「CSみやこ町犀川発電所」及び「CS笠間市第三発電所」については2023年6月、「CS山口市発電所」については2023年10月、「CS佐倉市発電所」については2024年6月、「CS広島市鈴張発電所」については2024年12月、「CSさくら市喜連川発電所」については2025年5月、「CSつくば市高見原発電所」については2025年8月です。

(注2)「想定年間発電電力量」と「想定設備利用率」は、イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」を根拠としている保有資産については、近傍気象官署における20年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率P(パーセンタイル)50の数値として「テクニカルレポート」に記載された、各保有資産に係る太陽光発電設備についての各年度の発電電力量と設備利用率のうち、発電所稼働初年度、10年度及び20年度の数値を記載しています。また、チュフラインランドジャパン株式会社作成の「発電量評価レポート」を根拠としている保有資産については、近傍気象官署における10年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率P(パーセンタイル)50の数値として「発電量評価レポート」に記載された、各保有資産に係る太陽光発電設備についての発電電力量のうち、発電所稼働初年度及び20年平均、あるいは発電所稼働初年度、20年平均及び30年平均の数値を記載しており、また、想定設備利用率については「発電量評価レポート」に記載がないため、記載を省略しています。したがって、当該数値は、本書において記載されている過去の一定時点における各発電所の実際の発電量及び設備利用率水準や現在の発電量及び設備利用率水準とは必ずしも一致するものではなく、また、将来における実際の発電量及び設備利用率水準と一致しない可能性があります。なお、太陽光発電設備の使用期間の経過に従い、発電電力量は減少し、設備利用率は低下することが想定されています。

(注3)「想定設備利用率」は、「年間発電電力量(kWh)÷(当該太陽光発電設備の定格容量(kW)×8,760時間(h))×100」で表されます。当該計算式で用いられている太陽光発電設備の定格容量は、当該設備に係る各太陽電池モジュールの最大出力にパネル設置枚数を乗じて算出した値です。なお、チュフラインランドジャパン株式会社作成の「発電量評価レポート」においては、想定設備利用率の記載がないため、記載を省略しています。

(注4)「修繕費」は、「CS嘉麻市発電所」については20年間、「CS志布志市発電所」、「CS美里町発電所」、「CS福山市発電所」及び「CS七ヶ宿町発電所」については23年間、「CS伊佐市発電所」、「CS笠間市発電所」、「CS伊佐市第二発電所」、「CS湧水町発電所」、「CS伊佐市第三発電所」、「CS笠間市第二発電所」、「CS日出町発電所」、「CS芦北町発電所」、「CS郡山市発電所」、「CS丸森町発電所」、「CS石狩新篠津村発電所」、「CS大崎市化女沼発電所」、「CS日出町第二発電所」、「CS大河原町発電所」及び「CS笠間市第三発電所」については24年間、「CS南島原市発電所(東)、同発電所(西)」、「CS皆野町発電所」、「CS函南町発電所」、「CS益城町発電所」、「CS津山市発電所」、「CS恵那市発電所」、「CS大山町発電所(A)、同発電所(B)」、「CS高山市発電所」、「CS伊豆市発電所」及び「CSみやこ町犀川発電所」については25年間、「CS山口市発電所」、「CS佐倉市発電所」、「CS広島市鈴張発電所」、「CSさくら市喜連川発電所」及び「CSつくば市高見原発電所」については30年間の事業者の試算による大規模部品交換費用としてイー・アンド・イー ソリューションズ株式会社又は株式会社C020S作成の「テクニカルレポート」に記載されたものを記載しています。

(注5)「CS南島原市発電所(東)、同発電所(西)」及び「CS大山町発電所(A)、同発電所(B)」は、独立して平成28年改正前再エネ特措法第6条第1項に基づく設備認定を受けた「CS南島原市発電所(東)」及び「CS南島原市発電所(西)」又は「CS大山町発電所(A)」及び「CS大山町発電所(B)」により構成され、それぞれ一体として管理されている太陽光発電設備です。「CS南島原市発電所(東)、同発電所(西)」及び「CS大山町発電所(A)、同発電所(B)」の「想定年間発電電力量」及び「想定設備利用率」は、「CS南島原市発電所(東)」及び「CS南島原市発電所(西)」又は「CS大山町発電所(A)」及び「CS大山町発電所(B)」について、それぞれ記載しています。

(注6)CS高山市発電所については、廃盤パネルの交換等によりパネル出力及びパネル設置数に変更が生じたため、変更認定申請を行っていますが、当該発電所に係るテクニカルレポートにおいては当該変更は反映されていません。

（チ）地震リスク分析等の概要

本投資法人は、運用資産を取得する際のデュー・ディリジェンスの一環として、東京海上ディール株式会社に依頼し、地震リスク分析の評価を行っています。当該分析は、設計図書、仕様書等を基に、震動による被害、液状化による被害、津波による被害を考慮した総合的な評価結果に基づき、地震による太陽光発電設備のPML値（予想最大損失率）を算定しています。同社作成の「地震PML評価報告書」に記載された各保有資産に係る発電設備のPML値は、以下のとおりです。地震PML評価報告書の記載は報告者の意見を示したものととどまり、本投資法人がその内容の妥当性及び正確性を保証するものではありません。なお、東京海上ディール株式会社と本投資法人及び本資産運用会社との間には、特別の利害関係はありません。

物件 番号	物件名称	PML値（％）
S-01	CS志布志市発電所	0.5
S-02	CS伊佐市発電所	0.1未満
S-03	CS笠間市発電所	0.2
S-04	CS伊佐市第二発電所	0.1未満
S-05	CS湧水町発電所	0.1未満
S-06	CS伊佐市第三発電所	0.1未満
S-07	CS笠間市第二発電所	0.1未満
S-08	CS日出町発電所	0.1未満
S-09	CS芦北町発電所	0.1未満
S-10	CS南島原市発電所（東）、同発電所（西）	0.5
S-11	CS皆野町発電所	0.1未満
S-12	CS函南町発電所	0.1
S-13	CS益城町発電所	0.1未満
S-14	CS郡山市発電所	0.1未満
S-15	CS津山市発電所	0.1未満
S-16	CS恵那市発電所	0.1未満
S-17	CS大山町発電所（A）、同発電所（B）	0.1未満
S-18	CS高山市発電所	0.1未満
S-19	CS美里町発電所	0.1未満
S-20	CS丸森町発電所	0.1未満
S-21	CS伊豆市発電所	0.2
S-22	CS石狩新篠津村発電所	0.1
S-23	CS大崎市化女沼発電所	0.1未満
S-24	CS日出町第二発電所	0.1未満
S-25	CS大河原町発電所	0.8
S-26	CS福山市発電所	0.1未満
S-27	CS七ヶ宿町発電所	0.1未満
S-28	CS嘉麻市発電所	0.1未満
S-29	CSみやこ町犀川発電所	0.2
S-30	CS笠間市第三発電所	0.8
S-31	CS山口市発電所	0.1未満
S-32	CS佐倉市発電所	0.2
S-33	CS広島市鈴張発電所	0.1未満
S-34	CSさくら市喜連川発電所	0.1未満
S-35	CSつくば市高見原発電所	0.2

(リ) EPC業者、パネルメーカー及びPCSメーカー

保有資産に係る、EPC業者、パネルメーカー及びPCSメーカーは以下のとおりです。

物件 番号	物件名称	EPC業者 (注1)	パネルメーカー (注2)	PCSメーカー (注3)
S-01	CS志布志市 発電所	株式会社きんでん	カナディアン・ソーラー ・グループ	株式会社日立製作所
S-02	CS伊佐市 発電所	株式会社日立システムズ	カナディアン・ソーラー ・グループ	株式会社日立製作所
S-03	CS笠間市 発電所	TSK Electronica Y Electricidad Japon CO., LTD. (注4)	カナディアン・ソーラー ・グループ	ABB株式会社
S-04	CS伊佐市第二 発電所	TSK Electronica Y Electricidad Japon CO., LTD. (注4)	カナディアン・ソーラー ・グループ	富士電機株式会社
S-05	CS湧水町 発電所	株式会社日立システムズ	カナディアン・ソーラー ・グループ	株式会社日立製作所
S-06	CS伊佐市第三 発電所	TSK Electronica Y Electricidad Japon CO., LTD. (注4)	カナディアン・ソーラー ・グループ	株式会社TMEIC
S-07	CS笠間市第二 発電所	TSK Electronica Y Electricidad Japon CO., LTD. (注4)	カナディアン・ソーラー ・グループ	ABB株式会社
S-08	CS日出町 発電所	株式会社東芝	カナディアン・ソーラー ・グループ	株式会社TMEIC
S-09	CS芦北町 発電所	株式会社日立システムズ	カナディアン・ソーラー ・グループ	株式会社日立製作所
S-10	CS南島原市 発電所(東)、 同発電所(西)	株式会社エクソル	カナディアン・ソーラー ・グループ	SMAジャパン株式会社
S-11	CS皆野町 発電所	株式会社ETSホールディングス	カナディアン・ソーラー ・グループ	華為技術日本株式会社
S-12	CS函南町 発電所	ユニバージー株式会社	カナディアン・ソーラー ・グループ	Power Electronics
S-13	CS益城町 発電所	マエテルコンストラクション ジャパン株式会社	カナディアン・ソーラー ・グループ	シュナイダー エレクトリック株式会社
S-14	CS郡山市 発電所	株式会社ETSホールディングス	カナディアン・ソーラー ・グループ	華為技術日本株式会社
S-15	CS津山市 発電所	シャープ株式会社	カナディアン・ソーラー ・グループ	華為技術日本株式会社
S-16	CS恵那市 発電所	株式会社エクソル	カナディアン・ソーラー ・グループ	Power Electronics
S-17	CS大山町 発電所(A)、 同発電所(B)	株式会社東芝	カナディアン・ソーラー ・グループ	株式会社TMEIC
S-18	CS高山市 発電所	金子工業株式会社	カナディアン・ソーラー ・グループ	華為技術日本株式会社
S-19	CS美里町 発電所	ユニバージー株式会社	カナディアン・ソーラー ・グループ	Power Electronics
S-20	CS丸森町 発電所	株式会社ETSホールディングス	カナディアン・ソーラー ・グループ	Power Electronics
S-21	CS伊豆市 発電所	株式会社ETSホールディングス	カナディアン・ソーラー ・グループ	華為技術日本株式会社
S-22	CS石狩新篠津村 発電所	株式会社屋代	カナディアン・ソーラー ・グループ	Sungrow Japan株式会社
S-23	CS大崎市化女沼 発電所	ヨーロップクリーン エナジーズジャパン株式会社	カナディアン・ソーラー ・グループ	Sungrow Japan株式会社
S-24	CS日出町第二 発電所	株式会社九電工 ・大林道路株式会社 建設工事共同企業体	カナディアン・ソーラー ・グループ	株式会社TMEIC
S-25	CS大河原町 発電所	株式会社ETSホールディングス	カナディアン・ソーラー ・グループ	Power Electronics
S-26	CS福山市 発電所	株式会社ダイサン	カナディアン・ソーラー ・グループ	Power Electronics
S-27	CS七ヶ宿町 発電所	大和エネルギー株式会社	カナディアン・ソーラー ・グループ	Sungrow Japan株式会社

物件 番号	物件名称	EPC業者 (注1)	パネルメーカー (注2)	PCSメーカー (注3)
S-28	CS嘉麻市 発電所	株式会社NEO	ハンファジャパン 株式会社	株式会社明電舎
S-29	CSみやこ町犀川 発電所	京セラコミュニケーション システム株式会社	Jinko Solar	Sungrow Japan株式会社
S-30	CS笠間市第三 発電所	大和エネルギー株式会社	カナディアン・ソーラー ・グループ	Sungrow Japan株式会社
S-31	CS山口市発電所	旭テクノプラント株式会社	カナディアン・ソーラー ・グループ	華為技術日本株式会社
S-32	CS佐倉市発電所	トリナ・ソーラー・ジャパ ン・エナジー株式会社 R&L株式会社	トリナ・ソーラー	華為技術日本株式会社
S-33	CS広島市鈴張 発電所	旭テクノプラント株式会社	カナディアン・ソーラー ・グループ	Power Electronics
S-34	CSさくら市喜連川 発電所	R & L株式会社	カナディアン・ソーラー ・グループ	華為技術日本株式会社
S-35	CSつくば市高見原 発電所	株式会社WIND-SMILE	カナディアン・ソーラー ・グループ	Sungrow Japan株式会社

(注1) 「EPC業者」は、各保有資産に係る太陽光発電設備の建設に係る工事請負業者を記載しています。なお、工事請負契約を締結した
当時から商号が変更されている場合は、本書の日付現在の商号を記載しています。

(注2) 「パネルメーカー」は、イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社又は株式会社C020S作成の「テクニカルレポート」の記載
等に基づき、各保有資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールのメーカーを記載しています。なお、CS高山市発電所
については、廃盤パネルの交換等を行っていますが、当該交換等の後のパネルに係る太陽電池モジュールのメーカーもカナディ
アン・ソーラー・グループです。なお、テクニカルレポートに記載の名称から商号が変更されている場合は、本書の日付現在の商号
を記載しています。以下同じです。

(注3) 「PCSメーカー」は、イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社又は株式会社C020S作成の「テクニカルレポート」の記載等
に基づき、各保有資産に係る太陽光発電設備におけるパワーコンディショナーのメーカーを記載しています。なお、テクニカルレ
ポートに記載の名称から商号が変更されている場合は、本書の日付現在の商号を記載しています。

(注4) 2020年1月に会社を閉鎖しています。

（ヌ）利害関係者への賃貸状況

保有資産につき、2026年6月30日現在において有効な発電設備等賃貸借契約を前提とした場合に、本資産運用会社の社内規程である「利害関係者取引規程」上の利害関係者を賃借人とする賃貸借の概要は、以下のとおりです。

賃借人	物件番号	物件名称	年間総賃料収入 (千円) (注)	契約満了日
ティーダ・パワー01 合同会社	S-01	CS志布志市発電所	35,070	2026年12月31日
	S-02	CS伊佐市発電所	26,346	2026年12月31日
	S-03	CS笠間市発電所	62,420	2026年12月31日
	S-04	CS伊佐市第二発電所	54,364	2026年12月31日
	S-05	CS湧水町発電所	46,450	2026年12月31日
	S-06	CS伊佐市第三発電所	65,205	2026年12月31日
	S-07	CS笠間市第二発電所	61,637	2026年12月31日
	S-08	CS日出町発電所	69,806	2026年12月31日
	S-09	CS芦北町発電所	67,423	2026年12月31日
	S-10	CS南島原市発電所（東）、同発電所（西）	119,447	2026年12月31日
	S-11	CS皆野町発電所	63,866	2026年12月31日
	S-12	CS函南町発電所	36,755	2026年12月31日
	S-13	CS益城町発電所	1,252,135	2026年12月31日
	S-14	CS郡山市発電所	15,018	2026年12月31日
	S-15	CS津山市発電所	44,281	2026年12月31日
	S-16	CS恵那市発電所	50,156	2026年12月31日
	S-17	CS大山町発電所（A）、同発電所（B）	683,237	2026年12月31日
	S-18	CS高山市発電所	20,056	2026年12月31日
	S-19	CS美里町発電所	27,381	2026年12月31日
	S-20	CS丸森町発電所	58,195	2026年12月31日
	S-21	CS伊豆市発電所	288,800	2026年12月31日
	S-22	CS石狩新篠津村発電所	41,069	2026年12月31日
	S-23	CS大崎市化女沼発電所	12,665	2026年12月31日
	S-24	CS日出町第二発電所	1,597,252	2026年12月31日
	S-25	CS大河原町発電所	186,083	2026年12月31日
	S-26	CS福山市発電所	108,430	2026年12月31日
	S-27	CS七ヶ宿町発電所	254,496	2026年12月31日
	S-28	CS嘉麻市発電所	52,955	2026年12月31日
	S-29	CSみやこ町犀川発電所	342,313	2026年12月31日
	S-30	CS笠間市第三発電所	350,555	2026年12月31日
	S-31	CS山口市発電所	16,959	2026年12月31日
	S-32	CS佐倉市発電所	18,445	2026年12月31日
	S-33	CS広島市鈴張発電所	241,684	2026年12月31日
	S-34	CSさくら市喜連川発電所	33,960	2026年12月31日
	S-35	CSつくば市高見原発電所	17,396	2026年10月31日

（注）「年間総賃料収入」は、2026年6月30日現在において有効な発電設備等賃貸借契約を前提として算出した基本賃料額の合計額（年額）を記載しています。以下同じです。

(ル) 主要な資産に関する情報

「主要な資産」とは、2026年6月30日現在において有効な賃貸借契約を前提とした場合に、当該保有資産における年間総賃料収入が保有資産により構成されるポートフォリオ全体に係る年間総賃料収入の10%以上を占める資産をいいます。

物件 番号	物件名称	年間総賃料収入 (千円)	保有資産全体に係る 年間総賃料収入に対する割合
S-13	CS益城町発電所	1,257,197	19.5%
S-17	CS大山町発電所（A）、同発電所（B）	684,723	10.6%
S-24	CS日出町第二発電所	1,602,940	24.9%

（ヲ）個別再生可能エネルギー発電設備の収支状況

本投資法人が保有する個別の再生可能エネルギー発電設備の第18期（2026年6月期）における収支状況は、以下のとおりです。

第18期（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

（単位：千円）

物件番号	ポートフォリオ 合計	S-01	S-02	S-03	S-04	S-05
物件名称		CS志布志市 発電所	CS伊佐市 発電所	CS笠間市 発電所	CS伊佐市 第二発電所	CS湧水町 発電所
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸収入						
基本賃料	3,195,121	16,753	12,782	34,071	26,355	23,974
実績連動賃料	1,261,803	5,031	4,965	2,833	8,390	5,165
付帯収入	22	0	-	-	-	-
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸収入（小計A）	4,456,947	21,786	17,748	36,904	34,746	29,139
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸費用						
公租公課	186,618	748	591	1,501	1,303	1,126
（うち固定資産税等）	186,618	748	591	1,501	1,303	1,126
（うちその他諸税）	-	-	-	-	-	-
諸経費	562,274	2,007	3,029	6,294	4,916	5,184
（うち管理委託料）	311,898	1,370	1,545	2,543	2,322	2,988
（うち修繕費）	48,808	-	184	2,674	-	-
（うち水道光熱費）	5,716	-	-	-	-	-
（うち保険料）	88,163	636	501	1,075	1,003	932
（うち支払地代）	96,503	-	797	-	1,590	1,263
（うち信託報酬）	11,184	-	-	-	-	-
（うちその他賃貸費用）	-	-	-	-	-	-
減価償却費	1,803,768	9,549	7,925	14,957	16,550	14,364
（うち構築物）	22,853	468	256	346	306	605
（うち機械及び装置）	910,025	9,029	7,651	14,576	16,186	13,519
（うち工具、器具及び備品）	12,708	51	17	33	57	239
（うち信託構築物）	152,518	-	-	-	-	-
（うち信託機械及び装置）	702,914	-	-	-	-	-
（うち信託工具、器具及び備品）	2,748	-	-	-	-	-
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸費用（小計B）	2,552,660	12,305	11,546	22,753	22,770	20,674
再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業損益（A-B）	1,904,286	9,481	6,201	14,151	11,975	8,464

物件番号	S-06	S-07	S-08	S-09	S-10
物件名称	CS伊佐市 第三発電所	CS笠間市 第二発電所	CS日出町 発電所	CS芦北町 発電所	CS南島原市 発電所（東）、 同発電所（西）
再生可能エネルギー発電設備等 の賃貸収入					
基本賃料	31,845	33,657	33,908	31,889	56,702
実績連動賃料	12,036	5,670	13,693	11,736	19,722
付帯収入	-	-	-	-	-
再生可能エネルギー発電設備等 の賃貸収入（小計A）	43,881	39,327	47,601	43,626	76,425
再生可能エネルギー発電設備等 の賃貸費用					
公租公課	1,569	1,498	1,801	1,656	2,929
（うち固定資産税等）	1,569	1,498	1,801	1,656	2,929
（うちその他諸税）	-	-	-	-	-
諸経費	8,749	6,407	7,689	6,948	17,293
（うち管理委託料）	4,348	3,006	4,782	3,938	5,553
（うち修繕費）	1,241	-	-	74	5,625
（うち水道光熱費）	-	-	-	-	-
（うち保険料）	1,121	1,004	1,349	1,253	1,853
（うち支払地代）	2,036	2,396	1,557	1,681	4,260
（うち信託報酬）	-	-	-	-	-
（うちその他賃貸費用）	-	-	-	-	-
減価償却費	19,971	18,077	22,166	20,306	35,421
（うち構築物）	290	247	835	1,441	755
（うち機械及び装置）	19,629	17,786	21,252	18,612	34,417
（うち工具、器具 及び備品）	51	42	78	252	248
（うち信託構築物）	-	-	-	-	-
（うち信託機械及び装置）	-	-	-	-	-
（うち信託工具、器具 及び備品）	-	-	-	-	-
再生可能エネルギー発電設備等 の賃貸費用（小計B）	30,290	25,983	31,657	28,911	55,644
再生可能エネルギー発電設備等 賃貸事業損益（A-B）	13,591	13,344	15,944	14,715	20,781

物件番号	S-11	S-12	S-13	S-14	S-15
物件名称	CS皆野町 発電所	CS函南町 発電所	CS益城町 発電所	CS郡山市 発電所	CS津山市 発電所
再生可能エネルギー発電設備等の 賃貸収入					
基本賃料	34,264	18,950	592,952	7,732	23,153
実績連動賃料	8,244	5,241	238,148	2,991	10,039
付帯収入	-	-	-	-	-
再生可能エネルギー発電設備等の 賃貸収入（小計A）	42,508	24,192	831,101	10,723	33,193
再生可能エネルギー発電設備等の 賃貸費用					
公租公課	1,651	863	35,870	499	1,616
（うち固定資産税等）	1,651	863	35,870	499	1,616
（うちその他諸税）	-	-	-	-	-
諸経費	5,808	5,243	99,549	1,098	3,780
（うち管理委託料）	4,474	1,809	71,248	829	2,943
（うち修繕費）	74	1,211	7,751	-	143
（うち水道光熱費）	-	-	-	-	-
（うち保険料）	1,260	567	20,494	268	691
（うち支払地代）	-	1,653	54	-	2
（うち信託報酬）	-	-	-	-	-
（うちその他賃貸費用）	-	-	-	-	-
減価償却費	16,230	9,672	344,560	4,208	13,358
（うち構築物）	766	390	4,004	327	393
（うち機械及び装置）	15,461	9,226	332,365	3,881	12,660
（うち工具、器具 及び備品）	3	55	8,190	-	304
（うち信託構築物）	-	-	-	-	-
（うち信託機械及び装置）	-	-	-	-	-
（うち信託工具、器具 及び備品）	-	-	-	-	-
再生可能エネルギー発電設備等の 賃貸費用（小計B）	23,691	15,779	479,980	5,807	18,755
再生可能エネルギー発電設備等賃 貸事業損益（A-B）	18,816	8,412	351,120	4,916	14,437

物件番号	S-16	S-17	S-18	S-19	S-20
物件名称	CS恵那市 発電所	CS大山町 発電所(A)、 同発電所(B)	CS高山市 発電所	CS美里町 発電所	CS丸森町 発電所
再生可能エネルギー発電設備等の 賃貸収入					
基本賃料	25,470	311,468	10,685	14,835	30,861
実績連動賃料	13,429	195,929	4,096	6,379	10,523
付帯収入	3	-	-	-	-
再生可能エネルギー発電設備等の 賃貸収入（小計A）	38,902	507,397	14,782	21,214	41,385
再生可能エネルギー発電設備等の 賃貸費用					
公租公課	1,788	21,742	1,017	1,253	2,267
（うち固定資産税等）	1,788	21,742	1,017	1,253	2,267
（うちその他諸税）	-	-	-	-	-
諸経費	4,997	65,185	2,819	2,402	9,552
（うち管理委託料）	2,807	43,044	1,291	1,920	2,919
（うち修繕費）	-	2,716	1,171	16	1,073
（うち水道光熱費）	-	-	-	-	-
（うち保険料）	782	6,939	356	465	886
（うち支払地代）	1,408	12,484	-	-	4,672
（うち信託報酬）	-	-	-	-	-
（うちその他賃貸費用）	-	-	-	-	-
減価償却費	15,301	215,082	5,833	7,604	17,073
（うち構築物）	589	4,911	344	176	503
（うち機械及び装置）	14,553	209,387	5,467	7,346	16,321
（うち工具、器具 及び備品）	158	782	21	80	248
（うち信託構築物）	-	-	-	-	-
（うち信託機械及び装置）	-	-	-	-	-
（うち信託工具、器具 及び備品）	-	-	-	-	-
再生可能エネルギー発電設備等の 賃貸費用（小計B）	22,087	302,009	9,669	11,260	28,893
再生可能エネルギー発電設備等賃 貸事業損益（A-B）	16,814	205,388	5,112	9,954	12,491

物件番号	S-21	S-22	S-23	S-24	S-25
物件名称	CS伊豆市 発電所	CS石狩 新篠津村 発電所	CS大崎市 化女沼 発電所	CS日出町 第二 発電所	CS大河原町 発電所
再生可能エネルギー発電設備等の 賃貸収入					
基本賃料	151,115	20,934	6,535	792,669	101,079
実績連動賃料	76,048	17,255	3,283	325,121	67,286
付帯収入	-	-	-	0	-
再生可能エネルギー発電設備等の 賃貸収入（小計A）	227,164	38,190	9,819	1,117,791	168,366
再生可能エネルギー発電設備等の 賃貸費用					
公租公課	11,763	1,325	399	40,876	4,317
（うち固定資産税等）	11,763	1,325	399	40,876	4,317
（うちその他諸税）	-	-	-	-	-
諸経費	30,325	6,734	3,437	104,653	24,715
（うち管理委託料）	13,018	3,221	1,394	62,960	12,361
（うち修繕費）	2,191	1,954	1,416	8,462	1,216
（うち水道光熱費）	-	-	-	5,716	-
（うち保険料）	3,943	958	326	15,227	2,727
（うち支払地代）	11,173	-	-	8,687	6,310
（うち信託報酬）	-	600	300	3,600	2,100
（うちその他賃貸費用）	-	-	-	-	-
減価償却費	88,188	13,047	3,600	475,823	54,552
（うち構築物）	4,142	-	-	-	-
（うち機械及び装置）	82,603	-	-	-	-
（うち工具、器具 及び備品）	1,442	-	-	-	-
（うち信託構築物）	-	547	300	114,160	6,862
（うち信託機械及び装置）	-	12,459	3,276	360,600	46,856
（うち信託工具、器具 及び備品）	-	40	23	1,062	833
再生可能エネルギー発電設備等の 賃貸費用（小計B）	130,277	21,107	7,436	621,354	83,585
再生可能エネルギー発電設備等賃 貸事業損益（A-B）	96,886	17,082	2,382	496,436	84,780

物件番号	S-26	S-27	S-28	S-29	S-30
物件名称	CS福山市 発電所	CS七ヶ宿町 発電所	CS嘉麻市 発電所	CSみやこ町犀川 発電所	CS笠間市 第三 発電所
再生可能エネルギー発電設備等の 賃貸収入					
基本賃料	55,623	134,958	26,097	169,339	192,775
実績連動賃料	14,469	43,606	3,424	29,342	42,780
付帯収入	-	-	-	17	-
再生可能エネルギー発電設備等の 賃貸収入（小計A）	70,092	178,565	29,522	198,699	235,555
再生可能エネルギー発電設備等の 賃貸費用					
公租公課	1,740	4,439	2,426	8,989	8,158
（うち固定資産税等）	1,740	4,439	2,426	8,989	8,158
（うちその他諸税）	-	-	-	-	-
諸経費	16,025	39,654	2,002	21,740	19,064
（うち管理委託料）	5,789	7,745	637	11,620	11,292
（うち修繕費）	338	2,579	-	3,928	437
（うち水道光熱費）	-	-	-	-	-
（うち保険料）	1,396	3,345	1,299	5,185	4,853
（うち支払地代）	7,899	24,988	64	10	1,485
（うち信託報酬）	600	996	-	996	996
（うちその他賃貸費用）	-	-	-	-	-
減価償却費	23,153	58,935	11,687	77,931	93,859
（うち構築物）	-	-	-	-	-
（うち機械及び装置）	-	-	11,687	-	-
（うち工具、器具 及び備品）	-	-	-	-	-
（うち信託構築物）	1,985	1,551	-	16,290	4,206
（うち信託機械及び装置）	21,049	57,351	-	61,037	89,644
（うち信託工具、器具 及び備品）	118	32	-	603	9
再生可能エネルギー発電設備等の 賃貸費用（小計B）	40,918	103,029	16,115	108,662	121,082
再生可能エネルギー発電設備等賃 貸事業損益（A-B）	29,174	75,536	13,406	90,037	114,473

物件番号	S-31	S-32	S-33	S-34	S-35
物件名称	CS山口市 発電所	CS佐倉市 発電所	CS広島市 鈴張 発電所	CSさくら市 喜連川 発電所	CSつくば市 高見原 発電所
再生可能エネルギー発電設備等の 賃貸収入					
基本賃料	8,696	10,019	125,003	18,634	9,323
実績連動賃料	3,944	1,639	44,258	2,922	2,146
付帯収入	-	-	-	-	-
再生可能エネルギー発電設備等の 賃貸収入（小計A）	12,640	11,659	169,261	21,557	11,470
再生可能エネルギー発電設備等の 賃貸費用					
公租公課	1,112	1,598	11,856	2,703	1,610
（うち固定資産税等）	1,112	1,598	11,856	2,703	1,610
（うちその他諸税）	-	-	-	-	-
諸経費	1,663	1,047	18,474	2,035	1,740
（うち管理委託料）	1,041	369	12,159	1,309	1,284
（うち修繕費）	-	-	1,972	353	-
（うち水道光熱費）	-	-	-	-	-
（うち保険料）	622	677	3,325	373	456
（うち支払地代）	-	-	21	-	-
（うち信託報酬）	-	-	996	-	-
（うちその他賃貸費用）	-	-	-	-	-
減価償却費	3,256	4,315	57,276	6,301	3,622
（うち構築物）	138	-	-	426	185
（うち機械及び装置）	3,091	4,315	-	5,702	3,291
（うち工具、器具 及び備品）	26	-	-	173	146
（うち信託構築物）	-	-	6,614	-	-
（うち信託機械及び装置）	-	-	50,637	-	-
（うち信託工具、器具 及び備品）	-	-	24	-	-
再生可能エネルギー発電設備等の 賃貸費用（小計B）	6,033	6,961	87,607	11,041	6,974
再生可能エネルギー発電設備等賃 貸事業損益（A-B）	6,606	4,698	81,653	10,515	4,496

(ワ) ポートフォリオの概況

以下は、保有資産に係る2026年6月30日現在における本投資法人のポートフォリオの概況を示したものです。

a. 買取価格別分散

買取価格（注1）	物件数（件）	発電所評価額（百万円）	比率（％） （注2）
40円 / kWh	10	33,929	43.84
36円 / kWh	10	28,613	36.97
32円 / kWh	9	10,061	13.00
32円 / kWh未満	6	4,784	6.18
合計	35	77,388	100.00

（注1）「買取価格」は、各保有資産の2026年6月30日現在効力を有する特定契約又は電力受給契約に規定されている価格（消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額）を記載しています。

（注2）「比率」は、全保有資産の発電所評価額の総額に対する、各項目に対応する発電所評価額合計の割合を小数第3位を四捨五入して記載しています。以下、本「(ワ) ポートフォリオの概況」において同じです。

b. 地域別分散

地域区分（注）	物件数（件）	発電所評価額（百万円）	比率（％）
北海道・東北地方	6	5,985	7.73
関東地方	8	8,308	10.74
東海地方	4	4,403	5.69
中国・四国地方	5	12,578	16.25
九州地方	12	46,112	59.59
合計	35	77,388	100.00

（注）「北海道・東北地方」は、北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、福島県及び山形県を指します。「関東地方」は、茨城県、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県、長野県及び新潟県を指します。「東海地方」は、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県及び福井県を指します。「中国・四国地方」は、岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、高知県、徳島県及び愛媛県を指します。「九州地方」は、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県、熊本県、長崎県、佐賀県及び沖縄県を指します。以下同じです。

c. アセット区分別分散

分類	物件数（件）	発電所評価額（百万円）	比率（％）
太陽光発電設備	35	77,388	100.00
その他	-	-	-
合計	35	77,388	100.00

d. 稼働年数別分散

稼働年数（注）	物件数（件）	発電所評価額（百万円）	比率（％）
3年以上	34	77,138	99.68
2年以上3年未満	1	250	0.32
2年未満	-	-	-
合計	35	77,388	100.00

（注）「稼働年数」は、供給開始日から2026年6月30日までの稼働年数を記載しています。

e. 契約スキーム及び契約期間別分散

契約スキーム	残存賃貸期間（注）	物件数（件）	発電所評価額（百万円）	比率（％）
賃貸	10年以内	35	77,388	100.00
	10年超20年以内	-	-	-
	20年超	-	-	-
賃貸以外	-	-	-	-
合計		35	77,388	100.00

（注）「残存賃貸期間」は、本書の日付から2026年6月30日現在有効な発電設備等賃貸借契約に定める賃貸期間満了日までの賃貸期間を記載しています。

f. オペレーター別分散

オペレーター名	物件数（件）	発電所評価額（百万円）	比率（％）
カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社	35	77,388	100.00

g. 買取電気事業者先別分散

買取電気事業者名	物件数（件）	発電所評価額（百万円）	比率（％）
北海道電力ネットワーク株式会社	1	358	0.46
東北電力株式会社	1	170	0.22
東北電力ネットワーク株式会社	4	5,457	7.05
東京電力エナジーパートナー株式会社	5	2,633	3.40
東京電力パワーグリッド株式会社	4	9,040	11.68
中部電力ミライズ株式会社	2	788	1.02
中国電力株式会社	2	1,714	2.21
中国電力ネットワーク株式会社	3	10,864	14.04
九州電力株式会社	10	9,989	12.91
九州電力送配電株式会社	2	36,123	46.68
非開示	1	250	0.32
合計	35	77,388	100.00

h. パネルメーカー別分散

パネルメーカー	物件数（件）	発電所評価額（百万円）	比率（％）
カナディアン・ソーラー・グループ	32	71,674	92.62
ハンファジャパン株式会社	1	507	0.66
Jinko Solar	1	4,927	6.37
トリナ・ソーラー	1	280	0.36
合計	35	77,388	100.00

(カ) 保有資産の資本的支出

a. 資本的支出の予定

該当事項はありません。

b. 期中の資本的支出

本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備等に関し、当期に行った主な資本的支出は以下のとおりです。

インフラ資産等の名称 (所在地)	目的	実施期間	支出金額(千円)
CS津山市発電所 (岡山県津山市)	点検ルート急斜面階段施工	自 2026年4月 至 2026年5月	1,716
CS津山市発電所 (岡山県津山市)	保護シート敷設工事	自 2026年4月 至 2026年5月	2,288
CS日出町第二発電所 (大分県速見郡)	SCADAシステム更新	自 2026年2月 至 2026年2月	15,730
CSみやこ町犀川発電所 (福岡県京都郡)	沈砂池改修工事	自 2026年5月 至 2026年5月	1,221
CS笠間市第三発電所 (茨城県笠間市)	サーバ購入	自 2026年6月 至 2026年6月	5,000
CS佐倉市発電所 (千葉県佐倉市)	監視装置交換工事	自 2026年4月 至 2026年4月	4,048
その他の発電所			707
合計			30,710

c. 長期修繕のために積立てた金銭

該当事項はありません。

(ヨ) 保有資産の個別の概要

以下の表は、本投資法人の保有資産の概要を個別に表にまとめたものです(以下、本「(ヨ) 保有資産の個別の概要」において「個別物件表」といいます。)。個別物件表に記載されている各種用語については、以下をご参照ください。

なお、個別物件表は、別途注記等をする場合を除き、いずれも2026年6月30日現在における情報に基づいて記載しています。

a. 「信託受託者」は、各保有資産について信託受託者となっている会社を記載しています。

b. 「信託期間満了日」は、各保有資産について各信託契約所定の信託期間の満了日を記載しています。

c. 「取得価格」は、各保有資産の売買契約に定める売買金額(資産取得に関する業務委託報酬等の取得経費、固定資産税、都市計画税、消費税等相当額及びその他手数料等を除きます。)を記載しています。

d. 「所在地」欄について

「所在地」は、各保有資産に係る太陽光発電設備が設置されている土地(複数ある場合にはそのうちの一つの)の登記簿上の記載に基づいて記載しています。

e. 「土地」欄について

- ・「地番」は、登記簿上の記載に基づいて記載しています。
- ・「用途地域」は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類又は都市計画法第7条に掲げる区域区分の種類を記載しています。また、都市計画区域に指定されているが都市計画法第7条に掲げる区域区分がなされていないものは「非線引都市計画区域」、都市計画区域に指定されていないものは「都市計画区域外」とそれぞれ記載しています。
- ・「面積」は、登記簿上の記載に基づいており、現況とは一致しない場合があります。
- ・「権利形態」は、各保有資産に係る太陽光発電設備が設置されている土地に関して信託受託者又は本投資法人が保有する権利の種類を記載しています。

f. 「設備」欄について

- ・「架台基礎構造」は、イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社又は株式会社C020S作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各保有資産に係る太陽光発電設備におけるモジュール架台基礎構造を記載しています。

- ・「認定日」は、各保有資産に係る太陽光発電設備について平成28年改正前再エネ特措法第6条第1項に基づく設備認定を受けた日、平成28年改正再エネ特措法第9条第3項に基づく設備認定を受けた日又は令和2年改正再エネ特措法第9条第4項に基づく設備認定を受けた日を記載しています。なお、平成28年改正前再エネ特措法に基づき設備認定を受けた各保有資産については、いずれも2017年4月1日付で平成28年改正再エネ特措法第9条第3項に基づく認定を受けたものとみなされています。なお、「CSつくば市高見原発電所」については、当初FIT制度の適用を受けるための認定を受け、その後、FIP制度の適用を受けるための認定を受けており（いわゆるFIP移行案件）、各認定を受けた日をそれぞれ記載しています。
 - ・「供給開始日」は、各保有資産に係る太陽光発電設備が運転（ただし、試運転を除きます。）を開始し、当該時点の特定契約又は電力供給契約に基づき最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を記載しています。
 - ・「パネルの種類」は、イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社又は株式会社C020S作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各保有資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールの発電素子を記載しています。
 - ・「パネル出力」は、イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社又は株式会社C020S作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各保有資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールの最大出力を記載しています。
 - ・「パネル設置数」は、イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社若しくは株式会社C020S作成の「テクニカルレポート」又はテュフラインランドジャパン株式会社作成の「発電量評価レポート」の記載等に基づき、各保有資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールの設置枚数を記載しています。
 - ・「発電出力」は、イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社又は株式会社C020S作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各保有資産に係る太陽光発電設備の太陽電池モジュール容量とPCS容量のいずれか小さい方の数値を記載しています。ただし、「CS志布志市発電所」、「CS笠間市発電所」、「CS伊佐市第二発電所」、「CS湧水町発電所」、「CS伊佐市第三発電所」、「CS笠間市第二発電所」、「CS日出町発電所」、「CS芦北町発電所」、「CS南島原市発電所（東）、同発電所（西）」、「CS皆野町発電所」、「CS函南町発電所」、「CS郡山市発電所」、「CS津山市発電所」、「CS恵那市発電所」、「CS高山市発電所」、「CS美里町発電所」、「CS丸森町発電所」、「CS石狩新篠津村発電所」、「CS大崎市化女沼発電所」、「CS嘉麻市発電所」、「CSみやこ町犀川発電所」、「CS山口市発電所」、「CS佐倉市発電所」及び「CSつくば市高見原発電所」については、力率一定制御の下で運転されています。本書では、「CS笠間市発電所」及び「CS笠間市第二発電所」を除き、力率一定制御前の発電出力を記載しています。「CS笠間市発電所」及び「CS笠間市第二発電所」については、力率一定制御後の数値にて設備認定を取得しているため、力率一定制御後の発電出力を記載しています。なお、各保有資産の個別物件表で記載されている力率一定制御の割合の数値は、2026年6月30日現在の数値です。力率一定制御の数値は、今後も九州電力送配電株式会社の要請に応じて随時変更される可能性があります。
 - ・「権利形態」は、各保有資産に係る信託受託者又は本投資法人が保有する太陽光発電設備に係る権利の種類を記載しています。
 - ・「パネルメーカー」は、イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社又は株式会社C020S作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各保有資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールのメーカーを記載しています。なお、テクニカルレポートに記載の名称から商号が変更されている場合は、本書の日付現在の商号を記載しています。
 - ・「パネル型式」は、イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社若しくは株式会社C020S作成の「テクニカルレポート」又はテュフラインランドジャパン株式会社作成の「発電量評価レポート」の記載等に基づき、各保有資産に係る太陽光発電設備の型式を記載しています。
- g. 「オペレーター」欄について
「オペレーター」は、各保有資産のオペレーターである会社を記載しています。
- h. 「O&M業者」欄について
「O&M業者」は、各保有資産について、主要なO&M業務に関して2026年6月30日現在において有効なO&M業務委託契約上のO&M業者を記載しています。
- i. 「特記事項」欄について
「特記事項」は、原則として、本書の日付現在の情報をもとに、個々の資産の権利関係や利用等で重要と考えられる事項のほか、当該資産の評価額、収益性、処分性への影響度を考慮して重要と考えられる事項に関して記載しています。
- j. 「土地の賃借権の概要」、「土地の転借権の概要」又は「地上権の概要」欄について
・「土地の賃借権の概要」、「土地の転借権の概要」又は「地上権の概要」は、各保有資産について、太陽光発電設備が設置されている土地に関して信託受託者又は本投資法人が保有する権利が賃借権、転借権又は地上権である場合に、各保有資産について、2026年6月30日現在において有効な土地賃貸借契約、土地転賃借契約又は地上権設定契約の内容等を記載しています。- ・「賃（転）貸人」、「賃（転）貸借期間」、「賃料」、「敷金・保証金」、「更新」、「賃料改定」、「中途解約」、「違約金」及び「契約更改の方法」は、各保有資産について、2026年6月30日現在において有効な土地賃貸借契約又は土地転賃借契約の内容を記載しています。

- ・「地上権設定者」、「地上権の存続期間」、「地代」、「保証金」、「更新」、「地代改定」、「中途解約」、「違約金」及び「契約更改の方法」は、各保有資産について、2026年6月30日現在において有効な地上権設定契約の内容を記載しています。
- k. 「設備等の賃貸借の概要」欄について
 - ・「設備等の賃貸借の概要」は、各保有資産について、2026年6月30日現在において有効な発電設備等賃貸借契約の内容等を記載しています。
 - ・「賃借人」、「賃貸借期間」、「賃料」、「敷金・保証金」、「更新・再契約」、「賃料改定」、「中途解約」、「違約金」及び「契約更改の方法」は、各保有資産について、2026年6月30日現在において有効な発電設備等賃貸借契約の内容を記載しています。
- l. 「本物件の特徴」欄について

「本物件の特徴」は、イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社若しくは株式会社C020S作成の「テクニカルレポート」又はテュフラインランドジャパン株式会社作成の「発電量評価レポート」、PwC サステナビリティ合同会社、クロール株式会社又は一般財団法人日本不動産研究所作成の「バリュエーションレポート」及び大和不動産鑑定株式会社又は一般財団法人日本不動産研究所作成の「不動産鑑定評価書」の記載等に基づき、また、一部において本資産運用会社が入手した資料に基づいて、各保有資産の基本的性格、特徴、その所在する地域の特性等を記載しています。当該報告書等は、これらを作成した外部の専門家の一定時点における判断と意見にとどまり、その内容の妥当性及び正確性等を保証するものではありません。なお、当該報告書等の作成の時点後の環境変化等は反映されていません。
- m. 「廃棄等費用積立状況」欄について

「廃棄等費用積立状況」は、本書の日付現在における、資源エネルギー庁公表の「廃棄等費用積立ガイドライン」に規定される内部積立想定額を記載しています。なお、同ガイドライン上、原則として、調達期間満了日又は交付期間満了日から起算して10年前の日以降、最初の検針日から積立てを行うこととされています。
- n. 「バリュエーションレポートの概要」欄について

「バリュエーションレポートの概要」は、本投資法人が、投信法等の諸法令、資産運用業協会の定める諸規則並びに本投資法人の規約に定める資産評価の方法及び基準に基づき、PwCサステナビリティ合同会社、クロール株式会社又は一般財団法人日本不動産研究所に各保有資産の価格評価を委託し作成された各バリュエーションレポートの概要を記載しています。「非課税期間」は、本投資法人が租税特別措置法上の導管性要件を満たすことで、分配金の損金算入が可能な期間を意味し、「課税期間」は、本投資法人が租税特別措置法上の導管性要件を満たすことができない期間を意味します。「課税期間」は、2037年7月1日から開始します。

当該各価格評価は、一定時点における評価者の判断と意見にとどまり、その内容の妥当性、正確性及び当該価格評価の金額での取引可能性等を保証するものではありません。

なお、価格評価を行ったPwCサステナビリティ合同会社、クロール株式会社又は一般財団法人日本不動産研究所と本投資法人及び本資産運用会社との間には、特別の利害関係はありません。
- o. 「不動産鑑定評価書の概要」欄について

「不動産鑑定評価書の概要」は、本投資法人が、不動産の鑑定評価に関する法律並びに国土交通省の定める不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項に基づき、大和不動産鑑定株式会社又は一般財団法人日本不動産研究所に各保有資産の土地の鑑定評価を委託し作成された各不動産鑑定評価書の概要を記載しています。当該各不動産鑑定評価は、一定時点における評価者の判断と意見にとどまり、その内容の妥当性、正確性及び当該鑑定評価額での取引可能性等を保証するものではありません。

なお、不動産鑑定評価を行った大和不動産鑑定株式会社又は一般財団法人日本不動産研究所と本投資法人及び本資産運用会社との間には、特別の利害関係はありません。

S-01	CS志布志市発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得日	2017年10月31日	土地	地番	8409番 1 外
取得価格	540,578,000円		用途地域	都市計画区域外
			面積	19,861.00㎡
発電所の評価額 （価格時点）	368,000,000円～383,000,000円 （2026年6月30日）	設備	権利形態	所有権
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	126,000,000円 （2026年6月30日）		架台基礎構造	コンクリート置き基礎
			認定日	2013年2月26日
			供給開始日	2014年9月17日
所在地	鹿児島県志布志市志布志町 帖字石踊		パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	1,224kW
			パネル設置数	4,800枚
オペレーター	カナディアン・ソーラー・ プロジェクト株式会社		発電出力	999kW（注）
			権利形態	所有権
O&M業者	CSOM Japan	パネル メーカー	カナディアン・ ソーラー・グループ	
		パネル型式	CS6P-255P	
特記事項 該当事項はありません				

（注）98%の力率一定制御があります。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティード・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年1月1日から2026年12月31日まで
賃料	本契約に基づき、賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の（１）（２）の合計とする。 （１）基本賃料（注） 〔技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測（ただし、賃貸借開始日が属する月については、当該月の１日から末日までの期間に係るP50の発電量予測をいう。以下本項目において同じ。）から第三者調査会社が試算する出力制御率分を控除した発電量予測〕$\times$ 95% $\times$ 70% $\times$ 〔本件発電設備等に適用される買取価格〕 （２）実績連動賃料 （Ａ）〔各月の実際の発電量（ただし、賃貸借開始日が属する月については、当該月の１日から末日までの期間に係る実際の発電量をいう。以下本項目において同じ。）〕$\times$ 95% $\times$ 〔本件発電設備等に適用される買取価格〕 - （Ｂ）〔当該月の上記基本賃料〕（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、（Ａ）から（Ｃ）（以下の算式により算出される金額）を控除した値（Ｘ）が正の値になるときであって、賃貸人と賃借人との間の2022年10月１日付賃料リザーブに関する覚書（その後の変更を含み、以下、本項目において「賃料リザーブ覚書」という。）に定める賃料リザーブ口座に係る取崩しの金額（取崩しの累計額からその補填のための積立ての累計額を控除した残額をいう。以下本項目において同じ。）（Ｙ）が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。）は、（Ａ）から（Ｂ）を控除した値から更に（Ｄ）（（Ｘ）と（Ｙ）の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 （Ｃ）〔技術コンサルタントが試算する本賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測〕$\times$ 95% $\times$ 〔当該月において本件発電設備等に適用される買取価格〕 なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員その他の金員（以下「補償金」という。）を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の95%を（Ａ）に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が消費税及び地方消費税の課されない金員（以下「不課税所得」という。）である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。
敷金・保証金	該当事項なし

更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申し込みに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。 賃貸人が、期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は 賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について以下の賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申し込めが、賃貸借開始日が2027年10月31日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申し込めである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 基本賃料： 月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力制御率分を控除した発電量予測] × 95% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] 実績連動賃料： 月額 (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。) ただし、(A) から (C) (以下の算式により算出される金額) を控除した値 (X) が正の値になるときであって、賃料リザーブ覚書に定める賃料リザーブ口座に係る本契約の基本賃料の支払いのための取崩しの金額 (Y) が正の値であるとき (零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。) は、(A) から (B) を控除した値から更に (D) ((X) と (Y) の小さい方の値) を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 (C) [技術コンサルタントが試算する本賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 95% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格]
賃料改定	基本賃料及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しないものとする。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるとき又は賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。 上記に定めるときにおいて、賃貸人が、残存する発電設備等を用いて発電する場合における基本賃料の算式により求められる金額が、上記ただし書の方法による減額後の基本賃料の金額より高いことを賃借人に示した場合は、基本賃料は前者の金額とする。 また、不可抗力その他賃貸人及び賃借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合において、賃借人の当月の収入から当月の費用等を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、基本賃料の減額（ただし、減額後の基本賃料の下限は、賃借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。）について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を賃借人が受領したときは、賃借人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。 また、再エネ特措法に基づくFIT制度（調達価格及び調達期間を含む。）の法令上の変更（法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第11項に基づく改定を含む。）、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計35,070千円です。

本物件の特徴			
■ 物件特性			
< 立地 >			
名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS志布志市発電所	鹿児島県志布志市志布志町帖字石踊	北緯31度29分30.32秒 東経131度6分49.53秒	1,224kW（太陽電池） 999kW（PCS） 98%の力率一定制御あり
< 気象条件 >			
・ 志布志の年間日照時間は2,023.7時間であり、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べ日照時間の長い地域。			
・ 観測史上1位の日最大風速は1993年9月3日の27m / s、日最大瞬間風速は2016年9月20日の34.5m / s。			
・ 鹿児島島の最深積雪の平年値は4 cm、1892年以降の最深積雪記録は1959年の29cmであり、発電所事業地付近は雪の影響は少ないものと考えられる。			

（単位：千円）

廃棄等費用積立 状況（本書の日付現在）	2024年6月期	2024年12月期	2025年6月期	2025年12月期	2026年6月期
	566（注）	849	849	1,698	1,698
	2026年12月期	2027年6月期	2027年12月期	2028年6月期	2028年12月期
	849	849	849	849	849
	2029年6月期	2029年12月期	2030年6月期	2030年12月期	2031年6月期
	849	849	849	849	849
	2031年12月期	2032年6月期	2032年12月期	2033年6月期	2033年12月期
	849	849	849	283	-

（注）実務上、変更認定申請前に積立てが必要とされる関係で、2024年6月期については、2024年12月期に想定される内部積立想定額の積立を行っています。

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS志布志市発電所	
評価価値	368,000,000円～383,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2026年6月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	368,000,000円～383,000,000円	割引率として、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値を採用。FIT期間の割引率は、非課税期間においては3.2%～4.0%。Non-FIT期間の割引率は、非課税期間においては4.2%～5.0%、課税期間においては4.2%～5.0%。
マーケット・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	237,000,000円～455,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出する方法等を採用。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS志布志市発電所	
鑑定評価額（土地）	126,000,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	369,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は13.2年。
割引率	2.8%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	221,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	34.1%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

S-02	CS伊佐市発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得日	2017年10月31日	土地	地番	663番12外
取得価格	372,479,000円		用途地域	都市計画区域外
			面積	22,223.00㎡
発電所の評価額 （価格時点）	233,000,000円～244,000,000円 （2026年6月30日）	設備	権利形態	賃借権
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	12,800,000円 （2026年6月30日）		架台基礎構造	コンクリート置き基礎
			認定日	2013年2月26日
			供給開始日	2015年6月9日
所在地	鹿児島県伊佐市大口下殿字吹田		パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	931.77kW
			パネル設置数	3,654枚
			発電出力	910kW
オペレーター	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社		権利形態	所有権
O&M業者	CSOM Japan		パネル メーカー	カナディアン・ソーラー・グループ
			パネル型式	CS6P-255P
特記事項 該当事項はありません				
土地の賃借権の概要				
賃貸人	個人（注）			
賃貸借期間	本契約第5条に定める前提条件が充足し、賃借人及び九州電力株式会社の間で締結される特定契約に基づき賃借人が電気の供給を開始する日（2015年6月9日）から20年間。			
賃料	非開示（注）			
敷金・保証金	-			
更新	本件賃貸借期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人から何らの申し出がない場合は5年間更新されるものとし、以後も同様とする。賃借人は更新料の支払その他の負担を要さない。			
賃料改定	-			
中途解約	賃借人は理由の如何を問わず、3か月以上前に書面で通知を行うことにより、本契約をいつでも解約することができる。			
違約金	-			
契約更改の方法	-			
土地の賃借権の概要				
賃貸人	法人（注）			
賃貸借期間	本契約第5条に定める前提条件が充足し、賃借人及び九州電力株式会社の間で締結される特定契約に基づき賃借人が電気の供給を開始する日（2015年6月9日）から20年間。			
賃料	非開示（注）			
敷金・保証金	-			
更新	本件賃貸借期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人から何らの申し出がない場合は5年間更新されるものとし、以後も同様とする。賃借人は更新料の支払その他の負担を要さない。			
賃料改定	-			
中途解約	賃借人は理由の如何を問わず、3か月以上前に書面で通知を行うことにより、本契約をいつでも解約することができる。			
違約金	-			
契約更改の方法	-			

土地の賃借権の概要	
賃貸人	個人（注）
賃貸借期間	本契約締結日（2016年2月18日）から20年間
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	-
更新	本件賃貸借期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人から何らの申し出がない場合は5年間更新されるものとし、以後も同様とする。
賃料改定	-
中途解約	本発電設備が操業を終了した日以降は、賃借人は賃貸人に対し、2か月前までに通知をすることにより、本契約を解約することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-

（注）賃貸人より開示の承諾が得られていないため、非開示とします。なお、賃貸人は、いずれも投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係者取引規程」上の利害関係者のいずれにも該当しません。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年1月1日から2026年12月31日まで
賃料	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料」欄と同じです。
敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「更新・再契約」欄と同じです。
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計26,346千円です。

本物件の特徴			
■ 物件特性			
< 立地 >			
名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS伊佐市発電所	鹿児島県伊佐市 大口下殿字吹田	北緯32度2分15秒 東経130度35分40秒	931.77kW（太陽電池） 910kW（PCS）
< 気象条件 >			
・大口の年間日照時間は1,869.8時間であり、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べ日照時間の短い地域。 ・観測史上1位の日最大風速は2015年8月25日の19.4m/s、日最大瞬間風速は同日の33.2m/s。 ・鹿児島の最深積雪の平年値は4cm、1962年以降の最深積雪記録は2011年の25cmであり、発電所事業地付近は雪の影響は少ないものと考えられる。			

（単位：千円）

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2024年12月期	2025年 6 月期	2025年12月期	2026年 6 月期	2026年12月期
	128（注）	773	773	1,547	773
	2027年 6 月期	2027年12月期	2028年 6 月期	2028年12月期	2029年 6 月期
	773	773	773	773	773
	2029年12月期	2030年 6 月期	2030年12月期	2031年 6 月期	2031年12月期
	773	773	773	773	773
	2032年 6 月期	2032年12月期	2033年 6 月期	2033年12月期	2034年 6 月期
	773	773	773	773	644

（注）実務上、変更認定申請前に積立てが必要とされる関係で、2024年12月期については、2025年 6 月期に想定される内部積立想定額の積立てを行っています。

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS伊佐市発電所	
評価価値	233,000,000円～244,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2026年6月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	233,000,000円～ 244,000,000円	割引率として、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値を採用。FIT期間の割引率は、非課税期間においては2.8%～4.0%。
マーケット・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	150,000,000円～ 275,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株主価値を算出する方法等を採用。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS伊佐市発電所	
鑑定評価額（土地）	12,800,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	232,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は13.9年。
割引率	2.8%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	130,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	5.5%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

S-03	CS笠間市発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得日	2017年10月31日	土地	地番	1077番 5 外
取得価格	907,087,000円		用途地域	都市計画区域外
			面積	42,666.00㎡（注 1）
発電所の評価額 （価格時点）	651,000,000円～679,000,000円 （2026年 6 月30日）	設備	権利形態	所有権、地役権 （注 2）
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	198,000,000円 （2026年 6 月30日）		架台基礎構造	コンクリートブロックの 置き石基礎
			認定日	2013年 1 月25日
			供給開始日	2015年 6 月26日
所在地	茨城県笠間市大郷戸字立石		パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	2,127.84kW
オペレーター	カナディアン・ソーラー・ プロジェクト株式会社		パネル設置数	8,184枚
			発電出力	1,965.6kW(注 3)
O&M業者	CSOM Japan		権利形態	所有権
		パネル メーカー	カナディアン・ ソーラー・グループ	
		パネル型式	CS6P-260PX	
特記事項 該当事項はありません				

（注 1）当該面積は、発電所事業用地において、所有権用地面積のみ対象としており、地役権用地面積は、含まれていません。
（注 2）本物件のうち、発電所事業用地の一部（約5.69㎡）については、当該土地の所有者を地役権設定者とし、発電所事業用地の一部を要役地とし、太陽光発電所の用地の一部として使用すること、調整池として使用すること、及びフェンスを設置することを目的とする地役権が設定されています。本投資法人は、発電所事業用地の取得に伴い、かかる地役権を取得しています。
（注 3）78%の力率一定制御がありますが、本物件は制御された後の発電出力にて設備認定を取得しています。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティード・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年 1 月 1 日から2026年12月31日まで
賃料	本契約に基づき、賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の（1）（2）の合計とする。 （1）基本賃料（注） 〔技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測（ただし、賃貸借開始日が属する月については、当該月の 1 日から末日までの期間に係るP50の発電量予測をいう。以下本項目において同じ。）〕 × 95% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] （2）実績連動賃料 （A）〔各月の実際の発電量（ただし、賃貸借開始日が属する月については、当該月の 1 日から末日までの期間に係る実際の発電量をいう。以下本項目において同じ。）〕 × 95% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - （B）〔当該月の上記基本賃料〕（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、（A）から（C）（以下の算式により算出される金額）を控除した値（X）が正の値になるときであって、賃貸人と賃借人との間の2022年10月 1 日付賃料リザーブに関する覚書（その後の変更を含み、以下、本項目において「賃料リザーブ覚書」という。）に定める賃料リザーブ口座に係る取崩しの金額（取崩しの累計額からその補填のための積立ての累計額を控除した残額をいう。以下本項目において同じ。）（Y）が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。）は、（A）から（B）を控除した値から更に（D）（（X）と（Y）の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 （C）〔技術コンサルタントが試算する本賃貸借期間における各月のP50の発電量予測〕 × 95% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格]
賃料	なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員その他の金員（以下「補償金」という。）を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の95%を（A）に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が消費税及び地方消費税の課されない金員（以下「不課税所得」という。）である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。

敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申入れに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。 賃貸人が、期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は 賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について以下の賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日が2027年10月31日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 基本賃料： 月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] 実績連動賃料： 月額 (A) [各月の実際の発電量] × 95% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料]（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、(A) から (C)（以下の算式により算出される金額）を控除した値 (X) が正の値になるときであって、賃料リザーブ覚書に定める賃料リザーブ口座に係る本契約の基本賃料の支払いのための取崩しの金額 (Y) が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。）は、(A) から (B) を控除した値から更に (D) ((X) と (Y) の小さい方の値) を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 (C) [技術コンサルタントが試算する本賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 95% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格]
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計62,420千円です。

本物件の特徴											
■ 物件特性 < 立地 > <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th><th>緯度・経度</th><th>設備規模</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CS笠間市発電所</td><td>茨城県笠間市大郷戸字立石</td><td>北緯36度23分9秒 東経140度12分57秒</td><td>2,127.84kW（太陽電池） 2,520kW（PCS） 78%の力率一定制御あり</td></tr> </tbody> </table> < 気象条件 > - 笠間の年間日照時間は1,871.6時間であり、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べやや日照時間の短い地域。 - 観測史上1位の日最大風速は2011年9月21日の17.1m/s、日最大瞬間風速は同日の30.2m/s。 - 水戸の最深積雪の平年値は9cm、1961年以降の最深積雪記録は1990年の27cmである。これらのデータより、発電所事業地付近は雪の影響は少ないものと考えられる。				名称	所在地	緯度・経度	設備規模	CS笠間市発電所	茨城県笠間市大郷戸字立石	北緯36度23分9秒 東経140度12分57秒	2,127.84kW（太陽電池） 2,520kW（PCS） 78%の力率一定制御あり
名称	所在地	緯度・経度	設備規模								
CS笠間市発電所	茨城県笠間市大郷戸字立石	北緯36度23分9秒 東経140度12分57秒	2,127.84kW（太陽電池） 2,520kW（PCS） 78%の力率一定制御あり								

（単位：千円）

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2024年12月期	2025年 6 月期	2025年12月期	2026年 6 月期	2026年12月期
	278（注）	1,670	1,670	3,341	1,670
	2027年 6 月期	2027年12月期	2028年 6 月期	2028年12月期	2029年 6 月期
	1,670	1,670	1,670	1,670	1,670
	2029年12月期	2030年 6 月期	2030年12月期	2031年 6 月期	2031年12月期
	1,670	1,670	1,670	1,670	1,670
	2032年 6 月期	2032年12月期	2033年 6 月期	2033年12月期	2034年 6 月期
	1,670	1,670	1,670	1,670	1,392

（注）実務上、変更認定申請前に積立てが必要とされる関係で、2024年12月期については、2025年 6 月期に想定される内部積立想定額の積立てを行っています。

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS笠間市発電所	
評価価値	651,000,000円～679,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	651,000,000円～ 679,000,000円	割引率として、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値を採用。FIT期間の割引率は、非課税期間においては3.2％～4.0％。Non-FIT期間の割引率は、非課税期間においては4.2％～5.0％、課税期間においては4.2％～5.0％。
マーケット・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	436,000,000円～ 811,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出する方法等を採用。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS笠間市発電所	
鑑定評価額（土地）	198,000,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	659,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は14.0年。
割引率	2.7％	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	392,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	30.1％	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

S-04	CS伊佐市第二発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得日	2017年10月31日	土地	地番	1313番126外
取得価格	778,373,000円		用途地域	都市計画区域外
			面積	31,818.86㎡
発電所の評価額 （価格時点）	480,000,000円～504,000,000円 （2026年6月30日）	設備	権利形態	賃借権
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	22,900,000円 （2026年6月30日）		架台基礎構造	スクリー式杭基礎
所在地	鹿児島県伊佐市大口白木字山神		認定日	2013年10月2日
			供給開始日	2015年6月29日
オペレーター	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社		パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	2,013.99kW
O&M業者	CSOM Japan		パネル設置数	7,898枚
			発電出力	1,980kW（注）
			権利形態	所有権
		パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パネル型式	CS6P-255P	
特記事項 該当事項はありません				

（注）98%の力率一定制御があります。

土地の賃借権の概要	
賃貸人	個人（注）
賃貸借期間	本契約第5条に定める前提条件が充足し、賃借人及び九州電力株式会社の間で締結される特定契約に基づき賃借人が電気の供給を開始する日（2015年6月29日）から20年間。
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	非開示（注）
更新	本件賃貸借期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人から何らの申し出がない場合は5年間更新されるものとし、以後も同様とする。賃借人は更新料の支払その他の負担を要さない。
賃料改定	-
中途解約	賃借人は理由の如何を問わず、3か月以上前に書面で通知を行うことにより、本契約をいつでも解約することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-
土地の賃借権の概要	
賃貸人	個人（注）
賃貸借期間	本契約第5条に定める前提条件が充足し、賃借人及び九州電力株式会社の間で締結される特定契約に基づき賃借人が電気の供給を開始する日（2015年6月29日）から20年間。
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	非開示（注）
更新	本件賃貸借期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人から何らの申し出がない場合は5年間更新されるものとし、以後も同様とする。賃借人は更新料の支払その他の負担を要さない。
賃料改定	-
中途解約	賃借人は理由の如何を問わず、3か月以上前に書面で通知を行うことにより、本契約をいつでも解約することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-

土地の賃借権の概要	
賃貸人	個人（注）
賃貸借期間	本契約第５条に定める前提条件が充足し、賃借人及び九州電力株式会社の間で締結される特定契約に基づき賃借人が電気の供給を開始する日（２０１５年６月２９日）から２０年間。
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	非開示（注）
更新	本件賃貸借期間満了の６か月前までに、賃貸人又は賃借人から何らの申し出がない場合は５年間更新されるものとし、以後も同様とする。賃借人は更新料の支払その他の負担を要さない。
賃料改定	-
中途解約	賃借人は理由の如何を問わず、３か月以上前に書面で通知を行うことにより、本契約をいつでも解約することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-
土地の賃借権の概要	
賃貸人	個人（注）
賃貸借期間	本契約第５条に定める前提条件が充足し、賃借人及び九州電力株式会社の間で締結される特定契約に基づき賃借人が電気の供給を開始する日（２０１５年６月２９日）から２０年間。
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	非開示（注）
更新	本件賃貸借期間満了の６か月前までに、賃貸人又は賃借人から何らの申し出がない場合は５年間更新されるものとし、以後も同様とする。賃借人は更新料の支払その他の負担を要さない。
賃料改定	-
中途解約	賃借人は理由の如何を問わず、３か月以上前に書面で通知を行うことにより、本契約をいつでも解約することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-
土地の賃借権の概要	
賃貸人	個人（注）
賃貸借期間	本契約第５条に定める前提条件が充足し、賃借人及び九州電力株式会社の間で締結される特定契約に基づき賃借人が電気の供給を開始する日（２０１５年６月２９日）から２０年間。
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	非開示（注）
更新	本件賃貸借期間満了の６か月前までに、賃貸人又は賃借人から何らの申し出がない場合は５年間更新されるものとし、以後も同様とする。賃借人は更新料の支払その他の負担を要さない。
賃料改定	-
中途解約	賃借人は理由の如何を問わず、３か月以上前に書面で通知を行うことにより、本契約をいつでも解約することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-

（注）賃貸人より開示の承諾が得られていないため、非開示とします。なお、賃貸人は、いずれも投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係者取引規程」上の利害関係者のいずれにも該当しません。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年 1 月 1 日から2026年12月31日まで
賃料	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料」欄と同じです。
敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「更新・再契約」欄と同じです。
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注）2026年 1 月 1 日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計54,364千円です。

本物件の特徴			
■ 物件特性			
< 立地 >			
名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS伊佐市第二発電所	鹿児島県伊佐市 大口白木字山神	北緯32度 3 分58秒 東経130度32分56秒	2,013.99kW（太陽電池） 1,980kW（PCS） 98%の力率一定制御あり
< 気象条件 >			
・ 大口の年間日照時間は1,869.8時間であり、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べ日照時間の短い地域。			
・ 観測史上 1 位の日最大風速は2015年 8 月25日の19.4m / s、日最大瞬間風速は同日の33.2m / s。			
・ 鹿児島の最深積雪の平年値は 4 cm、1962年以降の最深積雪記録は2011年の25cmであり、発電所事業地付近は雪の影響は少ないものと考えられる。			

(単位：千円)					
廃棄等費用積立 状況（本書の日付現在）	2024年12月期	2025年 6 月期	2025年12月期	2026年 6 月期	2026年12月期
	244（注）	1,465	1,465	2,930	1,465
	2027年 6 月期	2027年12月期	2028年 6 月期	2028年12月期	2029年 6 月期
	1,465	1,465	1,465	1,465	1,465
	2029年12月期	2030年 6 月期	2030年12月期	2031年 6 月期	2031年12月期
	1,465	1,465	1,465	1,465	1,465
	2032年 6 月期	2032年12月期	2033年 6 月期	2033年12月期	2034年 6 月期
	1,465	1,465	1,465	1,465	1,221

（注）実務上、変更認定申請前に積立てが必要とされる関係で、2024年12月期については、2025年 6 月期に想定される内部積立想定額の積立てを行っています。

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS伊佐市第二発電所	
評価価値	480,000,000円～504,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2026年6月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	480,000,000円～504,000,000円	割引率として、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値を採用。FIT期間の割引率は、非課税期間においては2.8%～4.0%。
マーケット・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	310,000,000円～566,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出する方法等を採用。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS伊佐市第二発電所	
鑑定評価額（土地）	22,900,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格（設備及び土地）	520,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は14.0年。
割引率	2.8%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格（設備及び土地）	281,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	4.4%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

S-05	CS湧水町発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類	太陽光発電設備	
取得日	2017年10月31日	土地	地番	3891番35外
取得価格	670,048,000円		用途地域	都市計画区域外
発電所の評価額 （価格時点）	403,000,000円～423,000,000円 （2026年6月30日）		面積	25,274.00㎡
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	18,900,000円 （2026年6月30日）		権利形態	賃借権
所在地	鹿児島県始良郡湧水町木場字池迫	設備	架台基礎構造	コンクリート布基礎
オペレーター	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社		認定日	2014年3月14日
O&M業者	CSOM Japan		供給開始日	2015年8月21日
特記事項 該当事項はありません			パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	1,749.3kW
			パネル設置数	6,860枚
			発電出力	1,500kW（注）
			権利形態	所有権
		パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パネル型式	CS6P-255P	

（注）96%の力率一定制御があります。

土地の賃借権の概要	
賃貸人	個人（注）
賃貸借期間	電気供給開始日（2015年8月21日）から20年間
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	非開示（注）
更新	-
賃料改定	-
中途解約	-
違約金	-
契約更改の方法	-
土地の賃借権の概要	
賃貸人	個人（注）
賃貸借期間	本契約第5条に定める前提条件が充足し、賃借人及び九州電力株式会社の間で締結される特定契約に基づき賃借人が電気の供給を開始する日（2015年8月21日）から20年間。
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	非開示（注）
更新	本契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人から何らの申し出がない場合は5年間更新されるものとし、以後も同様とする。賃借人は更新料の支払その他の負担を要さない。
賃料改定	-
中途解約	賃借人は理由の如何を問わず、3か月以上前に書面で通知を行うことにより、本契約をいつでも解約することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-
土地の賃借権の概要	
賃貸人	個人（注）
賃貸借期間	本契約第5条に定める前提条件が充足し、賃借人及び九州電力株式会社の間で締結される特定契約に基づき賃借人が電気の供給を開始する日（2015年8月21日）から20年間。
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	非開示（注）
更新	本契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人から何らの申し出がない場合は5年間更新されるものとし、以後も同様とする。賃借人は更新料の支払その他の負担を要さない。
賃料改定	-
中途解約	賃借人は理由の如何を問わず、3か月以上前に書面で通知を行うことにより、本契約をいつでも解約することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-

（注）賃貸人より開示の承諾が得られていないため、非開示とします。なお、賃貸人は、いずれも投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係者取引規程」上の利害関係者のいずれにも該当しません。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年 1 月 1 日から2026年12月31日まで
賃料	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料」欄と同じです。
敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「更新・再契約」欄と同じです。
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注）2026年 1 月 1 日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計46,450千円です。

本物件の特徴			
■ 物件特性			
< 立地 >			
名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS湧水町発電所	鹿児島県始良郡 湧水町木場	北緯31度55分55.78秒 東経130度43分51.56秒	1,749.3kW（太陽電池） 1,500kW（PCS） 96%の力率一定制御あり
< 気象条件 >			
・ 近傍の加久藤の年間日照時間は1,954.3時間であり、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べ日照時間は同程度の地域。			
・ 観測史上 1 位の日最大風速は1993年 9 月 3 日の17m / s、日最大瞬間風速は2015年 8 月25日の24.3m / s。			
・ 鹿児島の最深積雪の平年値は 4 cm、1892年以降の最深積雪記録は1959年の29cmであり、発電所事業地付近は雪の影響は少ないものと考えられる。			

（単位：千円）

廃棄等費用積立 状況（本書の日付現在）	2025年 6 月期	2025年12月期	2026年 6 月期	2026年12月期	2027年 6 月期
	925（注）	1,110	2,220	1,110	1,110
	2027年12月期	2028年 6 月期	2028年12月期	2029年 6 月期	2029年12月期
	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110
	2030年 6 月期	2030年12月期	2031年 6 月期	2031年12月期	2032年 6 月期
	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110
	2032年12月期	2033年 6 月期	2033年12月期	2034年 6 月期	2034年12月期
	1,110	1,110	1,110	1,110	185

（注）実務上、変更認定申請前に積立が必要とされる関係で、2025年 6 月期については、2025年12月期に想定される内部積立想定額の積立を行っています。

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS湧水町発電所	
評価価値	403,000,000円～423,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ 合同会社	
価格時点	2026年 6月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	403,000,000円～ 423,000,000円	割引率として、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値を採用。FIT期間の割引率は、非課税期間においては2.8％～4.0％。
マーケット・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	270,000,000円～ 477,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出する方法等を採用。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS湧水町発電所	
鑑定評価額（土地）	18,900,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	429,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は14.2年。
割引率	2.8%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	246,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	4.4%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

S-06	CS伊佐市第三発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得日	2017年10月31日	土地	地番	492番 1 外
取得価格	949,571,000円		用途地域	都市計画区域外
発電所の評価額 （価格時点）	577,000,000円～606,000,000円 （2026年 6 月30日）		面積	40,736.69m ²
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	35,500,000円 （2026年 6 月30日）		権利形態	賃借権
所在地	鹿児島県伊佐市菱刈南浦字中木場	設備	架台基礎構造	スクリー式杭基礎
オペレーター	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社		認定日	2013年 2 月26日
O&M業者	CSOM Japan		供給開始日	2015年 9 月16日
			パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	2,225.08kW
			パネル設置数	8,558枚
			発電出力	1,990kW（注）
			権利形態	所有権
			パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ
			パネル型式	CS6P-260P
特記事項 該当事項はありません				

（注）99%の力率一定制御があります。

土地の賃借権の概要	
賃貸人	個人（注）
賃貸借期間	本契約第5条に定める前提条件が充足し、賃借人及び九州電力株式会社の間で締結された特定契約に基づき賃借人が電気の供給を開始する日（2015年9月16日）から20年間。
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	非開示（注）
更新	本契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人から何らの申し出がない場合は5年間更新されるものとし、以後も同様とする。賃借人は更新料の支払その他の負担を要さない。
賃料改定	-
中途解約	賃借人は理由の如何を問わず、3か月以上前に書面で通知を行うことにより、本契約をいつでも解約することができる。
違約金	-
契約更改方法	-
土地の賃借権の概要	
賃貸人	法人（注）
賃貸借期間	2015年9月16日から20年を経過する日まで
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	非開示（注）
更新	賃借人が書面により更新を請求した時は、同一の条件で5年間更新されるものとし、以後も同様とする。
賃料改定	-
中途解約	-
違約金	-
契約更改の方法	-

土地の賃借権の概要	
賃貸人	個人（注）
賃貸借期間	2015年9月16日から20年を経過する日まで
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	非開示（注）
更新	賃借人が書面により更新を請求した時は、同一の条件で5年間更新されるものとし、以後も同様とする。
賃料改定	-
中途解約	-
違約金	-
契約更改の方法	-
土地の賃借権の概要	
賃貸人	個人（注）
賃貸借期間	2015年9月16日から20年を経過する日まで
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	非開示（注）
更新	賃借人が書面により更新を請求した時は、同一の条件で5年間更新されるものとし、以後も同様とする。
賃料改定	-
中途解約	-
違約金	-
契約更改の方法	-

（注）賃貸人より開示の承諾が得られていないため、非開示とします。なお、賃貸人は、いずれも投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係者取引規程」上の利害関係者のいずれにも該当しません。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年1月1日から2026年12月31日まで
賃料	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料」欄と同じです。
敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「更新・再契約」欄と同じです。
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計65,205千円です。

本物件の特徴

■ 物件特性

< 立地 >

名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS伊佐市第三発電所	鹿児島県伊佐市 菱刈南浦字中木場	北緯31度58分20秒 東経130度39分00秒	2,225.08kW（太陽電池） 1,990kW（PCS） 99%の力率一定制御あり

< 気象条件 >

- ・近傍の加久藤の年間日照時間は1,954.3時間であり、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べ日照時間の長い地域。
- ・観測史上1位の日最大風速は1993年9月3日の17m/s、日最大瞬間風速は2015年8月25日の24.3m/s。
- ・鹿児島の最深積雪の平年値は4cm、1962年以降の最深積雪記録は2011年の25cmであり、発電所事業地付近は雪の影響は少ないものと考えられる。

（単位：千円）

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2025年6月期	2025年12月期	2026年6月期	2026年12月期	2027年6月期
	1,127（注）	1,691	3,383	1,691	1,691
	2027年12月期	2028年6月期	2028年12月期	2029年6月期	2029年12月期
	1,691	1,691	1,691	1,691	1,691
	2030年6月期	2030年12月期	2031年6月期	2031年12月期	2032年6月期
	1,691	1,691	1,691	1,691	1,691
	2032年12月期	2033年6月期	2033年12月期	2034年6月期	2034年12月期
	1,691	1,691	1,691	1,691	563

（注）実務上、変更認定申請前に積立てが必要とされる関係で、2025年6月期については、2025年12月期に想定される内部積立想定額の積立てを行っています。

バリュエーションレポートの概要

物件名称	CS伊佐市第三発電所	
評価価値	577,000,000円～606,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	577,000,000円～ 606,000,000円	割引率として、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値を採用。FIT期間の割引率は、非課税期間においては2.8%～4.0%。
マーケット・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	381,000,000円～ 684,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出する方法等を採用。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS伊佐市第三発電所	
鑑定評価額（土地）	35,500,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	612,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は14.2年。
割引率	2.8%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	319,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	5.8%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

S-07	CS笠間市第二発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得日	2017年10月31日	土地	地番	1096番 4 外
取得価格	850,695,000円		用途地域	都市計画区域外
			面積	53,275.00㎡
			権利形態	賃借権
発電所の評価額 （価格時点）	549,000,000円～576,000,000円 （2026年 6 月30日）	設備	架台基礎構造	コンクリートブロックの 置き石基礎
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	30,600,000円 （2026年 6 月30日）		認定日	2013年 1 月25日
			供給開始日	2015年 9 月24日
所在地	茨城県笠間市大郷戸字馬乗耕地		パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	2,103.75kW
			パネル設置数	8,250枚
オペレーター	カナディアン・ソーラー・ プロジェクト株式会社		発電出力	1,965.6kW（注）
			権利形態	所有権
O&M業者	CSOM Japan		パネル メーカー	カナディアン・ ソーラー・グループ
			パネル型式	CS6P-255P
特記事項 該当事項はありません				

（注）78%の力率一定制御があります。本物件は制御された後の発電出力にて設備認定を取得しています。

土地の賃借権の概要	
賃貸人	個人（注）
賃貸借期間	本発電施設の操業開始の日（電力網への接続を完了した日）から31年を経過する日まで
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	非開示（注）
更新	期間満了の 6 か月前までに、本契約を更新したい旨を申し出ることができる。合意が成立した場合、同合意内容に基づいて更新される。
賃料改定	-
中途解約	-
違約金	非開示（注）
契約更改の方法	-

（注）賃貸人より開示の承諾が得られていないため、非開示とします。なお、賃貸人は、投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係者取引規程」上の利害関係者のいずれにも該当しません。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年 1 月 1 日から2026年12月31日まで
賃料	前記「S-03 CS笠間市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料」欄と同じです。
敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	前記「S-03 CS笠間市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「更新・再契約」欄と同じです。
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注）2026年 1 月 1 日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計61,637千円です。

本物件の特徴

■ 物件特性

< 立地 >

名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS笠間市第二発電所	茨城県笠間市 大郷戸字宮前	北緯36度23分21秒 東経140度12分45秒	2,103.75kW（太陽電池） 2,520kW（PCS） 78%の力率一定制御あり

< 気象条件 >

- ・笠間の年間日照時間は1,871.6時間であり、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べやや日照時間の短い地域。
- ・観測史上1位の日最大風速は2011年9月21日の17.1m/s、日最大瞬間風速は同日の30.2m/s。
- ・水戸の最深積雪の平年値は9cm、1961年以降の最深積雪記録は1990年の27cmである。これらのデータより、発電所事業地付近は雪の影響は少ないものと考えられる。

（単位：千円）

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2025年6月期	2025年12月期	2026年6月期	2026年12月期	2027年6月期
	1,113（注）	1,670	3,341	1,670	1,670
	2027年12月期	2028年6月期	2028年12月期	2029年6月期	2029年12月期
	1,670	1,670	1,670	1,670	1,670
	2030年6月期	2030年12月期	2031年6月期	2031年12月期	2032年6月期
	1,670	1,670	1,670	1,670	1,670
	2032年12月期	2033年6月期	2033年12月期	2034年6月期	2034年12月期
	1,670	1,670	1,670	1,670	556

（注）実務上、変更認定申請前に積立てが必要とされる関係で、2025年6月期については、2025年12月期に想定される内部積立想定額の積立てを行っています。

バリュエーションレポートの概要

物件名称	CS笠間市第二発電所	
評価価値	549,000,000円～576,000,000円	
評価機関	PWCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	549,000,000円～ 576,000,000円	割引率として、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値を採用。FIT期間の割引率は、非課税期間においては2.9％～4.0％。Non-FIT期間の割引率は、非課税期間においては3.9％～5.0％、課税期間においては3.9％～5.0％。
マーケット・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	406,000,000円～ 658,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出する方法等を採用。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS笠間市第二発電所	
鑑定評価額（土地）	30,600,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	536,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は14.3年。
割引率	2.7%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	302,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	5.7%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

S-08	CS日出町発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類	太陽光発電設備	
取得日	2017年10月31日	土地	地番	5619番 2 外
取得価格	1,029,891,000円		用途地域	都市計画区域、非線引区域
			面積	30,246.15㎡
発電所の評価額 （価格時点）	622,000,000円～653,000,000円 （2026年 6 月30日）	設備	権利形態	賃借権
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	23,700,000円 （2026年 6 月30日）		架台基礎構造	スクリー式の杭基礎
			認定日	2013年 7 月16日
所在地	大分県速見郡日出町大字藤原 字下相原		供給開始日	2015年10月13日
			パネルの種類	多結晶シリコン
オペレーター	カナディアン・ソーラー・ プロジェクト株式会社		パネル出力	2,574.99kW
			パネル設置数	10,098枚
O&M業者	CSOM Japan		発電出力	1,980kW（注）
			権利形態	所有権
		パネル メーカー	カナディアン・ ソーラー・グループ	
			パネル型式	CS6P-255P
特記事項 該当事項はありません				

（注）96%の力率一定制御があります。

土地の賃借権の概要	
賃貸人	個人（注）
賃貸借期間	本契約第5条に定める前提条件が充足し、賃借人及び九州電力株式会社の間で締結される特定契約に基づき賃借人が電気の供給を開始する日（2015年5月20日）から20年間。
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	非開示（注）
更新	本契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人から何らの申し出がない場合は5年間更新されるものとし、以後も同様とする。賃借人は更新料の支払その他の負担を要さない。
賃料改定	-
中途解約	賃借人は、理由の如何を問わず、賃貸人に対し3か月以上前に書面で通知を行うことにより、本契約をいつでも解約することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-

土地の賃借権の概要	
賃貸人	個人（注）
賃貸借期間	2024年5月20日から3年間
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	非開示（注）
更新	賃借人が賃貸人に対し更新を希望しない旨の通知を期間満了の2か月前までに交付しない限り、本契約は同一の条件で更に3年間更新されるものとする。
賃料改定	-
中途解約	本発電設備が操業を終了した日以降は、賃借人は賃貸人に対し、2か月前までに通知をすることにより、賃貸借契約を解除することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-

（注）賃貸人より開示の承諾が得られていないため、非開示とします。なお、賃貸人は、いずれも投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係者取引規程」上の利害関係者のいずれにも該当しません。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社

賃貸借期間	2026年1月1日から2026年12月31日まで
賃料	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料」欄と同じです。
敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「更新・再契約」欄と同じです。
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計69,806千円です。

本物件の特徴			
■ 物件特性			
< 立地 >			
名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS日出町発電所	大分県速見郡日出町 大字藤原字相原	北緯33度23分39秒 東経131度33分57秒	2,574.99kW（太陽電池） 1,980kW（PCS） 96%の力率一定制御あり
< 気象条件 >			
・ 近隣の杵築の年間日照時間は2,042.5時間であり、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べ日照時間の長い地域。			
・ 観測史上1位の日最大風速は2005年9月6日の18m/s、日最大瞬間風速は2015年8月25日の25.9m/s。			
・ 大分の最深積雪の平年値は1cm、1962年以降の最深積雪記録は1997年の15cmであり、発電所事業地付近は雪の影響は少ないものと考えられる。			

（単位：千円）

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2025年6月期	2025年12月期	2026年6月期	2026年12月期	2027年6月期
	732（注）	1,465	2,930	1,465	1,465
	2027年12月期	2028年6月期	2028年12月期	2029年6月期	2029年12月期
	1,465	1,465	1,465	1,465	1,465
	2030年6月期	2030年12月期	2031年6月期	2031年12月期	2032年6月期
	1,465	1,465	1,465	1,465	1,465
	2032年12月期	2033年6月期	2033年12月期	2034年6月期	2034年12月期
	1,465	1,465	1,465	1,465	732

（注）実務上、変更認定申請前に積立が必要とされる関係で、2025年6月期については、2025年12月期に想定される内部積立想定額の積立を行っています。

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS日出町発電所	
評価価値	622,000,000円～653,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	622,000,000円～653,000,000円	割引率として、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値を採用。FIT期間の割引率は、非課税期間においては2.8％～4.0％。
マーケット・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	413,000,000円～738,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出する方法等を採用。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS日出町発電所	
鑑定評価額（土地）	23,700,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格（設備及び土地）	641,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は14.3年。
割引率	2.8％	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格（設備及び土地）	366,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	3.7％	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

S-09	CS芦北町発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得日	2017年10月31日	土地	地番	1041番 4 外
取得価格	989,080,000円		用途地域	第一種中高層住居専用地域
			面積	45,740.00㎡
発電所の評価額 （価格時点）	619,000,000円～650,000,000円 （2026年 6 月30日）	設備	権利形態	賃借権
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	22,200,000円 （2026年 6 月30日）		架台基礎構造	コンクリート布基礎
			認定日	2013年 2 月26日
所在地	熊本県葦北郡芦北町大字大川内字シノメ		供給開始日	2015年12月11日
			パネルの種類	多結晶シリコン
オペレーター	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社		パネル出力	2,347.8kW
			パネル設置数	9,030枚
O&M業者	CSOM Japan		発電出力	1,700kW（注）
		権利形態	所有権	
		パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
			パネル型式	CS6P-260P
特記事項 該当事項はありません				

（注）98%の力率一定制御があります。

土地の賃借権の概要	
賃貸人	個人（注）
賃貸借期間	本契約第5条に定める前提条件が充足し、賃借人及び九州電力株式会社の間で締結された特定契約に基づき賃借人が電気の供給を開始する日から20年間。
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	非開示（注）
更新	本契約期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人から何らの申し出がない場合は5年間更新されるものとし、以後も同様とする。賃借人は更新料の支払その他の負担を要さない。
賃料改定	-
中途解約	賃借人は、理由の如何を問わず、賃貸人に対し3か月以上前に書面で通知を行うことにより、本契約をいつでも解約する事ができる。
違約金	-
契約更改の方法	-

（注）賃貸人より開示の承諾が得られていないため、非開示とします。なお、賃貸人は、投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係者取引規程」上の利害関係者のいずれにも該当しません。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年1月1日から2026年12月31日まで
賃料	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料」欄と同じです。
敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「更新・再契約」欄と同じです。
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計67,423千円です。

本物件の特徴

■ 物件特性

< 立地 >

名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS芦北町発電所	熊本県葦北郡芦北町 大字大川内字シノメ	北緯32度13分42秒 東経130度31分 3 秒	2,347.8kW（太陽電池） 1,700kW（PCS） 98%の力率一定制御あり

< 気象条件 >

- ・近傍の水俣の年間日照時間は2,008.2時間であり、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べ日照時間の長い地域。
- ・観測史上 1 位の日最大風速は2015年 8 月25日の17.6m / s、日最大瞬間風速は2015年 8 月25日の37.3m / s。
- ・熊本の最深積雪の平年値は 2 cm、1962年以降の最深積雪記録は1984年の12cmであり、発電所事業地付近は雪の影響は少ないものと考えられる。

（単位：千円）

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2025年 6 月期	2025年12月期	2026年 6 月期	2026年12月期	2027年 6 月期
	240（注）	1,445	2,890	1,445	1,445
	2027年12月期	2028年 6 月期	2028年12月期	2029年 6 月期	2029年12月期
	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
	2030年 6 月期	2030年12月期	2031年 6 月期	2031年12月期	2032年 6 月期
	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
	2032年12月期	2033年 6 月期	2033年12月期	2034年 6 月期	2034年12月期
	1,445	1,445	1,445	1,445	1,204

（注）実務上、変更認定申請前に積立てが必要とされる関係で、2025年 6 月期については、2025年12月期に想定される内部積立想定額の積立てを行っています。

バリュエーションレポートの概要

物件名称	CS芦北町発電所	
評価価値	619,000,000円～650,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	619,000,000円～ 650,000,000円	割引率として、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値を採用。FIT期間の割引率は、非課税期間においては2.8%～4.0%。
マーケット・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	404,000,000円～ 737,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出する方法等を採用。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS芦北町発電所	
鑑定評価額（土地）	22,200,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	653,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は14.4年。
割引率	2.8%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	335,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	3.4%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

S-10	CS南島原市発電所（東）、同発電所（西）	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得日	2017年10月31日	土地	地番	1164番 1 外
取得価格	1,733,789,000円		用途地域	都市計画区域外
発電所の 評価額 （価格時点）	1,145,000,000円～1,201,000,000円 （2026年 6 月30日）		面積	56,066.17㎡
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	51,100,000円 （2026年 6 月30日）	設備	権利形態	賃借権（一部転借権を含む。）
所在地	長崎県南島原市深江町乙字鬼石		架台基礎構造	杭基礎形式
オペレーター	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社		認定日	2013年 2 月26日（東） 2013年 2 月26日（西）
			供給開始日	2015年12月25日（東） 2016年 1 月29日（西）
			パネルの種類	多結晶シリコン
O&M業者	CSOM Japan		パネル出力	3,928.86kW
			パネル設置数	15,111枚
			発電出力	1,990kW（東） （注 1） 1,500kW（西） （注 2）
			権利形態	所有権
		パネル メーカー	カナディアン・ ソーラー・グループ	
		パネル型式	CS6P-260P	
特記事項 該当事項はありません				

（注 1）95%の力率一定制御があります。

（注 2）97%の力率一定制御があります。

土地の賃借権の概要	
賃貸人	法人（注）
賃貸借期間	賃借人が電力会社に対して電力供給を開始する日から20年間とする。
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	-
更新	期間満了の 6 か月前までに賃借人が更新を請求した時は、同一条件で更に 5 年間更新される。
賃料改定	-
中途解約	賃借人が解除しようとするときは、その12か月前までにその旨を通知するものとする。ただし、賃借人が賃料の 6 か月分を即時に支払う時は、即時に本契約を解除することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-

土地の賃借権の概要	
賃貸人	個人及び法人（注）
賃貸借期間	賃借人が電力会社に対して電力供給を開始する日から20年間とする。
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	-
更新	期間満了の6か月前までに賃借人が更新を請求した時は、同一条件で更に5年間更新される。
賃料改定	-
中途解約	賃借人が解除しようとするときは、その12か月前までにその旨を通知するものとする。ただし、賃借人が賃料の6か月分を即時に支払う時は、即時に本契約を解除することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-

土地の賃借権の概要	
賃貸人	法人（注）
賃貸借期間	賃借人が電力会社に対して電力供給を開始する日から20年間とする。
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	-
更新	期間満了の6か月前までに賃借人が更新を請求した時は、同一条件で更に5年間更新される。
賃料改定	-
中途解約	賃借人が解除しようとするときは、その12か月前までにその旨を通知するものとする。なお、この場合、賃貸人は賃借人に対し、受領済みの前払賃料を返還することを要しない。
違約金	-
契約更改の方法	-

土地の転借権の概要	
転貸人	法人（注）
転貸借期間	転借人が電力会社に対して電力供給を開始する日から20年間とする。
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	-
更新	期間満了の6か月前までに転借人が更新を請求した時は、同一条件で更に5年間更新される。
賃料改定	-
中途解約	転借人が解除しようとするときは、その12か月前までにその旨を通知するものとする。ただし、転借人が賃料の6か月分を即時に支払う時は、即時に本契約を解除することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-

（注）賃貸人又は転貸人より開示の承諾が得られていないため、非開示とします。なお、賃貸人又は転貸人は、いずれも投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係者取引規程」上の利害関係者のいずれにも該当しません。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年1月1日から2026年12月31日まで
賃料	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料」欄と同じです。
敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「更新・再契約」欄と同じです。
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計119,447千円です。

本物件の特徴				
■ 物件特性 < 立地 >				
名称	所在地	緯度・経度	設備規模	
			(東)	(西)
CS南島原市 発電所（東）、 同発電所（西）	長崎県 南島原市 深江町乙字鬼石	北緯32度43分 42秒（東） 東経130度19分 55秒（東） 北緯32度43分 41秒（西） 東経130度19分 51秒（西）	2,236.52kW （太陽電池） 1,990kW（PCS） 95%の力率 一定制御あり	1,692.34kW （太陽電池） 1,500kW（PCS） 97%の力率 一定制御あり
< 気象条件 > ・ 島原における2015年の年間日照時間は1,878.0時間、県庁所在地における年間日照時間の全国平均は1,896.5時間。 ・ 観測史上 1 位の日最大風速は2006年 9 月17日の28m / sであり、観測史上 1 位の日最大瞬間風速は2015年 8 月25日の30.6m / s。 ・ 長崎の最深積雪の平年値は 2 cm、1906年以降の月最深積雪記録は2016年の17cmである。これらのデータより、発電所事業地付近は雪の影響は少ないものと考えられる。				

(単位 : 千円)

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2025年 6 月期	2025年12月期	2026年 6 月期	2026年12月期	2027年 6 月期
	1,556（注）	2,966	5,933	2,966	2,966
	2027年12月期	2028年 6 月期	2028年12月期	2029年 6 月期	2029年12月期
	2,966	2,966	2,966	2,966	2,966
	2030年 6 月期	2030年12月期	2031年 6 月期	2031年12月期	2032年 6 月期
	2,966	2,966	2,966	2,966	2,966
	2032年12月期	2033年 6 月期	2033年12月期	2034年 6 月期	2034年12月期
	2,966	2,966	2,966	2,966	1,409

（注）実務上、変更認定申請前に積立てが必要とされる関係で、2025年 6 月期については、2025年12月期に想定される内部積立想定額の積立てを行っています。

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS南島原市発電所（東）、同発電所（西）	
評価価値	1,145,000,000円～1,201,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	1,145,000,000円～ 1,201,000,000円	割引率として、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値を採用。FIT期間の割引率は、非課税期間においては3.0％～4.0％。Non-FIT期間の割引率は、非課税期間においては4.0％～5.0％、課税期間においては3.9％～5.0％。
マーケット・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	816,000,000円～ 1,386,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出する方法等を採用。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS南島原市発電所（東）、同発電所（西）	
鑑定評価額（土地）	51,100,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	1,110,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は14.5年。
割引率	2.9%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	572,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	4.6%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

S-11	CS皆野町発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得日	2017年10月31日	土地	地番	4280番 5 外
取得価格	1,018,168,000円		用途地域	都市計画区域外
			面積	44,904.00㎡
発電所の評価額 （価格時点）	715,000,000円～743,000,000円 （2026年 6 月30日）		権利形態	所有権
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	228,000,000円 （2026年 6 月30日）	設備	架台基礎構造	杭基礎（ロックボルト工 法及びラミング工法）
所在地	埼玉県秩父郡皆野町大字三沢字長林		認定日	2014年12月11日
オペレーター	カナディアン・ソーラー・ プロジェクト株式会社		供給開始日	2016年12月 7 日
			パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	2,448.60kW
			パネル設置数	9,240枚
			発電出力	1,990kW（注）
			権利形態	所有権
O&M業者	CSOM Japan		パネル メーカー	カナディアン・ ソーラー・グループ
			パネル型式	CS6P-265P
特記事項 該当事項はありません				

（注）90%の力率一定制御があります。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年1月1日から2026年12月31日まで
賃料	前記「S-03 CS笠間市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料」欄と同じです。
敷金・ 保証金	該当事項なし
更新・ 再契約	前記「S-03 CS笠間市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「更新・再契約」欄と同じです。
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の 方法	該当事項なし

（注）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計63,866千円です。

本物件の特徴

■ 物件特性

< 立地 >

名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS皆野町発電所	埼玉県秩父郡皆野町大字 三沢字長林	北緯36度 5 分13秒 東経139度 9 分 9 秒	2,448.60kW（太陽電池） 1,990kW（PCS） 90%の力率一定制御あり

< 気象条件 >

- ・近傍の寄居の年間日照時間は1,964.4時間であり、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べ日照時間の長い地域。
- ・観測史上 1 位の日最大風速は2013年 9 月16日の15.9m / s、日最大瞬間風速は同日の33.1m / s。
- ・秩父の最深積雪の平年値は18cm、積雪に関する測定結果が連続的に公開されている1962年以降の最深積雪記録は2014年 2 月15日の98cmであり、次いで2001年 1 月27日の53cmである。1962年以降で60cmを超えた最深積雪は2014年の 1 度のみであり、この記録（98cm）はきわめて特異的と見なすことができる。以上により、発電所事業地付近は雪の影響は少ないものと考えられる。

（単位：千円）

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2026年 6 月期	2026年12月期	2027年 6 月期	2027年12月期	2028年 6 月期
	1,694（注）	1,452	1,452	1,452	1,452
	2028年12月期	2029年 6 月期	2029年12月期	2030年 6 月期	2030年12月期
	1,452	1,452	1,452	1,452	1,452
	2031年 6 月期	2031年12月期	2032年 6 月期	2032年12月期	2033年 6 月期
	1,452	1,452	1,452	1,452	1,452
	2033年12月期	2034年 6 月期	2034年12月期	2035年 6 月期	2035年12月期
	1,452	1,452	1,452	1,452	1,210

（注）実務上、変更認定申請前に積立てが必要とされる関係で、2026年 6 月期については、2026年12月期及び2027年 6 月期に想定される内部積立
 想定額の積立てを行っています。

バリュエーションレポートの概要

物件名称	CS皆野町発電所
評価価値	715,000,000円～743,000,000円
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社
価格時点	2026年 6 月30日

インカム・アプローチ

項目	内容	概要等
評価価値	715,000,000円～ 743,000,000円	割引率として、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値を採用。FIT期間の割引率は、非課税期間においては3.4%～4.0%。Non-FIT期間の割引率は、非課税期間においては4.4%～5.0%、課税期間においては4.4%～5.0%。

マーケット・アプローチ

項目	内容	概要等
評価価値	512,000,000円～ 929,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出する方法等を採用。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS皆野町発電所	
鑑定評価額（土地）	228,000,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	751,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は15.4年。
割引率	2.7%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	510,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	30.3%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

S-12	CS函南町発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得日	2017年10月31日	土地	地番	437番 1 外
取得価格	514,153,000円		用途地域	市街化調整区域
発電所の評価額 （価格時点）	361,000,000円～379,000,000円 （2026年 6 月30日）		面積	41,339.00㎡
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	28,600,000円 （2026年 6 月30日）		権利形態	地上権
所在地	静岡県田方郡函南町田代字大田原	設備	架台基礎構造	スクリー式杭基礎
オペレーター	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社		認定日	2014年 3 月31日
O&M業者	CSOM Japan		供給開始日	2017年 3 月 3 日
			パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	1,336.32kW
			パネル設置数	4,176枚
			発電出力	1,330kW（注）
			権利形態	所有権
		パネル メーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パネル型式	CS6X-320P	
特記事項 該当事項はありません				

（注）89%の力率一定制御があります。

地上権の概要	
地上権設定者	個人（注）
地上権の 存続期間	地上権設定契約が成立した日（2016年 7 月21日）から21年間
地代	非開示（注）
保証金	非開示（注）
更新	期間満了の 6 か月前までに書面により申し出たときは、従前と同一の条件で 5 年間更新される。 また、期間満了の 6 か月前までに契約終了の意思表示がされないときは、期間の点を除いて従前 と同一の条件で更新され、更新後の期間については、協議の上、決定する。
地代改定	-
中途解約	-
違約金	-
契約更改の方法	-

地上権の概要	
地上権設定者	個人（注）
地上権の 存続期間	地上権設定契約が成立した日（2016年 7 月21日）から21年間
地代	非開示（注）
保証金	非開示（注）
更新	期間満了の 6 か月前までに書面により申し出たときは、従前と同一の条件で 5 年間更新される。 また、期間満了の 6 か月前までに契約終了の意思表示がされないときは、期間の点を除いて従前 と同一の条件で更新され、更新後の期間については、協議の上、決定する。
地代改定	-
中途解約	-
違約金	-
契約更改の方法	-

地上権の概要	
地上権設定者	個人（注）
地上権の 存続期間	地上権設定契約が成立した日（2016年7月21日）から21年間
地代	非開示（注）
保証金	非開示（注）
更新	期間満了の6か月前までに書面により申し出たときは、従前と同一の条件で5年間更新される。 また、期間満了の6か月前までに契約終了の意思表示がされないときは、期間の点を除いて従前と同一の条件で更新され、更新後の期間については、協議の上、決定する。
地代改定	-
中途解約	-
違約金	-
契約更改の方法	-

地上権の概要	
地上権設定者	個人（注）
地上権の 存続期間	地上権設定契約が成立した日（2016年7月21日）から21年間
地代	非開示（注）
保証金	非開示（注）
更新	期間満了の6か月前までに書面により申し出たときは、従前と同一の条件で5年間更新される。 また、期間満了の6か月前までに契約終了の意思表示がされないときは、期間の点を除いて従前と同一の条件で更新され、更新後の期間については、協議の上、決定する。
地代改定	-
中途解約	-
違約金	-
契約更改の方法	-

（注）地上権設定者より開示の承諾が得られていないため、非開示とします。なお、地上権設定者は、いずれも投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係者取引規程」上の利害関係者のいずれにも該当しません。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年1月1日から2026年12月31日まで
賃料	前記「S-03 CS笠間市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料」欄と同じです。
敷金・ 保証金	該当事項なし
更新・ 再契約	前記「S-03 CS笠間市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「更新・再契約」欄と同じです。
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の 方法	該当事項なし

（注）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計36,755千円です。

本物件の特徴

■ 物件特性

< 立地 >

名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS函南町発電所	静岡県田方郡 函南町田代	北緯35度 7 分45秒 東経139度 1 分 7 秒	1,336.32kW（太陽電池） 1,330kW（PCS） 89%の力率一定制御あり

< 気象条件 >

- ・ 近傍の三島の年間日照時間は1,952.7時間であり、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べ日照時間の長い地域。
- ・ 観測史上 1 位の日最大風速は1959年 8 月14日の29.8m / s、日最大瞬間風速は同日の44.0m / s。
- ・ 静岡の最深積雪の平年値は約 0 cm、積雪に関する測定結果が連続的に公開されている1962年以降の最深積雪記録は2001年 2 月16日の 3 cmである。以上により、発電所事業地付近は雪の影響は少ないものと考えられる。

（単位：千円）

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2026年 6 月期	2026年12月期	2027年 6 月期	2027年12月期	2028年 6 月期
	656（注）	984	984	984	984
	2028年12月期	2029年 6 月期	2029年12月期	2030年 6 月期	2030年12月期
	984	984	984	984	984
	2031年 6 月期	2031年12月期	2032年 6 月期	2032年12月期	2033年 6 月期
	984	984	984	984	984
	2033年12月期	2034年 6 月期	2034年12月期	2035年 6 月期	2035年12月期
	984	984	984	984	984
	2036年 6 月期	2036年12月期	2037年 6 月期	2037年12月期	2038年 6 月期
	328	-	-	-	-

（注）実務上、変更認定申請前に積立が必要とされる関係で、2026年 6 月期については、2027年 6 月期に想定される内部積立想定額の積立を行っています。

バリュエーションレポートの概要

物件名称	CS函南町発電所	
評価価値	361,000,000円～379,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	361,000,000円～ 379,000,000円	割引率として、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値を採用。FIT期間の割引率は、非課税期間においては3.0%～4.0%。Non-FIT期間の割引率は、課税期間においては4.0%～5.0%。
マーケット・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	271,000,000円～ 446,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出する方法等を採用。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS函南町発電所	
鑑定評価額（土地）	28,600,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	337,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は16.1年。
割引率	2.7%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	213,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	8.5%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

S-13	CS益城町発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得日	2017年10月31日	土地	地番	1272番 1 外
取得価格	19,751,845,283円（注 3）		用途地域	市街化調整区域
			面積	638,552.31㎡（注 1）
発電所の評価額 （価格時点）	14,419,000,000円～15,057,000,000円 （2026年 6 月30日）	設備	権利形態	所有権、地役権 （注 2）
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	3,260,000,000円 （2026年 6 月30日）		架台基礎構造	スクリー式杭基礎
			認定日	2013年10月24日
			供給開始日	2017年 6 月 2 日
所在地	熊本県上益城郡益城町大字上陳字新道		パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	47,692.62kW
オペレーター	カナディアン・ソーラー・ プロジェクト株式会社		パネル設置数	149,958枚
			発電出力	34,000kW
O&M業者	CSOM Japan		権利形態	所有権
		パネル メーカー	カナディアン・ ソーラー・グループ	
		パネル型式	CS6X-315P/320P	
特記事項 該当事項はありません				

- （注 1）当該面積は、発電所事業用地及び自営線用地において、所有権用地面積のみ対象としており、地役権用地面積は、含まれていません。
- （注 2）本物件のうち、自営線用地の一部（265,212.01㎡）については、土地一筆ごとに、合計88名の自営線用地の所有者（共有による所有者を含みます。）を地役権設定者とし、発電所事業用地の一部を要役地とし、電線路（支持物を除きます。）を施設、保持し、その架設・保守のため土地に立ち入ること、建造物の築造・電線路に支障となる竹木の植栽・土地のかさあげ又は掘削・その他電線路に支障となる一切の行為をしないことを目的とする地役権が設定されています。本投資法人は、発電所事業用地の取得に伴い、かかる地役権を取得しています。
- （注 3）本投資法人によるCS益城町発電所の取得後に、本発電所の稼働後の発電効率（PR）等について、本発電所の売主と工事請負人との間で協議が行われ、工事請負人から売主に対して損害賠償金等の支払いを行うこと等を含めた一定の合意がなされたことを踏まえ、本発電所の取得価額を、2020年12月16日付で資産等譲渡契約書の契約締結日に遡って332百万円減額する処理を行っています。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年 1 月 1 日から2026年12月31日まで
賃料	本契約に基づき、賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の（1）（2）の合計とする。 （1）基本賃料（注 1） 〔技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測（ただし、賃貸借開始日が属する月については、当該月の 1 日から末日までの期間に係るP50の発電量予測をいう。以下本項目において同じ。）から第三者調査会社が試算する出力制御率分を控除した発電量予測〕 × 96.5% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] （2）実績連動賃料 （A）〔各月の実際の発電量（ただし、賃貸借開始日が属する月については、当該月の 1 日から末日までの期間に係る実際の発電量をいう。以下本項目において同じ。）〕 × 96.5% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - （B）〔当該月の上記基本賃料〕（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、（A）から（C）（以下の算式により算出される金額）を控除した値（X）が正の値になるときであって、賃貸人と賃借人との間の2022年10月 1 日付賃料リザーブに関する覚書（その後の変更を含み、以下、本項目において「賃料リザーブ覚書」という。）に定める賃料リザーブ口座に係る取崩しの金額（取崩しの累計額からその補填のための積立の累計額を控除した残額をいう。以下本項目において同じ。）（Y）が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。）は、（A）から（B）を控除した値から更に（D）（（X）と（Y）の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。

賃料	(C) [技術コンサルタントが試算する本賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96.5% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格] + (E) 「特定卸供給対価料金」(注2) × 96.5% なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員その他の金員（以下「補償金」という。）を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の96.5%を(A)に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が消費税及び地方消費税の課されない金員（以下「不課税所得」という。）である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。
敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申入れに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。 なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。 賃貸人が、期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は 賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について以下の賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日が2027年10月31日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 基本賃料： 月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力制御率分を控除した発電量予測] × 96.5% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] 実績連動賃料： 月額 (A) [各月の実際の発電量] × 96.5% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料]（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、(A) から (C)（以下の算式により算出される金額）を控除した値(X)が正の値になるときであって、賃料リザーブ覚書に定める賃料リザーブ口座に係る本契約の基本賃料の支払いのための取崩しの金額(Y)が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。）は、(A) から (B) を控除した値から更に (D) ((X) と (Y) の小さい方の値) を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 (C) [技術コンサルタントが試算する本賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96.5% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格] + (E) 「特定卸供給対価料金」 × 96.5%
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

(注1) 2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計1,252,135千円です。

(注2) CS益城町発電所における「特定卸供給対価料金」とは、賃借人と小売電気事業者との間で締結された2023年6月30日付「再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る契約」に基づき、当該小売電気事業者が特定卸供給を受けた電力量に一定割合を乗じた「特定卸供給対価料金」をいいます。以下本項目において同じです。

本物件の特徴

■ 物件特性

< 立地 >

名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS益城町発電所	熊本県上益城郡益城町 大字上陳字新道	北緯32度47分55秒 東経130度52分 7 秒	47,692.62kW（太陽電池） 34,000kW（PCS）

< 気象条件 >

- ・熊本の年間日照時間は2,001.6時間であり、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べ日照時間の長い地域。
- ・観測史上1位の日最大風速は1902年8月10日の38.7m/s、日最大瞬間風速は1991年9月27日の52.6m/s。
- ・熊本の最深積雪の平年値は2cm、積雪に関する測定結果が連続的に公開されている1962年以降の最深積雪記録は1963年1月9日の10cmである。以上により、発電所事業地付近は雪の影響は少ないものと考えられる。

（単位：千円）

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2026年6月期	2026年12月期	2027年6月期	2027年12月期	2028年6月期
	4,193（注）	25,160	25,160	25,160	25,160
	2028年12月期	2029年6月期	2029年12月期	2030年6月期	2030年12月期
	25,160	25,160	25,160	25,160	25,160
	2031年6月期	2031年12月期	2032年6月期	2032年12月期	2033年6月期
	25,160	25,160	25,160	25,160	25,160
	2033年12月期	2034年6月期	2034年12月期	2035年6月期	2035年12月期
	25,160	25,160	25,160	25,160	25,160
	2036年6月期	2036年12月期	2037年6月期	2037年12月期	2038年6月期
	20,966	-	-	-	-

（注）実務上、変更認定申請前に積立てが必要とされる関係で、2026年6月期については、2027年6月期に想定される内部積立想定額の積立てを行っています。

バリュエーションレポートの概要

物件名称	CS益城町発電所	
評価価値	14,419,000,000円～15,057,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2026年6月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	14,419,000,000円～ 15,057,000,000円	割引率として、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値を採用。FIT期間の割引率は、非課税期間においては3.2%～4.0%。Non-FIT期間の割引率は、課税期間においては4.3%～5.0%。
マーケット・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	10,002,000,000円～ 18,516,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出する方法等を採用。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS益城町発電所	
鑑定評価額（土地）	3,260,000,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	15,300,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は15.9年。
割引率	2.8%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	9,230,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	21.3%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

S-14	CS郡山市発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得日	2018年2月1日	土地	地番	7番
取得価格	246,471,000円		用途地域	都市計画区域外
			面積	30,376.00㎡（注1）
発電所の評価額 （価格時点）	167,000,000円～174,000,000円 （2026年6月30日）	設備	権利形態	所有権、地役権 （注2）
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	48,400,000円 （2026年6月30日）		架台基礎構造	杭基礎 （キャストイン方式）
所在地	福島県郡山市 熱海町高玉字鍋倉		認定日	2015年2月27日
オペレーター	カナディアン・ソーラー・ プロジェクト株式会社		供給開始日	2016年9月16日
O&M業者	CSOM Japan		パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	636.0kW
			パネル設置数	2,400枚
			発電出力	500kW（注3）
			権利形態	所有権
		パネル メーカー	カナディアン・ ソーラー・グループ	
		パネル型式	CS6P-265P	
特記事項 該当事項はありません				

（注1）当該面積は、発電所事業用地において、所有権用地面積のみ対象としており、地役権用地面積は、含まれていません。

（注2）本物件のうち、発電所事業用地の一部（46㎡）については、当該土地の所有者を地役権設定者とし、発電所事業用地を要役地とし、太陽光発電所の用地の一部として使用することを目的とする地役権が設定されています。本投資法人は、発電所事業用地の取得に伴い、かかる地役権を取得しています。

（注3）90%の力率一定制御があります。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティード・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年1月1日から2026年12月31日まで
賃料	本契約に基づき、賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の（1）（2）の合計とする。 （1）基本賃料（注） 〔技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測（ただし、賃貸借開始日が属する月については、当該月の1日から末日までの期間に係るP50の発電量予測をいう。以下本項目において同じ。）から第三者調査会社が試算する出力制御率分を控除した発電量予測〕×96%×70%×〔本件発電設備等に適用される買取価格〕 （2）実績連動賃料 （A）〔各月の実際の発電量（ただし、賃貸借開始日が属する月については、当該月の1日から末日までの期間に係る実際の発電量をいう。以下本項目において同じ。）〕×96%×〔本件発電設備等に適用される買取価格〕－（B）〔当該月の上記基本賃料〕（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、（A）から（C）（以下の算式により算出される金額）を控除した値（X）が正の値になるときであって、賃貸人と賃借人との間の2022年10月1日付賃料リザーブに関する覚書（その後の変更を含み、以下、本項目において「賃料リザーブ覚書」という。）に定める賃料リザーブ口座に係る取崩しの金額（取崩しの累計額からその補填のための積立ての累計額を控除した残額をいう。以下本項目において同じ。）（Y）が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。）は、（A）から（B）を控除した値から更に（D）（（X）と（Y）の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 （C）〔技術コンサルタントが試算する本賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測〕×96%×〔当該月において本件発電設備等に適用される買取価格〕

賃料	なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員その他の金員（以下「補償金」という。）を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の96%を（A）に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が消費税及び地方消費税の課されない金員（以下「不課税所得」という。）である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。
敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申入れに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。 賃貸人が、期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は 賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について以下の賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日が2028年2月1日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 基本賃料： 月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力制御率分を控除した発電量予測] × 96% × 70% × [本件発電設備等適用される買取価格] 実績連動賃料： 月額 （A）[各月の実際の発電量] × 96% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - （B）[当該月の基本賃料] （なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、（A）から（C）（以下の算式により算出される金額）を控除した値（X）が正の値になるときであって、賃料リザーブ覚書に定める賃料リザーブ口座に係る本契約の基本賃料の支払いのための取崩しの金額（Y）が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。）は、（A）から（B）を控除した値から更に（D）（（X）と（Y）の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 （C）[技術コンサルタントが試算する本賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格]
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計15,018千円です。

本物件の特徴

■ 物件特性

< 立地 >

名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS郡山市発電所	福島県郡山市 熱海町高玉字鍋倉	北緯37度30分28秒 東経140度16分30秒	636.0kW（太陽電池） 500kW（PCS） 90%の力率一定制御あり

< 気象条件 >

- ・郡山の年間日照時間は1,744.9時間であり、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べ日照時間の短い地域。
- ・観測史上1位の日最大風速は2007年1月7日の25m/s、日最大瞬間風速は2012年4月4日の30.0m/s。
- ・白河の最深積雪の平年値は23cm、積雪に関する測定結果が連続的に公開されている1962年以降の最深積雪記録は2014年2月15日の76cm。事業地の周辺における最深積雪の平年値は65cm。事業地周辺での冬季における積雪の影響を無視できないことから、発電量の予測においては雪の影響を考慮する。

（単位：千円）

廃棄等費用積立状況（本書の日付現在）	2026年6月期	2026年12月期	2027年6月期	2027年12月期	2028年6月期
	608（注）	365	365	365	365
	2028年12月期	2029年6月期	2029年12月期	2030年6月期	2030年12月期
	365	365	365	365	365
	2031年6月期	2031年12月期	2032年6月期	2032年12月期	2033年6月期
	365	365	365	365	365
	2033年12月期	2034年6月期	2034年12月期	2035年6月期	2035年12月期
	365	365	365	365	121

（注）実務上、変更認定申請前に積立てが必要とされる関係で、2026年6月期については、2026年12月期及び2027年6月期に想定される内部積立想定額の積立てを行っています。

バリュエーションレポートの概要

物件名称	CS郡山市発電所	
評価価値	167,000,000円～174,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	167,000,000円～ 174,000,000円	割引率として、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値を採用。FIT期間の割引率は、非課税期間においては3.3％～4.0％。Non-FIT期間の割引率は、非課税期間においては4.3％～5.0％、課税期間においては4.5％～5.0％。
マーケット・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	117,000,000円～ 217,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出する方法等を採用。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS郡山市発電所	
鑑定評価額（土地）	48,400,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	162,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は15.3年。
割引率	2.7%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	130,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	29.9%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

S-15	CS津山市発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得日	2018年 2 月 1 日	土地	地番	317番 2 外
取得価格	746,404,000円		用途地域	都市計画区域外
			面積	31,059.00㎡
発電所の評価額 （ 価格時点 ）	503,000,000円～523,000,000円 （ 2026年 6 月30日 ）		権利形態	所有権
土地の 鑑定評価額 （ 価格時点 ）	125,000,000円 （ 2026年 6 月30日 ）	設備	架台基礎構造	杭基礎 （ ラミング工法 ）
所在地	岡山県津山市新野山形字割石		認定日	2014年 9 月26日
オペレーター	カナディアン・ソーラー・ プロジェクト株式会社		供給開始日	2017年 6 月30日
			パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	1,930.50kW
			パネル設置数	5,940枚
			発電出力	1,720kW（ 注 ）
			権利形態	所有権
O&M業者	CSOM Japan		パネル メーカー	カナディアン・ ソーラー・グループ
			パネル型式	CS6U-325P
特記事項 該当事項はありません				

（注）93%の力率一定制御があります。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年1月1日から2026年12月31日まで
賃料	前記「S-14 CS郡山市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料」欄と同じです。
敷金・ 保証金	該当事項なし
更新・ 再契約	前記「S-14 CS郡山市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「更新・再契約」欄と同じです。
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の 方法	該当事項なし

（注）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計44,281千円です。

本物件の特徴

■ 物件特性

< 立地 >

名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS津山市発電所	岡山県津山市新野山形 字割石	北緯35度 7 分16秒 東経134度 5 分21秒	1,930.50kW（太陽電池） 1,720kW（PCS） 93%の力率一定制御あり

< 気象条件 >

- ・津山の年間日照時間は1,656.9時間であり、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べ日照時間の短い地域。
- ・観測史上 1 位の日最大風速は2004年10月20日の34m / s、日最大瞬間風速は2011年 5 月29日の40.1m / s。
- ・津山の最深積雪の平年値は17cm、1961年以降の最深積雪記録は2003年12月20日及び1995年12月26日の40cmであり、次いで1963年 1 月 8 日の32cmである。これらのデータより、発電所事業地付近は雪の影響は少ないものと考えられる。

（単位：千円）

廃棄等費用積立状況（本書の日付現在）	2026年 6 月期	2026年12月期	2027年 6 月期	2027年12月期	2028年 6 月期
	209（注）	1,255	1,255	1,255	1,255
	2028年12月期	2029年 6 月期	2029年12月期	2030年 6 月期	2030年12月期
	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255
	2031年 6 月期	2031年12月期	2032年 6 月期	2032年12月期	2033年 6 月期
	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255
	2033年12月期	2034年 6 月期	2034年12月期	2035年 6 月期	2035年12月期
	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255
	2036年 6 月期	2036年12月期	2037年 6 月期	2037年12月期	2038年 6 月期
	1,046	-	-	-	-

（注）実務上、変更認定申請前に積立が必要とされる関係で、2026年 6 月期については、2027年 6 月期に想定される内部積立想定額の積立を行っています。

バリュエーションレポートの概要

物件名称	CS津山市発電所	
評価価値	503,000,000円～523,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	503,000,000円～ 523,000,000円	割引率として、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値を採用。FIT期間の割引率は、非課税期間においては3.4％～4.0％。Non-FIT期間の割引率は、課税期間においては4.5％～5.0％。
マーケット・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	358,000,000円～ 657,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出する方法等を採用。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS津山市発電所	
鑑定評価額（土地）	125,000,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	514,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は16.0年。
割引率	2.7%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	390,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	24.4%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

S-16	CS恵那市発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得日	2018年 9 月 6 日	土地	地番	1312番41外
取得価格	757,000,000円（注 1）		用途地域	非線引都市計画区域
			面積	37,373.0㎡（注 2）
発電所の評価額 （価格時点）	544,000,000円～571,000,000円 （2026年 6 月30日）	設備	権利形態	地上権
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	29,000,000円 （2026年 6 月30日）		架台基礎構造	スクリー杭基礎
所在地	岐阜県恵那市長島町久須見字落瀬		認定日	2015年 2 月24日
オペレーター	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社		供給開始日	2017年 9 月13日
O&M業者	CSOM Japan		パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	2,124.20kW
			パネル設置数	6,536枚
			発電出力	1,500kW（注 3）
			権利形態	所有権
			パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ
			パネル型式	CS6U-325P
特記事項 該当事項はありません				

（注 1）本物件については、資産取得日に2018年 9 月 6 日付でCSみえ・やまだ合同会社を地上権設定者とし、本投資法人が太陽光発電設備の保有その他これに関連する業務を行うことを目的とする地上権が設定され、その取得価格には当該地上権の存続期間である2042年 9 月30日までの地代として一括して支払う44,844,848円を含みます。

（注 2）本投資法人を地上権者とする地上権が設定された筆の登記上の地積の合計を記載しています。このうち、本投資法人がCSみえ・やまだ合同会社との間で締結した地上権設定契約に基づき地上権が設定された範囲は、発電所事業用地のフェンスの内側22,654.6㎡、調整池754.0㎡、排水路12㎡及び管理用道路1,262.3㎡の合計24,682.9㎡です。

（注 3）88%の力率一定制御があります。

地上権の概要	
地上権設定者	法人(注)
地上権の存続期間	地上権設定契約が成立した日（2018年 9 月 6 日）から2042年 9 月30日までとする。
地代	非開示(注)
保証金	非開示(注)
更新	期間満了の 6 か月前までに書面により申し出たときは、従前と同一の条件（期間の点を除く。）で 5 年間更新される。また、かかる 5 年間の更新期間の満了の 6 か月前までに、地上権設定者との協議を経て地上権者から書面により契約継続の意思表示がされたときは、従前と同一の条件（期間の点を除く。）で更に 5 年間更新される。
地代改定	-
中途解約	地上権者は、6 か月前までに通知を行うことにより、本契約を解約することができる。この場合、地上権者及び地上権設定者は、相手方に対し損害賠償は請求しないものとする。
違約金	-
契約更改の方法	-

（注）地上権設定者より開示の承諾が得られていないため、非開示とします。なお、地上権設定者は、投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係者取引規程」上の利害関係者のいずれにも該当しません。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年 1 月 1 日から2026年12月31日まで
賃料	本契約に基づき、賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の（１）（２）の合計とする。 （１） 基本賃料(注) [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測（ただし、賃貸借開始日が属する月については、当該月の１日から末日までの期間に係るP50の発電量予測をいう。以下本項目において同じ。）] × 96% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] （２） 実績連動賃料 （Ａ）[各月の実際の発電量（ただし、賃貸借開始日が属する月については、当該月の１日から末日までの期間に係る実際の発電量をいう。以下本項目において同じ。）] × 96% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - （Ｂ）[当該月の上記基本賃料]（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、（Ａ）から（Ｃ）（以下の算式により算出される金額）を控除した値（Ｘ）が正の値になるときであって、賃貸人と賃借人との間の2022年10月 1 日付賃料リザーブに関する覚書（その後の変更を含み、以下、本項目において「賃料リザーブ覚書」という。）に定める賃料リザーブ口座に係る取崩しの金額（取崩しの累計額からその補填のための積立ての累計額を控除した残額をいう。以下本項目において同じ。）（Ｙ）が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。）は、（Ａ）から（Ｂ）を控除した値から更に（Ｄ）（（Ｘ）と（Ｙ）の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 （Ｃ）[技術コンサルタントが試算する本賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格] なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員その他の金員（以下「補償金」という。）を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の96%を（Ａ）に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が消費税及び地方消費税の課されない金員（以下「不課税所得」という。）である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。
敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の 6 か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合は、賃借人は、当該賃貸人の申入れに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は 1 年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。 賃貸人が、 期間満了の 6 か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は 賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について以下の賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日が2028年 9 月 6 日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の 3 か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 基本賃料： 月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] 実績連動賃料： 月額 （Ａ）[各月の実際の発電量] × 96% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - （Ｂ）[当該月の基本賃料]（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、（Ａ）から（Ｃ）（以下の算式により算出される金額）を控除した値（Ｘ）が正の値になるときであって、賃料リザーブ覚書に定める賃料リザーブ口座に係る本契約の基本賃料の支払いのための取崩しの金額（Ｙ）が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。）は、（Ａ）から（Ｂ）を控除した値から更に（Ｄ）（（Ｘ）と（Ｙ）の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 （Ｃ）[技術コンサルタントが試算する本賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格]
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注）2026年 1 月 1 日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計50,156千円です。

本物件の特徴

■ 物件特性

< 立地 >

名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS恵那市発電所	岐阜県恵那市長島町 久須見字落瀬	北緯35度26分52秒 東経137度21分59秒	2,124.20kW（太陽電池） 1,500kW（PCS） 88%の力率一定制御あり

< 気象条件 >

- ・恵那の年間日照時間は1,879.2時間であり、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べ同程度の日照時間の地域。
- ・観測史上1位の日最大風速は2012年4月3日の11.4m/s、日最大瞬間風速は2013年9月16日の24.7m/s。
- ・岐阜の最深積雪の平年値は17cm、積雪に関する測定結果が連続的に公開されている1962年以降の最深積雪記録は1996年1月10日の48cmであり、発電所事業地付近は雪の影響は少ないものと考えられる。

（単位：千円）

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2026年12月期	2027年6月期	2027年12月期	2028年6月期	2028年12月期
	730	1,095	1,095	1,095	1,095
	2029年6月期	2029年12月期	2030年6月期	2030年12月期	2031年6月期
	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
	2031年12月期	2032年6月期	2032年12月期	2033年6月期	2033年12月期
	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
	2034年6月期	2034年12月期	2035年6月期	2035年12月期	2036年6月期
	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
	2036年12月期	2037年6月期	2037年12月期	2038年6月期	2038年12月期
	365	-	-	-	-

バリュエーションレポートの概要

物件名称	CS恵那市発電所
発電所評価価値	544,000,000円～571,000,000円
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社
価格時点	2026年6月30日

インカム・アプローチ

項目	内容	概要等
評価価値	544,000,000円～ 571,000,000円	割引率として、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値を採用。FIT期間の割引率は、非課税期間においては3.1%～4.0%、課税期間においては3.1%～4.0%。Non-FIT期間の割引率は、課税期間においては4.1%～5.0%。

マーケット・アプローチ

項目	内容	概要等
評価価値	384,000,000円～ 686,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出する方法等を採用。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS恵那市発電所	
鑑定評価額（土地）	29,000,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	527,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は16.2年。
割引率	2.7%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	356,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	5.5%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

S-17	CS大山町発電所(A)、同発電所(B)		分類	太陽光発電設備等		
資産の概要						
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等		再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備	
取得日	2018年 9 月 6 日		土地	地番	3961番外	
取得価格	10,447,000,000円			用途地域	都市計画区域外	
				面積	452,760.37㎡(注 1)	
発電所の 評価額 (価格時点)	6,926,000,000円～7,279,000,000円 (2026年 6 月30日)			権利形態	地上権、賃借権、地役権 (注 2)	
土地の 鑑定評価額 (価格時点)	244,000,000円 (2026年 6 月30日)		設備	架台基礎構造	羽根杭基礎、スクリー 杭基礎(A) 羽根杭基礎(B)	
所在地	鳥取県西伯郡大山町豊房字馬越背(A) 鳥取県西伯郡大山町豊房字上河原(B)			認定日	2013年 2 月22日(A) 2013年 2 月28日(B)	
				供給開始日	2017年 8 月10日	
オペレーター	カナディアン・ソーラー・ プロジェクト株式会社			パネルの種類	多結晶シリコン	
				パネル出力	20,885.76kW(A) 6,416.64kW(B)	
O&M業者	CSOM Japan			パネル設置数	65,268枚(A) 20,052枚(B)	
				発電出力	15,750kW(A) 5,000kW(B)	
				権利形態	所有権	
			パネル メーカー	カナディアン・ ソーラー・グループ		
			パネル型式	CS6X-320P		
特記事項						
本物件を構成する地上権に係る地上権設定契約上、地上権及び地上権者の地位の譲渡に際して地上権設定者の承諾を取得することが義務付けられています。						

(注1) 当該面積は、発電所事業用地及び自営線用地において、地上権用地面積のみ対象としており、賃借権用地面積及び地役権用地面積は、含まれていません。また、発電所事業用地の一部について、県道の道路改良計画のための用地買収及び第三者に寄贈する庭園の建設のため、当該土地部分(7,672㎡)の一部(2,011㎡)を発電所事業用地から除外した結果、面積が減少しました。なお、当該除外による、発電事業及び事業収支に与える影響はありません。

(注2) 本物件のうち、発電所事業用地の一部である公衆用道路(5,183.00㎡)については、当該土地の所有者を賃貸人、本物件の売主を賃借人とし、太陽光発電事業の実施を目的とする賃借権が設定されています。また、自営線用地の一部(2,852.92㎡)については、土地一筆ごとに、当該土地の所有者を地役権設定者とし、自営線用地の一部を要役地とし、地役権設定の範囲内の地中に電線路を埋設し又は上空に電線路を架設し、また保持すること、及びその保守運営のために地役権設定の範囲内に立ち入ること、建造物の築造、電線路に支障となる竹木の植栽、土地のかさあげ又は掘削、その他電線路に支障となる一切の行為をしないことを目的とする地役権が設定されており、本投資法人は、発電所事業用地の取得に伴い、かかる賃借権及び地役権を取得しました。

地上権の概要	
地上権設定者	法人(注)
地上権の存続期間	地上権設定契約が成立した日（2015年10月15日）から23年間
地代	非開示(注)
保証金	非開示(注)
更新	期間満了の12か月前までに書面により申し出たときは、従前と同一の条件（期間の点を除く。）で5年間更新される。また、かかる5年間の更新期間の満了の12か月前までに、地上権設定者との協議を経て地上権者から書面により契約継続の意思表示がされたときは、従前と同一の条件（期間の点を除く。）で更に5年間更新される。
地代改定	-
中途解約	-
違約金	-
契約更改の方法	-
地上権の概要	
地上権設定者	法人(注)
地上権の存続期間	2015年12月23日から23年間 （一部筆のみ）2016年3月31日から2038年12月22日まで
地代	非開示(注)
保証金	非開示(注)
更新	期間満了の6か月前までに契約終了の意思表示がされないときは、期間の点を除いて従前と同一の条件で更新され、更新後の期間については、協議の上、決定する。
地代改定	-
中途解約	地上権者は、2か月前までに通知を行うことにより、本契約を解約することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-
地上権の概要	
地上権設定者	法人(注)
地上権の存続期間	地上権設定契約が成立した日（2016年3月31日）から23年間
地代	非開示(注)
保証金	非開示(注)
更新	存続期間の満了に先立って、地上権者から申し出がある場合は、協議の上、決定する。
地代改定	-
中途解約	地上権者は、本事業が継続困難になったと地上権者が合理的に判断した場合、本契約を解約することができる。この場合、地上権者は地上権設定者に対し6か月分の地代相当額を補償するものとし、地上権設定者に当該額を超過する損害が発生していたとしても賠償する責を負わない。
違約金	-
契約更改の方法	-
賃借権の概要	
賃貸人	法人(注)
賃貸借期間	工事着手日（2015年10月1日）から20年間
賃料	非開示(注)
敷金・保証金	非開示(注)
更新	期間満了の1年前までに書面により申し出たときは、協議の上、決定する。
賃料改定	-
中途解約	-
違約金	-
契約更改の方法	-

（注）地上権設定者又は賃貸人より開示の承諾が得られていないため、非開示とします。なお、地上権設定者又は賃貸人は、いずれも投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係者取引規程」上の利害関係者のいずれにも該当しません。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年1月1日から2026年12月31日まで
賃料	本契約に基づき、賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の（１）（２）の合計とする。 （１）基本賃料（注１） 〔技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測（ただし、賃貸借開始日が属する月については、当該月の１日から末日までの期間に係るP50の発電量予測をいう。以下本項目において同じ。）から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測〕×96％×70％×〔本件発電設備等に適用される買取価格〕 （２）実績連動賃料 （Ａ）〔各月の実際の発電量（ただし、賃貸借開始日が属する月については、当該月の１日から末日までの期間に係る実際の発電量予測をいう。以下本項目において同じ。）〕×96％×〔本件発電設備等に適用される買取価格〕－（Ｂ）〔当該月の上記基本賃料〕（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、（Ａ）から（Ｃ）（以下の算式により算出される金額）を控除した値（Ｘ）が正の値になるときであって、賃貸人と賃借人との間の2022年10月１日付賃料リザーブに関する覚書（その後の変更を含み、以下、本項目において「賃料リザーブ覚書」という。）に定める賃料リザーブ口座に係る取崩しの金額（取崩しの累計額からその補填のための積み立ての累計額を控除した残額をいう。以下本項目において同じ。）（Ｙ）が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。）は、（Ａ）から（Ｂ）を控除した値から更に（Ｄ）（（Ｘ）と（Ｙ）の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 （Ｃ）〔技術コンサルタントが試算する本賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測〕×96％×〔当該月において本件発電設備等に適用される買取価格〕＋（Ｅ）「トラッキング情報付FIT 非化石証書調達対価」（注２）×96％ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員その他の金員（以下「補償金」という。）を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の96％を（Ａ）に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が消費税及び地方消費税の課されない金員（以下「不課税所得」という。）である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。
敷金・保証金	該当事項なし

更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合は、賃借人は、当該賃貸人の申し込みに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。 賃貸人が、期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申し込めが、賃貸借開始日が2028年9月6日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申し込めである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 基本賃料： 月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] 実績連動賃料： 月額 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料]（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、(A) から (C)（以下の算式により算出される金額）を控除した値 (X) が正の値になるときであって、賃料リザーブ覚書に定める賃料リザーブ口座に係る本契約の基本賃料の支払いのための取崩しの金額 (Y) が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。）は、(A) から (B) を控除した値から更に (D) ((X) と (Y) の小さい方の値) を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 (C) [技術コンサルタントが試算する本賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格] + (E) 「トラッキング情報付FIT 非化石証書調達対価」 × 96%
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注1）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計683,237千円です。

（注2）CS大山町発電所（A）、同発電所（B）における「トラッキング情報付FIT 非化石証書調達対価」とは、賃借人兼発電事業者、電力需要家及び本投資法人の間で締結された2022年9月30日付「トラッキング情報付与に関する契約書」に基づき、賃借人兼発電事業者が電力需要家より受領する、当該発電所の発電量に応じた非化石証書の対価をいいます。以下本項目において同じです。

本物件の特徴			
■ 物件特性 < 立地 >			
名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS大山町発電所（A）、 同発電所（B）	鳥取県西伯郡大山町	北緯35度25分35秒（A）	20,885.76kW（太陽電池）（A）
	豊房字馬越背（A）	東経133度32分1秒（A）	15,750kW（PCS）（A）
	鳥取県西伯郡大山町	北緯35度26分18秒（B）	6,416.64kW（太陽電池）（B）
	豊房字上河原（B）	東経133度30分46秒（B）	5,000kW（PCS）（B）
< 気象条件 > ・近傍の塩津の年間日照時間は1,721.6時間であり、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べ日照時間の短い地域。 ・観測史上1位の日最大風速は2014年9月7日の20m/s、日最大瞬間風速は2012年4月22日の32.7m/s。 ・大山の最深積雪の平年値は191cm、積雪に関する測定結果が連続的に公開されている1982年以降の最深積雪記録は2012年の302cmである。これらのデータより、発電所事業地付近は雪の影響は大きいものと考えられる。			

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2026年12月期	2027年 6 月期	2027年12月期	2028年 6 月期	2028年12月期
	14,697	17,637	17,637	17,637	17,637
	2029年 6 月期	2029年12月期	2030年 6 月期	2030年12月期	2031年 6 月期
	17,637	17,637	17,637	17,637	17,637
	2031年12月期	2032年 6 月期	2032年12月期	2033年 6 月期	2033年12月期
	17,637	17,637	17,637	17,637	17,637
	2034年 6 月期	2034年12月期	2035年 6 月期	2035年12月期	2036年 6 月期
	17,637	17,637	17,637	17,637	17,637
	2036年12月期	2037年 6 月期	2037年12月期	2038年 6 月期	2038年12月期
	2,939	-	-	-	-

バリュエーションレポートの概要

物件名称	CS大山町発電所(A)、同発電所(B)
発電所評価価値	6,926,000,000円～7,279,000,000円
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社
価格時点	2026年 6 月30日

インカム・アプローチ

項目	内容	概要等
評価価値	6,926,000,000円～ 7,279,000,000円	割引率として、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値を採用。FIT期間の割引率は、非課税期間においては3.0%～4.0%、課税期間においては2.9%～4.0%。Non-FIT期間の割引率は、課税期間においては3.9%～5.0%。

マーケット・アプローチ

項目	内容	概要等
評価価値	4,697,000,000円～ 8,507,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出する方法等を採用。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要

物件名称	CS大山町発電所(A)、同発電所(B)	
鑑定評価額（土地）	244,000,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	7,400,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は16.1年。
割引率	2.7%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	4,440,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	3.3%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

S-18	CS高山市発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得日	2018年9月6日	土地	地番	861番1外
取得価格	326,000,000円		用途地域	非線引都市計画区域
			面積	16,278㎡(注1)
発電所の評価額 (価格時点)	226,000,000円～235,000,000円 (2026年6月30日)	設備	権利形態	所有権、地役権(注2)
土地の 鑑定評価額 (価格時点)	54,100,000円 (2026年6月30日)		架台基礎構造	スクリー杭基礎
所在地	岐阜県高山市新宮町		認定日	2015年1月30日
オペレーター	カナディアン・ソーラー・ プロジェクト株式会社		供給開始日	2017年10月10日
O&M業者	CSOM Japan		パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	962.10kW(注3)
			パネル設置数	2,890枚(注3)
			発電出力	880kW(注4)
			権利形態	所有権
		パネル メーカー	カナディアン・ ソーラー・グループ	
		パネル型式	CS6U-330P/CS6X355P-PLUS (注3)	
特記事項 該当事項はありません				

（注1）当該面積は、発電所事業用地において、所有権用地面積のみ対象としており、地役権用地面積は、含まれていません。

（注2）本物件のうち、発電所事業用地の一部（831.49㎡）については、当該土地の所有者を地役権設定者とし、発電所事業用地の一部を要役地とし、通行を目的とする地役権が設定されており、本投資法人は、発電所事業用地の取得に伴い、かかる地役権を取得しています。

（注3）CS高山市発電所については、廃盤パネルの交換等によりパネル出力及びパネル設置数に変更が生じたため、変更認定申請を行っており、本欄においては当該変更認定後の数値を記載しています。また、パネル型式についても、当該交換等の後のパネル型式を記載しています。

（注4）90%の力率一定制御があります。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年1月1日から2026年12月31日まで
賃料	前記「S-16 CS恵那市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料」欄と同じです。
敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	前記「S-16 CS恵那市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「更新・再契約」欄と同じです。
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計20,056千円です。

本物件の特徴

■ 物件特性

< 立地 >

名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS高山市発電所	岐阜県高山市 新宮町	北緯36度 7 分46秒 東経137度12分44秒	962.10kW（太陽電池）（注） 880kW（PCS） 90%の力率一定制御あり

< 気象条件 >

- ・高山の年間日照時間は1,623.7時間であり、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べ日照時間の短い地域。
- ・観測史上1位の日最大風速は1921年9月26日の20.9m/s、日最大瞬間風速は1998年9月22日の36.0m/s。
- ・高山の最深積雪の平年値は54cm、積雪に関する測定結果が連続的に公開されている1962年以降の最深積雪記録は1981年1月8日の128cmである。事業地の周辺における最深積雪の平年値は59cmである。これらのデータより、発電所事業地付近は雪の影響は大きいものと考えられる。

（注）廃盤パネルの交換等により設備規模に変更が生じたため、変更認定申請を行っており、本欄においては当該変更認定後の数値を記載しています。

（単位：千円）

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2026年12月期	2027年6月期	2027年12月期	2028年6月期	2028年12月期
	321	642	642	642	642
	2029年6月期	2029年12月期	2030年6月期	2030年12月期	2031年6月期
	642	642	642	642	642
	2031年12月期	2032年6月期	2032年12月期	2033年6月期	2033年12月期
	642	642	642	642	642
	2034年6月期	2034年12月期	2035年6月期	2035年12月期	2036年6月期
	642	642	642	642	642
	2036年12月期	2037年6月期	2037年12月期	2038年6月期	2038年12月期
	321	-	-	-	-

バリュエーションレポートの概要

物件名称	CS高山市発電所	
発電所評価価値	226,000,000円～235,000,000円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2026年6月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	226,000,000円～ 235,000,000円	割引率として、資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値と、公表済の調達価格等に関する意見、直近の太陽光発電の入札制度における入札結果の分析及びマーケット調査結果等を総合的に勘案して得た数値を採用。FIT期間の割引率は、非課税期間においては3.4％～4.0％、課税期間においては3.5％～4.0％。Non-FIT期間の割引率は、課税期間においては4.5％～5.0％。
マーケット・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	167,000,000円～ 299,000,000円	マーケット・アプローチのうち、類似取引の取引価額を、財務数値等の指標で除して得られる倍率を基に、評価対象事業・会社の事業価値ないしは株式価値を算出する方法等を採用。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS高山市発電所	
鑑定評価額（土地）	54,100,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	218,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は16.3年。
割引率	2.7%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	170,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	24.8%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

S-19	CS美里町発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得日	2019年3月1日	土地	地番	2437番3
取得価格	470,000,000円		用途地域	都市計画区域外
発電所の評価額 （価格時点）	300,000,000円～313,000,000円 （2026年6月30日）		面積	25,315.08㎡
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	108,000,000円 （2026年6月30日）	設備	権利形態	所有権
所在地	埼玉県児玉郡美里町大字白石		架台基礎構造	スクリュー杭基礎
オペレーター	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社		認定日	2015年1月6日
O&M業者	CSOM Japan		供給開始日	2017年3月27日
			パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	1,082.88kW
			パネル設置数	3,384枚
			発電出力	1,009kW（注）
		権利形態	所有権	
		パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パネル型式	CS6X-320P	
特記事項 該当事項はありません				

（注）90%の力率一定制御があります。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティータ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年1月1日から2026年12月31日まで
賃料	前記「S-16 CS恵那市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料」欄と同じです。
敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合は、賃借人は、当該賃貸人の申し込みに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。 賃貸人が、期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について以下の賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申し込みが、賃貸借開始日が2029年3月1日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申し込みである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 基本賃料： 月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] 実績連動賃料： 月額 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料]（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、(A)から(C)（以下の算式により算出される金額）を控除した値(X)が正の値になるときであって、賃料リザーブ覚書に定める賃料リザーブ口座に係る本契約の基本賃料の支払いのための取崩しの金額(Y)が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。）は、(A)から(B)を控除した値から更に(D)（(X)と(Y)の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 (C) [技術コンサルタントが試算する本賃貸借期間における各月のP50の発電量予測 × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格]
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし

違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計27,381千円です。

本物件の特徴

■ 物件特性

< 立地 >

名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS美里町発電所	埼玉県児玉郡美里町 大字白石字湯本入	北緯36度 9 分 4 秒 東経139度 9 分56秒	1,082.88kW（太陽電池） 1,009kW（PCS） 90%の力率一定制御あり

< 気象条件 >

- ・近傍の寄居の年間日照時間は1,964.4時間であり、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べ日照時間の長い地域。
- ・観測史上1位の日最大風速は2013年9月16日の15.9m/s、日最大瞬間風速は同日の33.1m/s。
- ・秩父の最深積雪の平年値は18cm、積雪に関する測定結果が連続的に公開されている1962年以降の最深積雪記録は2014年2月15日の98cm。1962年以降で60cmを超えた最深積雪は2014年の1度のみで、この記録（98cm）はきわめて特異的な事例で、発電所事業地付近は雪の影響は少ないものと考えられるので、発電量予測においては雪の影響は考慮しないことにする。

（単位：千円）

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2026年6月期	2026年12月期	2027年6月期	2027年12月期	2028年6月期
	491（注）	736	736	736	736
	2028年12月期	2029年6月期	2029年12月期	2030年6月期	2030年12月期
	736	736	736	736	736
	2031年6月期	2031年12月期	2032年6月期	2032年12月期	2033年6月期
	736	736	736	736	736
	2033年12月期	2034年6月期	2034年12月期	2035年6月期	2035年12月期
	736	736	736	736	736
	2036年6月期	2036年12月期	2037年6月期	2037年12月期	2038年6月期
	245	-	-	-	-

（注）実務上、変更認定申請前に積立てが必要とされる関係で、2026年6月期については、2027年6月期に想定される内部積立想定額の積立てを行っています。

バリュエーションレポートの概要

物件名称	CS美里町発電所	
発電所評価価値	300,000,000円～313,000,000円	
評価機関	クロール株式会社	
価格時点	2026年6月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	300,000,000円～ 313,000,000円	割引率は、株主資本コストと負債コストを投資法人の目標資本構成比率に基づき加重平均し算出。株主資本コストは太陽光発電事業を営む類似会社のβ値等に基づいて推計、負債コストは直近の本邦社債利回りを参考に推計。以上より、割引率（税引前）は非課税期間においては3.9%～4.6%、課税期間においては2.6%～3.1%と算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS美里町発電所	
鑑定評価額（土地）	108,000,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	316,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は15.7年。
割引率	2.7%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	243,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	34.1%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

S-20	CS丸森町発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類	太陽光発電設備	
取得日	2019年3月29日	土地	地番	8番1
取得価格	850,000,000円		用途地域	都市計画区域外
			面積	65,306.00㎡(注1)
発電所の評価額 (価格時点)	525,000,000円～545,000,000円 (2026年6月30日)	設備	権利形態	地上権、地役権(注2)
土地の 鑑定評価額 (価格時点)	12,100,000円 (2026年6月30日)		架台基礎構造	杭基礎(タイガーパイル工法及びソーラーファンデーション工法)
			認定日	2014年2月28日
			供給開始日	2018年7月13日
所在地	宮城県伊具郡丸森町筆南字東山		パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	2,194.5kW
			パネル設置数	6,650枚
オペレーター	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社		発電出力	1,990kW(注3)
O&M業者	CSOM Japan	権利形態	所有権	
		パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パネル型式	CS6U-330P	
特記事項				
1.本物件は、管理道として、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号。その後の改正を含みます。) 上の国有林野を使用しており、使用にあたり森林管理署長へ許可申請を行う必要があります。本投資法人は管理道 として使用している国有林野について、2028年3月31日までの期限で使用許可を受けていますが、その期限満了時 に更新できない場合には、当該管理道を使用できなくなる可能性があります。				
2.本物件を構成する地上権に係る地上権設定契約上、地上権及び地上権者の地位の譲渡に際して地上権設定者の通知 をすることが義務付けられています。				

(注1)当該面積は、発電所事業用地、自営線用地及びアクセス通路において、地上権用地面積のみ対象としており、地役権用地面積は、含まれていません。

(注2)本物件のうち、自営線用地(192,987.00㎡)については、土地一筆ごとに、当該土地の所有者を地役権設定者とし、発電所事業用地の一部の地上権を要役地とし、電柱のための支柱を設置すること、電線路を架設又は埋設し保持すること、左記又はのために承役地に立入ること、建造物の築造・支柱及び電線路に支障となる竹木その他の植栽・支柱及び電線路に支障となる土地のかさ上げ又は掘削・その他支柱及び電線路に支障となる一切の行為をしないことを目的とする地役権が設定されています。また、本物件のうち、アクセス通路(66,861.51㎡)については、土地一筆ごとに、当該土地の所有者を地役権設定者とし、発電所事業用地の一部を要役地とし、車両(工事車両を含みます。)で通行すること、建築物の築造・車両の通行に支障となる竹木その他の植栽・その他車両の通行に支障となる一切の行為をしないことを目的とする地役権が設定されています。本投資法人は、発電所事業用地の取得に伴い、かかる地役権を取得しています。

(注3)90%の力率一定制御があります。

地上権の概要	
地上権設定者	法人(注)
地上権の存続期間	地上権設定契約が成立した日(2017年9月6日)から21年間
地代	非開示(注)
保証金	非開示(注)
更新	期間満了の6か月前までに、地上権者が書面により申し出たときは、従前と同一の条件で5年間更新される。また、かかる5年間の更新期間の満了の6か月前までに、地上権者から書面により契約終了の意思表示がされないときは、地上権設定契約は、期間の点を除いて従前と同一の条件で更新され、更新後の期間については協議の上、決定する。
地代改定	経済状況や都市計画等に起因する評価額の変動により、土地に対する租税公課が平米あたり100円を超えることになった場合は、地代の増額につき協議をする。地代の変更には、貸付人等の承諾が条件となる。
中途解約	発電設備が操業を終了した日以降は、地上権者は、2か月前までに通知をすることにより、地上権設定契約を解除することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-

(注)地上権設定者より開示の承諾が得られていないため、非開示とします。なお、地上権設定者は、投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係者取引規程」上の利害関係者のいずれにも該当しません。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社

賃貸借期間	2026年1月1日から2026年12月31日まで
賃料	前記「S-17 CS大山町発電所（A）、同発電所（B）」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料」欄と同じです。
敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合は、賃借人は、当該賃貸人の申入れに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。 賃貸人が、期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について以下の賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日が2029年3月29日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 基本賃料： 月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] 実績連動賃料： 月額 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料]（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、(A)から(C)（以下の算式により算出される金額）を控除した値(X)が正の値になるときであって、賃料リザーブ覚書に定める賃料リザーブ口座に係る本契約の基本賃料の支払いのための取崩しの金額(Y)が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。）は、(A)から(B)を控除した値から更に(D)((X)と(Y)の小さい方の値)を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 (C) [技術コンサルタントが試算する本賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格] + (E) 「トラッキング情報付FIT 非化石証書調達対価」（注2） × 96%
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注1）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計58,195千円です。

（注2）CS丸森町発電所における「トラッキング情報付FIT非化石証書調達対価」とは、賃借人兼発電事業者、電力需要家及び本投資法人の間で締結された2022年9月30日付「トラッキング情報付与に関する契約書」に基づき、賃借人兼発電事業者が電力需要家より受領する、当該発電所の発電量に応じた非化石証書の対価をいいます。

本物件の特徴

■ 物件特性

< 立地 >

名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS丸森町発電所	宮城県伊具郡丸森町 筆甫字東山	北緯37度49分39.07秒 東経140度44分48.73秒	2,194.5kW（太陽電池） 1,990kW（PCS） 90%の力率一定制御あり

< 気象条件 >

- ・丸森の年間日照時間は1,792.3時間、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べ日照時間の短い地域。
- ・観測史上1位の日最大風速は2010年12月4日の20.4m/s、日最大瞬間風速は2012年4月4日の33.8m/s。
- ・白石（宮城県）の最深積雪の平年値は18cm、積雪に関する測定結果が連続的に公開されている1985年以降の最深積雪記録は2014年の57cmである。これにより、事業地周辺での冬季における積雪の影響を無視できないことから、発電量の予測においては雪の影響を考慮するものとする。

（単位：千円）

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2027年12月期	2028年6月期	2028年12月期	2029年6月期	2029年12月期
	1,472	1,472	1,472	1,472	1,472
	2030年6月期	2030年12月期	2031年6月期	2031年12月期	2032年6月期
	1,472	1,472	1,472	1,472	1,472
	2032年12月期	2033年6月期	2033年12月期	2034年6月期	2034年12月期
	1,472	1,472	1,472	1,472	1,472
	2035年6月期	2035年12月期	2036年6月期	2036年12月期	2037年6月期
	1,472	1,472	1,472	1,472	1,472

バリュエーションレポートの概要

物件名称	CS丸森町発電所	
発電所評価価値	525,000,000円～545,000,000円	
評価機関	クロール株式会社	
価格時点	2026年6月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	525,000,000円～545,000,000円	割引率は、株主資本コストと負債コストを投資法人の目標資本構成比率に基づき加重平均し算出。株主資本コストは太陽光発電事業を営む類似会社のβ値等に基づいて推計、負債コストは直近の本邦社債利回りを参考に推計。以上より、割引率（税引前）は非課税期間においては3.9%～4.6%、課税期間においては2.6%～3.1%と算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要

物件名称	CS丸森町発電所	
鑑定評価額（土地）	12,100,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	578,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は17.2年。
割引率	2.7%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	377,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	2.1%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

S-21	CS伊豆市発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得日	2019年11月29日	土地	地番	1756番 2 外
取得価格	4,569,000,000円		用途地域	都市計画区域、非線引き区域
			面積	337,160.00㎡
			権利形態	地上権
発電所の評価額 （価格時点）	3,180,000,000円～3,310,000,000円 （2026年 6 月30日）	設備	架台基礎構造	アレイ基礎 （スクリュー杭基礎）
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	164,000,000円 （2026年 6 月30日）		認定日	2014年 3 月31日
			供給開始日	2018年11月30日
所在地	静岡県伊豆市大野字大久保		パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	10,776.80kW
			パネル設置数	30,020枚
オペレーター	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社		発電出力	8,160kW
			権利形態	所有権
O&M業者	CSOM Japan		パネル メーカー	カナディアン・ ソーラー・グループ
			パネル型式	CS3U-335P/CS3U-360P
特記事項 本物件を構成する地上権に係る地上権設定契約上、地上権及び地上権者の地位の譲渡に際して、取得後、地上権設定者の通知をすることが義務付けられています。				

地上権の概要	
地上権設定者	法人(注1)（注2）
地上権の存続期間	地上権設定契約が成立した日（2017年9月15日）から23年間
地代	非開示(注1)
保証金	非開示(注1)
更新	期間満了の6か月前までに、地上権者から書面により申し出たときは、従前と同一の条件で5年間更新される（注3）。更新された期間満了の6か月前までに、地上権設定者と地上権者のいずれからも、書面により契約終了の意思表示がされないときは、地上権設定契約は、期間の点を除いて従前と同一の条件で更新され、更新後の期間については協議の上、決定する。
地代改定	-
中途解約	-
違約金	-
契約更改の方法	-

地上権の概要	
地上権設定者	法人(注１)（注２）
地上権の存続期間	本契約が成立した日（2017年９月15日）から、供給開始（2018年11月30日）後20年を経過する日まで
地代	非開示(注１)
保証金	非開示(注１)
更新	期間満了の６か月前までに、地上権者から書面により申し出たときは、従前と同一の条件で５年間更新される。更新された期間満了の６か月前までに、地上権設定者と地上権者のいずれからも、書面により契約終了の意思表示がされないときは、地上権設定契約は、期間の点を除いて従前と同一の条件で更新され、更新後の期間については協議の上、決定する。
地代改定	-
中途解約	-
違約金	-
契約更改の方法	-
地上権の概要	
地上権設定者	個人(注１)（注２）
地上権の存続期間	本契約が成立した日（2017年９月15日）から23年間
地代	非開示(注１)
保証金	非開示(注１)
更新	期間満了の６か月前までに、地上権者から書面により申し出たときは、従前と同一の条件で５年間更新される。更新された期間満了の６か月前までに、地上権設定者と地上権者のいずれからも、書面により契約終了の意思表示がされないときは、地上権設定契約は、期間の点を除いて従前と同一の条件で更新され、更新後の期間については協議の上、決定する。
地代改定	-
中途解約	-
違約金	-
契約更改の方法	-
地上権の概要	
賃貸人	個人(注１)（注２）
賃貸借期間	本契約が成立した日（2017年９月15日）から、供給開始（2018年11月30日）後20年を経過する日まで
賃料	非開示(注１)
敷金・保証金	非開示(注１)
更新	期間満了の６か月前までに、地上権者から書面により申し出たときは、従前と同一の条件で５年間更新される。更新された期間満了の６か月前までに、地上権設定者と地上権者のいずれからも、書面により契約終了の意思表示がされないときは、地上権設定契約は、期間の点を除いて従前と同一の条件で更新され、更新後の期間については協議の上、決定する。
賃料改定	-
中途解約	-
違約金	-
契約更改の方法	-

（注１）地上権設定者より開示の承諾が得られていないため、非開示とします。なお、地上権設定者は、いずれも投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係者取引規程」上の利害関係者のいずれにも該当しません。

（注２）複数の地上権設定者がいますが、存続期間及びその他の条件が同様の地上権についてまとめて記載しています。

（注３）一部の地上権設定者との地上権設定契約においては、期間満了の６か月前までに、地上権者から書面により申し出たときは、地上権設定者が地上権者の申出を受領した後速やかに終了の意思表示をしない限り、従前と同一の条件で５年間更新されるものとされています。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年1月1日から2026年12月31日まで
賃料	本契約に基づき、賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の（１）（２）（３）の合計とする。 （１） 基本賃料（注１） [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測（ただし、賃貸借開始日が属する月については、当該月の１日から末日までの期間に係るP50の発電量予測をいう。以下本項目において同じ。）] × 96% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] （２） 実績連動賃料 （Ａ）[各月の実際の発電量（ただし、賃貸借開始日が属する月については、当該月の１日から末日までの期間に係る実際の発電量をいう。以下本項目において同じ。）] × 96% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - （Ｂ）[当該月の上記基本賃料]（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、（Ａ）から（Ｃ）（以下の算式により算出される金額）を控除した値（Ｘ）が正の値になるときであって、賃貸人と賃借人との間の2022年10月１日付賃料リザーブに関する覚書（その後の変更を含み、以下、本項目において「賃料リザーブ覚書」という。）に定める賃料リザーブ口座に係る取崩しの金額（取崩しの累計額からその補填のための積立ての累計額を控除した残額をいう。以下本項目において同じ。）（Ｙ）が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。）は、（Ａ）から（Ｂ）を控除した値から更に（Ｄ）（（Ｘ）と（Ｙ）の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 （Ｃ）[技術コンサルタントが試算する本賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格] + （Ｅ）「特定卸供給対価料金」（注２） × 96% （３） データ提供料金相当賃料 [各月のデータ提供料金]（注３） × 96% なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員その他の金員（以下「補償金」という。）を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の96%を（Ａ）に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が消費税及び地方消費税の課されない金員（以下「不課税所得」という。）である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。
敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の６か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合は、賃借人は、当該賃貸人の申入れに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は１年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。 賃貸人が、期間満了の６か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は 賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について以下の賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日が2029年11月29日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の３か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。

更新・再契約	基本賃料： 月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] 実績連動賃料： 月額 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料] (なお、負の値になるときはゼロとする。) ただし、(A) から (C) (以下の算式により算出される金額) を控除した値 (X) が正の値になるときであって、賃料リザーブ覚書に定める賃料リザーブ口座に係る本契約の基本賃料の支払いのための取崩しの金額 (Y) が正の値であるとき (零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。) は、(A) から (B) を控除した値から更に (D) (X) と (Y) の小さい方の値) を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 (C) [技術コンサルタントが試算する本賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格] + (E) 「特定卸供給対価料金」 × 96% データ提供料金相当賃料： [各月のデータ提供料金] × 96%
賃料改定	基本賃料、実績連動賃料及びデータ提供料金相当賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しないものとする。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるとき又は賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。 上記に定めるときにおいて、賃借人が、残存する発電設備等を用いて発電する場合における基本賃料の算式により求められる金額が、上記ただし書の方法による減額後の基本賃料の金額より高いことを賃借人に示した場合は、基本賃料は前者の金額とする。 また、不可抗力その他賃借人及び賃借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合において、賃借人の当月の収入から当月の費用等を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃借人及び賃借人は、基本賃料の減額 (ただし、減額後の基本賃料の下限は、賃借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。) について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を賃借人が受領したときは、賃借人は、当該減額のコストと当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。 また、再エネ特措法に基づくFIT制度 (調達価格及び調達期間を含む。) の法令上の変更 (法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第11項に基づく改定を含む。) 、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃借人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

(注1) 2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計288,800千円です。

(注2) CS伊豆市発電所における「特定卸供給対価料金」とは、賃借人と小売電気事業者の間で締結された2023年6月30日付「再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る契約」に基づき、当該小売電気事業者が特定卸供給を受けた電力量に一定割合を乗じた「特定卸供給対価料金」をいいます。以下本項目において同じです。

(注3) CS伊豆市発電所における「データ提供料金」とは、本投資法人と賃借人と環境価値取引事業者との間で締結された2026年2月26日付「データ提供基本契約書」に基づき賃借人が受領する、同契約に定義される本件対価のうち、本件発電設備等の発電データの提供の対価をいいます。以下本項目において同じです。

本物件の特徴

■ 物件特性

< 立地 >

名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS伊豆市発電所	静岡県伊豆市大野字大久保	北緯34度59分38.92秒 東経138度59分42.58秒	10,776.80kW（太陽電池） 8,160kW（PCS）

< 気象条件 >

- ・ 近傍の網代の年間日照時間は1,793.0時間、県庁所在地の全国平均(1,896.5時間)に比べ日照時間のやや短い地域。
- ・ 網代の観測史上1位の日最大風速は2004年10月9日の39.4m/s、日最大瞬間風速は2004年10月9日の63.3m/s。
- ・ 静岡の最深積雪の平均値は0cm、積雪に関する測定結果が連続的に公開されている1962年以降の最深積雪記録は2001年の3cmである。これらにより、事業地周辺での冬季における積雪の影響は無視できると考えられることから、発電量の予測においては雪の影響を考慮しないものとする。

（単位：千円）

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2027年12月期	2028年6月期	2028年12月期	2029年6月期	2029年12月期
	2,012	6,038	6,038	6,038	6,038
	2030年6月期	2030年12月期	2031年6月期	2031年12月期	2032年6月期
	6,038	6,038	6,038	6,038	6,038
	2032年12月期	2033年6月期	2033年12月期	2034年6月期	2034年12月期
	6,038	6,038	6,038	6,038	6,038
	2035年6月期	2035年12月期	2036年6月期	2036年12月期	2037年6月期
	6,038	6,038	6,038	6,038	6,038
	2037年12月期	2038年6月期	2038年12月期	2039年6月期	2039年12月期
	4,025	-	-	-	-

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS伊豆市発電所	
発電所評価価値	3,180,000,000円～3,310,000,000円	
評価機関	クロール株式会社	
価格時点	2026年 6月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	3,180,000,000円～ 3,310,000,000円	割引率は、株主資本コストと負債コストを投資法人の目標資本構成比率に基づき加重平均し算出。株主資本コストは太陽光発電事業を営む類似会社のβ値等に基づいて推計、負債コストは直近の本邦社債利回りを参考に推計。以上より、割引率（税引前）は非課税期間においては3.9%～4.6%、課税期間においては2.6%～3.1%と算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS伊豆市発電所	
鑑定評価額（土地）	164,000,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	3,350,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は17.4年。
割引率	2.8%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	1,950,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	4.9%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

S-22	CS石狩新篠津村発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	信託受益権	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
信託財産	再エネ発電設備・不動産等			
信託受託者	楽天信託株式会社	信託期間満了日		2039年 7 月15日
取得日	2020年 9 月28日	土地	地番	28番15外
取得価格	680,000,000円		用途地域	都市計画区域外
			面積	42,977㎡
発電所の評価額 （価格時点）	350,000,000円～366,000,000円 （2026年 6 月30日）		権利形態	所有権
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	54,100,000円 （2026年 6 月30日）	設備	架台基礎構造	スクリー杭基礎
所在地	北海道石狩郡新篠津村		認定日	2016年11月18日
オペレーター	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社		供給開始日	2019年 7 月16日
O&M業者	CSOM Japan		パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	2,384.64kW
			パネル設置数	6,624枚
			発電出力	1,990.0kW（注）
			権利形態	所有権
			パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ
		パネル型式	CS3U-360PB-FG	
特記事項 該当事項はありません				

（注）80%の力率一定制御があります。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年 1月 1日から2026年12月31日まで
賃料	前記「S-14 CS郡山市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料」欄と同じです。
敷金・保証金	該当事項なし

更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申し込みに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。 賃貸人が、期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について以下の賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申し込みが、賃貸借開始日が2030年9月28日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申し込みである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 基本賃料： 月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] 実績連動賃料： 月額 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料]（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、(A) から (C)（以下の算式により算出される金額）を控除した値 (X) が正の値になるときであって、賃料リザーブ覚書に定める賃料リザーブ口座に係る本契約の基本賃料の支払いのための取崩しの金額 (Y) が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。）は、(A) から (B) を控除した値から更に (D) ((X) と (Y) の小さい方の値) を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 (C) [技術コンサルタントが試算する本賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格]
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計41,069千円です。

本物件の特徴

■ 物件特性

< 立地 >

名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS石狩新篠津村 発電所	北海道石狩郡新篠津村	北緯43度10分44.42秒 東経141度36分43.87秒	2,384.64kW（太陽電池） 1,990.0kW（PCS） 80%の力率一定制御あり

< 気象条件 >

- ・ 近傍の新篠津の年間日照時間は1,635.4時間、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べ日照時間の短い地域。
- ・ 新篠津の観測史上1位の日最大風速は1986年11月26日の25m/s、日最大瞬間風速は2017年12月25日の32.7m/s。
- ・ 新篠津の最深積雪の平年値は、気象庁の積雪データ（1982年～2010年の29年間）より算出すると117cmとなる。積雪に関する測定結果が連続的に公開されている1962年以降の最深積雪記録は2012年の213cmであることから、発電量の予測においては雪の影響を考慮することとする。

（単位：千円）

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2028年12月期	2029年6月期	2029年12月期	2030年6月期	2030年12月期
	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333
	2031年6月期	2031年12月期	2032年6月期	2032年12月期	2033年6月期
	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333
	2033年12月期	2034年6月期	2034年12月期	2035年6月期	2035年12月期
	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333
	2036年6月期	2036年12月期	2037年6月期	2037年12月期	2038年6月期
	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333

バリュエーションレポートの概要

物件名称	CS石狩新篠津村発電所	
発電所評価価値	350,000,000円～366,000,000円	
評価機関	クロール株式会社	
価格時点	2026年6月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	350,000,000円～ 366,000,000円	割引率は、株主資本コストと負債コストを投資法人の目標資本構成比率に基づき加重平均し算出。株主資本コストは太陽光発電事業を営む類似会社のβ値等に基づいて推計、負債コストは直近の本邦社債利回りを参考に推計。以上より、割引率（税引前）は非課税期間においては3.9%～4.6%、課税期間においては2.6%～3.1%と算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要

物件名称	CS石狩新篠津村発電所	
鑑定評価額（土地）	54,100,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	510,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は18.0年。
割引率	2.7%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	476,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	10.6%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

S-23	CS大崎市化女沼発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	信託受益権	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
信託財産	再エネ発電設備・不動産等			
信託受託者	楽天信託株式会社	信託期間満了日		2039年 7 月21日
取得日	2020年 9 月28日	土地	地番	4 番 1 外
取得価格	208,000,000円		用途地域	都市計画区域外
発電所の評価額 （価格時点）	130,000,000円～138,000,000円 （2026年 6 月30日）		面積	26,051.00㎡
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	40,300,000円 （2026年 6 月30日）		権利形態	所有権
所在地	宮城県大崎市古川小野字中蝦沢	設備	架台基礎構造	スクリュー杭基礎
オペレーター	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社		認定日	2018年 3 月27日
O&M業者	CSOM Japan		供給開始日	2019年 7 月22日
			パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	954.99kW
			パネル設置数	2,358枚
			発電出力	600.00kW（注）
			権利形態	所有権
		パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パネル型式	CS3W-405P	
特記事項 該当事項はありません				

（注）92%の力率一定制御があります。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年 1 月 1 日から2026年12月31日まで
賃料	前記「S-14 CS郡山市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料」欄と同じです。
敷金・保証金	該当事項なし

更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申し込みに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。 賃貸人が、期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について以下の賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申し込みが、賃貸借開始日が2030年12月3日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申し込みである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 基本賃料： 月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] 実績連動賃料： 月額 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料]（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、(A) から (C)（以下の算式により算出される金額）を控除した値 (X) が正の値になるときであって、賃料リザーブ覚書に定める賃料リザーブ口座に係る本契約の基本賃料の支払いのための取崩しの金額 (Y) が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。）は、(A) から (B) を控除した値から更に (D)（(X) と (Y) の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 (C) [技術コンサルタントが試算する本賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格]
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計12,665千円です。

本物件の特徴

■ 物件特性

< 立地 >

名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS大崎市化女沼発電所	宮城県大崎市古川小野字中蝦沢	北緯38度37分55秒 東経140度58分27秒	954.99kW（太陽電池） 600.00kW（PCS） 92%の力率一定制御あり

< 気象条件 >

- ・ 近傍の古川の年間日照時間は1,733.0時間、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べ日照時間が短い地域。
- ・ 古川の観測史上1位の日最大風速は2013年3月10日の25.2m/s、日最大瞬間風速は2013年3月10日の37.7m/s。
- ・ 古川の最深積雪の平年値は26cm、積雪に関する測定結果が継続的に公開されている1989年以降の最深積雪記録は2001年の92cmである。これらにより、事業地周辺での冬季における積雪の影響は無視できないと考えられることから、発電量の予測においては雪の影響を考慮する。

（単位：千円）

廃棄等費用積立状況（本書の日付現在）	2028年12月期	2029年6月期	2029年12月期	2030年6月期	2030年12月期
	393	393	393	393	393
	2031年6月期	2031年12月期	2032年6月期	2032年12月期	2033年6月期
	393	393	393	393	393
	2033年12月期	2034年6月期	2034年12月期	2035年6月期	2035年12月期
	393	393	393	393	393
	2036年6月期	2036年12月期	2037年6月期	2037年12月期	2038年6月期
	393	393	393	393	393

バリュエーションレポートの概要

物件名称	CS大崎市化女沼発電所	
発電所評価価値	130,000,000円～138,000,000円	
評価機関	クロール株式会社	
価格時点	2026年6月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	130,000,000円～138,000,000円	割引率は、株主資本コストと負債コストを投資法人の目標資本構成比率に基づき加重平均し算出。株主資本コストは太陽光発電事業を営む類似会社のβ値等に基づいて推計、負債コストは直近の本邦社債利回りを参考に推計。以上より、割引率（税引前）は非課税期間においては3.9%～4.6%、課税期間においては2.6%～3.1%と算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要

物件名称	CS大崎市化女沼発電所	
鑑定評価額（土地）	40,300,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格（設備及び土地）	173,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は18.1年。
割引率	2.7%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格（設備及び土地）	221,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	23.3%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

S-24	CS日出町第二発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	信託受益権・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
信託財産	再エネ発電設備・不動産等			
信託受託者	楽天信託株式会社	信託期間満了日		2039年10月30日
取得日	2021年3月8日	土地	地番	915番49外
取得価格	27,851,000,000円		用途地域	都市計画区域外（一部非線引都市計画区域）
			面積	1,552,212.61㎡（注1）
発電所の評価額 （価格時点）	20,892,000,000円～21,879,000,000円 （2026年6月30日）		権利形態	所有権、賃借権、地役権 （注2）
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	4,660,000,000円 （2026年6月30日）	設備	架台基礎構造	杭基礎（ラミング工法）
所在地	大分県速見郡日出町南畑字大村台		認定日	2013年3月15日
オペレーター	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社		供給開始日	2019年10月31日
O&M業者	CSOM Japan		パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	53,403.66kW
			パネル設置数	160,308枚
			発電出力	44,000.00kW
			権利形態	所有権
		パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パネル型式	CS6U-330P / 335P	
特記事項 該当事項はありません				

（注1）当該面積は、発電所事業用地において、所有権用地面積及び賃借権用地面積のみを対象としており、地役権用地面積は含まれていません。

（注2）本物件のうち、自営線用地の一部（7,140㎡）については、電線路の架設を目的とする地役権が設定されています。本投資法人は、発電所事業用地の取得に伴い、かかる地役権を取得しています。

土地の賃借権の概要	
賃貸人	法人（注）
賃貸借期間	2019年10月31日から2039年10月30日まで
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	-
更新	賃貸借期間が満了する6か月前までに、賃借人が書面をもって更新を申し入れた場合は、協議の上、更新することができる。賃貸人はこれを不合理に拒まないものとする。
賃料改定	-
中途解約	-
違約金	-
契約更改の方法	-

（注）賃貸人より開示の承諾が得られていないため、非開示とします。なお、賃貸人は、投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係者取引規程」上の利害関係者のいずれにも該当しません。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年1月1日から2026年12月31日まで
賃料	本契約に基づき、賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の（１）（２）の合計とする。 （１）基本賃料（注１） [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測（ただし、賃貸借開始日が属する月については、当該月の１日から末日までの期間に係るP50の発電量予測をいう。以下本項目において同じ。）から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] （２）実績連動賃料 （Ａ）[各月の実際の発電量（ただし、賃貸借開始日が属する月については、当該月の１日から末日までの期間に係る実際の発電量をいう。以下本項目において同じ。）] × 96% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - （Ｂ）[当該月の上記基本賃料]（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、（Ａ）から（Ｃ）（以下の算式により算出される金額）を控除した値（Ｘ）が正の値になるときであって、賃貸人と賃借人との間の2022年10月１日付賃料リザーブに関する覚書（その後の変更を含み、以下、本項目において「賃料リザーブ覚書」という。）に定める賃料リザーブ口座に係る取崩しの金額（取崩しの累計額からその補填のための積立ての累計額を控除した残額をいう。以下本項目において同じ。）（Ｙ）が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。）は、（Ａ）から（Ｂ）を控除した値から更に（Ｄ）（（Ｘ）と（Ｙ）の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 （Ｃ）[技術コンサルタントが試算する本賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格] + （Ｅ）「特定卸供給対価料金」（注２） × 96% なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員その他の金員（以下、「補償金」という。）を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の96%を（Ａ）に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が消費税及び地方消費税の課されない金員（以下、「不課税所得」という。）である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。
敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の６か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申入れに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は１年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。 賃貸人が、期間満了の６か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は 賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について以下の賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日が2031年３月８日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の３か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 基本賃料： 月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] 実績連動賃料： 月額 （Ａ）[各月の実際の発電量] × 96% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - （Ｂ）[当該月の基本賃料]（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、（Ａ）から（Ｃ）（以下の算式により算出される金額）を控除した値（Ｘ）が正の値になるときであって、賃料リザーブ覚書に定める賃料リザーブ口座に係る取崩しの金額（Ｙ）が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。）は、（Ａ）から（Ｂ）を控除した値から更に（Ｄ）（（Ｘ）と（Ｙ）の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 （Ｃ）[技術コンサルタントが試算する本賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格] + （Ｅ）「特定卸供給対価料金」 × 96%

賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注１）2026年１月１日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計1,597,252千円です。

（注２）CS日出町第二発電所における「特定卸供給対価料金」とは、賃借人と小売電気事業者の間で締結された2023年４月24日付「再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る契約」に基づき、当該小売電気事業者が特定卸供給を受けた電力量に一定割合を乗じた「特定卸供給対価料金」をいいます。以下本項目において同じです。

本物件の特徴			
■ 物件特性			
< 立地 >			
名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS日出町第二発電所	大分県速見郡日出町南畑字大村台	北緯33度22分19秒 東経131度28分33秒	53,403.66kW（太陽電池） 44,000kW（PCS）
< 気象条件 >			
・ 近傍の院内の年間日照時間は1,745.1時間であり、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べ日照時間の短い地域。			
・ 観測史上１位の日最大風速は2007年８月２日の21m/s、日最大瞬間風速は2015年８月25日の28.1m/s。			
・ 大分の最深積雪の平年値は１cm、積雪に関する測定結果が継続的に公開されている1962年以降の最深積雪記録は1997年の15cmである。これらにより、事業地周辺での冬季における積雪の影響は無視できると考えられることから、発電量の予測においては雪の影響を考慮しないものとする。			

（単位：千円）

廃棄等費用積立状況（本書の日付現在）	2028年12月期	2029年６月期	2029年12月期	2030年６月期	2030年12月期
	18,700	37,400	37,400	37,400	37,400
	2031年６月期	2031年12月期	2032年６月期	2032年12月期	2033年６月期
	37,400	37,400	37,400	37,400	37,400
	2033年12月期	2034年６月期	2034年12月期	2035年６月期	2035年12月期
	37,400	37,400	37,400	37,400	37,400
	2036年６月期	2036年12月期	2037年６月期	2037年12月期	2038年６月期
	37,400	37,400	37,400	37,400	37,400
	2038年12月期	2039年６月期	2039年12月期	2040年６月期	2040年12月期
	18,699	-	-	-	-

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS日出町第二発電所	
発電所評価価値	20,892,000,000円～21,879,000,000円	
評価機関	クロール株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	20,892,000,000円～ 21,879,000,000円	割引率は、株主資本コストと負債コストを投資法人の目標資本構成比率に基づき加重平均し算出。株主資本コストは太陽光発電事業を営む類似会社のβ値等に基づいて推計、負債コストは直近の本邦社債利回りを参考に推計。以上より、割引率（税引前）は非課税期間においては3.9%～4.6%、課税期間においては2.6%～3.1%と算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS日出町第二発電所	
鑑定評価額（土地）	4,660,000,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	23,200,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は18.3年。
割引率	2.8%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	12,100,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	20.1%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

S-25	CS大河原町発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	信託受益権・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
信託財産	再エネ発電設備			
信託受託者	楽天信託株式会社	信託期間満了日		2040年 3 月19日
取得日	2021年 3 月 8 日	土地	地番	54番 1 外
取得価格	2,745,000,000円		用途地域	非線引都市計画区域
			面積	123,624.04㎡（注 1）
発電所の評価額 （価格時点）	1,995,000,000円～2,083,000,000円 （2026年 6 月30日）	設備	権利形態	（区分）地上権、賃借権、地役権（注 2）
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	30,300,000円 （2026年 6 月30日）		架台基礎構造	杭基礎 （キャストイン方式）
			認定日	2015年 2 月 9 日
			供給開始日	2020年 3 月20日
所在地	宮城県柴田郡大河原町堤字北岸		パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	7,515.35kW
オペレーター	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社		パネル設置数	20,590枚
			発電出力	7,500.00kW
O&M業者	CSOM Japan	権利形態	所有権	
		パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パネル型式	CS3U-365PB-FG	
特記事項				
1．本物件の発電所事業用地の一部（3,243.80㎡）について、本投資法人は当該土地の所有者から当該土地の賃借権の設定を受けています。かかる賃借権の設定に係る登記はなされておらず、本投資法人は当該賃借権につき第三者対抗要件を具備していません。				
2．本物件の発電事業用地の一部について、本投資法人が保有する太陽光発電設備の設置・所有・運営を目的とした区分地上権より先順位に、第三者所有の土地を要役地とし、送電線の架設、保守のため建造物築造、工作物の設置及び竹木植栽の禁止並びに送電線設置・保守等のための土地立入り等を目的とする地役権が設定されています。				

（注 1）当該面積は、発電所事業用地において、地上権用地面積及び賃借権用地面積のみを対象としており、地役権用地面積は、含まれていません。

（注 2）本物件の隣接地等の一部に、当該土地の所有者を地役権設定者とし、当該土地に関する通行同意及び地役権設定を目的とする地役権が設定されています。本投資法人は、発電所事業用地の取得に伴い、かかる地役権を取得しています。

土地の賃借権の概要	
賃貸人	法人（注）
賃貸借期間	2018年 9 月 1 日から2040年 3 月19日まで
賃料	非開示（注）
敷金・保証金	-
更新	期間満了の 6 か月前までに、賃借人が書面により請求したときは、10年間（又は別途両者が合意する期間）を期間とする賃貸借契約を再締結するよう誠実に協議する。
賃料改定	-
中途解約	-
違約金	-
契約更改の方法	-

地上権の概要	
地上権設定者	個人（注）
地上権の存続期間	地上権者が電力会社へ売電を開始した日（2020年3月20日）から20年間
地代	非開示（注）
保証金	-
更新	期間満了の6か月前までに、地上権者が書面により申し出たときは、地上権設定契約は、従前と同一条件で5年間更新される。更新された期間満了の6か月前までに書面により契約終了の意思表示がされないときは、期間を除いて従前と同一条件で更新され、更新後期間は、協議の上決定する。
地代改定	-
中途解約	-
違約金	-
契約更改の方法	-

（注）賃貸人又は地上権設定者より開示の承諾が得られていないため、非開示とします。なお、賃貸人又は地上権設定者は、いずれも投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係者取引規程」上の利害関係者のいずれにも該当しません。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティータ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年1月1日から2026年12月31日まで
賃料	本契約に基づき、賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の（１）（２）（３）の合計とする。 （１） 基本賃料（注１） [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測（ただし、賃貸借開始日が属する月については、当該月の１日から末日までの期間に係るP50の発電量予測をいう。以下本項目において同じ。）から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] （２） 実績連動賃料 （Ａ）[各月の実際の発電量（ただし、賃貸借開始日が属する月については、当該月の１日から末日までの期間に係る実際の発電量をいう。以下本項目において同じ。）] × 96% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - （Ｂ）[当該月の上記基本賃料]（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、（Ａ）から（Ｃ）（以下の算式により算出される金額）を控除した値（Ｘ）が正の値になるときであって、賃貸人と賃借人との間の2022年10月１日付賃料リザーブに関する覚書（その後の変更を含み、以下、本項目において「賃料リザーブ覚書」という。）に定める賃料リザーブ口座に係る取崩しの金額（取崩しの累計額からその補填のための積立ての累計額を控除した残額をいう。以下本項目において同じ。）（Ｙ）が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。）は、（Ａ）から（Ｂ）を控除した値から更に（Ｄ）（（Ｘ）と（Ｙ）の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 （Ｃ）[技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格] + （Ｅ）「特定卸供給対価料金」（注２） × 96% （３） データ提供料金相当賃料 [各月のデータ提供料金]（注３） × 96% なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員その他の金員（以下、「補償金」という。）を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の96%を（Ａ）に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が消費税及び地方消費税の課されない金員（以下、「不課税所得」という。）である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。
敷金・保証金	該当事項なし

更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申入れに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。 賃貸人が、期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は 賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について以下の賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日が2031年3月8日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 基本賃料： 月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] 実績連動賃料： 月額 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料]（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、(A) から (C)（以下の算式により算出される金額）を控除した値 (X) が正の値になるときであって、賃料リザーブ覚書に定める賃料リザーブ口座に係る取崩しの金額 (Y) が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。）は、(A) から (B) を控除した値から更に (D) ((X) と (Y) の小さい方の値) を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 (C) [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格] + (E) 「特定卸供給対価料金」 × 96% データ提供料金相当賃料： [各月のデータ提供料金] × 96%
賃料改定	前記「S-21 CS伊豆市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注1）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計186,083千円です。

（注2）CS大河原町発電所における「特定卸供給対価料金」とは、賃借人と小売電気事業者の間で締結された2023年6月30日付「再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る契約」に基づき、当該小売電気事業者が特定卸供給を受けた電力量に一定割合を乗じた「特定卸供給対価料金」をいいます。

（注3）CS大河原町発電所における「データ提供料金」とは、本投資法人と賃借人と環境価値取引事業者との間で締結された2026年2月26日付「データ提供基本契約書」に基づき賃借人が受領する、同契約に定義される本件対価のうち、本件発電設備等の発電データの提供の対価をいいます。以下本項目において同じです。

本物件の特徴											
■ 物件特性 < 立地 > <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th><th>緯度・経度</th><th>設備規模</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CS大河原町発電所</td><td>宮城県柴田郡大河原町堤字北岸</td><td>北緯38度3分18.31秒 東経140度41分57.99秒</td><td>7,515.35kW（太陽電池） 7,500kW（PCS）</td></tr> </tbody> </table> < 気象条件 > - 近傍の白石の年間日照時間は1,731.6時間であり、県庁所在地の全国平均（1,896.5時間）に比べ日照時間の短い地域。 - 白石の観測史上1位の日最大風速は2013年4月8日の21.2m/s、日最大瞬間風速は同年4月7日の34.2m/s。 - 白石の最深積雪の平年値は18cm、積雪に関する測定結果が連続的に公開されている1985年以降の最深積雪記録は2014年2月15日の57cmである。一方、事業地（大河原町）における気象庁の積雪のメッシュ平年値データは11cmであり、白石に比べ積雪が少ないと判断されたことから、発電量の予測には積雪の影響を考慮しない。				名称	所在地	緯度・経度	設備規模	CS大河原町発電所	宮城県柴田郡大河原町堤字北岸	北緯38度3分18.31秒 東経140度41分57.99秒	7,515.35kW（太陽電池） 7,500kW（PCS）
名称	所在地	緯度・経度	設備規模								
CS大河原町発電所	宮城県柴田郡大河原町堤字北岸	北緯38度3分18.31秒 東経140度41分57.99秒	7,515.35kW（太陽電池） 7,500kW（PCS）								

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2029年 6 月期	2029年12月期	2030年 6 月期	2030年12月期	2031年 6 月期
	3,650	5,475	5,475	5,475	5,475
	2031年12月期	2032年 6 月期	2032年12月期	2033年 6 月期	2033年12月期
	5,475	5,475	5,475	5,475	5,475
	2034年 6 月期	2034年12月期	2035年 6 月期	2035年12月期	2036年 6 月期
	5,475	5,475	5,475	5,475	5,475
	2036年12月期	2037年 6 月期	2037年12月期	2038年 6 月期	2038年12月期
	5,475	5,475	5,475	5,475	5,475
	2039年 6 月期	2039年12月期	2040年 6 月期	2040年12月期	2041年 6 月期
	1,825	-	-	-	-

バリュエーションレポートの概要

物件名称	CS大河原町発電所	
発電所評価価値	1,995,000,000円～2,083,000,000円	
評価機関	クロール株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	1,995,000,000円～ 2,083,000,000円	割引率は、株主資本コストと負債コストを投資法人の目標資本構成比率に基づき加重平均し算出。株主資本コストは太陽光発電事業を営む類似会社のβ値等に基づいて推計、負債コストは直近の本邦社債利回りを参考に推計。以上より、割引率（税引前）は非課税期間においては3.9%～4.6%、課税期間においては2.6%～3.1%と算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要

物件名称	CS大河原町発電所	
鑑定評価額（土地）	30,300,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	2,330,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は18.8年。
割引率	2.7%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	1,430,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	1.3%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

S-26	CS福山市発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	信託受益権・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
信託財産	再エネ発電設備			
信託受託者	楽天信託株式会社	信託期間満了日		2040年10月15日
取得日	2023年7月19日	土地	地番	甲7795番1外
取得価格	1,340,000,000円		用途地域	都市計画区域、市街化調整区域
			面積	90,794.61㎡
			権利形態	地上権
発電所の評価額 （価格時点）	1,175,000,000円～1,226,000,000円 （2026年6月30日）	設備	架台基礎構造	スクリー杭基礎
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	76,900,000円 （2026年6月30日）		認定日	2013年2月22日
所在地	広島県福山市熊野町字住吉		供給開始日	2020年10月16日
			パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	3,316.95kW
オペレーター	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社		パネル設置数	8,190枚
			発電出力	3,000kW
O&M業者	CSOM Japan		権利形態	所有権
		パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パネル型式	CS3W-405P	
特記事項				
1. 本物件の発電所事業用地の一部の境界について、隣接地の所有者との間で境界に関する見解の相違があり、当該隣接地所有者からフェンスの移設・撤去等を求められているところ、本書の日付現在、当該隣接地所有者との間で交渉を継続しています。当該隣接地所有者の主張では、当該隣接地が本物件の土地の一部にまで及ぶものとされていますが、仮に当該隣接地所有者が主張する境界位置となった場合においても、当該境界位置から発電所までは十分な距離が確保されており、本資産運用会社としては、発電事業に直接的な影響は生じないと考えています。なお、スポンサーであるカナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社との間で、当該事象に起因又は関連して本投資法人が損害等を被った場合は、スポンサーが損害等を補償することを約しています。 2. 本物件のモジュールの一部につき、夏季における温度異常が原因とみられる、運転が一時的に停止する事象が確認されています。今後も当該事象が発生し、発電電力量が想定より減少するおそれがあります。				

地上権の概要	
地上権設定者	法人（注）
地上権の存続期間	2017年11月27日から25年間
地代	非開示（注）
保証金	非開示（注）
更新	期間満了の6か月前までに、地上権者が書面により申し出たときは、本契約は、従前と同一の条件で3年間更新されるものとする。当該更新期間の満了の6か月前までに、地上権設定者及び地上権者いずれからも、書面により、契約終了の意思表示がされないときは、本契約は、期間の点を除いて従前と同一の条件で更新されるものとし、更新後の期間については、地上権設定者及び地上権者協議の上、決定する。
地代改定	-
中途解約	本発電設備が操業を終了した日以降は、地上権者は地上権設定者に対し、2か月前までに通知をすることにより、本契約を解除することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-

（注）地上権設定者より開示の承諾が得られていないため、非開示とします。なお、地上権設定者は、投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係者取引規程」上の利害関係者のいずれにも該当しません。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年1月1日から2026年12月31日まで
賃料	前記「S-14 CS郡山市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料」欄と同じです。
敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申入れに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。 賃貸人が、期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は 賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について以下の賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日が2033年7月19日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 基本賃料： 月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] 実績連動賃料： 月額 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料]（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、(A) から (C)（以下の算式により算出される金額）を控除した値 (X) が正の値になるときであって、賃料リザーブ覚書に定める賃料リザーブ口座に係る本契約の基本賃料の支払いのための取崩しの金額 (Y) が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それがすべて補填されていないとき。）は、(A) から (B) を控除した値から更に (D)（(X) と (Y) の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 (C) [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格]
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計108,430千円です。

本物件の特徴											
■ 物件特性 < 立地 > <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th><th>緯度・経度</th><th>設備規模</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CS福山市発電所</td><td>広島県福山市熊野町字住吉</td><td>北緯34度23分46.07秒 東経133度22分11.54秒</td><td>3,316.95kW（太陽電池） 3,000kW（PCS）</td></tr> </tbody> </table> < 気象条件 > - 福山の年間日照時間は2,069.8時間、県庁所在地の全国平均（1,915.9時間）に比べ日照時間の長い地域。 - 福山の観測史上1位の日最大風速は1956年8月17日の19.4m/s、日最大瞬間風速は1991年9月27日の35.1m/s。 - 福山において積雪に関する測定結果が連続的に公開されている1962年から2002年における最深積雪記録は1984年1月31日の24cmである。				名称	所在地	緯度・経度	設備規模	CS福山市発電所	広島県福山市熊野町字住吉	北緯34度23分46.07秒 東経133度22分11.54秒	3,316.95kW（太陽電池） 3,000kW（PCS）
名称	所在地	緯度・経度	設備規模								
CS福山市発電所	広島県福山市熊野町字住吉	北緯34度23分46.07秒 東経133度22分11.54秒	3,316.95kW（太陽電池） 3,000kW（PCS）								

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2029年12月期	2030年 6 月期	2030年12月期	2031年 6 月期	2031年12月期
	1,275	2,550	2,550	2,550	2,550
	2032年 6 月期	2032年12月期	2033年 6 月期	2033年12月期	2034年 6 月期
	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550
	2034年12月期	2035年 6 月期	2035年12月期	2036年 6 月期	2036年12月期
	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550
	2037年 6 月期	2037年12月期	2038年 6 月期	2038年12月期	2039年 6 月期
	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550
	2039年12月期	2040年 6 月期	2040年12月期	2041年 6 月期	2041年12月期
	1,275	-	-	-	-

バリュエーションレポートの概要

物件名称	CS福山市発電所	
発電所評価価値	1,175,000,000円～1,226,000,000円	
評価機関	クロール株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	1,175,000,000円～ 1,226,000,000円	割引率は、株主資本コストと負債コストを投資法人の目標資本構成比率に基づき加重平均し算出。株主資本コストは太陽光発電事業を営む類似会社のβ値等に基づいて推計、負債コストは直近の本邦社債利回りを参考に推計。以上より、割引率（税引前）は非課税期間においては3.9％～4.6％、課税期間においては2.6％～3.1％と算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要

物件名称	CS福山市発電所	
鑑定評価額（土地）	76,900,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	1,220,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は19.3年。
割引率	2.7%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	686,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	6.3%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

S-27	CS七ヶ宿町発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	信託受益権・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
信託財産	再エネ発電設備			
信託受託者	楽天信託株式会社	信託期間満了日		2040年 3 月30日
取得日	2023年 7 月19日	土地	地番	32番11外
取得価格	3,240,000,000円		用途地域	都市計画区域外
			面積	143,369㎡（注 1）
			権利形態	地上権、地役権（注 2）
発電所の評価額 （価格時点）	2,692,000,000円～2,806,000,000円 （2026年 6 月30日）	設備	架台基礎構造	杭基礎（キャストイン方式）
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	45,500,000円 （2026年 6 月30日）		認定日	2014年 3 月13日
所在地	宮城県刈田郡七ヶ宿町字烏川岳		供給開始日	2020年11月 6 日
			パネルの種類	多結晶シリコン
オペレーター	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社		パネル出力	9,213.12kW
			パネル設置数	25,592枚
O&M業者	CSOM Japan		発電出力	7,000kW（注 3）
			権利形態	所有権
		パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パネル型式	CS3U-360PB-FG	
特記事項 該当事項はありません				

（注 1）当該面積は、発電所事業用地において、地上権用地面積のみを対象としており、地役権用地面積は、含まれていません。

（注 2）本物件のうち、発電所事業用地の一部（1,027㎡）については、当該土地の所有者を地役権設定者とし、発電所事業用地の一部を要役地とし、通行を目的とする地役権が設定されており、本投資法人は、発電所事業用地の取得に伴い、かかる地役権を取得しています。

（注 3）テクニカルレポートに変更があったため、当該変更後の数値を記載しています。

地上権の概要	
地上権設定者	法人（注）
地上権の存続期間	2019年 9 月15日より27年間
地代	非開示（注）
保証金	-
更新	期間満了の 6 か月前までに、地上権設定者及び地上権者いずれからも、書面により契約終了の意思表示がなされないときは、地上権設定契約は、従前と同一条件で 1 年間更新される。
地代改定	-
中途解約	地上権者は地上権設定者に対し、終了日の 2 か月前までに通知を行い、かつ、終了日までの地代を支払うことにより、地上権設定契約を解除することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-

（注）地上権設定者より開示の承諾が得られていないため、非開示とします。なお、地上権設定者は、投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係者取引規程」上の利害関係者のいずれにも該当しません。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年1月1日から2026年12月31日まで
賃料	本契約に基づき、賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の（１）（２）（３）の合計とする。 （１） 基本賃料（注１） [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測（ただし、賃貸借開始日が属する月については、当該月の１日から末日までの期間に係るP50の発電量予測をいう。以下本項目において同じ。）から第三者調査会社が試算する出力制御率分を控除した発電量予測] × 96% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] （２） 実績連動賃料 （Ａ）[各月の実際の発電量（ただし、賃貸借開始日が属する月については、当該月の１日から末日までの期間に係る実際の発電量をいう。以下本項目において同じ。）] × 96% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - （Ｂ）[当該月の上記基本賃料] （なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、（Ａ）から（Ｃ）（以下の算式により算出される金額）を控除した値（Ｘ）が正の値になるときであって、賃貸人と賃借人との間の2022年10月１日付賃料リザーブに関する覚書（その後の変更を含み、以下、本項目において「賃料リザーブ覚書」という。）に定める賃料リザーブ口座に係る取崩しの金額（取崩しの累計額からその補填のための積立ての累計額を控除した残額をいう。以下本項目において同じ。）（Ｙ）が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。）は、（Ａ）から（Ｂ）を控除した値から更に（Ｄ）（（Ｘ）と（Ｙ）の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 （Ｃ）[技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格] （３） データ提供料金相当賃料 [各月のデータ提供料金] （注２） × 96% なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員その他の金員（以下「補償金」という。）を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の96%を（Ａ）に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が消費税及び地方消費税の課されない金員（以下「不課税所得」という。）である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。
敷金・保証金	該当事項なし

更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申し込みに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。 賃貸人が、期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は 賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申し込みが、賃貸借開始日が2033年7月19日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申し込みである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 基本賃料： 月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] 実績連動賃料： 月額 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料]（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、(A) から (C)（以下の算式により算出される金額）を控除した値（X）が正の値になるときであって、賃料リザーブ覚書に定める賃料リザーブ口座に係る本契約の基本賃料の支払いのための取崩しの金額（Y）が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それがすべて補填されていないとき。）は、(A) から (B) を控除した値から更に (D)（(X) と (Y) の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 (C) [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格] 基本賃料： 月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] データ提供料金相当賃料： [各月のデータ提供料金] × 96%
賃料改定	前記「S-21 CS伊豆市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注1）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計254,496千円です。

（注2）CS七ヶ宿町発電所における「データ提供料金」とは、本投資法人と賃借人と環境価値取引事業者との間で締結された2026年2月26日付「データ提供基本契約書」に基づき賃借人が受領する、同契約に定義される本件対価のうち、本件発電設備等の発電データの提供の対価をいいます。以下本項目において同じです。

本物件の特徴			
■ 物件特性 < 立地 >			
名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS七ヶ宿町発電所	宮城県刈田郡七ヶ宿町字 烏川岳	北緯37度58分39秒 東経140度27分58秒	9,213.12kW（太陽電池） 7,000kW（PCS）
< 気象条件 > ・ 近傍の茂庭の年間日照時間は1,645.1時間、県庁所在地の全国平均（1,915.9時間）に比べ日照時間の短い地域。 ・ 茂庭の観測史上1位の日最大風速は2007年2月4日の12m/s、日最大瞬間風速は2008年4月1日の30.4m/s。 ・ 茂庭の最深積雪の平年値は54cm、積雪に関する測定結果が連続的に公開されている1984年以降の最深積雪記録は2001年の92cmである。			

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2029年 6 月期	2029年12月期	2030年 6 月期	2030年12月期	2031年 6 月期
	3,453	5,180	5,180	5,180	5,180
	2031年12月期	2032年 6 月期	2032年12月期	2033年 6 月期	2033年12月期
	5,180	5,180	5,180	5,180	5,180
	2034年 6 月期	2034年12月期	2035年 6 月期	2035年12月期	2036年 6 月期
	5,180	5,180	5,180	5,180	5,180
	2036年12月期	2037年 6 月期	2037年12月期	2038年 6 月期	2038年12月期
	5,180	5,180	5,180	5,180	5,180
	2039年 6 月期	2039年12月期	2040年 6 月期	2040年12月期	2041年 6 月期
	1,726	-	-	-	-

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS七ヶ宿町発電所	
発電所評価価値	2,692,000,000円～2,806,000,000円	
評価機関	クロール株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	2,692,000,000円～ 2,806,000,000円	割引率は、株主資本コストと負債コストを投資法人の目標資本構成比率に基づき加重平均し算出。株主資本コストは太陽光発電事業を営む類似会社のβ値等に基づいて推計、負債コストは直近の本邦社債利回りを参考に推計。以上より、割引率（税引前）は非課税期間においては3.9%～4.6%、課税期間においては2.6%～3.1%と算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS七ヶ宿町発電所	
鑑定評価額（土地）	45,500,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	3,030,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は19.3年。
割引率	2.7%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	1,830,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	1.5%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

S-28	CS嘉麻市発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得日	2023年 7 月19日	土地	地番	1550番 2 外
取得価格	586,000,000円		用途地域	都市計画区域外
			面積	35,352.00㎡
発電所の評価額 （ 価格時点 ）	499,000,000円 ～ 516,000,000円 （ 2026年 6 月30日 ）	設備	権利形態	地上権
土地の 鑑定評価額 （ 価格時点 ）	21,100,000円 （ 2026年 6 月30日 ）		架台基礎構造	スクリュー杭基礎
所在地	福岡県嘉麻市嘉穂才田字池ノ迫		認定日	2014年 3 月12日
オペレーター	カナディアン・ソーラー・ プロジェクト株式会社		供給開始日	2017年 3 月31日
O&M業者	株式会社NEO		パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	2,242.96kW
			パネル設置数	8,464枚
			発電出力	1,750kW（ 注 ）
			権利形態	所有権
		パネル メーカー	ハンファジャパン株式会 社	
		パネル型式	Q.PRO-G4.1 265	
特記事項 該当事項はありません				

（注）98%の力率一定制御があります。

地上権の概要	
地上権設定者	個人（注）
地上権の存続期間	設定日から21年間
地代	非開示（注）
保証金	-
更新	存続期間の満了日の6か月前までに地上権者から延長の申し出があり、設定者が承諾した場合には、当該申し出られた期間につき本件地上権の存続期間は延長されるものとし、以後も同様とする。
地代改定	-
中途解約	-
違約金	-
契約更改の方法	-
地上権の概要	
地上権設定者	個人（注）
地上権の存続期間	設定日から2037年12月 4 日
地代	非開示（注）
保証金	-
更新	存続期間の満了日の6か月前までに地上権者から延長の申し出があり、設定者が承諾した場合には、当該申し出られた期間につき本件地上権の存続期間は延長されるものとし、以後も同様とする。
地代改定	-
中途解約	-
違約金	-
契約更改の方法	-

地上権の概要	
地上権設定者	個人（注）
地上権の存続期間	設定日から21年間
地代	非開示（注）
保証金	-
更新	存続期間の満了日の6か月前までに地上権者から延長の申し出があり、設定者が承諾した場合には、当該申し出られた期間につき本件地上権の存続期間は延長されるものとし、以後も同様とする。
地代改定	-
中途解約	-
違約金	-
契約更改の方法	-

（注）地上権設定者より開示の承諾が得られていないため、非開示とします。なお、地上権設定者は、いずれも投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係者取引規程」上の利害関係者のいずれにも該当しません。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年1月1日から2026年12月31日まで
賃料	前記「S-14 CS郡山市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料」欄と同じです。
敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	前記「S-26 CS福山市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「更新・再契約」欄と同じです。
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計52,955千円です。

本物件の特徴			
■ 物件特性 < 立地 >			
名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS嘉麻市発電所	福岡県嘉麻市嘉穂才田字池ノ迫	北緯33度32分26秒 東経130度41分39秒	2,242.96kW（太陽電池） 1,750kW（PCS） 98%の力率一定制御あり
< 気象条件 > ・近傍の太宰府の年間日照時間は1,752.3時間、県庁所在地の全国平均（1,915.9時間）に比べ日照時間の短い地域。 ・太宰府の観測史上1位の日最大風速は1991年9月27日の18m/s、日最大瞬間風速は2015年8月25日の32.4m/s。 ・福岡の最深積雪の平年値は2cm、積雪に関する測定結果が連続的に公開されている1961年以降の最深積雪記録は1999年2月4日の15cmと冬季の積雪に関して少ない地域であり、雪の影響をそれほど受けない。			

（単位：千円）

廃棄等費用積立状況（本書の日付現在）	2026年6月期	2026年12月期	2027年6月期	2027年12月期	2028年6月期
	863（注）	1,295	1,295	1,295	1,295
	2028年12月期	2029年6月期	2029年12月期	2030年6月期	2030年12月期
	1,295	1,295	1,295	1,295	1,295
	2031年6月期	2031年12月期	2032年6月期	2032年12月期	2033年6月期
	1,295	1,295	1,295	1,295	1,295
	2033年12月期	2034年6月期	2034年12月期	2035年6月期	2035年12月期
	1,295	1,295	1,295	1,295	1,295
	2036年6月期	2036年12月期	2037年6月期	2037年12月期	2038年6月期
	431	-	-	-	-

（注）実務上、変更認定申請前に積立てが必要とされる関係で、2026年6月期については、2027年6月期に想定される内部積立想定額の積立てを行っています。

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CS嘉麻市発電所	
発電所評価価値	499,000,000円～516,000,000円	
評価機関	クロール株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	499,000,000円～516,000,000円	割引率は、株主資本コストと負債コストを投資法人の目標資本構成比率に基づき加重平均し算出。株主資本コストは太陽光発電事業を営む類似会社のβ値等に基づいて推計、負債コストは直近の本邦社債利回りを参考に推計。以上より、割引率（税引前）は非課税期間においては3.9%～4.6%、課税期間においては2.6%～3.1%と算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CS嘉麻市発電所	
鑑定評価額（土地）	21,100,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格（設備及び土地）	542,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は15.6年。
割引率	2.8%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格（設備及び土地）	357,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	3.9%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

S-29	CSみやこ町犀川発電所	分類	太陽光発電設備等		
資産の概要					
特定資産の種類	信託受益権・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備	
信託財産	再エネ発電設備				
信託受託者	楽天信託株式会社	信託期間満了日		2040年 3 月30日	
取得日	2023年 7 月19日	土地	地番	1979番10外	
取得価格	5,780,000,000円		用途地域	準都市計画区域	
			面積	407,762.61㎡	
発電所の評価額 （価格時点）	4,799,000,000円～5,054,000,000円 （2026年 6 月30日）	設備	権利形態	所有権、地上権	
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	1,450,000,000円 （2026年 6 月30日）		架台基礎構造	杭基礎（ラミング工法）	
			認定日	(1)2014年 3 月17日 (2)2014年 3 月17日 (3)2014年 3 月17日 (4)2014年 3 月17日 (5)2014年 2 月14日 (6)2014年 2 月14日	
			供給開始日	(1)2021年 2 月27日 (2)2021年 7 月15日 (3)2021年 5 月29日 (4)2021年 4 月30日 (5)2020年11月30日 (6)2021年 1 月15日	
			パネルの種類	単結晶シリコン	
所在地	(1)(2)(3)(5)(6)福岡県京都郡みやこ町犀川大坂字谷山 (4)福岡県京都郡みやこ町犀川大坂字谷山口			パネル出力	13,011.20kW
オペレーター	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社			パネル設置数	32,528枚
O&M業者	CSOM Japan			発電出力	8,380.5kW（注）
			権利形態	所有権	
			パネルメーカー	Jinko Solar	
			パネル型式	JKM400M-72H	
特記事項 本物件の発電所事業用地の一部について、第三者所有の土地を要役地とし、電線路（支持物を除きます。）を施設、保持し、その架設、保守のため土地に立入ること、並びに、建造物の築造、電線路に支障となる竹木の植栽、土地のかさ上げ、又は掘削、その他電線路に支障となる一切の行為をしないこと等を目的とする地役権が設定されています。					

（注）(1)(2)(3)(4)(5)(6)の発電所につき、98%の力率一定制御があります。

地上権の概要	
地上権設定者	個人（注）
地上権の存続期間	2017年12月25日から25年間
地代	非開示（注）
保証金	-
更新	期間満了の3か月前までに地上権者が書面により申し出たときは、本契約は、従前と同一の条件で5年間更新されるものとする。
地代改定	-
中途解約	-
違約金	-
契約更改の方法	-

（注）地上権設定者より開示の承諾が得られていないため、非開示とします。なお、地上権設定者は、投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係者取引規程」上の利害関係者のいずれにも該当しません。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年1月1日から2026年12月31日まで
賃料	前記「S-14 CS郡山市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料」欄と同じです。
敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	前記「S-26 CS福山市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「更新・再契約」欄と同じです。
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計342,313千円です。

本物件の特徴			
■ 物件特性			
< 立地 >			
名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CSみやこ町犀川発電所	(1)(2)(3)(5)(6)福岡県 京都郡みやこ町犀川大坂 字谷山 (4)福岡県京都郡みやこ 町犀川大坂字谷山口	北緯33度38分45.64秒 東経130度54分7.71秒	13,011.20kW（太陽電池） 8,380.5kW（PCS） (1)(2)(3)(4)(5)(6) 98%の力率一定制御あり
< 気象条件 >			
・近傍の行橋の年間日照時間は1,950.2時間、県庁所在地の全国平均（1,915.9時間）に比べ日照時間の長い地域。 ・行橋の観測史上1位の日最大風速は2015年8月25日の18.2m/s、日最大瞬間風速は2015年8月25日の34.5m/s。 ・近傍の下関において積雪に関する測定結果が連続的に公開されている1962年から2020年における最深積雪記録は1968年2月24日の14cmである。			

（単位：千円）

廃棄等費用積立 状況（本書の日付現在）	2029年6月期	2029年12月期	2030年6月期	2030年12月期	2031年6月期
	4,134	6,201	6,201	6,201	6,201
	2031年12月期	2032年6月期	2032年12月期	2033年6月期	2033年12月期
	6,201	6,201	6,201	6,201	6,201
	2034年6月期	2034年12月期	2035年6月期	2035年12月期	2036年6月期
	6,201	6,201	6,201	6,201	6,201
	2036年12月期	2037年6月期	2037年12月期	2038年6月期	2038年12月期
	6,201	6,201	6,201	6,201	6,201
	2039年6月期	2039年12月期	2040年6月期	2040年12月期	2041年6月期
	2,067	-	-	-	-

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CSみやこ町犀川発電所	
発電所評価価値	4,799,000,000円～5,054,000,000円	
評価機関	クロール株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	4,799,000,000円～5,054,000,000円	割引率は、株主資本コストと負債コストを投資法人の目標資本構成比率に基づき加重平均し算出。株主資本コストは太陽光発電事業を営む類似会社のβ値等に基づいて推計、負債コストは直近の本邦社債利回りを参考に推計。以上より、割引率（税引前）は非課税期間においては3.9%～4.6%、課税期間においては2.6%～3.1%と算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CSみやこ町犀川発電所	
鑑定評価額（土地）	1,450,000,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格（設備及び土地）	5,170,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は19.4年。
割引率	2.8%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格（設備及び土地）	3,480,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	28.1%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

S-30	CS笠間市第三発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	信託受益権・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
信託財産	再エネ発電設備			
信託受託者	楽天信託株式会社	信託期間満了日		2040年 9 月29日
取得日	2023年 7 月19日	土地	地番	713番外
取得価格	5,840,000,000円		用途地域	非線引都市計画区域
発電所の評価額 （価格時点）	4,963,000,000円～5,210,000,000円 （2026年 6 月30日）		面積	291,147.59㎡（注）
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	640,000,000円 （2026年 6 月30日）		権利形態	所有権、地上権
所在地	茨城県笠間市大郷戸字宮前	設備	架台基礎構造	杭基礎（ラミング工法）
オペレーター	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社		認定日	2014年 4 月30日
O&M業者	CSOM Japan		供給開始日	2021年 4 月30日
			パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	13,569.36kW
			パネル設置数	33,096枚
			発電出力	12,000kW
			権利形態	所有権
		パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パネル型式	CS3W-410P	
特記事項 該当事項はありません				

（注）本物件の発電事業用地には、一筆の土地の一部について地上権が設定されている土地がありますが、当該土地の面積については、一筆全体の登記簿上の面積を基にして記載しています。

地上権の概要	
地上権設定者	個人（注）
地上権の存続期間	2018年 6 月29日から35年間
地代	非開示（注）
保証金	-
更新	期間の満了の6か月前までに地上権設定者と地上権者のいずれからも、書面により、契約終了の意思表示がされないときは、本契約は、期間の点を除いて従前と同一の条件で更新されるものとし、更新後の期間については、協議の上、決定するものとする。
地代改定	-
中途解約	理由の如何にかかわらず、地上権者は、本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-
地上権の概要	
地上権設定者	個人（注）
地上権の存続期間	2019年 6 月12日から28年間
地代	非開示（注）
保証金	-
更新	地上権設定者及び地上権者が別途合意した場合は、これを更新することができる。
地代改定	-
中途解約	理由の如何にかかわらず、地上権者は、本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-

地上権の概要	
地上権設定者	個人（注）
地上権の存続期間	2018年 6 月 6 日から35年間
地代	非開示（注）
保証金	-
更新	期間の満了の 6 か月前までに地上権設定者と地上権者のいずれからも、書面により、契約終了の意思表示がされないときは、本契約は、期間の点を除いて従前と同一の条件で更新されるものとし、更新後の期間については、地上権設定者と地上権者の協議の上、決定するものとする。
地代改定	-
中途解約	理由の如何にかかわらず、地上権者は、本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-
地上権の概要	
地上権設定者	個人（注）
地上権の存続期間	2019年 6 月12日から28年間
地代	非開示（注）
保証金	-
更新	地上権設定者及び地上権者が別途合意した場合は、これを更新することができる。
地代改定	-
中途解約	理由の如何にかかわらず、地上権者は、本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-
地上権の概要	
地上権設定者	個人（注）
地上権の存続期間	2018年 2 月 7 日から35年間
地代	非開示（注）
保証金	-
更新	期間の満了の 6 か月前までに地上権設定者と地上権者のいずれからも、書面により、契約終了の意思表示がされないときは、本契約は、期間の点を除いて従前と同一の条件で更新されるものとし、更新後の期間については、地上権設定者と地上権者の協議の上、決定するものとする。
地代改定	地上権の存続期間が35年を超えて、契約更新される場合は、地代に関しては別途地上権設定者と地上権者の協議の上で決めるものとする。
中途解約	理由の如何にかかわらず、地上権者は、本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-
地上権の概要	
地上権設定者	個人（注）
地上権の存続期間	2018年 6 月 6 日から35年間
地代	非開示（注）
保証金	-
更新	期間の満了の 6 か月前までに地上権設定者と地上権者のいずれからも、書面により、契約終了の意思表示がされないときは、本契約は、期間の点を除いて従前と同一の条件で更新されるものとし、更新後の期間については、地上権設定者と地上権者の協議の上、決定するものとする。
地代改定	-
中途解約	理由の如何にかかわらず、地上権者は、本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-

地上権の概要	
地上権設定者	個人（注）
地上権の存続期間	2018年 6 月23日から35年間
地代	非開示（注）
保証金	-
更新	期間の満了の6 か月前までに地上権設定者と地上権者のいずれからも、書面により、契約終了の意思表示がされないときは、本契約は、期間の点を除いて従前と同一の条件で更新されるものとし、更新後の期間については、地上権設定者と地上権者の協議の上、決定するものとする。
地代改定	-
中途解約	理由の如何にかかわらず、地上権者は、本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。
違約金	-
契約更改の方法	-

（注）地上権設定者より開示の承諾が得られていないため、非開示とします。なお、地上権設定者は、いずれも投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係者取引規程」上の利害関係者のいずれにも該当しません。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年 1 月 1 日から2026年12月31日まで
賃料	本契約に基づき、賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の（１）（２）（３）の合計とする。 （１） 基本賃料（注１） [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測（ただし、賃貸借開始日が属する月については、当該月の１日から末日までの期間に係るP50の発電量予測をいう。以下本項目において同じ。）] × 96% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] （２） 実績連動賃料 （Ａ）[各月の実際の発電量（ただし、賃貸借開始日が属する月については、当該月の１日から末日までの期間に係る実際の発電量をいう。以下本項目において同じ。）] × 96% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - （Ｂ）[当該月の上記基本賃料] （なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、（Ａ）から（Ｃ）（以下の算式により算出される金額）を控除した値（Ｘ）が正の値になるときであって、賃貸人と賃借人との間の2022年10月 1 日付賃料リザーブに関する覚書（その後の変更を含み、以下、本項目において「賃料リザーブ覚書」という。）に定める賃料リザーブ口座に係る取崩しの金額（取崩しの累計額からその補填のための積立ての累計額を控除した残額をいう。以下本項目において同じ。）（Ｙ）が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それが全て補填されていないとき。）は、（Ａ）から（Ｂ）を控除した値から更に（Ｄ）（（Ｘ）と（Ｙ）の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 （Ｃ）[技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格] + （Ｅ）「特定卸供給対価料金」（注２） × 96% （３） データ提供料金相当賃料 [各月のデータ提供料金] （注３） × 96% なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員その他の金員（以下「補償金」という。）を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の96%を（Ａ）に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が消費税及び地方消費税の課されない金員（以下「不課税所得」という。）である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。
敷金・保証金	該当事項なし

更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申しれに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。 賃貸人が、期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は 賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について以下の賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申しれに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申しれが、賃貸借開始日が2033年7月1日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申しれである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申しれに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 基本賃料： 月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] 実績連動賃料： 月額 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料]（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、(A) から (C)（以下の算式により算出される金額）を控除した値 (X) が正の値になるときであって、賃料リザーブ覚書に定める賃料リザーブ口座に係る本契約の基本賃料の支払いのための取崩しの金額 (Y) が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それがすべて補填されていないとき。）は、(A) から (B) を控除した値から更に (D)（(X) と (Y) の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 (C) [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格] + (E) 「特定卸供給対価料金」 × 96% データ提供料金相当賃料： [各月のデータ提供料金] × 96%
賃料改定	前記「S-21 CS伊豆市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注1）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計350,555千円です。

（注2）CS笠間市第三発電所における「特定卸供給対価料金」とは、賃借人と小売電気事業者の間で締結された2024年8月16日付「再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る契約」に基づき、当該小売電気事業者が特定卸供給を受けた電力量に一定割合を乗じた「特定卸供給対価料金」をいいます。以下本項目において同じです。

（注3）CS笠間市第三発電所における「データ提供料金」とは、本投資法人と賃借人と環境価値取引事業者との間で締結された2026年2月26日付「データ提供基本契約書」に基づき賃借人が受領する、同契約に定義される本件対価のうち、本件発電設備等の発電データの提供の対価をいいます。以下本項目において同じです。

本物件の特徴			
■ 物件特性			
< 立地 >			
名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS笠間市第三発電所	茨城県笠間市大郷戸字宮前	北緯36度23分23.43秒 東経140度13分6.62秒	13,569.36kW（太陽電池） 12,000kW（PCS）
< 気象条件 >			
・ 近傍の笠間の年間日照時間は2,063.7時間、県庁所在地の全国平均（1,915.9時間）に比べ日照時間の長い地域。			
・ 笠間の観測史上1位の日最大風速は2018年10月1日の20.6m/s、日最大瞬間風速は2018年10月1日の35.4m/s。			
・ 近傍の水戸において積雪に関する測定結果が連続的に公開されている1962年から2023年における最深積雪記録は1990年2月1日の27cmである。			

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2029年12月期	2030年 6 月期	2030年12月期	2031年 6 月期	2031年12月期
	5,840	8,760	8,760	8,760	8,760
	2032年 6 月期	2032年12月期	2033年 6 月期	2033年12月期	2034年 6 月期
	8,760	8,760	8,760	8,760	8,760
	2034年12月期	2035年 6 月期	2035年12月期	2036年 6 月期	2036年12月期
	8,760	8,760	8,760	8,760	8,760
	2037年 6 月期	2037年12月期	2038年 6 月期	2038年12月期	2039年 6 月期
	8,760	8,760	8,760	8,760	8,760
	2039年12月期	2040年 6 月期	2040年12月期	2041年 6 月期	2041年12月期
	2,920	-	-	-	-

バリュエーションレポートの概要

物件名称	CS笠間市第三発電所	
発電所評価価値	4,963,000,000円～5,210,000,000円	
評価機関	クロール株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	4,963,000,000円～ 5,210,000,000円	割引率は、株主資本コストと負債コストを投資法人の目標資本構成比率に基づき加重平均し算出。株主資本コストは太陽光発電事業を営む類似会社のβ値等に基づいて推計、負債コストは直近の本邦社債利回りを参考に推計。以上より、割引率（税引前）は非課税期間においては3.9%～4.6%、課税期間においては2.6%～3.1%と算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要

物件名称	CS笠間市第三発電所	
鑑定評価額（土地）	640,000,000円	
不動産鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	5,120,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュ・フロー及び復帰価格（有期還元法による）の現在価値を合計することにより査定。分析期間は19.8年。
割引率	2.7%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資対象としての個別性等を考慮して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	3,090,000,000円	土地価格、太陽光発電設備再調達価格及び付帯費用を合計して求めた太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価に減価修正を行い査定。
土地積算価格比	12.5%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

S-31	CS山口市発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類	太陽光発電設備	
取得日	2023年12月 1 日	土地	地番	12363番 4 外
取得価格	230,000,000円		用途地域	非線引都市計画区域
			面積	10,065㎡
発電所の評価額 （ 価格時点 ）	204,000,000円 ～ 229,000,000円 （ 2026年 6 月30日 ）	設備	権利形態	所有権
土地の 鑑定評価額 （ 価格時点 ）	59,800,000円 （ 2026年 6 月30日 ）		架台基礎構造	杭基礎（ラミング工法）
			認定日	2019年 3 月20日
			供給開始日	2022年 2 月 3 日
所在地	山口県山口市鑄銭司字南原		パネルの種類	単結晶シリコン
			パネル出力	1,107.60kW
オペレーター	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社		パネル設置数	1,704枚
			発電出力	1,000kW（注）
			権利形態	所有権
O&M業者	CSOM Japan		パネル メーカー	カナディアン・ソーラー・グループ
			パネル型式	CS7N-650MB-AG
特記事項 該当事項はありません				

（注）95%の力率一定制御があります。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティード・パワー01合同会社（注 1）
賃貸借期間	2026年 1 月 1 日から2026年12月31日まで
賃料	本契約に基づき、賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の（1）（2）の合計とする。 （1） 基本賃料（注 2） 〔技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測（ただし、本賃貸借開始日が属する月については、当該月の 1 日から末日までの期間に係るP50の発電量予測をいう。以下本項目において同じ。）から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測〕 × 96% × 70% × 〔本件発電設備等に適用される買取価格〕 （2） 実績連動賃料 （A）〔各月の実際の発電量（ただし、本賃貸借開始日が属する月については、当該月の1日から末日までの期間に係る実際の発電量をいう。以下本項目において同じ。）〕 × 96% × 〔本件発電設備等に適用される買取価格〕 - （B）〔当該月の上記基本賃料〕（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、（A）から（C）（以下の算式により算出される金額）を控除した値（X）が正の値になるときであって、賃貸人と賃借人との間の2022年10月31日付賃料リザーブに関する覚書（その後の変更を含み、以下、本項目において「賃料リザーブ覚書」という。）に定める賃料リザーブ口座に係る取崩しの金額（取崩しの累計額からその補填のための積立ての累計額を控除した残額をいう。以下本項目において同じ。）（Y）が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それがすべて補填されていないとき。）は、（A）から（B）を控除した値から更に（D）（（X）と（Y）の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 （C）〔技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測〕 × 96% × 〔当該月において本件発電設備等に適用される買取価格〕 なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員その他の金員（以下「補償金」という。）を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の96%を（A）に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が消費税及び地方消費税の課されない金員（以下「不課税所得」という。）である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。
敷金・保証金	該当事項なし

更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申し込みに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。 賃貸人が、期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は 賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について以下の賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申し込みが、賃貸借開始日が2033年12月1日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申し込みである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 基本賃料： 月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × 70% × [本件発電設備等に適用される買取価格] 実績連動賃料： 月額 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [本件発電設備等に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料]（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、(A) から (C)（以下の算式により算出される金額）を控除した値 (X) が正の値になるときであって、賃料リザーブ覚書に定める賃料リザーブ口座に係る本契約の基本賃料の支払いのための取崩しの金額 (Y) が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それがすべて補填されていないとき。）は、(A) から (B) を控除した値から更に (D)（(X) と (Y) の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 (C) [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格]
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注1）2026年2月1日付でCS山口秋穂二島2合同会社は消滅法人、ティーダ・パワー01合同会社を存続法人とする合併を行っています。

（注2）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計16,959千円です。

本物件の特徴			
■ 物件特性			
< 立地 >			
名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS山口市発電所	山口県山口市 鑄銭司字南原	北緯34度4分12秒 東経131度26分16秒	1,107.6kW（太陽電池） 1,000kW（PCS） 95%の力率一定制御あり
< 気象条件 >			
- 近傍の防府の年間日照時間は2,045.4時間であり、県庁所在地の全国平均（1,915.9時間）と比較して日照時間の長い地域。 - 近傍の防府の観測史上1位の日最大風速は25.1m/s、日最大瞬間風速は39.6m/s。 - 近傍で雪の観測を行っている山口における最深積雪の平年値は9cm、1966年以降で記録された最大の最深積雪は、1968年1月25日の34cmである。			

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2031年 6 月期	2031年12月期	2032年 6 月期	2032年12月期	2033年 6 月期
	495	595	595	595	595
	2033年12月期	2034年 6 月期	2034年12月期	2035年 6 月期	2035年12月期
	595	595	595	595	595
	2036年 6 月期	2036年12月期	2037年 6 月期	2037年12月期	2038年 6 月期
	595	595	595	595	595
	2038年12月期	2039年 6 月期	2039年12月期	2040年 6 月期	2040年12月期
	595	595	595	595	595
	2041年 6 月期	2041年12月期	2042年 6 月期	2042年12月期	2043年 6 月期
	99	-	-	-	-

バリュエーションレポートの概要

物件名称	CS山口市発電所	
発電所評価価値	204,000,000円～229,000,000円	
評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点	2026年 6 月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	204,000,000円～ 229,000,000円	対象事業から将来期待されるフリー・キャッシュ・フローを将来の不確実性を反映した割引率により現在価値に割り引くことで事業価値を評価。割引率は、昨今の太陽光発電所に係る多種多様な市場参加者の意思決定プロセスを踏まえ、加重平均資本コストと内部収益率に基づく方法を併用し、非課税期間においては3.1%～3.9%、課税期間においては2.6%～3.9%と算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要

物件名称	CS山口市発電所	
鑑定評価額（土地）	59,800,000円	
不動産鑑定評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	222,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、分析期間中に得られるであろう発電設備等賃貸借契約を前提とした賃料等に基づく純収益及び分析期間末の復帰価格の現在価値を合計することにより査定。分析期間は25.7年。
割引率	3.5%	投資家等へのヒアリングをもとに把握した市場参加者の意思決定プロセスを参考に、FIT制度の適用を前提として設定した太陽光発電所の基準割引率に、本件発電所の個別的要因（市場競争力）に起因するスプレッドを加減して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	219,000,000円	土地価格を求め、これに構築物価格を加算し、構築物及びその敷地の価格を求め、土地・構築物一体としての市場性に係る要因を検討のうえ査定。
土地積算価格比	26.9%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

S-32	CS佐倉市発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類	太陽光発電設備	
取得日	2024年 8 月30日	土地	地番	23番 1 外
取得価格	321,000,000円		用途地域	都市計画区域、市街化調整区域
			面積	29,465.00㎡
発電所の評価額 （価格時点）	263,000,000円～297,000,000円 （2026年 6 月30日）	設備	権利形態	所有権
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	84,200,000円 （2026年 6 月30日）		架台基礎構造	杭基礎（ラミング工法）
			認定日	2018年 2 月13日
			供給開始日	2023年 6 月27日
所在地	千葉県佐倉市将門町字鹿島台		パネルの種類	単結晶シリコン
			パネル出力	1,218.30kW
			パネル設置数	1,860枚
オペレーター	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社		発電出力	1,000.00kW（注）
			権利形態	所有権
O&M業者	株式会社スマートエナジー	パネルメーカー	トリナ・ソーラー	
		パネル型式	TSM-655DE21	
特記事項 該当事項はありません				

（注）90%の力率一定制御があります。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年 1 月 1 日から2026年12月31日まで
賃料	本契約に基づき、賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。 (1) 基本賃料（注） [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測（ただし、本賃貸借開始日が属する月については、当該月の1日から末日までの期間に係るP50の発電量予測をいう。以下本項目において同じ。）から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × 70% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格] (2) 実績連動賃料 (A) [各月の実際の発電量（ただし、本賃貸借開始日が属する月については、当該月の1日から末日までの期間に係る実際の発電量をいう。以下本項目において同じ。）] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格] - (B) [当該月の上記基本賃料] （なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、(A) から (C) （以下の算式により算出される金額）を控除した値 (X) が正の値になるときであって、賃貸人と賃借人との間の2022年10月 1 日付賃料リザーブに関する覚書（その後の変更を含み、以下、本項目において「賃料リザーブ覚書」という。）に定める賃料リザーブ口座に係る取崩しの金額（取崩しの累計額からその補填のための積立ての累計額を控除した残額をいう。以下本項目において同じ。） (Y) が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それがすべて補填されていないとき。）は、(A) から (B) を控除した値から更に (D) （(X) と (Y) の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 (C) [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格] なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員その他の金員（以下「補償金」という。）を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の96%を (A) に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が消費税及び地方消費税の課されない金員（以下、本項目において「不課税所得」という。）である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。
敷金・保証金	該当事項なし

更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申入れに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。 賃貸人が、期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は 賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について以下の賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日が2034年8月1日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 基本賃料（月額）： [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × 70% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格] 実績連動賃料（月額）： (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格] - (B) [当該月の基本賃料] （なお、負の値になるときはゼロとする。）ただし、(A) から (C) （以下の算式により算出される金額）を控除した値 (X) が正の値になるときであって、賃料リザーブ覚書に定める賃料リザーブ口座に係る本契約の基本賃料の支払いのための取崩しの金額 (Y) が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それがすべて補填されていないとき。）は、(A) から (B) を控除した値から更に (D) （(X) と (Y) の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 (C) [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格]
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計18,445千円です。

本物件の特徴			
■ 物件特性			
< 立地 >			
名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS佐倉市発電所	千葉県佐倉市 将門町字鹿島台	北緯35度72分28.11秒 東経140度24分98.22秒	1,218.30kW（太陽電池） 1,000.00kW（PCS） 90%の力率一定制御あり
< 気象条件 >			
・ 佐倉の年間日照時間は2,353.9時間、県庁所在地の全国平均（1,915.9時間）に比べ日照時間の長い地域。			
・ 佐倉の観測史上1位の日最大風速は2018年10月1日の18.3m/s、日最大瞬間風速は2019年9月9日の35.9m/s。			
・ 近傍の千葉において積雪に関する測定結果が連続的に公開されている2004年から2023年における最深積雪記録は2014年2月8日の32cmである。			

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2030年 6 月期	2030年12月期	2031年 6 月期	2031年12月期	2032年 6 月期
	545	655	655	655	655
	2032年12月期	2033年 6 月期	2033年12月期	2034年 6 月期	2034年12月期
	655	655	655	655	655
	2035年 6 月期	2035年12月期	2036年 6 月期	2036年12月期	2037年 6 月期
	655	655	655	655	655
	2037年12月期	2038年 6 月期	2038年12月期	2039年 6 月期	2039年12月期
	655	655	655	655	655
	2040年 6 月期	2040年12月期	2041年 6 月期	2041年12月期	2042年 6 月期
	109	-	-	-	-

バリュエーションレポートの概要

物件名称	CS佐倉市発電所	
発電所評価価値	263,000,000円～297,000,000円	
評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点	2026年 6 月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	263,000,000円～ 297,000,000円	対象事業から将来期待されるフリー・キャッシュ・フローを将来の不確実性を反映した割引率により現在価値に割り引くことで事業価値を評価。割引率は、昨今の太陽光発電所に係る多種多様な市場参加者の意思決定プロセスを踏まえ、加重平均資本コストと内部収益率に基づく方法を併用し、非課税期間においては3.1%～3.9%、課税期間においては2.6%～3.9%と算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要

物件名称	CS佐倉市発電所	
鑑定評価額（土地）	84,200,000円	
不動産鑑定評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	283,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、分析期間中に得られるであろう発電設備等賃貸借契約を前提とした賃料等に基づく運営純収益及び分析期間末の復帰価格の現在価値を合計することにより査定。分析期間は27.0年。
割引率	3.5%	投資家等へのヒアリングをもとに把握した市場参加者の意思決定プロセスを参考に、FIT制度の適用を前提として設定した太陽光発電所の基準割引率に、本件発電所の個別的要因（市場競争力）に起因するスプレッドを加減して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	297,000,000円	土地価格を求め、これに構築物価格を加算し、構築物及びその敷地の価格を求め、土地・構築物一体としての市場性に係る要因を考量の上、査定。
土地積算価格比	29.8%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

S-33	CS広島市鈴張発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得日	2025年 1 月29日	土地	地番	11611番 2 外
取得価格	3,980,000,000円		用途地域	都市計画区域外
			面積	192,973.97㎡
発電所の評価額 （ 価格時点 ）	3,340,000,000円～3,751,000,000円 （ 2026年 6 月30日 ）	設備	権利形態	所有権
土地の 鑑定評価額 （ 価格時点 ）	801,000,000円 （ 2026年 6 月30日 ）		架台基礎構造	キャストイン基礎
			認定日	2018年 3 月14日
			供給開始日	2022年 4 月 4 日
所在地	広島県広島市安佐北区安佐町 大字鈴張字八丈岩		パネルの種類	多結晶シリコン
			パネル出力	17,461.08kW
オペレーター	カナディアン・ソーラー・ プロジェクト株式会社		パネル設置数	42,588枚
			発電出力	15,400.00kW
O&M業者	CSOM Japan		権利形態	所有権
			パネル メーカー	カナディアン・ ソーラー・グループ
			パネル型式	CS3W-410P
特記事項				
前々発電所所有者から前発電所所有者への発電事業者の変更に係る発電事業認定上の変更認定を申請中であり、本投資法人による取得に伴う発電事業者変更の変更認定申請は、前発電所所有者変更についての変更認定後に、住民説明会を実施の上、申請する予定です。				

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年1月1日から2026年12月31日まで
賃料	前記「S-32 CS佐倉市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料」欄と同じです。
敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃貸人は、当該賃貸人の申し込みに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。 賃貸人が、期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について以下の賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申し入れが、賃貸借開始日が2035年1月29日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申し入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申し込みに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。
更新・再契約	基本賃料（月額）： [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × 70% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格] 実績連動賃料（月額）： （A）[各月の実際の発電量] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格] －（B）[当該月の基本賃料] （なお、負の値になるときはゼロとする。）ただし、（A）から（C）（以下の算式により算出される金額）を控除した値（X）が正の値になるときであって、賃料リザーブ覚書に定める賃料リザーブ口座に係る本契約の基本賃料の支払いのための取崩しの金額（Y）が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それがすべて補填されていないとき。）は、（A）から（B）を控除した値から更に（D）（（X）と（Y）の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 （C）[技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測] × 96% × [当該月において本件発電設備等に適用される買取価格]

賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注）2026年 1 月 1 日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計241,684千円です。

本物件の特徴			
■ 物件特性			
< 立地 >			
名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CS広島市鈴張発電所	広島県広島市安佐北区 安佐町大字鈴張字八丈岩	北緯34度36分0.08秒 東経132度27分17.27秒	17,461.08kW（太陽電池） 15,400.00kW（PCS）
< 気象条件 >			
・ 鈴張の年間日照時間は1,813.0時間、県庁所在地の全国平均（1,915.9時間）に比べ日照時間がやや短い地域。			
・ 鈴張の観測史上 1 位の日最大風速は2004年 9 月 7 日の12m/s、日最大瞬間風速は2015年 8 月25日の23.1m/s。			
・ 近傍の大朝において積雪に関する測定結果が連続的に公開されている1991年から2024年における最深積雪記録は2011年 1 月17日の104cmである。			

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2030年6月期	2030年12月期	2031年6月期	2031年12月期	2032年6月期
	5,492	8,239	8,239	8,239	8,239
	2032年12月期	2033年6月期	2033年12月期	2034年6月期	2034年12月期
	8,239	8,239	8,239	8,239	8,239
	2035年6月期	2035年12月期	2036年6月期	2036年12月期	2037年6月期
	8,239	8,239	8,239	8,239	8,239
	2037年12月期	2038年6月期	2038年12月期	2039年6月期	2039年12月期
	8,239	8,239	8,239	8,239	8,239
	2040年6月期	2040年12月期	2041年6月期	2041年12月期	2042年6月期
	2,746	-	-	-	-

バリュエーションレポートの概要

物件名称	CS広島市鈴張発電所	
発電所評価価値	3,340,000,000円～3,751,000,000円	
評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点	2026年 6月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	3,340,000,000円～ 3,751,000,000円	対象事業から将来期待されるフリー・キャッシュ・フローを将来の不確実性を反映した割引率により現在価値に割り引くことで事業価値を評価。割引率は、昨今の太陽光発電所に係る多種多様な市場参加者の意思決定プロセスを踏まえ、加重平均資本コストと内部収益率に基づく方法を併用し、非課税期間においては3.1%～3.9%、課税期間においては2.6%～3.9%と算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要

物件名称	CS広島市鈴張発電所	
鑑定評価額（土地）	801,000,000円	
不動産鑑定評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点	2026年6月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	3,690,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、分析期間中に得られるであろう発電設備等賃貸借契約を前提とした賃料等に基づく運営純収益及び分析期間末の復帰価格の現在価値を合計することにより査定。分析期間は25.8年。
割引率	3.3%	投資家等へのヒアリングをもとに把握した市場参加者の意思決定プロセスを参考に、FIT制度の適用を前提として設定した太陽光発電所の基準割引率に、本件発電所の個別的要因（市場競争力）に起因するスプレッドを加減して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	3,600,000,000円	土地価格を求め、これに構築物価格を加算し、構築物及びその敷地の価格を求め、土地・構築物一体としての市場性に係る要因を考量の上、査定。
土地積算価格比	21.7%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項		特になし

S-34	CSさくら市喜連川発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得日	2025年 5 月30日	土地	地番	5899番 1 外
取得価格	470,000,000円		用途地域	非線引都市計画区域
			面積	20,593.00㎡
発電所の評価額 （ 価格時点 ）	408,000,000円 ～ 448,000,000円 （ 2026年 6 月30日 ）	設備	権利形態	所有権
土地の 鑑定評価額 （ 価格時点 ）	123,000,000円 （ 2026年 6 月30日 ）		架台基礎構造	杭基礎（ラミング工法）
			認定日	2014年12月16日
			供給開始日	2023年 3 月24日
所在地	栃木県さくら市喜連川字長坂東		パネルの種類	単結晶シリコン
			パネル出力	1,210.44kW
			パネル設置数	1,848枚
オペレーター	カナディアン・ソーラー・ プロジェクト株式会社		発電出力	1,000.00kW
			権利形態	所有権
O&M業者	CSOM Japan	パネル メーカー	カナディアン・ ソーラー・グループ	
		パネル型式	CS7N-655MB-AG	
特記事項 該当事項はありません				

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティーダ・パワー01合同会社
賃貸借期間	2026年 5 月 1 日から2026年12月31日まで
賃料	本契約に基づき、賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。 (1) 基本賃料（注） 〔技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測（ただし、本賃貸借開始日が属する月については、当該月の1日から末日までの期間に係るP50の発電量予測をいう。以下本項目において同じ。）から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測〕×96％×70％×〔当該月において本件発電設備等に適用される買取価格〕 (2) 実績連動賃料 (A)〔各月の実際の発電量（ただし、本賃貸借開始日が属する月については、当該月の1日から末日までの期間に係る実際の発電量をいう。以下本項目において同じ。）〕×96％×〔当該月において本件発電設備等に適用される買取価格〕－(B)〔当該月の上記基本賃料〕（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、(A)から(C)（以下の算式により算出される金額）を控除した値(X)が正の値になるときであって、賃貸人と賃借人との間の2022年10月1日付賃料リザーブに関する覚書（その後の変更を含み、以下、本項目において「賃料リザーブ覚書」という。）に定める賃料リザーブ口座に係る取崩しの金額（取崩しの累計額からその補填のための積立ての累計額を控除した残額をいう。以下本項目において同じ。）(Y)が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それがすべて補填されていないとき。）は、(A)から(B)を控除した値から更に(D)（(X)と(Y)の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 (C)〔技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測〕×96％×〔当該月において本件発電設備等に適用される買取価格〕 なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員その他の金員（以下「補償金」という。）を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の96％を(A)に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が消費税及び地方消費税の課されない金員（以下、本項目において「不課税所得」という。）である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。

敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申入れに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。 賃貸人が、期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合（ただし、上記ただし書の場合を除く。）又は 賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について以下の賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日が2035年5月1日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 基本賃料： 月額〔技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測〕×96%×70%×〔当該月において本件発電設備等に適用される買取価格〕 実績連動賃料： 月額（A）〔各月の実際の発電量〕×96%×〔当該月において本件発電設備等に適用される買取価格〕－（B）〔当該月の基本賃料〕（なお、負の値になるときはゼロとする。）ただし、（A）から（C）（以下の算式により算出される金額）を控除した値（X）が正の値になるときであって、賃料リザーブ覚書に定める賃料リザーブ口座に係る本契約の基本賃料の支払いのための取崩しの金額（Y）が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それがすべて補填されていないとき。）は、（A）から（B）を控除した値から更に（D）（（X）と（Y）の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 （C）〔技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測〕×96%×〔当該月において本件発電設備等に適用される買取価格〕
賃料改定	前記「S-01 CS志布志市発電所」の「設備等の賃貸借の概要」の「賃料改定」欄と同じです。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注）2026年1月1日から2026年12月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計33,960千円です。

本物件の特徴			
■ 物件特性			
< 立地 >			
名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CSさくら市喜連川 発電所	栃木県さくら市喜連川 字長坂東	北緯36度44分37秒 東経140度 1 分19秒	1,210.44kW（太陽電池） 1,000kW（PCS）
< 気象条件 >			
・ 近傍の大田原の年間日照時間は1,953.4時間であり、県庁所在地の全国平均（1,915.9時間）と比較して日照時間がやや長い地域。			
・ 近傍の大田原の観測史上 1 位の日最大風速は18.2m/s、日最大瞬間風速は31.9m/s。			
・ 近傍で雪の観測を行っている宇都宮における1892年から2024年における最深積雪記録は2014年 2 月15日の32cmである。			

（単位：千円）

廃棄等費用積立 状況（本書の日 付現在）	2030年12月期	2031年 6 月期	2031年12月期	2032年 6 月期	2032年12月期
	365	730	730	730	730
	2033年 6 月期	2033年12月期	2034年 6 月期	2034年12月期	2035年 6 月期
	730	730	730	730	730
	2035年12月期	2036年 6 月期	2036年12月期	2037年 6 月期	2037年12月期
	730	730	730	730	730
	2038年 6 月期	2038年12月期	2039年 6 月期	2039年12月期	2040年 6 月期
	730	730	730	730	730
	2040年12月期	2041年 6 月期	2041年12月期	2042年 6 月期	2042年12月期
	364	-	-	-	-

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CSさくら市喜連川発電所	
発電所評価価値	408,000,000円～448,000,000円	
評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点	2026年 6 月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	408,000,000円～ 448,000,000円	対象事業から将来期待されるフリー・キャッシュ・フローを将来の不確実性を反映した割引率により現在価値に割り引くことで事業価値を評価。割引率は、昨今の太陽光発電所に係る多種多様な市場参加者の意思決定プロセスを踏まえ、加重平均資本コストと内部収益率に基づく方法を併用し、非課税期間においては3.1%～3.9%、課税期間においては2.6%～3.9%と算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CSさくら市喜連川発電所	
鑑定評価額（土地）	123,000,000円	
不動産鑑定評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	446,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、分析期間中に得られるであろう発電設備等賃貸借契約を前提とした賃料等に基づく運営純収益及び分析期間末の復帰価格の現在価値を合計することにより査定。分析期間は26.8年。
割引率	3.4%	投資家等へのヒアリングをもとに把握した市場参加者の意思決定プロセスを参考に、FIT制度の適用を前提として設定した太陽光発電所の基準割引率に、本件発電所の個別的要因（市場競争力）に起因するスプレッドを加減して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	283,000,000円	土地価格を求め、これに構築物価格を加算し、構築物及びその敷地の価格を求め、土地・構築物一体としての市場性に係る要因を考量のうえ査定。
土地積算価格比	27.5%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

S-35	CSつくば市高見原発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得日	2025年11月28日	土地	地番	6 番 1 外
取得価格	253,500,000円		用途地域	市街化調整区域
			面積	12,752.00㎡
発電所の評価額 （価格時点）	233,000,000円～267,000,000円 （2026年6月30日）	設備	権利形態	所有権
土地の 鑑定評価額 （価格時点）	63,000,000円 （2026年6月30日）		架台基礎構造	杭基礎（ラミング工法）
			認定日	2021年3月11日（FIT認定） 2023年12月23日（FIP認定）
			供給開始日	2024年6月1日
所在地	茨城県つくば市高見原		パネルの種類	単結晶シリコン
			パネル出力	1,247.40kW
			パネル設置数	1,890枚
オペレーター	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社（注1）		発電出力	1,100.00kW（注2）
			権利形態	所有権
O&M業者	CSOM Japan	パネルメーカー	カナディアン・ソーラー・グループ	
		パネル型式	CS7N-660MB-AG	
特記事項 該当事項はありません				

（注1）設備等の賃借人であるティーダ・パワー01合同会社は、オペレーターであるカナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社との間のアセットマネジメント業務委託契約に加え、カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社との間で、買取電気事業者との間の電力受給契約に基づく権利行使等に関する業務等の委託を目的とする電力等売買関連業務委託契約を、CSOM Japanとの間で、買取電気事業者との間の電力受給契約等に基づく連絡等に関する業務の委託を目的とするアグリゲーター関連業務委託契約を、それぞれ締結しています。

（注2）90%の力率一定制御があります。

設備等の賃貸借の概要	
賃借人	ティータ・パワー01合同会社（注１）
賃貸借期間	2025年11月28日から2026年10月31日まで
賃料	本契約に基づき、賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の(１)(２)の合計とする。 (１) 基本賃料（注２） 〔技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測（ただし、本賃貸借開始日が属する月については、当該月の１日から末日までの期間に係るP50の発電量予測をいう。以下本項目において同じ。）から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測〕×96%×70%×〔当該月において本件発電設備等に適用される買取価格〕 (２) 実績連動賃料 (Ａ)〔各月の実際の発電量（ただし、本賃貸借開始日が属する月については、当該月の１日から末日までの期間に係る実際の発電量をいう。以下本項目において同じ。）〕×96%×〔当該月において本件発電設備等に適用される買取価格〕－(Ｂ)〔当該月の上記基本賃料〕（なお、負の値になるときはゼロとする。） ただし、(Ａ)から(Ｃ)（以下の算式により算出される金額）を控除した値(Ｘ)が正の値になるときであって、賃貸人と賃借人との間の2022年10月１日付賃料リザーブに関する覚書（その後の変更を含み、以下、本項目において「賃料リザーブ覚書」という。）に定める賃料リザーブ口座に係る取崩しの金額（取崩しの累計額からその補填のための積み立ての累計額を控除した残額をいう。以下本項目において同じ。）(Ｙ)が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがないと、それがすべて補填されていないとき。）は、(Ａ)から(Ｂ)を控除した値から更に(Ｄ)（(Ｘ)と(Ｙ)の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 (Ｃ)〔技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測〕×96%×〔当該月において本件発電設備等に適用される買取価格〕 なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員その他の金員（以下「補償金」という。）を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の96%を(Ａ)に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、かかる補償金が消費税及び地方消費税の課されない金員（以下、本項目において「不課税所得」という。）である場合には、不課税所得を賃借人の収入が減少した月における実績連動賃料の計算の基礎となる金額に加算して計算しなおし、かかる計算による金額が賃借人から賃貸人へ支払済みの金額を超える場合には、当該超過部分の金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱うものとする。 上記にかかわらず、賃貸人は、賃借人に対し、本賃貸借開始日以降発生する各月の賃料のうち、賃貸借期間中の５月の１か月分の基本賃料相当額を賃貸借期間中の各月の基本賃料相当額の割合で按分した金額（以下、本項目において「各月免除額」という。）分の支払をそれぞれ免除する。ただし、賃貸借期間中の月の実際の発電量が当該月の発電量予測の70%を下回った場合は、当該月の賃料につき当該支払免除は行わないものとし、当該月の各月免除額は、当該月以降最初に実際の発電量が発電量予測の70%を上回った月の賃料から、当該月の賃料相当額を上限として、当該月の各月免除額と合計して支払を免除するものとする。当該上限に達したことにより当該月に支払免除が行われなかった各月免除額（その一部を含む。以下、本項目において同じ。）がある場合、当該月以降最初に実際の発電量が発電量予測の70%を上回った月の賃料から同様の方法で支払を免除するものとする。また、賃貸借期間中の最終の月の賃料の支払後においても支払免除が行われていない各月免除額が存在する場合、賃貸人及び賃借人は、当該各月免除額の取扱いについて、誠実に協議するものとする。賃借人は、免除を受けた各月免除額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。

敷金・保証金	該当事項なし
更新・再契約	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申入れに従い、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。）で新たな賃貸借契約（以下、本項目において「新賃貸借契約」という。）を締結しなければならない。ただし、本契約締結後初回の再契約に限り、賃貸人が賃借人に対して書面で再契約を希望しない旨を申し入れないときは、実質的に本契約と同一条件（賃料を除く。また、賃貸借期間は2026年12月31日までの期間とする。）の新賃貸借契約を締結するものとする。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。 賃貸人が、期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合（ただし、上記ただし書の場合を除く。）又は 賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日が2036年11月1日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 基本賃料： 月額〔技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測〕×96%×70%×〔当該月において本件発電設備等に適用される買取価格〕 実績連動賃料： 月額（A）〔各月の実際の発電量〕×96%×〔当該月において本件発電設備等に適用される買取価格〕－（B）〔当該月の基本賃料〕（なお、負の値になるときはゼロとする。）ただし、（A）から（C）（以下の算式により算出される金額）を控除した値（X）が正の値になるときであって、賃料リザーブ覚書に定める賃料リザーブ口座に係る本契約の基本賃料の支払いのための取崩しの金額（Y）が正の値であるとき（零円ではないとき、すなわち、取崩しがなされ、それがすべて補填されていないとき。）は、（A）から（B）を控除した値から更に（D）（（X）と（Y）の小さい方の値）を上記取崩しの補填のために控除した値を実績連動賃料の金額とする。賃借人は、当該控除を受けた金額を賃料リザーブ覚書に従って賃料リザーブ口座に積み立てるものとする。 （C）〔技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測〕×96%×〔当該月において本件発電設備等に適用される買取価格〕
賃料改定	基本賃料及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しないものとする。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるとき又は賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。 上記に定めるときにおいて、賃貸人が、残存する発電設備等を用いて発電する場合における基本賃料の算式により求められる金額が、上記ただし書の方法による減額後の基本賃料の金額より高いことを賃借人に示した場合は、基本賃料は前者の金額とする。 また、不可抗力その他賃貸人及び賃借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合において、賃借人の当月の収入から当月の費用等を控除した金額が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、基本賃料の減額（ただし、減額後の基本賃料の下限は、賃借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。）について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を賃借人が受領したときは、賃借人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。 また、再エネ特措法に基づくFIP制度（基準価格及び交付期間を含む。）の法令上の変更（法令そのものの変更及び再エネ特措法第2条の3第11項に基づく基準価格等の改定を含む。）、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとする。
中途解約	該当事項なし
違約金	該当事項なし
契約更改の方法	該当事項なし

（注1）2026年4月1日付でCS茨城高見原合同会社は消滅法人、ティーダ・パワー01合同会社を存続法人とする合併を行っています。

（注2）2025年11月28日から2026年10月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計17,396千円です。

本物件の特徴			
■ 物件特性			
< 立地 >			
名称	所在地	緯度・経度	設備規模
CSつくば市高見原発電所	茨城県つくば市高見原	北緯35度59分38.2秒 東経140度 7 分37.8秒	1,247.40kW（太陽電池） 1,100kW（PCS） 90%の力率一定制御あり
< 気象条件 >			
・ 近傍のつくばの年間日照時間は2,014.5時間であり、県庁所在地の全国平均（1,915.9時間）に比べ日照時間がやや長い地域。			
・ 近傍のつくばの観測史上1位の日最大風速は26.4m/s、日最大瞬間風速は37.0m/s。			
・ 近傍で雪の観測を行っているつくばにおける1921年から2024年における最深積雪記録は1936年2月5日の27cmである。			

（単位：千円）

廃棄等費用積立状況（本書の日付現在）	2033年6月期	2033年12月期	2034年6月期	2034年12月期	2035年6月期
	366	550	550	550	550
	2035年12月期	2036年6月期	2036年12月期	2037年6月期	2037年12月期
	550	550	550	550	550
	2038年6月期	2038年12月期	2039年6月期	2039年12月期	2040年6月期
	550	550	550	550	550
	2040年12月期	2041年6月期	2041年12月期	2042年6月期	2042年12月期
	550	550	550	550	550
	2043年6月期	2043年12月期	2044年6月期	2044年12月期	2045年6月期
	183	-	-	-	-

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	CSつくば市高見原発電所	
発電所評価価値	233,000,000円～267,000,000円	
評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点	2026年 6 月30日	
インカム・アプローチ		
項目	内容	概要等
評価価値	233,000,000円～ 267,000,000円	対象事業から将来期待されるフリー・キャッシュ・フローを将来の不確実性を反映した割引率により現在価値に割り引くことで事業価値を評価。割引率は、昨今の太陽光発電所に係る多種多様な市場参加者の意思決定プロセスを踏まえ、加重平均資本コストと内部収益率に基づく方法を併用し、非課税期間においては3.1%～3.9%、課税期間においては2.6%～3.9%と算出。
評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		特になし

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	CSつくば市高見原発電所	
鑑定評価額（土地）	63,000,000円	
不動産鑑定評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点	2026年 6 月30日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 （設備及び土地）	259,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、分析期間中に得られるであろう発電設備等賃貸借契約を前提とした賃料等に基づく運営純収益及び分析期間末の復帰価格の現在価値を合計することにより査定。分析期間は27.9年。
割引率	3.5%	投資家等へのヒアリングをもとに把握した市場参加者の意思決定プロセスを参考に、FIT制度の適用を前提として設定した太陽光発電所の基準割引率に、本件発電所の個別的要因（市場競争力）に起因するスプレッドを加減して査定。
原価法による積算価格 （設備及び土地）	256,000,000円	土地価格を求め、これに構築物価格を加算し、構築物及びその敷地の価格を求め、土地・構築物一体としての市場性に係る要因を考量のうえ査定。
土地積算価格比	24.3%	原価法により求められた土地割合
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって留意した事項	特になし	

(3) 【運用実績】

【純資産等の推移】

年月日	総資産額 (百万円)	純資産総額 (百万円)	1口当たり純資産額 (円)
2023年12月31日 (第13期末日)	95,017 (93,323)	46,657 (44,963)	103,280 (99,530)
2024年6月30日 (第14期末日)	92,391 (90,685)	46,324 (44,619)	102,543 (98,768)
2024年12月31日 (第15期末日)	89,813 (88,357)	45,071 (43,615)	102,436 (99,126)
2025年6月30日 (第16期末日)	91,299 (89,890)	44,064 (42,655)	102,612 (99,331)
2025年12月31日 (第17期末日)	90,236 (88,670)	44,217 (42,651)	102,969 (99,322)
2026年6月30日 (第18期末日)	88,021 (86,715)	43,953 (42,647)	102,354 (99,313)

(注1) 「総資産額」及び「純資産総額」は、帳簿価額を使用しています。

(注2) 本投資法人の総資産額、純資産総額及び1口当たり純資産額については、期中では正確に把握できないため、各月末における推移は記載していません。

(注3) 各計算期間末に分配を行った後の分配落後の額を括弧内に記載しています。

計算期間別最高・ 最低投資口価格	回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
	決算年月	2023年12月	2024年6月	2024年12月	2025年6月	2025年12月	2026年6月
	最高(円)	122,500	114,900	96,800	81,000	97,300	95,900
	最低(円)	111,600	98,700	68,400	70,800	81,500	81,400

月別最高・ 最低投資口 価格	月別	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月	2026年6月
	最高 (円)	93,300	95,900	93,600	94,500	91,700	87,500
	最低 (円)	90,500	89,900	90,400	90,600	87,000	81,400

(注1) 月別最高・最低投資口価格は、東京証券取引所インフラファンド市場の終値によります。

(注2) 本投資証券は、2017年10月30日に東京証券取引所インフラファンド市場に上場されました。

【分配の推移】

計算期間	分配総額（千円）			1口当たり分配金（円）		
		うち利益分配金総額（千円）	うち利益超過分配金総額（千円）		うち1口当たり利益分配金（円）	うち1口当たり利益超過分配金（円）
第13期 自 2023年7月1日 至 2023年12月31日	1,694,085	1,385,535	308,549	3,750	3,067	683
第14期 自 2024年1月1日 至 2024年6月30日	1,705,378	1,361,140	344,238	3,775	3,013	762
第15期 自 2024年7月1日 至 2024年12月31日	1,456,396	1,452,436	3,959	3,310	3,301	9
第16期 自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	1,408,936	1,248,762	160,174	3,281	2,908	373
第17期 自 2025年7月1日 至 2025年12月31日	1,566,105	1,562,240	3,864	3,647	3,638	9
第18期 自 2026年1月1日 至 2026年6月30日	1,305,875	1,302,010	3,864	3,041	3,032	9

（注）本投資法人は、第14期までは利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）を毎営業期間継続的に実施する方針に基づき、利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）を実施してきました。なお、上表中の第13期の利益超過分配金総額のうち、一時差異等調整引当額に係る分配は1百万円で、税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの分配は306百万円です。第14期の利益超過分配金総額のうち、一時差異等調整引当額に係る分配は4百万円で、税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの分配は340百万円です。また、第15期以降においては、利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）は、原則として当初予想における利益分配額に対し実績が満たなかった場合に、その差分を補うための調整弁として活用することとしています。第15期の利益超過分配金については、一時差異等調整引当額に係る分配のみを行っています。第16期の利益超過分配金総額のうち、一時差異等調整引当額に係る分配は3百万円で、税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの分配は156百万円です。第17期及び第18期の利益超過分配金については、一時差異等調整引当額に係る分配のみを行っています。

【自己資本利益率（収益率）の推移】

計算期間	自己資本利益率	年換算
第13期 自 2023年 7 月 1 日 至 2023年12月31日	3.2%	6.4%
第14期 自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日	2.9%	5.9%
第15期 自 2024年 7 月 1 日 至 2024年12月31日	3.2%	6.3%
第16期 自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日	2.8%	5.7%
第17期 自 2025年 7 月 1 日 至 2025年12月31日	3.5%	7.0%
第18期 自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日	3.0%	6.0%

（注1）自己資本利益率＝当期純利益金額÷{（期首純資産額＋期末純資産額）÷2}×100

（注2）比率は、小数第2位を四捨五入しています。

（注3）（年換算値）当期純利益金額÷{（期首純資産額＋期末純資産額）÷2}÷運用日数×365日×100

第二部【投資法人の詳細情報】

第 1 【投資法人の追加情報】

1 【投資法人の沿革】

2017年 4 月21日	設立企画人（本資産運用会社）による投信法第69条第 1 項に基づく本投資法人の設立に係る届出
2017年 5 月18日	投信法第166条に基づく本投資法人の設立の登記、本投資法人の成立
2017年 5 月25日	投信法第188条に基づく本投資法人の登録の申請
2017年 6 月 9 日	内閣総理大臣による投信法第187条に基づく本投資法人の登録の実施 （登録番号 関東財務局 第127号）
2017年 7 月11日	規約の変更
2017年10月30日	東京証券取引所に上場
2019年 3 月28日	規約の変更
2021年 3 月30日	規約の変更（注）
2022年 9 月 1 日	規約の変更
2023年 3 月28日	規約の変更
2025年 3 月17日	規約の変更

（注）規約の変更は、本投資法人、その貸付人及びエージェントとしての株式会社新生銀行（現 株式会社SBI新生銀行）の間の2017年 9 月 22日付貸付基本合意書（その後の変更を含みます。）に定める多数貸付人の書面による承諾が得られたことをもってその効力を生じます。

2【役員の状況】

（本書の日付現在）

役職名	氏名	主要略歴		所有投資口数 （口）
執行役員	中村 博信	1993年4月	株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社SBI新生銀行）入行	8
		2001年2月	株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行	
		2004年10月	株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行） 米州プロダクツ営業部（ニューヨーク）	
		2009年9月	同行 グローバルストラクチャードファイナンス営業部 参事役	
		2012年9月	ダブルブリッジ・インフラストラクチャー株式会社 出向 投資運用部部長	
		2015年4月	株式会社みずほ銀行 欧州審査部 審査役	
		2018年4月	アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社 出向 インフラストラクチャー運用部 インフラストラクチャー運用部長 投資責任者	
		2023年4月	同社 転籍	
		2025年1月	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社 入社	
		2025年1月	カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社 出向 顧問	
		2025年4月	同社 取締役	
		2025年4月	同社 代表取締役社長	
		2025年4月	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 執行役員（現任）	
		2025年9月	カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社 代表取締役 社長兼財務企画部長	
		2025年10月	カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社 代表取締役 社長	
監督役員	石井 絵梨子	2004年10月	弁護士登録	0
		2004年10月	森・濱田松本法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）入所	
		2007年12月	金融庁総務企画局企業開示課 出向 専門官	
		2010年5月	米コロンビア大学ロースクール(LL.M.) 卒業	
		2011年2月	ニューヨーク州弁護士登録	
		2016年4月	慶應義塾大学法務研究科 講師（非常勤）	
		2016年7月	新幸総合法律事務所 入所 パートナー（現任）	
		2017年10月	伊藤忠リート・マネジメント株式会社 コンプライアンス委員会 外部委員	
		2018年6月	株式会社ソフィアホールディングス 取締役（非常勤）	
		2018年12月	株式会社スマートドライブ 監査役（非常勤）	
		2019年1月	株式会社日本クラウドキャピタル（現 株式会社FUNDINNO） 監査役（非常勤）	
		2019年5月	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 監督役員（現任）	
		2019年6月	株式会社アルマード 監査役（非常勤）（現任）	
		2019年7月	株式会社LIFE CREATE 監査役（非常勤）	
		2020年2月	Omise Payment Holdings株式会社 監査役（非常勤）	
		2021年3月	株式会社タムロン 取締役（非常勤）（現任）	
		2021年3月	株式会社Sun Asterisk 監査等委員（非常勤）（現任）	
		2021年10月	SYNQA株式会社（現 OPN Holdings株式会社）監査役（非常勤）（現任）	
		2022年2月	アドバンス・プライベート投資法人 監督役員（現任）	
		2022年10月	いちごホテルリート投資法人 執行役員（現任）	
		2023年6月	イーレックス株式会社 社外監査役（現任）	
		2023年12月	株式会社スマートドライブ 監査等委員（非常勤）（現任）	
役職名	氏名	主要略歴		所有投資口数 （口）

監督 役員	高橋 可奈	2007年 9 月	弁護士登録 森・濱田松本法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業） 入所	0
		2011年 1 月	三井不動産投資顧問株式会社 出向	
		2014年 5 月	ニューヨーク大学ロースクール（LL.M.）修了	
		2016年 5 月	ニューヨーク州弁護士登録	
		2016年 8 月	中外製薬株式会社 入社	
		2018年11月	ひふみ総合法律事務所 入所（現任）	
		2022年 4 月	ホワイトエッセンス株式会社 社外監査役	
		2022年10月	matsuri technologies株式会社 社外監査役（現任）	
		2024年 5 月	バリオセキア株式会社 取締役監査等委員	
		2024年11月	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 監督役員（現任）	
		2025年 3 月	株式会社レナタス 取締役監査等委員（現任）	
		2025年 4 月	霞ヶ関ホテルリート投資法人 監督役員（現任）	
監督 役員	岡本 麻子	1999年 4 月	内閣府大臣官房	0
		2003年 4 月	総務省大臣官房	
		2006年 4 月	学校法人東京医科大学	
		2012年 2 月	有限責任監査法人トーマツ	
		2013年 3 月	太陽有限責任監査法人	
		2015年 9 月	公認会計士登録	
		2016年 2 月	乃村工藝社	
		2016年 9 月	地主プライベートリート投資法人 監督役員（現任）	
		2017年 1 月	岡本麻子公認会計士事務所 所長（現任）	
		2019年 8 月	ありあけパートナーズ合同会社 代表社員（現任）	
		2023年12月	合同会社ARコネクト 代表社員（現任）	
		2025年 4 月	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 監督役員（現任）	

（注）監督役員は、上記記載以外にも他の法人の役員等である場合がありますが、上記を含めていずれも本投資法人と利害関係はありません。

3【その他】

（１）役員の変更

執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議によって選任されます（投信法第96条、規約第21条）。ただし、役員が欠けた場合等において、関東財務局長は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時役員の職務を行うべき者を選任することができます（投信法第108条第2項、第225条第1項及び第6項）。

執行役員及び監督役員の任期は、選任後2年です（規約第22条第1項本文）。ただし、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げません。また、補欠として又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とします（規約第22条第1項ただし書）。また、補欠の執行役員又は監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会（当該投資主総会において執行役員又は監督役員が選任されなかった場合には、執行役員又は監督役員が選任された直近の投資主総会）において選任された執行役員又は監督役員の任期が満了する時までとします。ただし、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げません（規約第22条第2項）。

執行役員及び監督役員の解任は投資主総会において、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって行います（投信法第104条、第106条）。執行役員又は監督役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該役員を解任する旨の議案が投資主総会において否決されたときは、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、当該投資主総会の日から30日以内に、訴えをもって当該執行役員又は監督役員の解任を請求することができます（投信法第104条第3項、会社法第854条第1項第2号）。

（２）規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

規約等の重要事項の変更

後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 （５）その他 規約の変更に関する手続」をご参照ください。

事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

（３）訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在、訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

該当事項はありません。

2【買戻し手続等】

本投資口は、クローズド・エンド型であり、投資主の請求による投資口の払戻しを行いません（規約第6条第1項）。

本投資口は東京証券取引所に上場されており、同金融商品取引所を通じて売買することが可能です。また、金融商品取引所外で本投資口を譲渡することも可能です。

なお、本投資法人は、投資主との合意により本投資口を有償で取得することができるものとされています（規約第6条第2項）。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

本投資法人が発行する投資口の１口当たり純資産額は、後記「（４）計算期間」記載の決算期ごとに、以下の算式にて算出します。

$$1口当たり純資産額 = (総資産の資産評価額 - 負債総額) \div 発行済投資口の総口数$$

本投資法人の資産評価の方法及び基準は、以下のとおり運用資産の種類ごとに定めます（規約第40条）。

（イ） 再エネ発電設備

取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価します。なお、減価償却額の算定方法は、設備等部分については定額法により算定します。ただし、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法に変更することができます。

（ロ） 不動産、不動産の賃借権及び地上権

取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価します。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分については定額法により算定します。ただし、設備等部分については、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法に変更することができます。

（ハ） 再エネ発電設備、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権

原則として、信託財産が前記（イ）又は（ロ）に掲げる資産の場合は前記（イ）又は（ロ）に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額をもって評価します。

（ニ） 信託財産を再エネ発電設備、不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

原則として、信託財産が前記（イ）又は（ロ）に掲げる資産の場合は、前記（イ）又は（ロ）に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額をもって評価します。

（ホ） 再エネ発電設備・不動産等に関する匿名組合出資持分

匿名組合出資持分の構成資産が前記（イ）から（ニ）までに掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額をもって評価します。

（ヘ） 信託財産を主として再エネ発電設備・不動産等に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

原則として、信託財産である匿名組合出資持分について前記（ホ）に従った評価を行い、匿名組合出資持分以外の金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額をもって評価します。

（ト） 有価証券

時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券は、時価をもって評価します。満期保有目的の債券に分類される場合は、取得原価をもって評価します。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって評価します。その他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価します。ただし、市場価格のない株式等は、取得原価にて評価するものとします。

（チ） 金銭債権

取得価額から、貸倒引当金を控除した価格をもって評価します。ただし、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した価格をもって評価します。

（リ） 金銭の信託の受益権

原則として、信託財産が前記（ト）又は（チ）に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従って評価し、それらの合計額をもって評価します。

（ヌ） デリバティブ取引に係る権利

- a. デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって評価します。
- b. 一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとします。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、前記a.にかかわらず金利スワップの特例処理を適用できるものとします。

（ル） 動産

取得価格から減価償却累計額を控除した価格をもって評価します。なお、減価償却額の算定方法は、原則として定額法によりますが、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ、投資家保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法により算定することができます。

（ロ） その他

前記に定めがない場合には、投信法、資産運用業協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価します。

有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等に価格を記載する目的で、前記 と異なる方法で評価する場合には、以下のとおり評価するものとします（規約第41条）。

（イ） 再エネ発電設備

原則として、公認会計士による評価額。なお、評価対象に不動産、不動産の賃借権又は地上権が含まれる場合にはそれらの評価額を控除した価額とします。また、評価額に幅があった場合には、原則としてその中間値を評価額として採用します。

（ロ） 再エネ発電設備に関する匿名組合出資持分

原則として、匿名組合の構成資産が前記（イ）に掲げる資産の場合は前記（イ）に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額とします。

（ハ） 再エネ発電設備を信託する信託受益権

信託財産が前記（イ）に掲げる資産の場合は前記（イ）に従った評価を行い、また、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額とします。

（ニ） 不動産、不動産の賃借権及び地上権

原則として、不動産鑑定士による鑑定評価又は調査報告に基づく評価額とします。

（ホ） 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権及び不動産、不動産の賃借権又は地上権に関する匿名組合出資持分

原則として、信託財産又は匿名組合の構成資産が前号に掲げる資産の場合は前号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額又は当該匿名組合出資持分相当額を算定した価額とします。

（ヘ） デリバティブ取引に係る権利（前記（ヌ）b.に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合）
前記（ヌ）a.に定める価額とします。

本投資法人の資産評価の基準日は、各決算期（毎年6月末日及び12月末日）とします（規約第39条本文）。ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 （2）投資対象 投資対象とする資産の種類（ロ）」及び同「（ハ）」に定める資産であって、市場価格に基づく価額をもって評価できる資産については、毎月末とします（規約第39条ただし書）。

1口当たり純資産額については、本投資法人の計算書類の注記表に記載されることになっています（投資法人計算規則第58条、第68条）。本投資法人は、各営業期間（毎年1月1日から6月末日まで、及び7月1日から12月末日まで）に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書を含みます。）、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書を作成し（投信法第129条）、役員会により承認された場合、遅滞なく投資主に対して承認された旨を通知し、承認済みの計算書類等を会計監査報告とともに投資主に提供する（投信法第131条第2項から第5項まで、投資法人計算規則第81条）ほか、金融商品取引法に基づいて決算期後3か月以内に提出される有価証券報告書に記載されます。

投資主は、純資産額の情報について、本投資法人のウェブサイトにおいて、計算書類等を閲覧することができます。

1口当たり純資産額についての投資者による照会方法

1口当たり純資産額については、以下の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社 財務企画部

東京都港区虎ノ門二丁目4番7号 T-LITE 13階

電話番号 03-6279-0311

（2）【保管】

本投資口は、振替投資口であるため、本（2）について該当事項はありません。ただし、投資主は、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）が振替機関の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって保管振替機構の振替業を承継する者が存しないとき、又は本振替投資口が振替機関によって取り扱われなくなったときには、本投資法人に対し、投資証券の発行を請求することができます（振替法第227条第2項）。この場合、投資主は証券会社等と保護預り契約を締結して投資証券の保管を依頼し、又は、投資主自身が直接保管することができます。

（3）【存続期間】

本投資法人には存続期間の定めはありません。

（4）【計算期間】

本投資法人の営業期間は、毎年1月1日から6月末日まで、及び7月1日から12月末日までとします（規約第46条）。

(5) 【その他】

増減資に関する制限

(イ) 最低純資産額

本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000万円とします（規約第8条）。

(ロ) 投資口の追加発行

本投資法人の発行可能投資口総口数は、1,000万口とします（規約第5条第1項）。本投資法人は、発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得て、その発行する投資口を引き受ける者の募集を行うことができます。当該募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいいます。）の発行における1口当たりの払込金額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額として役員会で承認を得て決定した金額とします（規約第5条第3項）。

(ハ) 国内における募集

本投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします（規約第5条第2項）。

解散条件

本投資法人における解散事由は、以下のとおりです（投信法第143条）。

(イ) 投資主総会の決議

(ロ) 合併（合併により本投資法人が消滅する場合に限ります。）

(ハ) 破産手続開始の決定

(ニ) 解散を命ずる裁判

(ホ) 投信法第216条に基づく投信法第187条の登録の取消し

規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席した投資主総会において、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決される必要があります（投信法第93条の2第2項、第140条）。なお、投資主総会における決議の方法については、後記「3 投資主・投資法人債権者の権利 A 投資主の権利 （1）投資主総会における議決権」をご参照ください。

本投資法人の規約の変更が決議された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程に従ってその旨が開示されるほか、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、投資制限又は分配方針に関する重要な変更該当する場合等には、金融商品取引法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。また、変更後の規約は、金融商品取引法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書等の添付書類として開示されます。

関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における、当該契約の期間、更新、解約、変更等に関する規定は、以下のとおりです。

(イ) 本資産運用会社：カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社

資産運用委託契約

期間	本投資法人が投信法に基づく登録を完了した日に効力を生ずるものとし、契約期間は2年間とします。
更新	契約期間満了の12か月前までに本投資法人から書面による別段の申し出がなされなかったときは、本契約は従前と同一の条件にて自動的に2年間延長するものとし、その後も同様とします。
解約	（契約期間中の解約に関する事項） i. 本投資法人は、本資産運用会社が資産運用業協会の会員でなくなった場合には、事前に投資主総会の決議を経た上で、本資産運用会社に対して書面による通知を行うことにより直ちに本契約を解約することができます。 ii. 本投資法人は、本資産運用会社に対して、6か月前に書面による通知をし、かつ、事前に投資主総会の決議を経た上で、本契約を解約することができます。
解約	iii. 本資産運用会社は、本投資法人に対して、6か月前の書面による通知をもって、本契約の解約を申し入れることができるものとし、本投資法人は、当該解約の申し入れを受けた場合、直ちに投資主総会を開催して本契約の解約に関する承認を求め、又は、やむを得ない事由がある場合は内閣総理大臣の許可を求めるものとします。本契約の解約に関し投資主総会の承認が得られた場合又は内閣総理大臣の許可が得られた場合、本投資法人は、当該解約申し入れに同意するものとし、この場合、本契約は当該通知に定められた解約日において終了するものとします。

	iv. 前記i.からiii.までの規定にかかわらず、本投資法人は、本資産運用会社が以下の（a）から（c）までのいずれかに該当する場合、役員会の決議により、直ちに本契約を解約することができます。 （a）本資産運用会社が職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合（ただし、当該違反が是正可能なものである場合に、本資産運用会社が、本投資法人からの是正を求める催告を受領した日から30営業日以内にこれを是正した場合を除きます。） （b）本資産運用会社につき、支払停止、支払不能、破産手続開始、民事再生法上の再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立て、重要な財産に対する差押え命令の送達等の事由が発生した場合 （c）前記（a）及び（b）に掲げる場合のほか、資産の運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由がある場合 v. 本投資法人は、本資産運用会社が以下の（a）から（c）までのいずれかに該当する場合、本契約を解約します。 （a）金融商品取引法に定める金融商品取引業者（金融商品取引法に定める投資運用業を行う者であり、かつ宅地建物取引業法第3条第1項の免許及び第50条の2第1項の認可を受けている者に限ります。）でなくなった場合 （b）投信法第200条各号のいずれかに該当する場合 （c）解散した場合 vi. 前記i.からv.までの規定に従い、本契約の解約が行われる場合においても、本資産運用会社は、委託業務を遂行する後任者が選任され、当該業務を開始するまでは、本投資法人の指示に従い、引き続き委託業務を遂行するものとします。
	（反社会的勢力の排除） i. 本投資法人及び本資産運用会社は、本契約締結日（2017年5月18日）において、それぞれ、自社並びに自社の取締役、執行役、監査役、執行役員及び監督役員（以下、本（イ）において「役員」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、本（イ）において、これらを「暴力団員等」と総称します。）に該当しないこと、及び以下の（a）から（e）までのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって、以下の（a）から（e）までのいずれにも該当しないことを確約します。 （a）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。 （b）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 （c）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 （d）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 （e）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。 ii. 本投資法人及び本資産運用会社は、それぞれ、自ら又は第三者を利用して、以下の（a）から（e）までの一に該当する行為を行わないことを確約します。 （a）暴力的な要求行為 （b）法的な責任を超えた不当な要求行為 （c）委託業務に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 （d）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為 （e）その他前記（a）から（d）までに準ずる行為
解約	iii. 本投資法人及び本資産運用会社は、相手方（その役員を含みます。）が、暴力団員等若しくは前記i.（a）から（e）までのいずれかに該当し、若しくは前記ii.（a）から（e）までのいずれかに該当する行為をした場合、又は前記i.の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、本投資法人からの解除については前記「契約期間中の解約に関する事項 iv.」に定める手続により、本資産運用会社からの解除については前記「契約期間中の解約に関する事項 iii.」に定める手続により、それぞれ本契約を解除することができます。 iv. 前記iii.により解除の通知を受けた一方の当事者は、本契約の解除により生じた損害について、相手方に対しなんらの請求権を有しません。ただし、相手方からの損害賠償の請求は妨げません。 v. 前記iii.の規定により本契約が終了する場合、本契約は将来に向かって効力を失うものとします。
変更等	本契約は、両当事者の書面による合意に基づき、法令に規定される手続に従って、変更することができますものとします。
再委託	本資産運用会社は、委託業務の全部を第三者に委託することはできません。

(ロ) 投資主名簿等管理人、機関運営事務等受託者及び資産保管会社：三井住友信託銀行株式会社

投資主名簿等管理事務委託契約

期間	i. 本契約は、2017年5月18日から効力を生じます。 ii. 本契約の有効期間は、本契約の締結日（2017年5月10日）から3年を経過した日とします。
更新	i. 有効期間満了の12か月前までに本投資法人及び投資主名簿等管理人のいずれから書面による別段の申出がなされなかったときは、本契約は従前と同一の条件にて自動的に3年間延長するものとし、その後も同様とします。 ii. 本投資法人又は投資主名簿等管理人が前記i.に定める期限までに本契約を更新しない旨を書面により相手方に対して申し出た場合、有効期間の定めにかかわらず、本契約の締結日（2017年5月10日）から5年を経過した日以降最初に到来する本投資法人の決算日を基準日とし、当該基準日から3か月を経過した日（ただし、本投資法人及び投資主名簿等管理人が別途合意した場合は当該合意した日）に本契約は終了するものとし、その後も同様とします。
解約	i. 本契約は以下の（a）から（d）までに掲げる事由によって終了します。 （a）本投資法人及び投資主名簿等管理人の協議の上、本投資法人及び投資主名簿等管理人の間の文書による解約の合意がなされたとき。この場合には、本契約は本投資法人及び投資主名簿等管理人の間の合意によって指定した日に終了します。 （b）前記（a）の協議が調わない場合、当事者のいずれか一方より他方に対してなされた文書による解約の通知。この場合には、本契約はその通知到達の日から12か月以上経過後の当事者間の合意によって指定した日に終了します。 （c）当事者のいずれか一方が本契約に違反した場合、他方からの文書による解約の通知。この場合には、本契約はその通知到達の日から12か月以上経過後の当事者間の合意によって指定した日に終了します。ただし、本契約の違反の内容が重大で本契約の続行に重大なる障害が及ぶと判断されるときは、その通知において指定した日に終了します。 （d）以下の（i）又は（ii）に掲げる事由が生じた場合、相手方が行う文書による解約の通知。この場合には、本契約はその通知において指定する日に終了します。 （i）当事者のいずれか一方において破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があったとき又は手形交換所の取引停止処分が生じたとき。 （ii）住所変更の届出等を怠るなどの本投資法人の責めに帰すべき理由によって、投資主名簿等管理人に本投資法人の所在が不明となったとき。 ii. 前記i.の通知は、契約の相手方の登記簿上の本店所在地又は相手方が他方当事者に届け出た住所に宛てて発信したときは、通常到達すべきであった日に到達したものとみなします。 iii. 本投資法人及び投資主名簿等管理人は、本契約終了後においても本契約に基づく残存債権を相互に請求することを妨げません。
解約	iv. 本投資法人又は投資主名簿等管理人は、以下の（a）及び（b）に掲げる事由が一つでも生じた場合には、本契約に基づく相手方に対する手数料、経費その他本契約に基づく一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。 （a）前記i.（d）（i）又は（ii）に定める事由が、発生したとき。 （b）本投資法人の投資主名簿等管理人に対する債権について、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。 v. 本投資法人又は投資主名簿等管理人は、前記i.（c）の事由が生じ、催告後もかかる事由が解消されない場合、相手方からの請求があれば、本契約に基づく相手方に対する手数料、経費その他本契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。 vi. 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、本投資法人が、投資主名簿等管理人に対する債務を履行しなければならない場合には、投資主名簿等管理人は、その債務と本投資法人の預金その他の債権とをその債権の期限のいかんにかかわらずいつでも相殺し、又は、本投資法人の預金その他の債権につき、事前の通知及び所定の手続を省略し、払戻し、解約又は処分の上、その取得金をもって債務の弁済に充当することができます。 vii. 前記vi.によって本投資法人の投資主名簿等管理人に対する債務を弁済する場合、債権債務の利息、精算金、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとして、利率、料率は投資主名簿等管理人の定めによるものとし、また外国為替相場については投資主名簿等管理人の計算実行時の相場を適用します。

	viii. 本投資法人及び投資主名簿等管理人のいずれか一方の当事者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、本「投資主名簿等管理事務委託契約」において「暴力団員等」といいます。）若しくは後記（a）の表明・確約事項のいずれかに該当（自社の執行役員、監督役員、取締役、執行役及び監査役（以下、本「投資主名簿等管理事務委託契約」において「役員等」といいます。）が該当する場合を含みます。）し、若しくは後記（b）の確約事項のいずれかに該当する行為をし、又は後記（a）に基づく表明若しくは確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、他方の当事者から文書による解約の通知を受けた場合には、当該通知において指定された日に本契約は終了します。 （表明・確約） （a）本投資法人及び投資主名簿等管理人は、それぞれ、現在、自社及び役員等が、暴力団員等に該当しないこと、及び以下の（i）から（v）までのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって、以下の（i）から（v）までのいずれにも該当しないことを確約します。 （i） 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること （ii） 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること （iii） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること （iv） 暴力団員等に対して便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること （v） 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること （b）本投資法人及び投資主名簿等管理人は、自ら又は第三者を利用して以下の（i）から（v）までに該当する行為を行わないことを確約します。 （i） 暴力的な要求行為 （ii） 法的な責任を超えた不当な要求行為 （iii） 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 （iv） 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為 （v） その他前記（i）から（iv）までに準ずる行為
変更等	該当事項はありません。

一般事務委託及び資産保管業務委託契約

期間	本契約の有効期間は、本契約の締結日（2017年5月18日）から5年を経過した日とします。
更新	有効期間満了の12か月前までに本投資法人並びに機関運営事務等受託者及び資産保管会社のいずれからも書面による別段の申し出がなされなかったときは、本契約は従前と同一の条件にて自動的に5年間延長するものとし、その後も同様とします。
解約	i. 本契約は、以下の（a）から（c）までに掲げる事由が生じたときにその効力を失います。 （a）当事者間の書面による解約の合意。ただし、本投資法人の役員会の承認を条件とします。この場合、本契約は、両当事者の合意によって指定したときから失効します。 （b）当事者のいずれか一方が本契約に違反し催告後も違反が30日を超えて是正されず、他方が行う書面による解除の通知があった場合、当該書面で指定された日をもって本契約は失効するものとします。ただし、本投資法人からの解除は本投資法人の役員会の承認を条件とします。なお、本投資法人並びに機関運営事務等受託者及び資産保管会社は、本契約失効後においても本契約に基づく残存債権を相互に請求することを妨げません。
解約	（c）当事者のいずれか一方について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立（その後の法律改正によりこれに準ずる倒産手続が創設された場合、当該手続の開始申立を含みます。）がなされたとき又は手形交換所の取引停止処分を受けたときに、他方が行う書面による解除の通知があった場合、当該書面で指定された日をもって本契約は失効するものとします。 ii. 本投資法人並びに機関運営事務等受託者及び資産保管会社は、相手方が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、本「一般事務委託及び資産保管業務委託契約」において「暴力団員等」といいます。）若しくは後記（a）の表明・確約事項のいずれかに該当（自社の執行役員、監督役員、取締役、執行役及び監査役（以下、本「一般事務委託及び資産保管業務委託契約」において「役員」といいます。）が該当する場合を含みます。）し、若しくは後記（b）の確約事項のいずれかに該当する行為をし、又は後記（a）に基づく表明若しくは確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、相手方との取引を継続することが不適切である場合には、何ら事前の催告なくして、相手方に対する通知をもって本契約を直ちに解除することができます。 （表明・確約） （a）本投資法人並びに機関運営事務等受託者及び資産保管会社は、それぞれ、本契約締結日（2017年5月18日）において、自社及び自社の役員が、暴力団員等に該当しないこと、及び以下の（i）から（v）までのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。 （i） 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること （ii） 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること （iii） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること （iv） 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること （v） 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること （b）本投資法人並びに機関運営事務等受託者及び資産保管会社は、自ら又は第三者を利用して以下の（i）から（v）までに該当する行為を行わないことを確約します。 （i） 暴力的な要求行為 （ii） 法的な責任を超えた不当な要求行為 （iii） 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 （iv） 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為 （v） その他前記（i）から（iv）までに準ずる行為
変更等	i. 本契約の内容については、本投資法人は役員会の承認を得た上で、両当事者間の書面による合意により、これを変更することができます。 ii. 前記i.の変更にあたっては、本投資法人の規約及び投信法を含む法令及び諸規則等を遵守するものとします。

（ハ）投資法人債に関する一般事務受託者：株式会社みずほ銀行（第2回無担保投資法人債（特定投資法人債
間限定同順位特約付）（グリーンボンド））

財務及び発行・支払代理契約

期間	本契約の有効期間は、本契約の締結日（2024年10月18日）から、償還期日（2029年10月24日）、又は本投資法人債の全額が買入消却された日のいずれか早い日までとします。
更新	該当事項はありません。
解約	本投資法人は、投資法人債に関する一般事務受託者を解任することができます。ただし、本投資法人は解任の60日前までにその旨を書面にて投資法人債に関する一般事務受託者に通知することを要します。 本投資法人又は投資法人債に関する一般事務受託者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）若しくは下記(a)各号のいずれかに該当し、若しくは下記(b)各号のいずれかに該当する行為をし、又は下記(a)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、他の一方が取引を継続することが不適切であると判断した場合には、他の一方は何ら催告をしないで直ちに本契約を解除することができるものとします。 (a)本投資法人又は投資法人債に関する一般事務受託者は、暴力団員等に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。 (i) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること (ii) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること (iii) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること (iv) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること (v) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること (b)本投資法人又は投資法人債に関する一般事務受託者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。 (i) 暴力的な要求行為 (ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (iii) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (iv) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為 (v) その他前各号に準ずる行為
変更等	本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、そのつど本投資法人及び投資法人債に関する一般事務受託者は相互にこれに関する協定をします。

（二） 会計事務等に関する一般事務受託者：EY税理士法人

業務委託基本契約

期間	業務委託基本契約（以下、本（二）において「基本契約」といいます。）締結日（2017年5月18日）から5年間又は個別契約書に定める契約期間の満了日のいずれか遅い方までとし、委託業務の実施期間は、委託業務ごとに締結される個別契約書に記載のとおりとします。
更新	該当事項はありません。

解約	i. 本投資法人及び会計事務等に関する一般事務受託者は、相手方に30日以上前に書面により通知することにより、いつでも基本契約を解除することができます。更に、会計事務等に関する一般事務受託者が法令等又は会計事務等に関する一般事務受託者の職業的専門家としての職業倫理等に照らして委託業務を継続することができないと合理的に判断した場合には、会計事務等に関する一般事務受託者は本投資法人に対して書面により通知し、直ちに基本契約の全部又は一部（基本契約に基づき締結される個別契約を含みます。以下、本「業務委託基本契約」において同じです。）を解除することができます。 ii. 本投資法人及び会計事務等に関する一般事務受託者は、相手方が以下の（a）から（f）までのいずれかに該当した場合、相手方に対し、何らの催告をすることなく基本契約の全部又は一部を直ちに解除することができます。 （a）基本契約若しくは基本契約に関して本投資法人及び会計事務等に関する一般事務受託者の間で締結する契約に定める重要な義務に違反し、又は適用のある重要な法令等を遵守せず、書面にて是正を勧告した後15日を経過しても是正が行われない場合。 （b）後記（Ⅰ）及び（Ⅱ）における相手方の表明の全部又は一部が事実と反すると判明した場合、又は基本契約の締結後に事実と反することとなった場合。 （c）相手方が後記（Ⅱ）に定める確約に違反した場合。 （d）関係会社、主要な株主若しくは出資者、役員、資金調達先、資金提供先若しくは主要な取引先が反社会的勢力（以下（Ⅲ）（い）に定義します。）であると判明した場合、又は主要な株主若しくは出資者が把握できない場合。 （e）破産手続、再生手続、更生手続、特別清算、特別調停その他これらに類する手続の申立てを行い、又は当該申立てを受けた場合。 （f）その振り出し又は裏書きした手形又は小切手の不渡りが生じた場合。銀行取引停止処分を受けた場合、その他財務状況が著しく悪化していると認められる合理的な理由がある場合。 （表明・確約） （Ⅰ） 本投資法人及び会計事務等に関する一般事務受託者は、自らが以下の（あ）から（え）までに掲げる者のいずれにも該当しないことを表明します。 （あ） 暴力団員又はその構成員若しくは準構成員 （い） 暴力団関係企業又はその役員、株主その他の関係者 （う） 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団又はその関係者 （え） その他前記（あ）から（う）までに準ずる者 （Ⅱ） 本投資法人及び会計事務等に関する一般事務受託者は、自らが、将来にわたって前記（Ⅰ）（あ）から（え）までに掲げる者のいずれにも該当しないこと、及び自ら又は第三者を利用して以下の（あ）から（お）までに挙げる行為を行わないことを確約します。 （あ） 暴力的な要求行為 （い） 法的な責任を超えた不当な要求行為 （う） 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 （え） 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為 （お） その他前記（あ）から（え）までに準ずる行為 （Ⅲ） 本投資法人及び会計事務等に関する一般事務受託者は、相手方に対し、以下の事項を表明します。 （あ） 主要な株主及び出資者（自己の計算において本投資法人の発行済株式又は出資金の総数の100分の5以上を保有している者をいいます。以下、本「業務委託基本契約」において同じです。）がすべて把握されていること。 （い） 一切の関係会社、主要な取引先及び出資者、役員、資金調達先、資金提供先、並びに主要な取引先が反社会的勢力（前記（Ⅰ）（あ）から（え）までのいずれかに定める者又は前記（Ⅱ）（あ）から（お）までのいずれかに定める行為を行う者をいいます。）ではないこと。
変更等	基本契約の変更は、書面（電子的記録を含みます。）による合意によらねばなりません。

業務委託契約（会計帳簿作成事務）

期間	業務委託契約（会計帳簿作成事務）（以下、本「業務委託契約（会計帳簿作成事務）」において「個別契約」といいます。）締結日（2017年5月18日）から委託業務を会計事務等に関する一般事務受託者が完了した時点までとします。この場合、会計監査対応が終了したときを、委託業務が完了した時点とします。
更新	本投資法人の営業期間終了の日までに、本投資法人及び会計事務等に関する一般事務受託者のいずれかから相手方に対して、個別契約を更新しない旨の通知がない限り同一条件にて更新され、業務委託基本契約の契約期間が満了する時点まで、以降も同様とします。
解約	該当事項はありません。

変更等	該当事項はありません。
-----	-------------

業務委託契約（計算事務）

期間	業務委託契約（計算事務）（以下、本「業務委託契約（計算事務）」において「個別契約」といいます。）締結日（2017年5月18日）から委託業務を会計事務等に関する一般事務受託者が完了した時点までとします。この場合、有価証券報告書を提出したときを、委託業務が完了した時点とします。
更新	本投資法人の営業期間終了の日までに、本投資法人及び会計事務等に関する一般事務受託者のいずれかから相手方に対して、個別契約を更新しない旨の通知がない限り同一条件にて更新され、業務委託基本契約の契約期間が満了する時点まで、以降も同様とします。
解約	該当事項はありません。
変更等	該当事項はありません。

（ホ） 本資産運用会社の親会社／スポンサー：カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社

スポンサー・サポート契約

サポート の内容 （注）	スポンサー・グループ保有情報の優先的提供及び優先的売買交渉権の付与	スポンサーは、スポンサー・サポート契約所定の除外事由がある場合を除き、本投資法人及び本資産運用会社の投資方針に合致する日本国内に所在する再エネ発電設備等（再エネ発電設備及びこれに関連する不動産等の資産を総称していいいます。以下、本「スポンサー・サポート契約」において「適格再エネ発電設備等」といいいます。）のうち、スポンサー・グループが保有するものを売却しようとする場合には、本投資法人及び本資産運用会社に対し、第三者に先立ち当該適格再エネ発電設備等に関する情報を優先的に提供し、優先的売買交渉権を付与し、又は当該適格再エネ発電設備等の保有者をして当該情報を優先的に提供させ、優先的売買交渉権を付与させます。 本投資法人及び本資産運用会社は、上記に従い適格再エネ発電設備等に関する情報の提供を受けた日（同日を含みます。）から10銀行営業日又は優先的売買交渉権を付与した者（スポンサーを含み、以下、本「スポンサー・サポート契約」において「優先交渉権付与者」といいいます。）と本投資法人若しくは本資産運用会社とが別途合意して定める期間（以下、本「スポンサー・サポート契約」において「優先検討期間」といいいます。）以内に、当該適格再エネ発電設備等の取得の意向の有無を優先交渉権付与者に回答します。 スポンサーは、優先検討期間内に本投資法人又は本資産運用会社が当該適格再エネ発電設備等の取得の意向がある旨を優先交渉権付与者に回答した場合には、自ら本投資法人又は本資産運用会社と当該適格再エネ発電設備等の売却の条件について誠実に協議し、又は優先交渉権付与者をして誠実に協議させます。優先交渉権付与者と本投資法人又は本資産運用会社との間で当該適格再エネ発電設備等の売買を合意した場合には、スポンサーは、本投資法人に対し、当該適格再エネ発電設備等を売却し、又は優先交渉権付与者をして売却させます。 本投資法人及び本資産運用会社が、優先交渉権付与者に対し、（i）優先検討期間内に取得の意向がある旨を回答しなかった場合、（ii）取得の意向がない旨を回答した場合又は（iii）取得の意向がある旨を回答したものの当該回答を優先交渉権付与者が受領した日（同日を含みます。）から10銀行営業日又は優先交渉権付与者と本投資法人若しくは本資産運用会社とが別途合意して定める期間内に売却の条件について合意に達しなかった場合、優先的売買交渉権は消滅します。
	第三者保有情報の提供	スポンサーは、スポンサー・サポート契約所定の除外事由がある場合を除き、スポンサー・グループ以外の第三者が適格再エネ発電設備等を所有、開発又は運営する場合、当該適格再エネ発電設備等の所有者又は当該適格再エネ発電設備等を保有する匿名組合の営業者（以下、本「スポンサー・サポート契約」において「営業者SPC」といいいます。）に対する匿名組合出資持分の保有者がそれぞれ保有している当該適格再エネ発電設備等又は当該匿名組合出資持分の売却を検討していることを知ったときには、当該適格再エネ発電設備等の所有者又は当該匿名組合出資持分の保有者の意向等で情報を提供することができない場合を除き、本投資法人及び本資産運用会社に対し、遅くとも第三者に情報を提供すると同時に当該適格再エネ発電設備等又は当該匿名組合出資持分に関する情報を提供します。
	資産取得業務の支援	スポンサーは、本投資法人がスポンサー・グループ以外の第三者から適格再エネ発電設備等又はそれを保有する営業者SPCに対する匿名組合出資持分を取得しようとする場合において、本資産運用会社から資産取得業務の支援を要請されたときは、当該資産の取得について本投資法人及び本資産運用会社に助言を行います。

サポート の内容 （注）	ウェアハウジング機能の提供	本投資法人及び本資産運用会社は、将来における本投資法人による適格再生エネルギー発電設備等又はそれを保有する営業者SPCに対する匿名組合出資持分の取得を目的として、取得予定時期及び取得予定価格又は取得価格の決定方法等を提示した上で、第三者が保有又は運用している適格再生エネルギー発電設備等又はそれを保有する営業者SPCに対する匿名組合出資持分の取得及び一時的な保有（ウェアハウジング）をスポンサーに依頼することができます。
	賃貸借契約等の締結協議	本投資法人及び本資産運用会社は、スポンサー・グループの法人が本資産運用会社の定める選定基準を満たすことを条件に、本投資法人又は本投資法人が匿名組合出資持分を有する営業者SPCが保有する再生可能エネルギー発電設備等に関して、（i）賃貸借契約、（ii）オペレーター業務の委託に係る契約及び（iii）O&M業務の委託に係る契約を締結することをスポンサーに申し入れることができます。スポンサーは、かかる申し入れを受けた場合には、スポンサー・グループの法人をして誠実に検討させ、当該申し入れを受けた日（同日を含みます。）から10銀行営業日以内に、受諾の可否を本投資法人及び本資産運用会社に対し回答します。
	固定価格買取期間終了後の電力売却支援	スポンサーは、本投資法人及び本資産運用会社から依頼された場合、本投資法人又は本投資法人が匿名組合出資持分を有する営業者SPCが保有する再生可能エネルギー発電設備等における固定価格買取期間が終了した後、当該設備に係る売電事業者（当該設備の賃借人を含みます。）が、当該設備において発電する再生可能エネルギー電気の売却手段を早期に確保できるよう支援します。
	境界紛争に係る対応支援	スポンサーは、本投資法人又は本投資法人が匿名組合出資持分を有する営業者SPCが保有する土地の境界に関して隣地所有者その他の者との間で紛争又はその可能性が生じた場合において、本投資法人及び本資産運用会社から依頼された場合、適用法令において許容される限度において、当該紛争の相手方との協議、交渉その他の対応について本投資法人及び本資産運用会社を支援します。
	土壌汚染に係る対応支援	スポンサーは、土壌汚染対策法その他の環境関連法令等に基づき本投資法人又は本投資法人が匿名組合出資持分を有する営業者SPCに対しその保有する土地につき土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課され、又は課されるおそれが生じた場合において、本投資法人及び本資産運用会社から依頼された場合、当該義務の履行その他の対応について本投資法人及び本資産運用会社を支援します。ただし、当該支援に係る費用は、すべて本投資法人及び本資産運用会社の負担とします。
	その他の支援（人的サポート・ノウハウの提供等）	スポンサーは、本投資法人及び本資産運用会社から依頼された場合、適用法令に反しない範囲で、（i）適格再生可能エネルギー発電設備等の取得及び運用（本投資法人又は本投資法人が匿名組合出資持分を有する営業者SPCの賃貸先又は業務委託先の管理（選定、期中管理、交代等）を含みます。）に関する助言・補助、（ii）人材の出自を含め必要とされる人材確保への協力、並びに（iii）本資産運用会社の役職員に対する研修の提供その他の本投資法人又は本資産運用会社の運営に必要な支援を行います。
期間	本契約の有効期間は、本契約締結日（2017年9月22日）から3年間とします。ただし、本投資法人と本資産運用会社との間の2017年5月18日付資産運用委託契約書（その後の変更を含みます。）が解除され若しくは終了した場合には、スポンサーは、他の当事者に1か月前の通知を行うことにより、本契約を終了させることができます。	
更新	本契約は有効期間の満了日において更に1年間、同一の条件にて更新されるものとし、以後も同様とします。ただし、本契約の当事者のいずれかが重大な支障ないし特段の事由が存在すると判断する場合には、他の当事者に対し、本契約の有効期間の満了日の3か月前までに当該事由の内容を記載した書面を送付し、この場合、当事者間において本契約の条件見直しのための誠実な協議を行います。	
解約	解約に関する定めはありません。	
変更等	本契約の規定は、本契約の当事者全員の書面による合意のみにより、変更又は修正することができます。	

（注）スポンサー・サポート契約上、スポンサーから提供されるサポートについては、最善の努力の範囲で提供されるものであり、損害賠償責任等の対象とならない旨が合意されています。

（ヘ） 本資産運用会社の親会社：カナディアン・ソーラー・インク

Trademark License Agreement

期間	Trademark License Agreementを締結した日（2017年11月15日）から効力が生じるものとし、対象となる商標に係る商標権の存続期間満了日まで（存続期間が更新された場合には、更新後の期間満了日まで）契約の効力は維持されるものとします。当事者は、当該期間満了日の2か月前までに協議を行うものとします。
更新	該当事項はありません。
解約	Trademark License Agreementは、以下の事由が生じた場合に終了します。 （a）カナディアン・ソーラー・インクから本投資法人及び本資産運用会社に対して30日前の書面による通知がなされた場合（ただし、カナディアン・ソーラー・インクは、通知前に本投資法人及び本資産運用会社と協議を行うものとします。） （b）カナディアン・ソーラー・インクにより商標が第三者の権利を侵害していると判断された場合において、カナディアン・ソーラー・インクから本投資法人及び本資産運用会社に対して書面による通知がなされた場合 （c）商標登録が登録取消審判、登録無効審判その他により消滅した場合 （d）本資産運用会社が本投資法人の資産運用会社でなくなった場合 （e）本資産運用会社がカナディアン・ソーラー・インクの子会社でなくなった場合
変更等	Trademark License Agreementは、各当事者（権利放棄の場合には当該権利放棄をする当事者）の書面上の署名がない限り、修正、変更又は取消しがなされず、また権利放棄はされないものとします。

（ト） 関係法人との契約の変更に関する開示の方法

関係法人との契約が変更された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程に従って開示される場合があるほか、かかる契約の変更が、主要な関係法人の異動又は運用に関する基本方針、運用体制、投資制限若しくは分配方針に関する重要な変更該当する場合等には、金融商品取引法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

会計監査人：太陽有限責任監査法人

本投資法人は、太陽有限責任監査法人を会計監査人とします。

会計監査人は、投資主総会の決議によって選任します（投信法第96条第1項、規約第28条）。会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。会計監査人は、前記の投資主総会において別段の決議がされなかったときは、当該投資主総会において再任されたものとみなします（投信法第103条、規約第29条）。

公告の方法

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います（規約第4条）。

2【利害関係人との取引制限】

（１）法令に基づく制限

利益相反取引の制限

資産運用会社が登録投資法人の委託を受けて当該登録投資法人の資産の運用を行う場合において、当該登録投資法人と当該資産運用会社の利害関係人等との間で（i）有価証券の取得若しくは譲渡、（ii）有価証券の貸借、（iii）不動産の取得若しくは譲渡又は（iv）不動産の貸借（当該登録投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとして投信法施行規則で定めるものを除きます。）が行われることとなるときは、当該資産運用会社は、あらかじめ、当該登録投資法人の同意を得なければならないものとされており、執行役員は、かかる同意を与えるためには、役員会の承認を受けなければならないものとされています（投信法第201条の２）。

また、資産運用会社は、法令の定めるところにより、自己やその親法人等又は子法人等が関与する以下の行為を禁止されています（金融商品取引法第42条の２第１号、第44条の３第１項、投信法第223条の３第３項、投信法施行令第130条第２項）。ここで、「親法人等」とは、金融商品取引業者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいい（金融商品取引法第31条の４第３項）、「子法人等」とは、金融商品取引業者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます（金融商品取引法第31条の４第４項）。

（イ）資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の２第１号）又は資産運用会社が自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（業府令第130条第１項第１号）。ただし、業府令に定めるものを除きます。

（ロ）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引、店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引を行うこと（金融商品取引法第44条の３第１項第１号、投信法第223条の３第３項、投信法施行令第130条第２項）。

（ハ）当該金融商品取引業者との間で金融商品取引法第２条第８項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること（金融商品取引法第44条の３第１項第２号、投信法第223条の３第３項）。

（ニ）当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第44条の３第１項第３号、投信法第223条の３第３項）。

（ホ）前記（ロ）から（ニ）までに掲げるもののほか、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令に定める行為（金融商品取引法第44条の３第１項第４号、業府令第153条、投信法第223条の３第３項、投信法施行規則第267条）。

利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、運用の指図を行う投資信託財産、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産（投信法第11条第２項に定める指定資産（以下「指定資産」といいます。）及び投信法施行規則で定めるものを除きます。本において、以下同じです。）の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。）、その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません（投信法第203条第２項）。ただし、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて投信法施行令に定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。）その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則に定めるものにより提供することができます（投信法第203条第４項、第５条第２項）。

資産の運用の制限

登録投資法人は、a.その執行役員又は監督役員、b.その資産運用会社、c.その執行役員又は監督役員の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限ります。）、d.当該資産運用会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間において次に掲げる行為（投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。）を行ってはなりません（投信法第195条、第193条、投信法施行令第116条、第117条、第118条）。

- a. 有価証券の取得又は譲渡
- b. 有価証券の貸借
- c. 不動産の取得又は譲渡
- d. 不動産の貸借
- e. 宅地の造成若しくは建物の建築や再エネ発電設備の製造若しくは設置等を自ら行うことに係る取引等以外の特定資産に係る取引
（ただし、資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること等は認められています。）

特定資産の価格等の調査

資産運用会社は、特定資産（土地若しくは建物又はこれらに関する権利若しくは資産であって投信法施行令で定めるものに限ります。以下、本 において「不動産等」といいます。）の取得又は譲渡が行われたときは、当該特定資産に係る不動産の鑑定評価を、不動産鑑定士であって利害関係人等でないものに行わせなければならないものとされています（ただし、当該取得又は譲渡に先立って当該鑑定評価を行わせている場合は、この限りではありません。）（投信法第201条第1項）。

また、資産運用会社は、不動産等以外の特定資産（指定資産を除きます。）の取得又は譲渡等の行為が行われたときは、投資法人、その資産運用会社（その利害関係人等を含みます。）及びその資産保管会社以外の者であって政令で定めるものに当該特定資産の価格等の調査を行わせなければならないものとされています（ただし、当該行為に先立って当該調査を行わせている場合は、この限りではありません。）（投信法第201条第2項）。

（２） 本資産運用会社の自主ルール（利害関係者取引規程）

本資産運用会社は、利害関係者と本投資法人との間の取引については、利益相反による弊害を排除するため、自主ルールとして利害関係者取引規程を以下のとおり定めています。

利害関係者の範囲

「利害関係者」とは、以下に定めるものを総称していいます。

- （イ） 投信法にて定義される利害関係人等
- （ロ） 本資産運用会社の総株主の議決権の10%以上を保有する株主
- （ハ） 前記（イ）又は（ロ）に定めるものが投資一任契約を締結している特別目的会社等
- （二） 前記（イ）又は（ロ）に定めるものの出資の合計が過半となる特別目的会社等

法令等の遵守

本資産運用会社は、利害関係者との間において、本投資法人の利益を害する取引又は不必要な取引を行ってはなりません。また、利害関係者と取引を行う場合は、金融商品取引法、投信法、投信法施行令その他の適用法令及び利害関係者取引規程の定めを遵守します。

利害関係者との取引の条件

本資産運用会社は、本投資法人が利害関係者との間で以下に定める取引等を行おうとする場合には、以下に定めるところに従わなければならないものとします。

（イ） 利害関係者からの特定資産の取得

- a. 利害関係者からの不動産、不動産の賃借権、地上権、当該不動産に設置された再エネ発電設備及びこれに付帯する設備並びに不動産、不動産の賃借権、地上権、当該不動産に設置された再エネ発電設備及びこれに付帯する設備を信託する信託受益権（以下、本（２）において「対象資産」と総称します。）の取得の場合

対象資産1物件あたりの取得価格（対象資産そのものの取得金額とし、税金及び取得費用等のほか、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分の精算額を含まないものとします。）は、利害関係者でない弁護士（法人を含みます。）、公認会計士（監査法人を含みます。）又は不動産鑑定士その他の専門家が算出した評価額（一定の幅により表示されている場合は、その上限額）以下の金額とします。ただし、利害関係者が本投資法人への譲渡を前提に、一時的に特別目的会社等の組成を行うなどして負担した費用が存する場合、上記にかかわらず、当該費用を加算した価格にて取得することができるものとします。

- b. その他の特定資産の取得の場合
市場における時価を把握できる場合、時価以下の価格により取得するものとします。それ以外の場合、公正な第三者によって提示された適正な価格により取得するものとします。
- (ロ) 利害関係者への特定資産の譲渡
- a. 対象資産の譲渡の場合
対象資産1物件当たりの譲渡価格（対象資産そのものの譲渡価格とし、税金及び譲渡費用等のほか、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分の精算額を含まないものとします。）は、利害関係者でない弁護士（法人を含みます。）、公認会計士（監査法人を含みます。）又は不動産鑑定士その他の専門家が算出した評価額（一定の幅により表示されている場合は、その下限額）以上の金額とします。
- b. その他の特定資産の譲渡の場合
市場における時価を把握できる場合、時価以上の価格により譲渡するものとします。それ以外の場合、公正な第三者によって提示された適正な価格により譲渡するものとします。
- (ハ) 対象資産の取得、譲渡又は賃貸に係る利害関係者への媒介手数料の支払
支払うべき媒介手数料の金額は、宅地建物取引業法に規定する報酬の範囲内（信託受益権の場合にはその目的となっている再エネ発電設備、宅地又は建物その他の信託財産を基準とします。）とし、契約条件の水準、媒介の難易度等を勘案して決定します。
- (二) 対象資産の管理等の委託
- a. 利害関係者へ対象資産の管理等を委託する場合には、委託料の市場水準、提供役務の内容、業務総量等を総合的に勘案の上、適正と判断される条件で委託しなければなりません。
- b. 本投資法人が対象資産を取得する際に、当該対象資産に関し利害関係者が管理等を受託している場合において、当該利害関係者に引き続き管理等を委託する場合には、当該対象資産の取得の検討にあたり、利害関係者への委託条件の適正性に十分に留意し、取得の可否及び取得価格を決定するものとします。
- c. 本資産運用会社は、原則年1回、利害関係者の管理業務等の遂行状況について、利害関係を有しない独立した外部の評価機関による評価等を行い委託先としての適正性を検証します。その結果が一定水準に達しない場合には、当該利害関係者に対して、業務内容の変更及び改善の指示を行い、又は管理等の委託先の変更を行うものとします。
- (ホ) 利害関係者との対象資産の賃貸借契約の締結
本投資法人と利害関係者との間の賃貸借契約の内容は、市場賃料、周辺相場等を調査し、必要に応じて利害関係者でない第三者の意見等も参考にした上で、適正と判断される条件によります。
- (ヘ) 利害関係者への対象資産に係る契約金額100万円を超える工事等の発注
利害関係者以外の第三者の見積価格・役務提供の内容等と比較検討した上で、見積価格・役務提供の内容等が本投資法人にとって不利益でない場合に限り、利害関係者に対し同工事等を発注することができるものとします。なお、対象資産の管理を委託している利害関係者を通じ、第三者（利害関係者でない者に限ります。以下、本（ヘ）において「外部業者」といいます。）に対して工事等の発注を行う場合は、本資産運用会社は、本（ヘ）に定める利害関係者と第三者との比較検討を行うことを要しないものとしますが、かかる場合、本資産運用会社は、利害関係者をして、外部業者に発注する際の見積価格・役務提供の内容等を検証させ、適正と判断される条件で発注させるものとします。

利害関係者との取引に関する手続

利害関係者との前記「 利害関係者との取引の条件」に記載の取引に係る意思決定手続は、以下のとおりです。

資産の取得及び譲渡については、起案部署である投資運用部が起案し、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの事前審査、コンプライアンス委員会の審議及び決議並びに投資運用委員会の審議及び決議後（取引金額が50億円以上の取引については取締役会の審議及び決議後）、更に本投資法人の役員会に上程され、本投資法人の役員会において審議及び承認され、本投資法人の同意を得ることにより、決定されます。決定された資産の取得及び譲渡については、資産の取得及び譲渡が取締役会において審議及び決議された場合を除き、その後取締役会において報告されます。なお、かかる意思決定手続の過程において否決された議案は、起案部署に差し戻されるものとします。

資産の賃貸又は管理の委託については、資産の取得及び譲渡と同様の手続で決定されます。

(3) 利害関係者との取引状況等

資産の取得

該当事項はありません。

利害関係者への賃貸

第18期（2026年6月期）における、保有資産に係る利害関係者への賃貸の概要は、以下のとおりです。

賃借人の名称	物件名称	総賃料収入（千円） （注）
ティーダ・パワー01 合同会社	CS志布志市発電所	21,785
	CS伊佐市発電所	17,748
	CS笠間市発電所	36,904
	CS伊佐市第二発電所	34,746
	CS湧水町発電所	29,139
	CS伊佐市第三発電所	43,881
	CS笠間市第二発電所	39,327
	CS日出町発電所	47,601
	CS芦北町発電所	43,626
	CS南島原市発電所（東）、同発電所（西）	76,425
	CS皆野町発電所	42,508
	CS函南町発電所	24,192
	CS益城町発電所	831,101
	CS郡山市発電所	10,723
	CS津山市発電所	33,193
	CS恵那市発電所	38,899
	CS大山町発電所（A）、同発電所（B）	507,397
	CS高山市発電所	14,782
	CS美里町発電所	21,214
	CS丸森町発電所	41,385
	CS伊豆市発電所	227,164
	CS石狩新篠津村発電所	38,190
	CS大崎市化女沼発電所	9,819
	CS日出町第二発電所	1,117,790
	CS大河原町発電所	168,366
	CS福山市発電所	70,092
	CS七ヶ宿町発電所	178,565
	CS嘉麻市発電所	29,522
	CSみやこ町犀川発電所	198,681
	CS笠間市第三発電所	235,555
	CS佐倉市発電所	11,659
	CS広島市鈴張発電所	169,261
	CS山口市発電所	12,640
	CSさくら市喜連川発電所	21,557
	CSつくば市高見原発電所	11,470

（注）「総賃料収入」は、第18期（2026年6月期）における基本賃料額及び実績連動賃料額の合計額を記載しています。CS山口市発電所については、第18期（2026年6月期）期首にはCS山口秋穂二島2合同会社が、CSさくら市喜連川発電所については、第18期（2026年6月期）期首にはユニバーサー02合同会社が賃借人でしたが、いずれも2026年2月1日付でティーダ・パワー01合同会社を存続法人とする合併を行ったため、合併前の各賃借人からの賃料収入を含んだ額を記載しています。CSつくば市高見原発電所については、第18期（2026年6月期）期首にはCS茨城高見原合同会社が賃借人でしたが、同社は2026年4月1日付でティーダ・パワー01合同会社を存続法人とする合併を行ったため、合併前の賃借人からの賃料収入を含んだ額を記載しています。

利害関係者へのO&M業務の委託

第18期（2026年6月期）における、保有資産に係る利害関係者へのO&M業務の委託の概要は以下のとおりです。

委託先の名称	物件名称	業務委託料 （千円）（注）
カナディアン・ソーラー O&Mジャパン株式会社	CS志布志市発電所	1,339
	CS伊佐市発電所	1,514
	CS笠間市発電所	2,543
	CS伊佐市第二発電所	2,291
	CS湧水町発電所	2,957
	CS伊佐市第三発電所	4,317
	CS笠間市第二発電所	3,006
	CS日出町発電所	4,751
	CS芦北町発電所	3,907
	CS南島原市発電所（東）、同発電所（西）	5,553
	CS皆野町発電所	4,474
	CS函南町発電所	1,809
	CS益城町発電所	71,248
	CS郡山市発電所	829
	CS津山市発電所	2,943
	CS恵那市発電所	2,807
	CS大山町発電所（A）、同発電所（B）	43,044
	CS高山市発電所	1,291
	CS美里町発電所	1,920
	CS丸森町発電所	2,919
	CS伊豆市発電所	13,018
	CS石狩新篠津村発電所	3,221
	CS大崎市化女沼発電所	1,394
	CS日出町第二発電所	62,960
	CS大河原町発電所	10,789
	CS福山市発電所	5,789
	CS七ヶ宿町発電所	7,745
	CSみやこ町犀川発電所	11,620
	CS笠間市第三発電所	11,292
	CS山口市発電所	1,041
	CS広島市鈴張発電所	12,159
	CSさくら市喜連川発電所	1,309
	CSつくば市高見原発電所	1,284

（注）「業務委託料」は、各保有資産について、第18期（2026年6月期）における業務委託料を記載しています。

3【投資主・投資法人債権者の権利】

A 投資主の権利

（１）投資主総会における議決権

本投資法人の投資主は、保有する投資口数に応じ、投資主総会における議決権を有しています（投信法第77条第2項第3号、第94条第1項、会社法第308条第1項本文）。投資主総会において決議される事項は、以下のとおりです。

- （イ）執行役員、監督役員及び会計監査人の選任（ただし、設立の際選任されたものとみなされる者の選任を除きます。）及び解任（投信法第96条、第104条、第106条）
- （ロ）資産運用会社との資産運用委託契約の締結及び解約の承認又は同意（投信法第198条第2項、第205条、第206条第1項）
- （ハ）投資口の併合（投信法第81条の2第2項、会社法第180条第2項（第3号及び第4号を除きます。））
- （ニ）投資法人の解散（投信法第143条第3号）
- （ホ）規約の変更（投信法第140条）
- （ヘ）その他投信法又は規約で定める事項（投信法第89条）

投資主の有する議決権の権利行使の手続は、以下のとおりです。

- （イ）投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって行います（規約第16条）。
- （ロ）投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、その議決権を行使することができます（規約第13条第1項）。この場合において、当該投資主又は代理人は、投資主総会ごとにその代理権を証する書面をあらかじめ本投資法人に提出し、又はかかる書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しなければなりません。代理権を証する書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しようとする投資主又は代理人は、あらかじめ、本投資法人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければなりません（投信法第94条第1項、会社法第310条第1項及び第2項、規約第13条第2項）。
- （ハ）書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行います（投信法第90条の2第2項、第92条第1項、規約第14条第1項）。
- （ニ）前記（ハ）の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第92条第2項、規約第14条第2項）。
- （ホ）電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行います（投信法第92条の2第1項、規約第15条第1項）。
- （ヘ）前記（ホ）の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第92条の2第3項、規約第15条第2項）。
- （ト）投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします（投信法第93条第1項、規約第17条第1項）。
- （チ）前記（ト）の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第93条第3項、規約第17条第2項）。
- （リ）前記（ト）及び（チ）の規定は、（ ）以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、（ ）以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しません（規約第17条第3項）。
 - a. 執行役員、監督役員又は会計監査人の選任又は解任
 - b. 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
 - c. 解散
 - d. 投資口の併合
 - e. 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
- （ヌ）前記（ト）及び（チ）の規定は、規約第17条を変更する規約変更議案については適用しません（規約第17条第4項）。

(ル) 2019年3月1日及び同日以降遅滞なく招集され、以後、隔年ごとの3月1日及び同日以後遅滞なく招集される投資主総会においては、2018年12月末日以後隔年ごとの12月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とします。かかる場合のほか、本投資法人は、投資主総会をその直前の決算期から3か月以内の日を投資主総会の日として開催する場合、当該決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において権利を行使することのできる投資主とします(規約第12条第1項)。

また、上記の規定にかかわらず、本投資法人は、役員会の決議によりあらかじめ公告をして、一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者とすることができます(投信法第77条の3第2項、規約第12条第2項)。

（２） その他の共益権

代表訴訟提起権（投信法第204条、第116条、第119条、会社法第847条（第２項を除きます。））

６か月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対し、書面その他投信法施行規則で定める方法により、資産運用会社、執行役員、監督役員若しくは会計監査人、又は一般事務受託者の責任を追及する訴えの提起を請求することができ、本投資法人が請求の日から60日以内に訴えを提起しないときは、当該請求をした投資主は、本投資法人のために訴えを提起することができます。

投資主総会決議取消訴権等（投信法第94条第２項、会社法第830条、第831条）

投資主は、投資主総会の招集の手續又は決議の方法が法令若しくは規約に違反し、若しくは著しく不公正なとき、決議の内容が規約に違反するとき、又は決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がされたときには、決議の日から３か月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができます。また、投資主総会の決議が存在しない場合又は決議の内容が法令に違反する場合には、それぞれ投資主総会の決議が存在しないこと又は無効であることの確認を訴えをもって請求することができます。

執行役員等の違法行為差止請求権（投信法第109条第５項、第153条の３第２項、会社法第360条第１項）

６か月前から引き続き投資口を有する投資主は、執行役員が本投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役員に対し、その行為をやめることを請求することができます。本投資法人が清算手続に入った場合には清算執行人に対しても同様です。

新投資口発行の差止請求権（投信法第84条第１項、会社法第210条）

投資主は、新投資口の発行が法令若しくは規約に違反する場合又は著しく不公正な方法により行われる場合において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、投資法人に対し、新投資口の発行をやめることを請求することができます。

新投資口発行無効訴権（投信法第84条第２項、会社法第828条第１項第２号、第２項第２号）

投資主は、新投資口の発行について重大な法令・規約違反があった場合には、新投資口の発行の効力が生じた日から６か月以内に、本投資法人に対して新投資口発行無効の訴えを提起することができます。

投資口併合差止請求権（投信法第81条の２第２項、会社法第182条の３）

投資主は、投資口の併合が法令又は規約に違反する場合において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、本投資法人に対し、投資口の併合をやめることを請求することができます。

合併差止請求権（投信法第150条、会社法第784条の２、第796条の２、第805条の２）

投資主は、本投資法人の合併が法令又は規約に違反する場合等において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、一定の場合を除き、当該投資法人に対して、当該合併をやめることを請求することができます。

合併無効訴権（投信法第150条、会社法第828条第１項第７号、第８号、第２項第７号、第８号）

投資主は、合併手続に重大な瑕疵があった場合等には、合併の効力が生じた日から６か月以内に、合併無効の訴えを提起することができます。

投資主提案権（投信法第94条第１項、会社法第303条第２項、第305条第１項、第４項）

発行済投資口の100分の１以上の口数の投資口を６か月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し投資主総会の日の８週間前までに、一定の事項を投資主総会の目的とすることを請求することができ、また、投資主総会の目的である事項につき当該投資主が提出しようとする議案（ただし、議案数は10を上限とします。）の要領を招集通知に記載又は記録することを請求することができます。

投資主総会招集権（投信法第90条第３項、会社法第297条第１項、第４項）

発行済投資口の100分の３以上の口数の投資口を６か月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の目的である事項及び招集の理由を示して投資主総会の招集を請求することができ、請求の後遅滞なく招集の手續が行われない場合又は請求があった日から８週間以内の日を投資主総会の日とする投資主総会の招集の通知が発せられない場合には、内閣総理大臣の許可を得て招集することができます。

書面交付請求権（投信法第94条第１項、会社法第325条の５、規約第９条第５項）

投資主（投信法第91条第２項の承諾をした投資主を除きます。）は、本投資法人に対し、電子提供措置事項（投信法第94条第１項、会社法第325条の３第１項（第３号、第５号及び第６号を除きます。）に掲げる事項をいいます。）を記載した書面の交付を請求することができます。ただし、本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち内閣府令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした投資主に対して交付する書面に記載しないことができます。

検査役選任請求権（投信法第94条第１項、会社法第306条第１項、投信法第110条）

発行済投資口の100分の１以上の口数の投資口を有する投資主は、投資主総会に係る招集の手續及び決議の方法を調査させるため、当該投資主総会に先立ち、内閣総理大臣に対し、検査役の選任の申立てをすることができます。また、発行済投資口の100分の３以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、本投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため、内閣総理大臣に対し、検査役の選任の申立てをすることができます。

執行役員等解任請求権（投信法第104条第1項、第3項、会社法第854条第1項第2号）

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員又は監督役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該役員を解任する旨の議案が投資主総会において否決されたときには、当該投資主総会の日から30日以内に訴えをもって当該役員の解任を請求することができます。

解散請求権（投信法第143条の3）

発行済投資口の10分の1以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、本投資法人に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるときや、本投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で、本投資法人の存立を危うくするときにおいて、やむを得ない事由があるときは、訴えをもって本投資法人の解散を請求することができます。

（3） 分配金請求権（投信法第77条第2項第1号、第137条）

本投資法人の投資主は、本投資法人の規約及び法令に則り、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、各投資主の有する投資口の口数に応じて金銭の分配を受けることができます。

なお、本振替投資口については、本投資法人が誤って本投資法人に対抗できないものとされた振替投資口について行った金銭の分配についても、本投資法人は当該分配に係る金額の返還を求めることができません。この場合、本投資法人は、当該分配に係る金額の限度において、投資主の振替機関等に対する損害賠償請求権を取得します（振替法第228条、第149条）。

（4） 残余財産分配請求権（投信法第77条第2項第2号、第158条）

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、各投資主の有する投資口の口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有しています。

（5） 払戻請求権（規約第6条第1項）

投資主は、投資口の払戻請求権を有していません。

（6） 投資口の処分権（投信法第78条第1項から第3項まで）

投資主は投資口を自由に譲渡することができます。

本振替投資口については、投資主は、口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲渡人の口座から譲受人の口座に本振替投資口の振替が行われることにより、本振替投資口の譲渡を行うことができます（振替法第228条、第140条）。ただし、本振替投資口の譲渡は、本振替投資口を取得した者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載し、又は記録しなければ、本投資法人に対抗することができません（投信法第79条第1項）。なお、投資主名簿の記載又は記録は、総投資主通知（保管振替機構が、本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数、基準日等の通知をいいます。）により行われます（振替法第228条、第152条第1項）。

（7） 投資証券交付請求権（振替法第227条第1項、第2項、投信法第85条第1項）

本投資口は、振替法の適用を受ける振替投資口であり、本投資法人は、投資証券を発行することができません（振替法第227条第1項）。ただし、投資主は、保管振替機構が振替機関の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって保管振替機構の振替業を承継する者が存しない場合、又は本振替投資口が振替機関によって取り扱われなくなった場合には、本投資法人に対して、投資証券の発行を請求することができます（振替法第227条第2項）。

（8） 帳簿等閲覧請求権（投信法第128条の3）

投資主は、本投資法人の営業時間内は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を請求することができます。ただし、この場合においては、当該請求の理由を明らかにして行わなければなりません。

（9） 少数投資主権の行使手続（振替法第228条、第154条）

振替投資口に係る少数投資主権等の行使に際しては、投資主名簿の記載又は記録ではなく、振替口座簿の記載又は記録により判定されることになります。したがって、少数投資主権を行使しようとする投資主は、保管振替機構が個別投資主通知（保管振替機構が、本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数等の通知をいいます。以下同じです。）を行うよう、投資主の口座を開設している口座管理機関に対して申し出ることができます。投資主は、かかる個別投資主通知が本投資法人に対して行われた後4週間が経過する日までに限り、少数投資主権を行使することができます。

B 投資法人債権者の権利

（1）元利金支払請求権

投資法人債権者は、投資法人債の要項に従い、元利金の支払を受けることができます。

（２）投資法人債の譲渡

投資法人債券を発行する旨の定めのある投資法人債の移転は、譲渡人及び譲受人間の意思表示及び投資法人債券を交付することにより行われます（投信法第139条の7、会社法第687条）。このうち、取得者が、記名式の投資法人債の譲渡を第三者に対抗するためには、投資法人債券を交付することが必要であり、投資法人に対抗するためには、取得者の氏名又は名称及び住所を投資法人債原簿に記載又は記録することが必要です（投信法第139条の7、会社法第688条第2項）。これに対し、取得者が、無記名式の投資法人債の譲渡を第三者及び投資法人に対抗するためには、投資法人債券を交付することが必要です（投信法第139条の7、会社法第688条第3項）。投資法人債につき、本投資法人が振替法に基づく一般債振替制度において、保管振替機構が取り扱うことに同意し、振替法の適用を受けることを決定した振替投資法人債については、新規発行及び権利の移転は全て振替法に従い、振替口座簿への記録・記載によって行われることとなります。

（３）投資法人債権者集会における議決権

投資法人債権者集会は、投信法に規定のある場合のほか、投資法人債権者の利害に関する事項について、決議を行うことができます（投信法第139条の10第2項、会社法第716条）。

投資法人債権者集会において、投資法人債権者は、その有する投資法人債の金額の合計額に応じて議決権を行使することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第723条第1項）。投資法人債権者は、投資法人債権者集会に出席する代わりに書面によって議決権を行使することも可能です（投信法第139条の10第2項、会社法第726条）。

投資法人債権者集会における決議は、裁判所の認可によってその効力を生じます（投信法第139条の10第2項、会社法第734条）。

投資法人債権者集会の決議方法は、以下のとおりです（投信法第139条の10第2項、会社法第724条）。

- （イ）法令及び投資法人債の要項に別段の定めがある場合のほか、原則として、決議に出席した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意をもって行われます（普通決議）。
- （ロ）投資法人債権者集会の決議は、一定の重要な事項については、議決権者の議決権の総額の5分の1以上を有する議決権者が出席し、かつ、出席した議決権者の議決権の総額3分の2以上の議決権を有する者の同意をもって行われます（特別決議）。

投資法人債管理補助者は、投資法人債権者による招集があった場合等一定の場合には、投資法人債権者集会を招集することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第717条第3項）。また、投資法人債総額（償還済みの額を除きます。）の10分の1以上に当たる投資法人債を保有する投資法人債権者は、本投資法人、投資法人債管理者又は投資法人債管理補助者に対して、会議の目的たる事項及び招集の理由を示して、投資法人債権者集会の招集を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第1項）。

かかる請求がなされた後、遅滞なく投資法人債権者集会の招集手続がなされない場合等には、かかる請求を行った投資法人債権者は、裁判所の許可を得て投資法人債権者集会の招集をすることができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第3項）。

投資法人債権者は、本投資法人の営業時間内に、投資法人債権者集会の議事録の閲覧又は謄写を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第731条第3項）。

（４）投資法人債管理者

本投資法人は、投資法人債を発行する場合には、投資法人債管理者を定め、投資法人債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の投資法人債の管理を行うことを委託しなければなりません。ただし、各投資法人債の金額が1億円以上である場合については、この限りではありません（投信法第139条の8）。

（５）投資法人債管理補助者

本投資法人は、投信法第139条の8に規定する場合（各投資法人債の金額が1億円以上である場合等）には、投資法人債管理補助者を定め、投資法人債権者のために投資法人債の管理の補助を行うことを委託することができます。ただし、当該投資法人債が担保付社債である場合は、この限りではありません（投信法第139条の9の2第1項）。

（６）担保提供制限条項

本投資法人は、本投資法人債発行後、本投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人が国内で今後発行する他の無担保投資法人債（ただし、下記に定める担付切換条項が特約されている無担保投資法人債を除きます。）に投信法及び担保付社債信託法（明治38年法律第52号。その後の改正を含みます。）に基づき担保権を設定する場合には、本投資法人債にも投信法及び担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定します。

なお、上記ただし書における担付切換条項とは、純資産額維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

（1）【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称及び住所

名称：カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社

住所：東京都港区虎ノ門二丁目4番7号 T-LITE 13階

資本金の額

本書の日付現在 20,000万円

事業の内容

（イ）投資運用業

（ロ）投資法人の設立企画人としての業務

（ハ）宅地建物取引業

（二）前記（イ）から（ハ）までに付帯関連する一切の業務

会社の沿革

2016年6月23日	カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社設立
2016年8月26日	宅地建物取引業の免許取得 （免許証番号 東京都知事（2）第99617号）
2017年2月28日	宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可取得 （認可番号 国土交通大臣認可第115号）
2017年4月21日	金融商品取引業（投資運用業）に係る登録 （関東財務局長（金商）第2987号）

株式の総数及び資本金の額の増減

（イ）発行可能株式総数（本書の日付現在）

100,000株

（ロ）発行済株式の総数（本書の日付現在）

40,000株

（ハ）最近5年間ににおける資本金の額の増減

最近5年間ににおける資本金の額の増減はありません。

その他

（イ）役員の変更

本資産運用会社の取締役及び監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行います。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までで、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとします。また、補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとします。本資産運用会社において取締役及び監査役に変更があった場合には、所定の期間内に監督官庁へ届け出ます。また、本資産運用会社の取締役は、他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは執行役に就任した場合（他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が金融商品取引業者の取締役又は執行役を兼ねることとなった場合を含みます。）又は他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、遅滞なく、その旨を監督官庁へ届け出なければなりません（金融商品取引法第31条の4第1項）。

(ロ) 訴訟事件その他本資産運用会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在において、本資産運用会社に関して、訴訟事件その他重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

関係業務の概要

本投資法人が、本資産運用会社に委託する主な業務は資産の運用に係る業務です。

(2) 【運用体制】

本資産運用会社の組織体制については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構」をご参照ください。

(3) 【大株主の状況】

(本書の日付現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%) (注)
カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目4番7号 T-LITE 13階	40,000	100.0
合計		40,000	100.0

(注) 比率とは、発行済株式(自己株式を除きます。)の総数に対する所有株式数の比率をいいます。

（４）【役員の状況】

（本書の日付現在）

役職名	氏 名	主要略歴		所有 株式数 （株）
代表取締役 社長 （常勤）	林 瑞樹	2007年 9 月 2007年 9 月 2012年 5 月 2013年 4 月 2013年 8 月 2014年10月 2016年 2 月 2018年 5 月 2020年11月 2022年 6 月 2023年 6 月 2026年 5 月	弁護士登録 森・濱田松本法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所外国法 共同事業） 入所 米国コロンビア大学ロースクール（LL.M.）卒業 米国ニューヨーク州弁護士 登録 外務省国際法局経済条約課（出向）課長補佐 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 ヴァイス・プレジデ ント 米国公認会計士 登録 カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社 入社 法務部 シニアリーガルカウンセル カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社 取 締役 カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社 法務部 アソシエイト ゼネラルカウンセル（日本及びアジア 太平洋州）（同社法務部長、現任） 株式会社TORIHADA 社外監査役（現任） カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社 代 表取締役社長（現任）	0
取締役 （非常勤）	ズー・シンボ	1996年 1998年 2004年 2006年 2010年 2014年 1 月 2016年10月 2018年 4 月 2021年 2 月 2023年 6 月 2024年 5 月 2025年 4 月	フィリップエレクトロニック 入社 Vishay インターテクノロジー 入社 アメリカンパワーコンベンション 入社 Vishay インターテクノロジー 入社 シニアファイナンスマネジャー 同社 ファイナンス部長 カナディアン・ソーラー・インク（カナダ）入社 同社 ヴァイスプレジデント ファイナンスコントローラー / エナジービジネス部門 同社 コーポレートヴァイスプレジデント ファイナンスコン トローラー 同社 ヴァイスプレジデント オペレーション&プロジェクト ファイナンス / エナジービジネス部門 同社 チーフリスク兼サプライオフィサー / リカレントエナ ジー部門 同社 シニアヴァイスプレジデント兼チーフファイナンスオ フィサー（現任） カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社 取 締役（現任）	0

役職名	氏 名	主要略歴		所有 株式数 (株)
取締役 (非常勤)	山田 亮太	2005年4月 2013年5月 2015年1月 2015年4月 2019年7月 2021年10月 2022年3月 2022年3月 2024年3月 2025年4月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 カナディアン・ソーラー・ジャパン株式会社 入社 カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社 入社(転籍) プロジェクト・デベロップメント シニアマネージャー 同社 プロジェクト・デベロップメント ディレクター 同社 プロジェクト・デベロップメント シニアディレクター カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント 株式会社(出向) 執行役員 投資運用担当 同社 出向解除 カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社 代表取締役(現任) カナディアン・ソーラーO&Mジャパン株式会社 取締役 カナディアン・ソーラーO&Mジャパン株式会社 代表取締役(現任) カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社 取 締役(現任)	0
監査役 (非常勤)	水上 彰	1988年4月 2000年9月 2006年5月 2009年3月 2011年5月 2012年7月 2015年6月 2016年6月 2017年2月	三井住友海上火災保険株式会社 副長 株式会社ユー・エス・ジェイ 内部監査室長代理 米国ボストン大学ロースクール(LL.M.) 卒業 日本デルファイ・オートモーティブ・システムズ株式会社 ファイナンスマネージャー 日本ゴア株式会社 コントローラー 米国公認会計士 登録 カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社 ファイナンスコントローラー カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社 監 査役(現任) カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社 ファイナンシャルコントローラー(現任)	0

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

本資産運用会社は、投信法上の資産運用会社として登録投資法人の資産運用を行っています。

営業の概況

本書の日付現在、本資産運用会社が資産の運用を行う投資法人は、本投資法人のみです。

関係業務の概況

本資産運用会社は、本投資法人の資産の運用に係る業務を行っています。

資本関係

本書の日付現在、本資産運用会社は本投資口を保有していません。

2【その他の関係法人の概況】

A 投資主名簿等管理人、機関運営事務等受託者及び資産保管会社（投信法第117条第2号乃至第6号及び第208条関係）

（1）【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

資本金の額

2026年3月31日現在 342,037百万円

事業の内容

銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。）に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号。その後の改正を含みます。）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）【関係業務の概要】

投資主名簿等管理人としての業務

- （イ） 投資主名簿及び新投資口予約権原簿（これらを総称して、以下、本 において「投資主名簿等」といいます。）の作成、管理及び備置に関する事務
- （ロ） 投資主名簿への投資主及び登録投資口質権者又はこれらの者の代理人等（以下、本 において「投資主等」といいます。）の投資主名簿記載事項の記録並びに投資主名簿と振替口座簿に記録すべき振替投資口数との照合に関する事務
- （ハ） 投資主等の住所及び氏名の記録又はその変更事項の記録に関する事務
- （ニ） 投資主等の提出する届出の受理に関する事務
- （ホ） 投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する参考書類等各種送付物の送付並びにこれらの返戻履歴の管理に関する事務
- （ヘ） 議決権行使書面（又は委任状）の作成、受理及び集計に関する事務
- （ト） 金銭の分配（以下、本 において「分配金」といいます。）の計算及び支払に関する事務
- （チ） 分配金支払事務取扱銀行等における支払期間経過後の分配金の確定及びその支払いに関する事務
- （リ） 新投資口予約権原簿の作成、管理及び備置に関する事務
- （ヌ） 新投資口予約権の行使に関する事務
- （ル） 新投資口予約権原簿への新投資口予約権者及び登録新投資口予約権質権者（以下、本 において「新投資口予約権者等」といいます。）の新投資口予約権原簿記載事項の記録並びに新投資口予約権原簿と振替口座簿に記録すべき振替新投資口予約権数との照合に関する事務
- （ヲ） 新投資口予約権者等の住所及び氏名の記録又はその変更事項の記録に関する事務
- （ワ） 投資主名簿等の閲覧又は謄写若しくは証明書の交付に関する事務
- （カ） 自己投資口及び自己新投資口予約権の消却に関する事務
- （コ） 投資口及び新投資口予約権に関する諸統計及び官庁、証券取引所等への届出若しくは報告に関する資料の作成事務
- （ク） 投資口に関する照会応答、諸証明書の発行及び事故届出の受理に関する事項
- （ケ） 投資口の併合、投資口の分割、募集投資口の発行及び新投資口予約権無償割当て、並びに合併等に関する事務等の臨時事務
- （コ） 委託事務を処理するため使用した本投資法人に帰属する書類の整理保管に関する事務
- （セ） 支払調書等の作成対象となる投資主等、新投資口予約権者等の個人番号及び法人番号（以下、本 において「個人番号等」といいます。）について、振替機関あて請求及び通知受領に関する事務
- （ネ） 本投資法人の投資主等及び新投資口予約権者等に係る個人番号等の収集に関する事務
- （ナ） 本投資法人の投資主等及び新投資口予約権者等の個人番号等の登録、保管及び別途定める保管期間経過後の廃棄又は削除に関する事務
- （ウ） 行政機関等あて個人番号等の提供に関する事務
- （ム） その他振替機関との情報の授受に関する事項
- （エ） 前記（イ）から（ム）までに係る照会に対する応答
- （オ） 前記（イ）から（ウ）までに掲げる事項に付随する事務

機関運営事務受託者としての業務

- (イ) 本投資法人の機関（役員会及び投資主総会をいいます。）の運営に関する事務（ただし、投信法第117条第2号に基づき、投資主総会関係書類の発送、議決権行使書の受理、集計に関する事務等の投資主名簿の作成及び備置に関する事務を委託した一般事務受託者が行う事務を除きます。）
 - (ロ) その他前記（イ）に付随関連する事務
- 資産保管会社としての業務
- (イ) 資産保管業務
 - (ロ) 金銭出納管理業務
 - (ハ) その他前各号に付随関連する業務

(3) 【資本関係】

本書の日付現在、本投資法人与三井住友信託銀行株式会社との間には資本関係はありません。

B 投資法人債に関する一般事務受託者

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

名称

株式会社みずほ銀行

東京都千代田区大手町1-5-5 大手町タワー

資本金の額

2026年3月31日現在 1,404,065百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）（以下、本（2）において「本投資法人債」といいます。）に係る発行事務

- (イ) 本投資法人債の払込金の本投資法人への交付
 - (ロ) 投資法人債原簿の作成及び投資法人債券台帳の調製
 - (ハ) その他本投資法人及び投資法人債に関する一般事務受託者が協議のうえ必要と認められる事務
- 本投資法人債に係る期中事務

- (イ) 投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務
- (ロ) 投資法人債券台帳の調製に関する事務
- (ハ) 租税特別措置法等に基づく利子所得税等の納付

- (ニ) 本投資法人債の買入消却に関する事務

- (ホ) その他本投資法人及び投資法人債に関する一般事務受託者が協議のうえ必要と認められる事務

本投資法人債にかかる発行代理人事務

- (イ) 本投資法人債の銘柄に関する情報（以下、本（2）において「銘柄情報」といいます。）の株式会社証券保管振替機構（以下、本（2）において「機構」といいます。）への通知

- (ロ) 本投資法人債のISINコード（国際標準化機構が定めた規格ISO6166に基づく証券系コードで、証券コード協議会がその権限に基づき体系的に付番しているものをいいます。）の機構からの取得並びに銘柄情報に関する登録内容の機構からの取得及びその内容の確認

- (ハ) 本投資法人債要項の機構への提出

- (ニ) 本投資法人債の新規記録情報その他業務規程等に定める情報の機構への通知

- (ホ) 機構が発行口に登録した銘柄情報のうち業務規程等で定める事項及び新規記録情報の内容、並びに新規記録DVP決済情報（DVP決済を指定する旨その他DVP決済に係る業務規程等に定める情報をいいます。）の内容及びDVP決済を行うために機構が付した決済番号（DVP決済の場合に限ります。）の機構からの取得並びにその内容の確認

- (ヘ) 本投資法人債の引受金融商品取引業者からの払込金の受領

- (ト) 払込みに伴う資金決済が完了した旨の機構への通知

- (チ) 機構が新規記録を行った旨その他業務規程等に定める事項の機構からの取得及びその内容の確認

- (リ) 本投資法人債の新規記録手数料の納入事務

- (ヌ) その他業務規程等に定める事務

本投資法人債の支払代理人事務

- (イ) 本投資法人債の銘柄情報のうち、支払代理人が通知すべき事項の機構宛通知

- (ロ) 本投資法人債の元金償還及び利金支払に関する請求情報の機構からの取得及び確認

- (ハ) 本投資法人債の元金償還及び利金支払に関する配分情報（以下、本（2）において「決済予定額情報」といいます。）の機構からの取得及び確認

- (二) 決済予定額情報に係る資金決済について日本銀行金融ネットワークシステムを利用する場合はその旨及び決済予定額情報の資金決済会社宛の通知
- (ホ) 本投資法人債の元金支払事務
- (ヘ) 本投資法人債の買入消却に関する事務
- (ト) 元金の償還及び利息支払に係る元金支払取りまとめ事務
- (チ) その他業務規程等に定める事務

(3) 資本関係

本書の日付現在、本投資法人と株式会社みずほ銀行との間には資本関係はありません。

C 会計事務等に関する一般事務受託者(投信法第117条第5号及び第6号関係)

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

名称

EY税理士法人

東京都千代田区有楽町1-1-2 日比谷三井タワー ミッドタウン日比谷

資本金の額

該当事項はありません。

事業の内容

税理士業を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

本投資法人の一般事務受託者(投信法第117条第5号及び第6号)として計算に関する事務、会計帳簿の作成に関する事務等を行います。

(3) 資本関係

本書の日付現在、本投資法人とEY税理士法人との間には資本関係はありません。

D 本資産運用会社の親会社/スポンサー/オペレーター

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

名称

カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社

東京都港区虎ノ門二丁目4番7号 T-LITE 13階

資本金の額

本書の日付現在 1,100百万円

事業の内容

太陽光その他新エネルギーに係る設備の設置、運用及び保守管理業務、新エネルギーに係るリサーチ及びコンサルティング等を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社は、本資産運用会社の親会社であり、スポンサー・サポート契約に基づき、スポンサー・グループ保有情報の優先的提供及び優先的売買交渉権の付与等のスポンサー・サポートの提供を行っています。また、保有資産の各賃借人との間でアセットマネジメント業務委託契約に基づき、保有資産について、オペレーター業務を行っています。

(3) 資本関係

2026年6月30日現在、カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社は、本投資法人の主要な投資主(発行済投資口の総数に対する所有投資口数の割合15.29%)です。

E 本資産運用会社の親会社

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

名称

カナディアン・ソーラー・マネジメント・サービス・カンパニー・リミテッド

Unit 1520 15/F Tower 2, Grand Century Place, 193 Prince Edward Road West, Kowloon, Hong Kong

資本金の額

2025年12月末日現在 30,653千米ドル（4,798百万円）

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算は、便宜上、2025年12月末日現在の株式会社みずほ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝156.54円）を用いています。

事業の内容

投資目的の資産を取得し、保有することを主たる事業としています。

(2) 関係業務の概要

該当事項はありません。

(3) 資本関係

本書の日付現在、本投資法人与カナディアン・ソーラー・マネジメント・サービス・カンパニー・リミテッドとの間には資本関係はありません。

F 本資産運用会社の親会社

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

名称

カナディアン・ソーラー・インク

545 Speedvale Avenue West, Guelph, Ontario, Canada N1K 1E6

資本金の額

2026年3月末日現在 835,543千米ドル（133,628百万円）

（注）米ドルの円貨換算は、便宜上、2026年3月末日現在の株式会社みずほ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝159.93円）を用いています。

事業の内容

モジュール（Module）事業（太陽電池モジュール、セル、ウェハー等や太陽光発電設備のシステム部品等のデザイン、開発、製造及び販売等）、エネルギー（Energy）事業（太陽光発電所の開発プロジェクト、建設及び販売、EPCサービス及びO&Mサービス等の提供、並びに太陽光発電所の保有及び売電事業等）を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

該当事項はありません。

(3) 資本関係

本書の日付現在、本投資法人与カナディアン・ソーラー・インクとの間には資本関係はありません。

第5【投資法人の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。）及び同規則第2条の規定により、「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

本投資法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人の監査を受けています。

3. 連結財務諸表について

本投資法人は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成していません。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前期 (2025年12月31日)	当期 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3 4,373,111	3 3,682,193
営業未収入金	959,808	1,356,643
前払費用	380,766	277,692
未収還付法人税等	-	29
その他	102,418	86,943
流動資産合計	5,816,104	5,403,503
固定資産		
有形固定資産		
構築物	1,114,345	1,118,871
減価償却累計額	326,015	348,868
構築物（純額）	788,329	770,002
機械及び装置	44,146,794	44,150,842
減価償却累計額	13,567,650	14,477,676
機械及び装置（純額）	30,579,143	29,673,166
工具、器具及び備品	631,414	631,414
減価償却累計額	186,891	199,600
工具、器具及び備品（純額）	444,523	431,814
土地	4,883,093	4,883,105
信託構築物	8,293,270	8,294,491
減価償却累計額	1,302,372	1,454,890
信託構築物（純額）	6,990,897	6,839,600
信託機械及び装置	35,824,384	35,849,133
減価償却累計額	5,300,199	6,003,113
信託機械及び装置（純額）	30,524,184	29,846,020
信託工具、器具及び備品	139,281	144,281
減価償却累計額	22,268	25,016
信託工具、器具及び備品（純額）	117,013	119,264
信託土地	7,831,175	7,831,175
有形固定資産合計	82,158,361	80,394,150
無形固定資産		
借地権	1,465,265	1,465,265
ソフトウェア	908	593
無形固定資産合計	1,466,174	1,465,858
投資その他の資産		
長期前払費用	704,167	666,755
出資金	10	10
繰延税金資産	12	21
長期預金	23,400	23,400
差入保証金	62,709	62,709
投資その他の資産合計	790,299	752,897
固定資産合計	84,414,835	82,612,906
繰延資産		
投資法人債発行費	5,602	4,636
繰延資産合計	5,602	4,636
資産合計	90,236,542	88,021,046

（単位：千円）

	前期 (2025年12月31日)	当期 (2026年6月30日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	129,017	109,041
短期借入金	-	1,500,000
1年内償還予定の投資法人債	3,800,000	-
1年内返済予定の長期借入金	3,170,914	3,062,891
未払金	248,004	219,873
未払費用	134,170	96,869
未払法人税等	8	-
未払消費税等	373,473	117,907
預り金	4,995	496
流動負債合計	7,860,583	5,107,079
固定負債		
投資法人債	1,400,000	1,400,000
長期借入金	36,756,861	37,558,917
長期未払金	1,699	1,699
固定負債合計	38,158,561	38,960,617
負債合計	46,019,144	44,067,696
純資産の部		
投資主資本		
出資総額	47,953,452	47,953,452
出資総額控除額		
一時差異等調整引当額	2 13,697	2 17,562
その他の出資総額控除額	5,284,646	5,284,646
出資総額控除額合計	5,298,344	5,302,209
出資総額（純額）	42,655,108	42,651,243
剰余金		
当期末処分利益又は当期末処理損失（ ）	1,562,289	1,302,106
剰余金合計	1,562,289	1,302,106
投資主資本合計	44,217,397	43,953,349
純資産合計	1 44,217,397	1 43,953,349
負債純資産合計	90,236,542	88,021,046

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前期 (自 2025年 7 月 1 日 至 2025年12月31日)	当期 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
営業収益		
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸収入	1 4,780,856	1 4,456,947
営業収益合計	4,780,856	4,456,947
営業費用		
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸費用	1 2,623,458	1 2,552,660
資産運用報酬	180,798	167,583
一般事務委託手数料	30,672	29,003
役員報酬	3,600	3,600
租税公課	79	869
その他営業費用	84,750	81,627
営業費用合計	2,923,359	2,835,345
営業利益	1,857,496	1,621,601
営業外収益		
受取利息	4,949	6,960
受取配当金	-	0
還付加算金	918	-
未払分配金除斥益	445	237
受取保険金	-	779
受取保証料	240	-
固定資産受贈益	-	9,731
雑収入	262	486
営業外収益合計	6,817	18,194
営業外費用		
支払利息	209,650	242,955
投資法人債利息	26,426	13,002
投資法人債発行費償却	2,599	965
融資関連費用	62,807	79,787
営業外費用合計	301,484	336,711
経常利益	1,562,830	1,303,085
税引前当期純利益	1,562,830	1,303,085
法人税、住民税及び事業税	766	1,035
法人税等調整額	7	8
法人税等合計	774	1,027
当期純利益	1,562,056	1,302,057
前期繰越利益	233	48
当期末処分利益又は当期末処理損失（ ）	1,562,289	1,302,106

（３）【投資主資本等変動計算書】

前期（自 2025年 7 月 1 日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	投資主資本						
	出資総額					剰余金	
	出資総額	出資総額 控除額			出資総額 （純額）	当期末処分 利益又は当 期末処理損 失（ ）	剰余金合計
		一時差異等調 整引当額	その他の出資 総額控除額	出資総額控除 額合計			
当期首残高	47,953,452	9,832	5,128,336	5,138,169	42,815,283	1,248,995	1,248,995
当期変動額							
一時差異等調整 引当額による利 益超過分配	-	3,864	-	3,864	3,864	-	-
その他の利益 超過分配	-	-	156,309	156,309	156,309	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	1,248,762	1,248,762
当期純利益	-	-	-	-	-	1,562,056	1,562,056
当期変動額合計	-	3,864	156,309	160,174	160,174	313,293	313,293
当期末残高	1 47,953,452	13,697	5,284,646	5,298,344	42,655,108	1,562,289	1,562,289

	投資主資本	純資産合計
	投資主資本 合計	
当期首残高	44,064,278	44,064,278
当期変動額		
一時差異等調整引当額に よる利益超過分配	3,864	3,864
その他の利益超過分配	156,309	156,309
剰余金の配当	1,248,762	1,248,762
当期純利益	1,562,056	1,562,056
当期変動額合計	153,119	153,119
当期末残高	44,217,397	44,217,397

当期（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

（単位：千円）

	投資主資本						
	出資総額					剰余金	
	出資総額	出資総額 控除額			出資総額 （純額）	当期末処分 利益又は当 期末処理損 失（ ）	剰余金合計
		一時差異等調 整引当額	その他の出資 総額控除額	出資総額控除 額合計			
当期首残高	47,953,452	13,697	5,284,646	5,298,344	42,655,108	1,562,289	1,562,289
当期変動額							
一時差異等調整 引当額による利 益超過分配	-	3,864	-	3,864	3,864	-	-
その他の利益 超過分配	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	1,562,240	1,562,240
当期純利益	-	-	-	-	-	1,302,057	1,302,057
当期変動額合計	-	3,864	-	3,864	3,864	260,183	260,183
当期末残高	1 47,953,452	17,562	5,284,646	5,302,209	42,651,243	1,302,106	1,302,106

	投資主資本	純資産合計
	投資主資本 合計	
当期首残高	44,217,397	44,217,397
当期変動額		
一時差異等調整引当額に よる利益超過分配	3,864	3,864
その他の利益超過分配	-	-
剰余金の配当	1,562,240	1,562,240
当期純利益	1,302,057	1,302,057
当期変動額合計	264,047	264,047
当期末残高	43,953,349	43,953,349

（４）【金銭の分配に係る計算書】

	前 期 (自 2025年 7 月 1 日 至 2025年12月31日)	当 期 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
当期末処分利益	1,562,289,190円	1,302,106,093円
利益超過分配金加算額		
うち一時差異等調整引当額	3,864,807円	3,864,807円
うちその他の出資総額控除額	-円	-円
分配金の額	1,566,105,681円	1,305,875,343円
(投資口 1 口当たりの分配金の額)	(3,647) 円	(3,041)円
うち利益分配額	1,562,240,874円	1,302,010,536円
(うち 1 口当たり利益分配金)	(3,638) 円	(3,032)円
うち一時差異等調整引当額	3,864,807円	3,864,807円
(うち 1 口当たり利益超過分配金(一 時差異等調整引当額に係るもの))	(9) 円	(9)円
うちその他の利益超過分配金	-円	-円
(うち 1 口当たり利益超過分配金(そ の他の利益超過分配金に係るもの))	(-) 円	(-)円
次期繰越利益	48,316円	95,557円
分配金の額の算出方法	本投資法人の規約第47条第 1 号に従い、租税特別措置法第67条の15に規定される配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えるものとしています。かかる方針により、当期末処分利益1,562,289,190円に対して、投資口 1 口当たりの分配金が 1 円未満となる端数部分を除く全額 1,562,240,874円を利益分配金として分配することとしました。 なお、本投資法人の規約第47条第 2 号に定める利益超過分配は、原則として当初予想における利益分配額に対し実績が満たなかった場合に、その差分を補うための調整弁として活用することとなります。そのため、当期においては利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）は行わないこととし、一時差異等調整引当額に相当する額である3,864,807円を利益を超えた金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当しない）として分配することとしました。この結果、投資口 1 口当たりの分配金を 3,647円としました。	本投資法人の規約第47条第 1 号に従い、租税特別措置法第67条の15に規定される配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えるものとしています。かかる方針により、当期末処分利益1,302,106,093円に対して、投資口 1 口当たりの分配金が 1 円未満となる端数部分を除く全額 1,302,010,536円を利益分配金として分配することとしました。 なお、本投資法人の規約第47条第 2 号に定める利益超過分配は、原則として当初予想における利益分配額に対し実績が満たなかった場合に、その差分を補うための調整弁として活用することとなります。そのため、当期においては利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）は行わないこととし、一時差異等調整引当額に相当する額である3,864,807円を利益を超えた金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当しない）として分配することとしました。この結果、投資口 1 口当たりの分配金を 3,041円としました。

（注）利益超過分配金は、原則として本投資法人の規約及び本資産運用会社の社内規程である運用ガイドラインに定める金銭の分配の方針に従い分配することを前提として算出しています。

（分配方針）

本投資法人は、資産売却損益を除いた保有資産の運用から生じるFF0（Funds from Operation）を判断基準としてキャッシュフロー・マネジメントを実施します。また、利益超過分配の上限額は、以下の算定方式に基づき算出します。

「利益超過分配」の原資は、FF0に前期繰越利益を加えた金額とします。「FF0」は、対象営業期間における「税引後当期純利益」（ただし、対象営業期間において資産売却がなされた場合の資産売却損益は除きます。）に対象営業期間における減価償却費を加算した金額とします。

「利益超過分配」の上限額は、対象営業期間のFF0から、税引後当期純利益（ただし、対象営業期間において資産売却がなされた場合の資産売却損益は除きます。）及び対象営業期間に係る約定弁済額を差し引いた金額とします。

利益超過分配に加えて、新投資口発行等の資金調達、大規模修繕又は想定を超える保有資産の発電への影響による賃料の低下等により、1口当たり総分配額が、当初想定額から減少することが見込まれる場合には、1口当たり総分配の金額を平準化する目的で、上限

額を超えた一時的な利益超過分配を行うことがあります。なお、各営業期間における運用状況について総合的に判断を行った上で、利益超過分配を実施しないこと、あるいは一時的に資産運用業協会の規則に定められる減価償却における利益超過分配の比率を超えた金額で実施することができます。

（５）【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前期 (自 2025年 7 月 1 日 至 2025年12月31日)	当期 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,562,830	1,303,085
減価償却費	1,800,127	1,804,083
固定資産受贈益	-	9,731
投資法人債発行費償却	2,599	965
受取利息及び受取配当金	4,949	6,960
支払利息	236,076	255,958
未払分配金除斥益	445	237
営業未収入金の増減額（ は増加 ）	532,678	396,835
未収入金の増減額（ は増加 ）	767	649
未収消費税等の増減額（ は増加 ）	282,200	-
未払消費税等の増減額（ は減少 ）	314,641	256,348
前払費用の増減額（ は増加 ）	113,818	103,074
長期前払費用の増減額（ は増加 ）	61,913	37,411
営業未払金の増減額（ は減少 ）	43,186	21,789
未払金の増減額（ は減少 ）	22,989	17,461
未払費用の増減額（ は減少 ）	14,748	23,158
その他	18,296	10,326
小計	4,735,713	2,783,032
利息及び配当金の受取額	4,949	6,960
利息の支払額	234,669	270,101
法人税等の支払額	1,196	1,074
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,504,797	2,518,817
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	318,726	37,661
差入保証金の差入による支出	15,800	-
その他の収入	830	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	333,695	37,661
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	1,500,000
長期借入れによる収入	-	2,300,000
長期借入金の返済による支出	1,603,946	1,605,967
投資法人債の償還による支出	-	3,800,000
分配金の支払額	1,248,762	1,562,240
利益超過分配金の支払額	160,174	3,864
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,012,883	3,172,072
現金及び現金同等物の増減額（ は減少 ）	1,158,219	690,917
現金及び現金同等物の期首残高	3,214,892	4,373,111
現金及び現金同等物の期末残高	1 4,373,111	1 3,682,193

(6) 【注記表】

[継続企業の前提に関する注記]

該当事項はありません。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しています。 なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりです。 <table border="0"> <tr> <td>構築物</td><td>22年～30年</td></tr> <tr> <td>機械及び装置</td><td>6年～29年</td></tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td><td>22年～29年</td></tr> <tr> <td>信託構築物</td><td>24年～30年</td></tr> <tr> <td>信託機械及び装置</td><td>24年～29年</td></tr> <tr> <td>信託工具、器具及び備品</td><td>24年～29年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、耐用年数は以下のとおりです。 ソフトウェア 5年 (3) 長期前払費用 定額法を採用しています。	構築物	22年～30年	機械及び装置	6年～29年	工具、器具及び備品	22年～29年	信託構築物	24年～30年	信託機械及び装置	24年～29年	信託工具、器具及び備品	24年～29年
構築物	22年～30年												
機械及び装置	6年～29年												
工具、器具及び備品	22年～29年												
信託構築物	24年～30年												
信託機械及び装置	24年～29年												
信託工具、器具及び備品	24年～29年												
2. 繰延資産の償却方法	(1) 投資法人債発行費 償還までの期間にわたり定額法により償却しています。 (2) 投資口交付費 発生時に全額費用処理しています。												
3. 収益及び費用の計上基準	固定資産税の処理方法 保有するインフラ資産等に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当該計算期間に対応する額を賃貸費用として費用処理する方法を採用しています。 なお、インフラ資産等の取得に伴い、譲渡人等に支払う固定資産税等の精算金（いわゆる、「固定資産税等相当額」）は賃貸費用として計上せず、当該インフラ資産等の取得価格に算入しています。												
4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手元現金及び随時引き出し可能な預金、並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。												
5. ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 借入金金利 (3) ヘッジ方針 本投資法人はリスク管理規程に基づき投資法人規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っています。 (4) ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップは特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価は省略しています。												

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理 保有する再生可能エネルギー発電設備等を信託財産とする信託受益権については、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の当該勘定科目に計上しています。 なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記勘定科目については、貸借対照表において区分掲記しています。 信託構築物、信託機械及び装置、信託工具、器具及び備品、信託土地
-------------------------	--

（追加情報）

〔一時差異等調整引当額の引当て及び戻入れに関する注記〕

前期（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

1. 引当て及び戻入れの発生事由、発生した資産等及び引当額または戻入額

（単位：千円）

発生した資産等	引当・戻入の発生事由	一時差異等調整引当額
太陽光発電設備 （主としてCS益城町発電所に係るもの）	税務上の減価償却超過額の発生	3,864

（注）主としてCS益城町発電所において機械装置に計上したPCS 6年次点検パーツに係る減価償却費について、その計算の基礎とした会計上の耐用年数と税務上の法定耐用年数との間に税会不一致が生じています。当該税会不一致による課税負担を軽減することを目的として、当期の金銭の分配に係る計算において、税会不一致相当額を一時差異等調整引当額として計上するとともに利益超過分配として分配することを予定しています。

2. 戻入れの具体的な方法

本太陽光発電設備に係る税務上の法定耐用年数が経過した後、税会不一致が解消した時点で戻し入れる予定です。

当期（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

1. 引当て及び戻入れの発生事由、発生した資産等及び引当額または戻入額

（単位：千円）

発生した資産等	引当・戻入の発生事由	一時差異等調整引当額
太陽光発電設備 （主としてCS益城町発電所に係るもの）	税務上の減価償却超過額の発生	3,864

（注）主としてCS益城町発電所において機械装置に計上したPCS 6年次点検パーツに係る減価償却費について、その計算の基礎とした会計上の耐用年数と税務上の法定耐用年数との間に税会不一致が生じています。当該税会不一致による課税負担を軽減することを目的として、当期の金銭の分配に係る計算において、税会不一致相当額を一時差異等調整引当額として計上するとともに利益超過分配として分配することを予定しています。

2. 戻入れの具体的な方法

本太陽光発電設備に係る税務上の法定耐用年数が経過した後、税会不一致が解消した時点で戻し入れる予定です。

〔未適用の会計基準等に関する注記〕

（リースに関する会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2.適用予定日
2027年12月期の期首より適用予定です。

3.当該会計基準等の適用による影響
「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は、現時点で評価中です。

（後発事象に関する会計基準）

- ・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

1.概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

2.適用予定日
2027年12月期の期首より適用予定です。

[貸借対照表に関する注記]

1 投信法第67条第4項に定める最低純資産額

（単位：千円）

前期 (2025年12月31日)	当期 (2026年6月30日)
50,000	50,000

2 一時差異等調整引当額

前期（2025年12月31日）

（1）引当て・戻入れの発生事由、発生した資産等及び引当額・戻入額

（単位：千円）

発生した資産等	発生した事由	当初 発生額	当期首残高	当期引当額	当期 戻入額	当期末残高	戻入れの事由
太陽光発電設備等 （主としてCS益城町 発電所に係るもの）	税務上の減価 償却超過額の 発生	13,697	9,832	3,864	-	13,697	-

（2）戻入れの具体的な方法

項目	戻入れの具体的な方法
太陽光発電設備等 （主としてCS益城町発電所に係るもの）	本太陽光発電設備に係る税務上の法定耐用年数が経過した後、税会不一致が解消した時点で戻し入れる予定です。

当期（2026年6月30日）

（1）引当て・戻入れの発生事由、発生した資産等及び引当額・戻入額

（単位：千円）

発生した資産等	発生した事由	当初 発生額	当期首残高	当期引当額	当期 戻入額	当期末残高	戻入れの事由
太陽光発電設備等 （主としてCS益城町 発電所に係るもの）	税務上の減価 償却超過額の 発生	17,562	13,697	3,864	-	17,562	-

（2）戻入れの具体的な方法

項目	戻入れの具体的な方法
太陽光発電設備等 （主としてCS益城町発電所に係るもの）	本太陽光発電設備に係る税務上の法定耐用年数が経過した後、税会不一致が解消した時点で戻し入れる予定です。

3 現金及び預金

前期末の現金及び預金残高4,373,111千円のうち、28,510千円、当期末の現金及び預金残高3,682,193千円のうち、68,155千円を廃棄等費用積立金として預金に預け入れを行っています。積立金の金額は資源エネルギー庁公表の廃棄等費用積立ガイドラインに従い、各物件毎、每期期初に積立を行います。本書の日付現在の物件毎の積立状況は「第一部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況（2）投資資産 その他投資資産の主要なもの（ロ）設備・施設の概要 b.FIT制度及びFIP制度上の権利の概要及び適用される出力制御ルール」及び「第一部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況（2）投資資産 その他投資資産の主要なもの（ヨ）保有資産の個別の概要」に記載している通りです。

4 特定融資枠に係る借入未使用枠残高等

本投資法人は、効率的かつ機動的なキャッシュ・マネジメントを行うことを目的として、取引銀行との間で取り決められた運営費用及び元利金返済額相当額のキャッシュ・リザーブを解除したため、代替として当該費用にかかる資金使途に限定したコミットメント極度枠及び期間を定めた個別貸付契約（リザーブ・クレジット・ファシリティ）を締結しております。

	前期 (2025年12月31日)	当期 (2026年6月30日)
借入極度額	2,500,000千円	2,500,000千円
期末借入残高	-	-
期末未使用残高	2,500,000千円	2,500,000千円

[損益計算書に関する注記]

1 再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業損益の内訳

(単位:千円)

	前期 自 2025年7月1日 至 2025年12月31日	当期 自 2026年1月1日 至 2026年6月30日
A.再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業収益		
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸収入		
(基本賃料)	3,249,165	3,195,121
(実績連動賃料)	1,531,677	1,261,803
(付帯収入)	14	22
再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業収益合計	4,780,856	4,456,947
B.再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業費用		
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸費用		
(管理委託費)	332,876	311,898
(修繕費)	97,321	48,808
(公租公課)	195,218	186,618
(水道光熱費)	5,612	5,716
(保険料)	85,299	88,163
(減価償却費)	1,799,811	1,803,768
(支払地代)	96,135	96,503
(信託報酬)	11,184	11,184
再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業費用合計	2,623,458	2,552,660
C.再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業損益 (A-B)	2,157,397	1,904,286

[投資主資本等変動計算書に関する注記]

1 発行可能投資口総口数及び発行済投資口の総口数

	前期 自 2025年7月1日 至 2025年12月31日	当期 自 2026年1月1日 至 2026年6月30日
発行可能投資口総口数	10,000,000口	10,000,000口
発行済投資口の総口数	429,423口	429,423口

〔キャッシュ・フロー計算書に関する注記〕

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位:千円)

	前期 自 2025年 7 月 1 日 至 2025年12月31日	当期 自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日
現金及び預金	4,373,111	3,682,193
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	4,373,111	3,682,193

〔リース取引に関する注記〕

オペレーティング・リース（貸主側）

未経過リース料

(単位:千円)

	前期 (2025年12月31日)	当期 (2026年 6 月30日)
1 年内	6,422,321	6,404,784
1 年超	72,112,799	68,564,176
合計	78,535,121	74,968,960

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

本投資法人では、新たな運用資産の取得及び借入金の返済に充当する資金を、金融機関からの借入れ、投資法人債の発行、又は投資口の発行等により調達を行います。中長期的な収益の維持及び向上並びに運用資産の規模と価値の成長を実現するために、安定的かつ健全な財務運営を構築することを基本方針とします。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

長期借入金、運用資産の取得に係る資金調達であり、金利変動リスクや流動性リスク等に晒されていますが、借入期間及び金利形態のバランス、並びに借入先の分散を図るとともに、有利子負債比率の上限を原則60%にする等、各種指標を適切に管理することにより、当該リスクを軽減しています。更に、変動金利の上昇リスクを回避し支払利息の固定化を進めるために、デリバティブ取引（金利スワップ取引等）をヘッジ手段として利用できることとしています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等を用いた場合、当該価額が異なる場合もあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、「現金及び預金」及び「営業未収入金」は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。更に、「長期預金」、「差入保証金」は重要性が乏しいため、注記を省略しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）１年内返済予定の長期借入金	3,170,914	3,171,549	635
（２）１年内償還予定の投資法人債	3,800,000	3,797,340	2,660
（３）長期借入金	36,756,861	36,886,783	129,921
（４）投資法人債	1,400,000	1,356,740	43,260
負債合計	45,127,775	45,212,412	84,636
（５）デリバティブ取引	-	-	-

（注１）金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

負債

（１）１年内返済予定の長期借入金 （３）長期借入金

変動金利による長期借入金は、金利が一定期間毎に更改される条件で借入れを行っているため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっています。なお、変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理の対象としているものは（後記「デリバティブ取引に関する注記」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。

（２）１年内償還予定の投資法人債 （４）投資法人債

時価については、市場価格に基づき算定する方法によっています。

（５）デリバティブ取引

後記「デリバティブ取引に関する注記」をご参照ください。

2026年６月30日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、「現金及び預金」、「営業未収入金」及び「短期借入金」は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。更に、「長期預金」、「差入保証金」は重要性が乏しいため、注記を省略しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）１年内返済予定の長期借入金	3,062,891	3,062,120	770
（２）１年内償還予定の投資法人債	-	-	-
（３）長期借入金	37,558,917	37,636,810	77,893
（４）投資法人債	1,400,000	1,354,780	45,220
負債合計	42,021,808	42,053,711	31,902
（５）デリバティブ取引	-	-	-

（注１）金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

負債

（１）１年内返済予定の長期借入金 （３）長期借入金

変動金利による長期借入金は、金利が一定期間毎に更改される条件で借入れを行っているため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっています。なお、変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理の対象としているものは（後記「デリバティブ取引に関する注記」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。

（４）投資法人債

時価については、市場価格に基づき算定する方法によっています。

（５）デリバティブ取引

後記「デリバティブ取引に関する注記」をご参照ください。

（注２）長期借入金及び投資法人債の決算日（2025年12月31日）後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
長期借入金	3,170,914	10,398,720	5,964,394	1,951,777	4,601,001	13,840,967
投資法人債	3,800,000	-	-	1,400,000	-	-
合計	6,970,914	10,398,720	5,964,394	3,351,777	4,601,001	13,840,967

長期借入金及び投資法人債の決算日（2026年６月30日）後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
長期借入金	3,062,891	10,147,969	5,742,804	4,727,905	10,728,686	6,211,550
投資法人債	-	-	-	1,400,000	-	-
合計	3,062,891	10,147,969	5,742,804	6,127,905	10,728,686	6,211,550

〔有価証券に関する注記〕

前期（2025年12月31日）

該当事項はありません。

当期（2026年６月30日）

該当事項はありません。

〔デリバティブ取引に関する注記〕

１．ヘッジ会計が適用されていないもの

前期（2025年12月31日）及び当期（2026年６月30日）において、該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているもの

前期（2025年12月31日）

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約金額等		時価	当該時価の算定方法
				うち１年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	30,977,201	28,407,500	（注）	-

（注）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている１年内返済予定の長期借入金及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、「金融商品に関する注記 ２．金融商品の時価等に関する事項」における「（注１）負債（１）１年内返済予定の長期借入金（３）長期借入金」の時価に含めて記載しています。

当期（2026年６月30日）

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約金額等		時価	当該時価の算定方法
				うち１年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	29,678,466	27,100,261	（注）	-

（注）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている１年内返済予定の長期借入金及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、「金融商品に関する注記 ２．金融商品の時価等に関する事項」における「（注１）負債（１）１年内返済予定の長期借入金（３）長期借入金」の時価に含めて記載しています。

〔退職給付に関する注記〕

前期（2025年12月31日）

該当事項はありません。

当期（2026年6月30日）

該当事項はありません。

〔税効果会計に関する注記〕

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前期 (2025年12月31日)	当期 (2026年6月30日)
繰延税金資産		
未払事業税損金不算入額	12	21
減価償却超過額	5,983	7,321
繰延税金資産小計	5,996	7,342
評価性引当額	5,983	7,321
繰延税金資産合計	12	21
繰延税金資産の純額	12	21

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前期 (2025年12月31日)	当期 (2026年6月30日)
法定実効税率	31.46%	31.46%
（調整）		
支払分配金の損金算入額	31.53%	31.53%
その他	0.12%	0.15%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.05%	0.08%

〔持分法損益等に関する注記〕

前期（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

当期（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

該当事項はありません。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1．親会社及び法人主要投資主等

前期（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

当期（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

該当事項はありません。

2．関連会社等

前期（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

当期（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

該当事項はありません。

3.兄弟会社等

前期（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

当期（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

該当事項はありません。

4.役員及び個人主要投資主等

前期（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

当期（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

該当事項はありません。

〔資産除去債務に関する注記〕

前期（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

当期（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

該当事項はありません。

本投資法人の保有する再生可能エネルギー発電施設の一部、本投資法人の所有する信託財産としての再生可能エネルギー発電施設の一部は、土地所有者との借地契約に基づき、原状回復に係る債務を有していますが、当該契約は自動更新契約又は特段の事情がない限り更新が予定される契約若しくは更新・再契約の可能性が高い契約となっており、当該契約の継続期間を合理的に見積もることが困難であることから、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

なお、当該契約対象の土地は、再生可能エネルギー発電設備以外の利用は困難であることから、契約解除となる蓋然性は極めて低いと考えています。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

本投資法人は、再生可能エネルギー発電設備等を保有しています。これらの貸借対照表計上額、期中増減額及び期末評価額は、以下のとおりです。

（単位：千円）

	前期 自 2025年7月1日 至 2025年12月31日	当期 自 2026年1月1日 至 2026年6月30日
貸借対照表計上額（注2）		
期首残高	85,112,692	83,623,627
期中増減額（注3）	1,489,065	1,764,211
期末残高	83,623,627	81,859,416
期末評価額（注4）	82,030,000	77,388,000

（注1）本投資法人の保有している不動産は、再生可能エネルギー発電設備の用に供する不動産であるため、貸借対照表計上額及び期末評価額については、再生可能エネルギー発電設備及び不動産の一体の金額を記載しています。

（注2）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

（注3）賃貸等不動産の期中増減額のうち、前期の主要な増加理由は、太陽光発電設備1発電所（268,948千円）の取得によるものであり、主要な減少理由は減価償却費（1,799,811千円）の計上によるものです。
当期の主要な増加理由は、太陽光発電設備の資本的支出（30,710千円）によるものであり、主要な減少理由は減価償却費（1,803,768千円）の計上によるものです。

（注4）期末評価額は、S-01からS-18までの発電所については、PwCサステナビリティ合同会社より取得した2025年12月31日及び2026年6月30日を価格時点とするバリュエーションレポートに記載されたレンジによる評価額から、本投資法人が投資法人規約第41条第1項に従い算出した中間値の合計額を記載しております。また、S-19からS-30までの発電所の再生可能エネルギー発電設備については、クロール株式会社より取得した、2025年12月31日及び2026年6月30日を価格時点とするバリュエーションレポートに中間値として記載された評価額の合計額を算出しています。S-31からS-35の発電所については、一般財団法人日本不動産研究所より取得した2025年12月31日及び2026年6月30日を価格時点とするバリュエーションレポートに記載されたレンジによる評価額から、本投資法人が投資法人規約第41条第1項に従い算出した中間値の合計額を記載しております。

なお、再生可能エネルギー発電設備等に関する2025年12月期（第17期）及び2026年6月期（第18期）における損益は、前記「損益計算書に関する注記」に記載のとおりです。

〔収益認識に関する注記〕

該当事項はありません。

〔セグメント情報等に関する注記〕

１．セグメント情報

本投資法人の事業は、再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業の単一事業であるため、記載を省略しています。

２．関連情報

前期（自 2025年 7 月 1 日 至 2025年12月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しています。

（２）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しています。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しています。

（３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
ティーダ・パワー01合同会社	4,746,215	再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業
CS山口秋穂二島2合同会社	12,556	再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業
ユニバージー02合同会社	18,670	再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業
CS茨城高見原合同会社	3,401	再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業

当期（自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日）

（１）製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しています。

（２）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しています。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しています。

（３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
ティーダ・パワー01合同会社	4,447,557	再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業
CS山口秋穂二島2合同会社	1,735	再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業
ユニバージー02合同会社	2,644	再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業
CS茨城高見原合同会社	4,987	再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業

〔１口当たり情報に関する注記〕

	前期 自 2025年 7 月 1 日 至 2025年12月31日	当期 自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日
１口当たり純資産額	102,969円	102,354円
１口当たり当期純利益	3,637円	3,032円

（注１）１口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しています。潜在投資口調整後１口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため記載していません。

（注２）１口当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前期 自 2025年 7 月 1 日 至 2025年12月31日	当期 自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日
当期純利益（千円）	1,562,056	1,302,057
普通投資主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通投資口に係る当期純利益（千円）	1,562,056	1,302,057
期中平均投資口数（口）	429,423	429,423

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

(7) 【附属明細表】

有価証券明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(単位：千円)

区分	種類	契約金額等（注１）		時価（注２）
			うち１年超	
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	29,678,466	27,100,261	-
合計		29,678,466	27,100,261	-

(注１) 金利スワップ取引の契約額等は想定元本に基づいて記載しています。

(注２) 金融商品に関する会計基準上の特例要件を満たしているため、時価の記載は省略しています。

不動産等明細表のうち総括表

該当事項はありません。

再生可能エネルギー発電設備等明細表のうち総括表

(単位：百万円)

資産の種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額又は償却累計額		差引当期末残高	概要
							当期償却額		
有形固定資産	構築物	1,114	4	-	1,118	348	22	770	(注)
	機械及び装置	44,146	4	-	44,150	14,477	910	29,673	(注)
	工具、器具及び備品	631	-	-	631	199	12	431	
	土地	4,883	0	-	4,883	-	-	4,883	
	信託構築物	8,293	1	-	8,294	1,454	152	6,839	(注)
	信託機械及び装置	35,824	24	-	35,849	6,003	702	29,846	(注)
	信託工具、器具及び備品	139	5	-	144	25	2	119	(注)
	信託土地	7,831	-	-	7,831	-	-	7,831	
	合計	102,863	39	-	102,903	22,509	1,803	80,394	
無形固定資産	借地権	1,465	-	-	1,465	-	-	1,465	
	ソフトウェア	7	-	-	7	6	0	0	
	合計	1,472	-	-	1,472	6	0	1,465	

(注) 当期の主要な増加理由は、太陽光発電設備の資本的支出によるものです。

その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

投資法人債明細表

（単位：百万円）

銘柄	発行 年月日	当期首 残高	当期 減少額	当期 増加額	当期末 残高	利率 (%)	償還期限	使途	担保
カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）	2021年 1月26日	3,800	3,800	-	-	0.80	2026年 1月26日	（注1）	無担保 無保証
カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）	2024年 10月24日	1,400	-	-	1,400	1.573	2029年 10月24日	（注1）	無担保 無保証
合計		5,200	3,800	-	1,400				

（注1）資金使途は返済期限の到来に近い有利子負債の返済、将来の特定資産の取得コスト、修繕費用・資本的支出及び運転資金の支払に充当します。

（注2）貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
投資法人債	-	-	-	1,400	-
合 計	-	-	-	1,400	-

借入金明細表

区分	借入先	当期首 残高 (百万円)	当期 増加額 (百万円)	当期 減少額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	平均 利率 (%) (注1)	返済 期限	返済方法	使途	摘要
短期 借入 金	株式会社三菱UFJ銀行	-	450	-	450	1.54935	2027年 1月20日	期日一括 返済	(注6)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行	-	375	-	375					
	三井住友信託銀行株式会社	-	300	-	300					
	株式会社荘内銀行	-	375	-	375					
	小計	-	1,500	-	1,500	-	-	-	-	-
長期 借入 金	株式会社SBI新生銀行	1,372	-	67	1,305	0.84500 (注2)	2027年 10月31日	一部分割 返済	(注4)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行	858	-	42	815					
	株式会社三菱UFJ銀行	572	-	28	543					
	株式会社りそな銀行	1,029	-	50	979					
	オリックス銀行株式会社	572	-	28	543					
	株式会社広島銀行	1,029	-	50	979					
	株式会社南都銀行	1,029	-	50	979					
	株式会社大分銀行	514	-	25	489					
	株式会社荘内銀行	514	-	25	489					
	株式会社三十三銀行	114	-	5	108					
	株式会社栃木銀行	514	-	25	489					
	三菱UFJ信託銀行株式会社	858	-	42	815					
	株式会社SBI新生銀行	1,048	-	43	1,004	1.04200 (注2)	2028年 9月6日	一部分割 返済	(注4)	無担保 無保証
	株式会社三菱UFJ銀行	1,210	-	50	1,160					
	株式会社足利銀行	620	-	25	594					
	株式会社広島銀行	310	-	12	297					
	株式会社南都銀行	605	-	25	580					
	三菱UFJ信託銀行株式会社	1,048	-	43	1,004					
	株式会社SBI新生銀行	989	-	40	948	0.81990 (注3)	2031年 3月8日	一部分割 返済	(注4)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行	966	-	39	926					
	株式会社三菱UFJ銀行	966	-	39	926					
	三井住友信託銀行株式会社	966	-	39	926					
	朝日信用金庫	1,505	-	62	1,443					
	株式会社鳥取銀行	1,003	-	41	962					
	株式会社中国銀行	966	-	39	926					
	株式会社七十七銀行	752	-	31	721					
	株式会社大分銀行	501	-	20	481					
	株式会社南都銀行	501	-	20	481					
	株式会社池田泉州銀行	501	-	20	481					
	株式会社佐賀銀行	501	-	20	481					
	株式会社名古屋銀行	501	-	20	481					
	株式会社福邦銀行	358	-	14	343					
	株式会社福岡銀行	215	-	8	206					
	三菱UFJ信託銀行株式会社	989	-	40	948					

区分	借入先	当期首 残高 (百万円)	当期 増加額 (百万円)	当期 減少額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	平均 利率 (%) (注1)	返済 期限	返済方法	使途	摘要
長期 借入 金	株式会社みずほ銀行	1,026	-	31	995	1.26950 (注5)	2033年 7月19日	一部分割 返済	(注4)	無担保 無保証
	株式会社SBI新生銀行	1,026	-	31	995					
	株式会社三菱UFJ銀行	941	-	29	912					
	三井住友信託銀行株式会社	941	-	29	912					
	株式会社足利銀行	800	-	24	775					
	株式会社第四北越銀行	226	-	6	219					
	株式会社みずほ銀行	1,026	-	31	995	1.62526	2033年 7月19日	一部分割 返済	(注4)	無担保 無保証
	株式会社SBI新生銀行	1,026	-	31	995					
	株式会社三菱UFJ銀行	941	-	29	912					
	三井住友信託銀行株式会社	941	-	29	912					
	株式会社第四北越銀行	1,026	-	31	995					
	株式会社三菱UFJ銀行	463	-	17	445	1.62526	2030年 1月31日	一部分割 返済	(注4)	無担保 無保証
	株式会社南都銀行	927	-	35	891					
	株式会社広島銀行	463	-	17	445					
	株式会社荘内銀行	1,205	-	46	1,158					
	株式会社足利銀行	463	-	17	445					
	株式会社福岡銀行	463	-	17	445	1.64435	2031年 1月20日	期日一括 返済	(注6)	無担保 無保証
	株式会社三菱UFJ銀行	-	690	-	690					
	株式会社みずほ銀行	-	575	-	575					
	三井住友信託銀行株式会社	-	460	-	460					
	株式会社荘内銀行	-	575	-	575					
	小計	39,927	2,300	1,605	40,621	-	-	-	-	-
合計		39,927	3,800	1,605	42,121					

(注1) 平均利率は、日数による期中加重平均を記載しており、記載未満の桁数を切り捨てにより記載しています。

(注2) 金利変動リスクを回避する目的で金利を実質固定化する金利スワップ取引を行っており、金利スワップの効果を勘案した期中加重平均利率を記載しています。

(注3) 2021年3月29日付で金利変動リスクを回避する目的で金利を実質固定化する金利スワップ取引を開始しており、金利スワップの効果を勘案した期中加重平均利率を記載しています。

(注4) 資金使途は、再生可能エネルギー発電設備等の購入資金です。

(注5) 2023年8月15日付で金利変動リスクを回避する目的で金利を実質固定化する金利スワップ取引を開始しており、金利スワップの効果を勘案した期中加重平均利率を記載しています。

(注6) 資金使途は、投資法人債の償還資金です。

(注7) 長期借入金の貸借対照表日以後5年以内における1年毎の返済予定額の総額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	3,062,891	10,147,969	5,742,804	4,727,905	10,728,686

2 【投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(2026年 6 月30日現在)

	金 額
・ 資産総額	88,021,046千円
・ 負債総額	44,067,696千円
・ 純資産総額 (-)	43,953,349千円
・ 発行済数量	429,423口
・ 1口当たり純資産額 (/)	102,354円

(注) 「資産総額」、「負債総額」及び「純資産総額」は、帳簿価額を使用しています。

第6【販売及び買戻しの実績】

2026年6月期の直近6計算期間の本投資法人による販売、買戻し及び払戻しの実績は次のとおりです。

計算期間	販売日	販売口数 (口)(注1)	買戻し口数 (口)(注1)	発行済口数 (口)
第13期 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	2023年7月18日	62,000 (11,210)	-	448,656
	2023年8月10日	3,100 (0)	-	451,756
第14期 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	該当事項はありません。	-	-	451,756
第15期 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日) (注3)	自 2024年8月19日 至 2024年11月14日	-	11,757 (0)	439,999
第16期 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日) (注4)	自 2025年2月17日 至 2025年5月16日	-	10,576 (0)	429,423
第17期 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)	該当事項はありません。	-	-	429,423
第18期 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	該当事項はありません。	-	-	429,423

(注1) 括弧内の数は、本邦外における販売口数及び買戻しの口数です。

(注2) 本投資法人による投資口の払戻しの実績はありません。

(注3) 2024年8月19日から2024年11月14日にかけて、証券会社との自己の投資口の取得に関わる取引一任勘定取引契約（継続買付型）を締結した上で、当該契約に基づき当該証券会社との間で自己投資口取得に係る個別契約を締結し、当該個別契約に基づく東京証券取引所における市場買付けにより、自己投資口の取得を行いました。取得した自己投資口（11,757口）については、2024年12月19日に開催された本投資法人の役員会における決議に基づき、その全てを2024年12月26日に消却しました。

(注4) 2025年2月17日から2025年5月16日にかけて、証券会社との自己の投資口の取得に関わる取引一任勘定取引契約（継続買付型）を締結した上で、当該契約に基づき当該証券会社との間で自己投資口取得に係る個別契約を締結し、当該個別契約に基づく東京証券取引所における市場買付けにより、自己投資口の取得を行いました。取得した自己投資口（10,576口）については、2025年6月24日に開催された本投資法人の役員会における決議に基づき、その全てを2025年6月30日に消却しました。

第 7 【参考情報】

当計算期間の開始日から、本有価証券報告書の提出日までの間に、以下の書類を関東財務局に提出しています。

2026年 3 月26日 有価証券報告書 - 第17期（自 2025年 7 月 1 日 至 2025年12月31日）

2026年 8 月14日 発行登録書

独立監査人の監査報告書

2026年9月28日

カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人

役員会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河 島 啓 太
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 山 村 幸 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているカナディアン・ソーラー・インフラ投資法人の2026年1月1日から2026年6月30日までの第18期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人の2026年6月30日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、投資法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監督役員の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監督役員の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監督役員の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、投資法人は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、執行役員に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、執行役員に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記の監査報告書の原本は本投資法人（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれていません。